

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 0 年 6 月 1 3 日開会

平成 2 0 年 6 月 2 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 3 日

1. 議事日程

平成20年第2回北杜市議会定例会(1日目)

平成20年6月13日
午前10時05分開会
於 議 場

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

(日程第7 報告第1号 平成19年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

日程第8 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第9 報告第3号 平成19年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第10 報告第4号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第11 報告第5号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第12 報告第6号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第13 承認第2号 平成19年度北杜市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第14 承認第3号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第15 承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第16 承認第5号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第17 議案第68号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の制定について

日程第18 議案第69号 北杜市長坂まちなか公園条例の制定について

- 日程第 19 議案第 70 号 北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 71 号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 72 号 北杜市担い手農業者育成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 73 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 74 号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 75 号 北杜市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 76 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 77 号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 78 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 79 号 北杜市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 80 号 平成 20 年度北杜市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 81 号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件について
- 日程第 31 議案第 82 号 工事請負変更契約の締結について（武川上団地建設工事 建築主体建設工事）
- 日程第 32 議案第 83 号 委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）

までの 26 案件を一括議題として上程）

日程第 3 市長行政報告および提出議案の説明
（常任委員会付託）

日程第 4 請願第 2 号 請願の件 「教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書」

日程第 5 発議第 2 号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出について

日程第 6 請願第 3 号 請願の件 「後期高齢者医療制度の廃止を求める請願」

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

41番	浅川哲男	1番	野中真理子
2番	岡野 淳		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
会計管理者	大芝隆夫	監査委員事務局長	原哲也
農業委員会事務局長	新海敏生	明野総合支所長	八代忠夫
須玉総合支所長	内藤歳雄	高根総合支所長	白倉民雄
長坂総合支所長	植松本	大泉総合支所長	藤原宝
小淵沢総合支所長	小林まち子	白州総合支所長	渡邊稔
武川総合支所長	福井俊克	政策秘書課長	名取重幹
総務課長	堀内誠	財政課長	小島良一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開会 午前10時05分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日の本会議開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

このたび、第84回全国市議会議長会定期総会において、浅川哲男君、鈴木孝男君が、それぞれ市政発展に尽力された功績が認められ、十年表彰を受賞されました。心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。これからも健康を保たれまして、北杜市政発展のため、ご活躍くださいますよう、お祈り申し上げます。

（表彰状の伝達）

平成20年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

市内の水田では田植えが終わり、緑鮮やかな田園風景が見受けられるようになりました。また、先日は小淵沢の花パーク フィオーレの水田において、小学生や市民の参加のもと、稲文字によるアート作成作業が行われました。実りの秋を迎えるころには、今年も豊作となり、稲文字が市民や観光客の目を楽しませてくれると期待するものであります。

議員各位におかれましては、梅雨に入り天候不順の時期でありますので、健康に十分ご留意の上、提案されました議案審議に全力を傾注していただき、市民の負託に応えられますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

本日の出席議員数は41人であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告6件、承認4件、議案16件、同意3件であります。

次に今定例会において、受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成20年2月分、3月分、4月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

次に4月17日に、上野原市において第239回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、私と副議長が出席いたしました。総会において、会長に都留市議会議長、藤江厚夫氏が就任されましたので、ご報告いたします。

また4月24日に、埼玉県川越市において、第74回関東市議会議長会定期総会が開催され、私が出席いたしました。

5月13日には、東京都内の都市センターホールにおいて、第36回全国自治体病院経営都市議会協議会が開催され、私が出席いたしました。

5月28日に、東京都内の日比谷公会堂において、第84回全国市議会議長会定期総会、5月29日には砂防会館において、市議会議員共済会、第96回代議員会が開催され、いずれも私が出席いたしましたので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月13日から6月26日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの14日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

41番議員 浅川哲男君

1番議員 野中真理子君

2番議員 岡野 淳君

以上、3人を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第7 報告第1号 平成19年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から、日程第32 議案第83号 委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）までの26件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長から行政報告および提出議案に対する説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

平成20年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

5月には大型サイクロンがミャンマーを襲い、また中国四川省では大規模な地震が発生し、大きな被害をもたらしました。改めて、自然災害の脅威を思い知らされました。

今回、被災された両国の皆さまには心からお見舞い申し上げるとともに、一日にも早い復興をお祈り申し上げます。議員各位ならびに市民の皆さまには、見舞金等にご協力いただき、感謝申し上げます。

道路財源の暫定税率を含む税制関連法案が、衆議院における再可決により、4月30日に成立いたしました。暫定税率が維持されない場合、道路関連予算ばかりでなく、歳入欠陥など地方財政そのものが大きな打撃を受けますが、法案の成立により住民生活への影響が回避できま

したことに加え、地方再生対策費等を盛り込んだ地方交付税法が成立しましたことに安堵しております。

しかしながら、道路特定財源の改革は、車が生活の必需品である地方にとって、1人当たりの税負担が都市と比較して3.5倍であることから、大きな問題であります。このため、一般財源化に当たっては、地方枠を設けることなどを市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

さて、世界的な原油価格の上昇で、バイオ燃料の生産拡大などによる穀物価格の高騰、建築資材価格の上昇などが日本経済に大きな影響を及ぼし、食料品をはじめ燃料や電気料金などの価格が上昇しておりまして、市民や企業への影響が大変心配されるところです。

次に長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度についてであります。

4月からスタートした長寿医療制度は被保険者証の未到着、保険料の算定方法、年金からの天引きなどに対する批判が全国レベルで相次いだことから、政府与党において制度の見直し案を検討する与党プロジェクトチームを立ち上げるなど、異例の事態となっております。

本市においても、同様な問い合わせや苦情などが4月当初から寄せられましたが、トラブルはありませんでした。今後も、山梨県後期高齢者広域連合と連携をとりながら、市民の皆さまに周知してまいります。

さて過日、市内の団体から地域交流プラザの整備など、合併時の新市建設計画の進捗状況などについて、ご質問をいただきました。

合併当時を振り返りますと、国も地方も少子化と超高齢化により、財政的に先が見えない時代に入っておりました。したがって、地方は改革をして新しい時代を築き、自主・自立・自己責任の地方自治体をつくるのが市町村合併でありました。

地方交付税も、合併しなかった市町村は、すでに三位一体の改革により減額が行われていますが、合併特例法により北杜市では、平成26年度までは旧町村分が交付されます。しかし、10年後、平成27年度からは段階的に減額され、平成32年度からは約30億円が減額となり、現在の100億円が70億円となります。後生に負担を残さないということから、市民の皆さまに痛みをともども分かち合っていただく中で、財政の健全化に全力で当たってきましたことは、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解をいただきたいと思っております。

合併時の新市建設計画の事業も市総合計画に基づき、緊急性、優先度、時代の流れ、必要性、地域振興効果などを考慮しながら、計画的に実施できるよう今後も努めてまいります。

なお、財政健全化計画についてであります。本計画は市行財政改革プランに基づき、平成19年度中に策定する予定でありましたが、将来推計値の精度等をアップするため、上下水道の料金改定や公立病院改革プランが策定中であり、一般会計からの繰出金が不透明であることから、これらの検討課題と並行して、本年度中に策定することといたしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、市政報告会の開催についてであります。

4月25日に生涯学習センターこぶちさわにおいて、北杜市地域委員会委員および行政区長を対象に市政報告会を開催いたしました。

市政報告会后、内閣官房地域活性化統合事務局企画官の木村俊昭氏による講演会を開催し、「地域再生の実践 大学等の連携」と題して、地域活性化および元気再生事業、構造改革特区について、全国の状況ならびに先進的取り組み事例などをお話していただきました。

今後も、ふるさとにいながらにして一流の機会に接する事ができるよう、積極的に開催してまいります。結果として、北杜市のグレードが高まり、市民の上質な生活への糧となればと考えております。

今月4日には、全国市長会に出席してまいりました。地方の自立につながる行政面での分権改革と住民自治を可能とする地方税財政制度の構築の断行、地方への権限委譲の推進、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小と条例制定権の拡大などを求める決議がされました。地方自治体が自己決定と自己責任のもとに、行政を行う時代になったことを強く感じました。

次に、環境保全協力金についてであります。

4月から施行しました北杜市環境保全協力金は、すでに10社の企業の皆さまから8,500万円余の協力金をいただいております。大変ありがたく思っております。協力金の運用につきましては、制度の趣旨に基づいて、活用についての検討委員会を設けまして、ご意見を伺いながら、しっかりと活用してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

4月30日に再議決されました地方税法の改正により、ふるさと納税制度が導入されました。ふるさと納税制度は、ふるさとに対して貢献したい、または応援したいという納税者の思いを実現するため、個人が地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度で、寄附者は寄附する先を自由に選択することができます。つまり、故郷への恩返しという面と、好きな地域を応援するといった側面を持ち合わせていることとなります。

北杜市では環境日本一の潤いの杜づくりなど、3つの応援メニューを定め、ご寄附をいただいた方々をふるさと応援団に認定し、市からの情報提供や特産品のプレゼントを行うなど、ふるさと北杜市をさらに活性化させる制度として、積極的にPRに努めてまいります。

次に、北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定についてであります。

近年、価値観の多様化や余暇の拡大などにより、物質的のみならず、精神的な豊かさが求められ、市民が地域への愛着や誇りを持てるよう、芸術や文化を生かした地域づくりが必要とされております。また健康づくり、体力づくりへの期待も高まり、これまで以上に芸術、文化、スポーツの果たす役割は、大きな意義を持っていると感じているところであります。

文化振興が図られますと、人が集まり、産業も興り、地域に活力が生まれます。幸い北杜市は、首都圏からの利便性と豊かな自然に恵まれていることから、さまざまな団体、グループや市民が自主的に芸術や文化、スポーツイベントを開催し、活躍されていることが県内外から高く評価されております。

こうしたことから、企業や個人から寄附をいただく中で、主催団体等を支援するとともに、芸術文化スポーツ施策の充実を図るため、北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例を制定し、品格の高い感動の杜づくりを推進してまいります。

次に、有人宇宙システム株式会社がNASAとともに実施します、花伝説事業に伴う宇宙計画についてであります。この事業は、花の種を宇宙にフライトさせ、文化的イベントを創出し、宇宙の文化利用という、新しい分野に挑戦するものであります。

今回、国指定天然記念物で、日本三大桜であります山高神代桜、岐阜県本巣市の根尾谷淡墨桜、福島県三春町の三春滝桜をはじめとする国内8カ所の桜とユリ、スミレなどの種が本年10月にスペースシャトルにより、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」に運ばれることとなりました。

桜の種は6カ月間宇宙に滞在し、来年4月、若田飛行士とともにNASA・ケネディ宇宙センターに帰還する予定となっております。

桜の種は、6月10日に武川小学校6年生の児童によって、採取したところであります。

なお、関連イベントとして6月5日、6日にNASAの元宇宙飛行士、リロイ・チャオ博士により小中学生を対象とした記念講演が行われ、宇宙滞在中のエピソードや、みずからの少年時代について語られ、夢を持ち、その夢に向かって努力し、決してあきらめないことが大切であるというメッセージをいただきました。子どもたちからは、国際宇宙ステーションでの生活などについて、活発な質問が多くありました。

次に、市政の状況について申し上げます。

国際交流についてであります。

姉妹都市でありますアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市との交流ですが、5月19日から10日間、市議会代表の篠原珍彦議員を団長に、各町から14名の代表が親善訪問し、絆を深めていただきました。また、文化交流員1名はその後も滞在し、ホームステイをしながら小中学校で3日間の書道の授業を行い、生徒から大歓迎されました。

一方、韓国抱川市においては、6月4日に市長選挙が行われ、徐壯源氏が当選をいたしました。6月5日に行われた、第3代抱川市長就任式典に小澤市議会議長と総務部長が市を代表して参列いたしました。新市長との会談では、継続的に行われている中学生ホームステイや文化交流、食文化交流を引き続き実施していくことが確認されました。

次に、市長と語る集いについてであります。

今年度は市内4カ所でテーマを設定せず、フリートーク形式で行いました。災害防止対策、公共交通網の整備、地域交流プラザ、児童館の設置、市立病院経営、北杜市ケーブルテレビ、明野最終処分場などについて、ご意見をいただきました。これらのご意見は、今後の市政運営に役立ててまいりたいと考えております。

次に、須玉町愛育会の設立についてであります。

子育て世代に対して、やさしいまなざしを送り、その声に耳を傾け、愛ある言葉かけを行うこと、それを実践しているのが愛育会でありまして、少子化対策として大きな役割を果たしていただいております。

北杜市母子愛育会は3町7班で活動してまいりましたが、このたび、須玉町愛育会が3月30日に設立され、4町8班になりました。地域住民が主体となって活動する組織が設立されましたことは大きな喜びでありまして、設立にあたり、ご尽力されました関係者のご努力に感謝を申し上げます。

次に、北杜市老人福祉計画および介護保険事業計画の策定についてであります。

北杜市老人福祉計画および介護保険事業計画の策定は、老人福祉法および介護保険法に基づく基本的な計画であり、3年ごとに見直しを行い、今年度は第4期計画を策定する年でありませぬ。

今年4月1日現在の北杜市の高齢化率は29.2%となっており、介護保険制度が開始された平成12年度より4.2ポイント高く、また給付費を比較しますと、約2倍の伸びであります。このことは、高齢者数の増加とともに介護保険制度の浸透によるものと思われませぬ。

この計画は、平成21年度からの介護保険料の算定という重要な役割を果たすことから、北

杜市老人福祉計画および介護保険事業計画策定委員会の中で十分に検討していただき、計画を策定する所存であります。

次に、北杜市食育・地産地消推進協議会の設立についてであります。

輸入食品による食の安心・安全の問題、食生活の変化による生活習慣病の増加等、私たちの食を取り巻く環境は、決して好ましいものとは言えない現状にあります。このような現状に対して、農業、教育、福祉等、多角的な分野から改善に向けて取り組み、次世代を担う子どもたちのための健康的な食の環境づくりを目的として、北杜市食育・地産地消推進協議会を5月28日に設立いたしました。

本年3月には、農林水産省の地産地消モデル事業の、全国で2カ所の実施地区として北杜市が選定され、また総務省の頑張る地方応援プログラムの地域想像力アドバイザー派遣事業にも採択されました。これらの事業を活用いたしまして、当面は学校給食センター稼働後の平成22年度における学校給食の地元産農産物の割合を、重量ベースで40%とすることを目標として、市内流通体系の構築を図っていく考えであります。

また、子どもたちが農作業体験をはじめとした食育を実践していく中で、自然の恵み、食や農に携わる方々への感謝の気持ちを養い、体とともに健康な心づくりも行ってまいります。

次に、健全な森林の育成についてであります。

市では県と協力し、企業や団体、学校などが行う森づくり活動を支援し、美しい自然環境の保護に努めております。明野町のサンパーク明野を運営しております、株式会社レイクウッドコーポレーションより、北杜市へ無償でいただいた土地8.5ヘクタールがありましたので、これを活用いたしまして、5月10日には電機連合山梨地方協議会が電気山梨の森として、組合員とその家族約300人が参加して、ヒノキ1,200本の植林を行いました。環境に対する意識の高さとともに、企業の森の取り組みの成果を感じたところであります。

また6月8日には、電気山梨の森の隣接地において、明野小学校5・6年生、明野中学校全校生徒および保護者をはじめ、約500人の市民が参加して、明野森林環境教育の森、植樹祭を開催いたしました。今後は、明野小・中学校における環境教育や原っぱ教育の場として、活用していきたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。

4月に武川町の株式会社オキサイドの第2工場が竣工するとともに、須玉町の日本ブランド農業事業協同組合、ジェイバックの野菜の選別・包装工場が竣工し、それぞれ操業を開始いたしました。

また、明野町の永井原地区への立地を計画しております株式会社日本農園、株式会社村上農園の2つの農業生産法人と北杜市、北杜市農業振興公社との間で大規模野菜生産団地への参入に関する協定の調印式を、4月11日に行ったところであります。

さらに、5月2日には8番目の誘致企業として、JMエナジー株式会社を企業等振興支援事業所に指定したところであります。JMエナジー株式会社は、大泉町地内に本社山梨工場を建設し、大容量蓄電池リチウムイオンキャパシタの開発・製造・販売の拠点として、事業を展開する計画であります。

新たな企業立地や規模拡大を行った誘致企業8社のうち、すでに操業を開始している7社の雇用者数は500人を超え、市内雇用者がその40%以上を占めております。本年10月に予定されておりますJMエナジーの操業開始時には、従業員の昭島事務所からの転入や市内から

の雇用が見込まれるとともに、2つの農業生産法人も200人を超える雇用を計画していることから、企業誘致が地域の活性化や経済効果に大きな役割を果たしていくものと確信し、今後も積極的に、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究についてであります。

今年秋から来年にかけて、現施設北側の4ヘクタールの用地に1,200キロワットのシステムが増築される予定となっております。現在、実証実験が始まったばかりではありますが、見学や視察の問い合わせも多く寄せられておりましたので、毎月第2金曜日と第4日曜日を見学日としています。なお、団体の視察については、随時、申し込みにより対応させていただいております。また、4月8日にはフランスの環境エネルギー管理庁の方々が見学しております。

今後は、北杜市民や国内外からの見学者や視察団等も増えてくることが予想されますので、施設への誘導看板などの設置を行う考えであります。

次に、水力発電についてであります。

稼働後、2年目を迎えました六ヶ村堰水力発電所の昨年度実績を報告させていただきますと、総発電量は200万キロワットアワーで、そのうち大門浄水場への電力供給量は151万キロワットアワー、東京電力への売電は49万キロワットアワーでありまして、その後も順調に稼働いたしております。

また、本市の豊かな水資源と地形を見ますと、水力エネルギーの利用可能な地域が潜在していると思われまますので、水力エネルギーの活用と一層の進展に向け、新たな水力発電所導入の可能地点について、市内各地を調査する考えであります。

次に、地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会についてであります。

市民・事業者・団体・市が横断的に協働し、情報の共有を図りながら、地域の実情に即した温暖化対策や北杜市らしいクリーンエネルギーの利活用推進に向け、一丸となった取り組みを目指し、3月29日に北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会を設立いたしました。

次に、新名水百選についてであります。

環境省は、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、現在の名水百選に加えて新たな名水百選を選定することになり、その平成の名水百選に金峰山・瑞牆山源流が、市内で3カ所目の名水として選定され、6月25日には認定交付式が行われることとなっております。

1つの自治体の中に、3つの名水百選が存在するケースは全国で北杜市だけであり、まさに日本一の名水の里として評価をいただき、市民の皆さまとともに喜びを分かち合いたいと思います。

次に、環境モデル都市についてであります。

政府が募集した全国10カ所の環境モデル都市に、「杜とともに生きる・暮らし創造都市」をメインテーマに応募したところでありまして。選定結果は、7月下旬ごろの発表となっておりますが、全国82自治体から応募が寄せられており、大変厳しい状況であります。

次に、電気自動車のモデルゾーン実験についてであります。

このたび、有限責任中間法人 電動車両普及センターのご協力により、全国1カ所の電気自動車のモデル実験を北杜市で行うこととなりました。この実験は7月から12月までの半年間、5台の電気自動車を公用車として借用し、特性や性能など有効性を調査・検証するものであり

ます。また、小中学生の環境学習にも有効な教材として、活用できるものでもあります。

次に、アニマルパスウェイについてであります。

昨年、高根町清里地内の市道上に架けましたヤマネヤリスなどの樹上動物のための専用の橋、アニマルパスウェイが環境の保全・創造に貢献した先進的な事例であることが評価され、社団法人 土木学会の平成19年度環境賞に選定されました。今後も希少動物の生息に配慮し、環境の保全に取り組んでまいります。

次に、長期滞在型リトリートの杜推進事業についてであります。

このたび、子育てに関わる調査や情報提供を行うミキハウス子育て総研により、北杜市が子ども連れ旅行に適した観光地、ベビーズ・ヴァカスタウンの第1号として選定されました。これは、北杜市の豊かな自然環境や都会からのアクセスなどの優位性が客観的に評価されたものとして、大いに歓迎すべきものであり、今後はミキハウス子育て総研のご協力をいただきながら、本市の優れた環境をPRすると同時に、子どもに優しい地域づくりに向けた取り組みを強化し、長期滞在型観光の推進につなげてまいりたいと考えております。

昨年12月に設立されたコンソーシアムは、4月から事業をスタートさせ、最初の事業として、プロモーション部会が6月19日から22日までの4日間にわたり、パシフィコ横浜で開催される旅フェアに出展する予定です。この旅フェアにおいては、癒しの空間をイメージさせる企画を行うとともに、商品開発部会が選定した、体験型プランの商品モデルを印刷物にして配布することとしております。

大型観光キャンペーンが4月から始まり、JRにより5月には4日間、「トロッコ電車 風っこ八ヶ岳高原号」が運行され、また甲斐小泉駅から小淵沢駅の間で、「駅からハイキング」が実施されるなど、集客に向けた取り組みが好評でありました。

ゴールデンウィーク中に県内を訪れました観光客数は、大河ドラマ「風林火山」の終了、天候、曜日配列のほか、ガソリン価格の高騰などの影響から、昨年に比べ減少したと県が発表しました。

参考までに、市内の3つのインターチェンジにおける本年1月から5月までの通行量は5万7千台で、昨年同期との比較では2.4%減少しておりますが、一昨年との比較では4.5%増加となっており、北杜市の観光客は着実に増加しております。

次に、北杜市立小中学校適正規模等審議会の審議経過についてであります。

昨年12月に、20人の委員により審議会が発足いたしました。市教育委員会からの諮問は小中学校の適正規模に関する事、小中学校の適正配置に関する事、小中学校の通学区域に関する事の3項目であります。

小中学校の適正規模についての審議はこれまでに4回開催され、委員の皆さまには毎回活発な議論をしていただく中で、小学校・中学校ともに、1学級20人以上、1学年2学級以上が適正な学校規模ということに意見が集約されました。

今後は適正配置、通学区域等について順次審議が進められることになっておりますが、中国四川省における大地震の教訓として、校舎等の耐震化についても次回から審議されることになっております。

なお、審議経過については、議事録の要約を市のホームページに掲載するとともに、教育総務課において、閲覧できるよう準備しております。また、各町への説明会も開催する計画となっております。

次に、山梨クイーンビーズのホームタウンの受け入れについてであります。

山梨クイーンビーズは、日本バスケットボール2部リーグにおいて活躍する実業団チームであり、合宿等において市立高根体育館を利用するなど、これまでも北杜市との縁があったチームであります。

このたび、独立したクラブチームとして、一層の充実した活動を展開していくため、活動拠点として北杜市をはじめ甲府市、富士吉田市等をホームタウンとし、バスケットボールを通じて地域発展に貢献したいとの申し出がありました。

バスケットボールは、市内小中学校から社会人まで競技人口が多く、今後クイーンビーズの選手によるバスケットボール教室の開催などにより、地域活性化の効果が期待できることから、山梨クイーンビーズのホームタウンとなることといたしました。

なお、6月28日には、市内のスポーツ少年団と中学生を対象とした技術指導教室、また10月18日には、バスケットボール日本リーグ開幕戦が市立高根体育館で行われる予定であります。

次に、神田の大糸ザクラについてであります。

近年、急速に樹勢が衰え、樹勢回復のための早急な対応が求められているため、専門家のみならず地元関係者にも加わっていただき、神田の大糸ザクラ樹勢回復検討委員会を組織いたしました。5月22日に、委嘱式および第1回の検討委員会を開催して、樹勢回復に向けた検討をいただいているところであります。

次に、公立病院改革についてであります。

現在多くの公立病院が直面している最大の課題は、経営の悪化と医師不足等による医療体制の低下であり、公立病院が地域で担うべき医療の提供に支障を来し始めています。そのため、昨年12月に総務省が公立病院改革ガイドラインを示し、その中で公立病院の改革プランを本年度中に策定することが義務づけられました。

地域において必要な医療提供体制を確保し、経営の効率化を図るためには、経営指標にかかる数値目標の設定と、目標達成に向けた具体的取り組み等が必要であります。病院改革プラン策定に当たりましては、病院関係者、外部有識者などで構成する策定委員会を設置しまして、検討していただく考えであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件6件、承認案件4件、条例案件12件、補正予算案件1件、同意案件3件、その他の案件3件であります。

はじめに、報告第1号から報告第6号までの6案件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項および第150条第3項の規定により、予算を繰り越しましたので、議会へ報告するものであります。

次に承認第2号から承認第5号までの4案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

次に議案第80号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算に3,711万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ276億9,595万円とするものであります。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

市民福祉の向上や地域交通を確保するため、バリアフリーに対応したノンステップバスを導入する経費や、市内には水力エネルギーの利用可能な個所が潜在していると思われることから、市内全域を対象とした水力発電の開発可能性を調査するための経費、またバスケットボール女子日本リーグの山梨クイーンビーズをホームタウンとして受け入れ、日本リーグだけでなく、小中高校生から社会人までの全国大会規模の大会を開催できるよう、バスケットゴールを整備するために必要な経費などを計上しております。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

議案第68号の、北杜市企業立地促進産業集積地域における固定資産税の免除に関する条例の制定についてであります。

北杜市における産業集積の形成および活性化を図るため、市が課税する固定資産税の免除に関する条例を制定するものであります。

次に議案第69号の、北杜市長坂まちなか公園条例の制定についてであります。

まちづくり交付金事業により、長坂町長坂上条地内に整備した多目的公園の設置管理について、条例を制定するものであります。

次に議案第70号の、北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定についてであります。

芸術文化やスポーツの振興を図り、文化に輝くまちづくりを目的とする事業の資金に充てるため、基金を設置するものであります。

次に議案第71号の、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

後期高齢者医療制度がスタートし、国民健康保険税について後期高齢者支援金等課税額の算定基準、課税賦課限度額の改正、特定世帯にかかる減額措置等を整備するため、所要の改正をするものであります。

次に議案第72号の、北杜市担い手農業者育成条例の一部を改正する条例についてであります。

効果的・効率的な就農支援を行うため、農業教育研修助成金の交付対象を新規就農者から農業研修受入農家に改正するものであります。

次に議案第73号の、北杜市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第74号の北杜市営単独住宅条例の一部を改正する条例、議案第75号の北杜市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例、議案第76号の北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の4案件についてであります。市営住宅入居者および周辺住民が安心して暮らせるため、住宅への暴力団員の入居を防ぐため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第77号の、北杜市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。明野町の浅尾新田分館が移転新築したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第78号の、北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第79号の、北杜市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に請負契約の締結について、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

はじめに議案第82号 工事請負変更契約の締結についてであります。

武川上団地建設工事 建築主体工事の施工にあたり、土工事および建具工事等の増工に伴い、請負変更契約を締結するものであります。

次に議案第83号 委託契約の締結についてであります。

巨摩こ線道路橋架替工事については、東日本旅客鉄道株式会社に委託し、施工したいので委託契約を締結するものであります。

次に、同意第1号から第3号までの3案件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題になっております承認第3号から承認第5号、議案第71号から議案第79号までの12件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第5号、議案第71号から議案第79号までの12件につきましては、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

27番議員、小林保壽君は体調不良のため、退席いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第4 請願第2号 請願の件 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

7番議員、鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会 会長 原 堅志

北杜市白州町白須6748

北巨摩公立小中学校長会 会長 矢巻令一

韮崎市円野町上円井1167

北巨摩公立小中学校教頭会 会長 小林秀彦

北杜市白州町白須280

山梨県教職員組合北巨摩支部 執行委員長 清水 潤

北杜市高根町箕輪1790-1

紹介議員

北杜市長坂町中丸1780

鈴木今朝和

北杜市高根町上黒澤861

古屋 富藏

北杜市高根町小池585

中村勝一

北杜市市議会議長 小澤寛殿

請願趣旨

（請願事項）

1．義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

1．きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

（請願理由）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって、極めて重要なことです。しかし、国が進める三位一体改革の中で、2006年度から義務教育費国庫負担金の国負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されました。義務教育費国庫負担金の減額分は、個人住民税として税源移譲されることとなりましたが、税収額が都会と地方において大きく違うために、多くの自治体においては財源が不足するため、地方交付税で調整されることになっています。しかし、地方交付税自体も大幅に減額されていく傾向にあることから、これまでの財源が確保される保障はありません。地方分権、地方財政のあり方の論議の中で、教育の機会均等や教育の全国水準を確保するために制度化された、義務教育費国庫負担制度の廃止に向けた検討が行われる可能性も否定できません。

また、地方の自治体においては、地方交付税の縮減と併せて、大変、厳しい財政状況が生じており、学校施設などを含めて、自治体間の教育条件に格差が広がりつつあります。また低所得者の拡大・固定化により、就学援助受給者や高校授業料の減免措置が急増するなど、教育現

場においても格差が表れています。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

一方、学校現場ではいじめ・不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童・生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数増を中心とした教育予算の一層の拡充が求められています。

しかし、OECD調査では日本の教育予算は、GNP費に占める教育費の割合や教職員数などで、OECD諸国の中でも低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした中、2008年度予算概算要求では、教員の子どもと向き合う時間を拡充することを目的として、3年間で2万1,362人の教職員定数改善を求め、さまざまな働きかけが行われたのですが、結果は1,195人の改善に留まりました。また、中央教育審議会が国の中長期的な教育施策を定める教育振興基本計画が答申されましたが、教育条件整備に関する数値目標を伴った財政的計画となっておりません。本県が進めている少人数教育の推進、特別支援教育の充実、食教育の推進などに対する大きな財政的支援となる文科省概算要求の実現と教育条件整備に関する数値目標を伴った教育振興基本計画の策定が望まれます。

ぜひとも北杜市議会として、右にある請願事項をご決議いただき、義務教育費国庫負担制度が堅持されるとともに、国による教育予算の拡充と教職員定数の改善が図れるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

提出先

文部科学大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

以上であります。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第124条第1項、ただし書きにより委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第2号 請願の件 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから請願第2号 請願の件 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

よって、請願第2号 請願の件 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書は、採択することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第5 発議第2号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、鈴木今朝和君から提案理由の説明を求めます。

7番議員、鈴木今朝和君。

○7番議員(鈴木今朝和君)

発議第2号

平成20年6月13日

北杜市議会議長 小澤寛様

提出者

北杜市議会議員 鈴木今朝和

賛成者

古屋富藏

中村勝一

篠原眞清

教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出について。

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

提案理由

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であります。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があるため、この案を提出する。

教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書(案)

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。平成18年度から義務教育費国庫負担金の国負担の割合が、2分の1から3分の1に縮小され、減額分は個人住民税として税源移譲されることになったものの、多くの自治体においては財源が不足するため、地方交付税で調整されることになっています。

しかし、地方交付税自体も大幅に減額されていく傾向にあることから、これまでの財源の確保をされる保障はありません。地方分権、地方財政のあり方の議論の中、教育の機会均等や教育の全国水準を確保するために制度化された義務教育費国庫負担制度の廃止に向けた検討が行われる可能性も否定できません。

また、地方の自治体においては地方交付税の縮減と併せて、大変厳しい財政状況が生じてお

り、学校施設などを含めて、自治体間の教育条件に格差が広がりつつあります。また、低所得者の拡大、固定化により、就学援助受給者や高校授業料の減免措置が急増するなど、教育現場においても格差が表れています。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

一方、学校現場ではいじめ・不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数増を中心とした教育予算の一層の拡充が求められています。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったにしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

このような中、文科省は平成20年度予算概算要求で、教員の子どもと向き合う時間を拡充することを目的として、3年間で2万1,362人の教職員定数改善を求め、さまざまな働きがけが行われたのですが、結果は1,195人の改善に留まりました。また、中央教育審議会が国の中長期的な教育施策を定める教育振興基本計画が答申されましたが、教育条件整備に関する数値目標に伴った財政的計画となっていません。本県や本市が進めている少人数教育の推進、特別支援教育の充実、食教育の推進などに対する大きな財政的支援となる文科省概算要求の実現と、教育条件整備に関する数値目標を伴った教育振興基本計画の策定が望まれます。

よって、政府においては、以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. 義務教育の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償性の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
3. きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月13日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

文部科学大臣 渡海紀三朗殿

財務大臣 額賀福志郎殿

総務大臣 増田寛也殿

以上であります。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

本案につきましては質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第6 請願第3号 請願の件 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

請願第3号

北杜市議会議長 小澤寛様

請願人

山梨県社会保障推進協議会会長 上所 洋

連絡先

甲府市丸の内2丁目9-28

紹介議員

中村隆一

後期高齢者医療制度の廃止を求める請願

請願趣旨

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が、4月からスタートしました。しかし、同制度への国民の怒りや疑問、不安の声は衰えるどころか急速に広がっています。与党高齢者医療制度プロジェクトチームは、制度運用の改善策の検討を始めました。その内容は、保険料の9割軽減の新設、年金天引きの選択性、老人保健制度で保険料負担のなかった扶養家族の軽減措置の延長、70から74歳の窓口負担の1割据え置き延長などと伝えられています。

しかし、国民の怒りは、いまや高齢者差別と言うべき、後期高齢者医療制度の本質に向けられています。75歳という年齢を重ねたら、国民健康保険や健康保険から脱退させられ、後期高齢者医療制度に強制的に加入させられる。保険料は年金から天引きされ、受けられる医療は別建ての診療報酬で差別される。健診も制限されるということが明らかになり、年寄り早く死ねというのかという怒りが燃え上がっています。したがって、後期高齢者医療制度は運用改善や見直しで済ませるものではなく、廃止するしかありません。

高齢者の命と健康、人間としての尊厳を守りうる医療制度とするために、以下の事項につき、関係機関に意見書をあげてくださいますよう、お願い申し上げます。

請願事項

- 1、以下の事項について、国に意見書を挙げてください。
 1. 後期高齢者医療制度を廃止すること。
 2. 別建ての診療報酬によって、後期高齢者の医療を差別・制限しないこと。
 3. 70から74歳の窓口負担を2割へと引き上げないこと。
 4. 医療に使う国の予算を増やして、国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上です。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第3号 請願の件 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月23日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時31分

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 3 日

1. 議事日程

平成20年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成20年6月23日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表質問

公明クラブ 小尾直知君
北杜クラブ 渡邊英子君
北清クラブ 坂本 静君
政経会 浅川哲男君
市民フォーラム 岡野 淳君

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(37人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
会計管理者	大芝隆夫	監査委員事務局長	原哲也
農業委員会事務局長	新海敏生	明野総合支所長	八代忠夫
須玉総合支所長	内藤歳雄	高根総合支所長	白倉民雄
長坂総合支所長	植松本	大泉総合支所長	藤原宝
小淵沢総合支所長	小林まち子	白州総合支所長	渡邊稔
武川総合支所長	福井俊克	政策秘書課長	名取重幹
総務課長	堀内誠	財政課長	小島良一
地域創造課長	坂本敏二	市民福祉課長	清水春昭
児童家庭課長	島正樹	長寿福祉課長	深澤久美子
健康増進課長	伏見常雄	医務課長	平井光
環境課長	比奈田善彦	上水道課長	原藤和雄
下水道課長	堀内健二	囲碁美術館長	小池昭一
図書館長	斉藤功文	教育総務課長	進藤芳彦
生涯学習課長	原一元		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明クラブ、30分。2番 北杜クラブ、140分。3番 北清クラブ、60分。4番 政経会、60分。5番 市民フォーラム、80分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明クラブの会派代表質問を許します。

公明クラブ、20番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

それでは、代表質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今月、岩手・宮城内陸地震が発生し、瞬間的な揺れの強さは国内最大といわれ、大きな被害をもたらしました。被災者の皆さまには、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなった方々のご冥福と、行方不明者の一刻も早い救出と早期の地域復興を願うところです。

公明クラブを代表して、4項目について質問いたします。

はじめに、携帯電話リサイクルの推進について伺います。

国内の携帯電話は春、夏モデルなどと年2回、新機種が登場し、その年間出荷台数は約5千万台。契約数は1億台を超えています。家電リサイクル法の対象に含まれないため、製造メーカーが加入するTCA、電気通信事業者協会はMRN、モバイル・リサイクル・ネットワークという活動を実施しています。各社が自主的に回収、リサイクルに取り組んでいますが、使用済み携帯電話の回収実績は、2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2007年には約662万台に半減しています。

皆さまの自宅にも使わなくなった携帯電話が眠っていませんか。実は携帯電話には、金や銀などの貴金属やコバルトなどのレアメタル、これは希少金属といわれるものですが、それが含まれており、資源の少ない日本にとっては、使用済み携帯電話を適切に処理すれば有益な資源が回収できると期待されています。回収率向上のためには、携帯電話ユーザーに対するリサイクル方法の情報提供、リサイクル活動を行うMRNの認知度アップが必要です。

折しも本年7月、北海道洞爺湖でG8サミット、主要国首脳会議が開催されます。このサミットでは、環境問題が主要テーマの1つとなっています。地球にやさしい環境へ、限りある資源を再利用できるリサイクル社会を目指して、積極的な取り組みが必要と考えます。

そこで以下、質問をいたします。

- 1 .MRNと協力し、携帯電話ユーザーへの啓発、回収促進につながる施策を考えているか。
- 2 .捨ててはいけないものとして、ゴミ分別表への表示や案内を考えているか。
- 3 .回収システムを運用している事業団体やゴミ処理事業者と連携し、協議の場を立ち上げ、回収率向上に取り組む考えがあるか。

以上、3点についてお願いします。

次に里山整備について、伺います。

市内の森林面積は4万5,910ヘクタールであり、そのうち所有規模5ヘクタール未満が86%となっており、所有規模の小さな私有林が市街地や集落周辺を中心に広がっています。本市でも支援事業を行っているが、広大な面積に加え、森林所有者等の自助努力にも限界もあり、なかなか、その成果が表れていないのが現状です。

里山整備事業は、環境問題解消への必須事業であり、環境保全基金などの運用を含め、成果の上がる施策が求められています。

埼玉県では、里山をボランティア団体に管理委託し、住民が自然と触れ合う場として、一般開放する市民管理協定制度をスタート。広島市においては、里山管理ボランティアの専門的なリーダーを養成、認定する里山整備士養成講座を始めました。また愛知県新城市では、私有林整備のモデル地区を設定し、団地化の手法で複数の山林所有者を1つにまとめて管理し、林業の低コスト化を実現したなどの例もあり、適切な森林整備を推進するためには、林業知識の普及、技術指導、市民全体の意識醸成が不可欠であります。

県林業普及員、森林組合等との連携協会を図り、小規模かつ分散している私有林について、施業の共同化や技術研修等による林業従事者の育成、機械導入による効率化などを推進することが重要なポイントであります。

そこで以下、質問をいたします。

- 1 .平成19年度の整備の実績と今後の方針は。
- 2 .間伐後の現状は。
- 3 .間伐材を使用した商品化や販路拡充への行政としてのサポートの考えは。

以上3点について、お願いいたします。

次に耕作放棄地の現状と対策について、伺います。

山梨県は、全国ワースト2位の耕作放棄地率となっています。最大の要因は、農家の高齢化と労働力不足にあります。いまや農業従事者の6割は65歳以上の高齢者といわれ、農業の主力はお年寄りが担っているといっても過言ではありません。今後、高齢農業者の引退は避けることができず、ますます増加することが懸念されます。また、農作物価格の低迷や農地の貸し借りがうまくいっていないことなども後継者不足に拍車をかけています。

農地は一度、遊休化すると数年足らずで荒廃が進み、再び耕作が可能な農地へと復旧するためには、多大な労力と資金が必要になります。また、もう1点、見逃せないのは放棄地の4割を土地持ち非農家が占めていることです。高齢化などで農作業ができなくなったあと、管理する人がいない。不在農地所有者が増加し、ますます管理が困難になる耕作放棄地は、場所によって状況が大きく異なるため、それぞれの状況に応じた対策を講じることが必要です。意欲ある農業者支援など、本市も早急に進めていかなければならない。県で推進している畑総事業は、現在3カ所と認識するが、鳥原団地については未利用地があるやに思われます。この事業が所期の目的に沿った事業効果が、どのように出ているかの検証も必要です。

そこで以下、質問いたします。

- 1．畑地の面積と今後の方針は。
- 2．県は再生活用に対する5カ年計画の策定指針を定めたが、その取り組みは。
- 3．県の畑総事業の活用状況と市の計画は。

以上3点について、お願いいたします。

次に乳幼児医療無料化拡充について。

本年4月より病院窓口での無料化が始まり、人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市の夢多き未来が見えてくるようで、子育て世帯の皆さまより、非常に喜ばれております。少子化対策は国においても、地方でも最重要課題であります。他の自治体では、児童手当に上乘せしたり、妊娠5カ月から高校卒業まで、所得制限なしで支給し、定住人口の増加、あるいは人口減少に歯止めをかけるためには、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進している。

以前、細田議員の質問で、市長は医療費無料化については、状況を見ながら検討するとの答弁がありました。チャイルドファーストの施策をどこまで展開できるのか。子育て支援の格差は、そのまま地域間格差となって表れ、人口増減格差を加速させる要因となることは間違いありません。乳幼児医療費の無料化拡大へ、市長の英断を期待いたします。

そこで以下、質問いたします。

- 1．他市の状況は、小学6年生までの医療費無料が進んでいるが、本市の今後の無料化への考えは。
 - 2．小学6年生までの無料化を実施した場合、市の負担額は。
- 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明クラブの代表質問にお答えいたします。

まず携帯電話のリサイクルの推進について、いくつかご質問をいただいております。

使用済みの携帯電話につきましては、現在、携帯電話事業者により自主的に回収されておりますが、平成12年度をピークにリサイクルの回収台数が減少しているとの調査結果が報告されております。これは使用済みのあとも、電話のさまざまな機能を利用するため、また携帯電話の愛着があるとして手元に残したり、個人情報の漏洩の心配により保有し続ける人が増えていることが理由とされております。携帯電話には鉄、アルミニウム、マグネシウムのほか金、銀、銅など希少な金属も含まれていることから、資源を有効利用するためには、リサイクルは重要であります。

最初に社団法人 電気通信事業者協会等によるモバイル・リサイクル・ネットワークとの協力および電話ユーザーへの啓発促進、ゴミ分別表への表示や案内についてであります。現在の北杜市ゴミ分別マニュアルにおいては、携帯電話リサイクルの周知は特に行っておりません。使用済みの携帯電話は貴重な資源の一部であり、各携帯電話販売店において回収していることから、その積極的な利用につきまして、広報やホームページおよびゴミ分別表において、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、回収システムを運用している事業団体やゴミ処理業者との連携等についてであります。使用済みの携帯電話をリサイクルすることの周知度は、まだ十分ではないため、不燃ゴミとして搬出されているケースが多いと思われませんが、峡北広域環境衛生センターにおいても、人の手により選別し、使用済みの携帯電話をリサイクル処理している状況であります。しかしながら、携帯電話はパソコン等と同様に個人情報の漏洩が心配されることから、より安全な回収方法と思われるモバイル・リサイクル・ネットワークでの回収を周知しながら、関係事業団体等と連携し、回収率の向上に協力してまいりたいと考えております。

次に里山整備事業の課題について、いくつかご質問をいただいております。

最初に平成19年度の里山整備事業の実績と今後の方針であります。昨年度の民有林における里山整備事業補助金を含む市造林事業の実績は、226.5ヘクタールとなりました。今後につきましても、毎年200ヘクタール以上の森林整備を目標に、有利な補助事業などを取り入れ、北杜市森林整備計画に基づき、多様で健全な森林の育成に努めてまいります。

次に、間伐後の現状についてであります。

県補助事業の環境公益林整備支援事業および市の里山整備事業における間伐については、切り捨て間伐が原則であります。しかし、貴重な森林資源を有効利用するため、森林所有者の承諾をいただき、不要な間伐材を必要とする人に紹介する森づくり、木づかい事業により有効活用に努めております。

また、本年度から新たに里山整備事業の補助に林内整備を目的とした枝払い、玉きりおよび簡易作業路の新設を加えることで、間伐作業の効率化が図られるとともに、間伐材の搬出が容易となり、所有者の負担軽減になるものと考えております。

次に、間伐材を使用した商品化および販路拡大へのサポートについてであります。

間伐材の有効利用については、経済的な再利用方法が確立されていないため、一部チップ資材や杭などの土木資材に利用するほか、森林内への放置が余儀なくされている現状といえます。

こうした中、市では切り捨て間伐から搬出間伐に転換を図るため、モデル林を選考し、間伐施業から間伐材の売却までを一体的に実施する提案型事業を、本年度より試験的に実施してまいりたいと考えております。これにより販路を開拓し、一層の森林整備を促がすと同時に、森林所有者の負担の軽減につながることを期待しております。

次に耕作放棄地の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に畑地の面積と、今後の方針についてであります。

本市の畑地面積は、3,802ヘクタールであります。また、本市の農地実情を見ますと、中山間直接支払い交付金の活用により、水田は9割以上が管理されている反面、畑地の遊休化は加速しており、昨年の耕作放棄地調査では、全体の2割が耕作放棄されている状況であります。そこで、本市では耕作放棄地が多く散在する地域への畑地帯総合整備事業等、生産基盤の整備を進め、ハード面での充実、担い手等のソフト面での充実を推進しているところであります。

先行事例では、本年から事業着手する高根町小池地区の整備で、有機農業を目指す新規就農者が参入できる、新規就農者用有機野菜生産団地の整備をハードとソフトが一体となった計画として、推進しております。

今後は高根町小池地区、明野町畑地帯総合整備地区等をモデル地区として、事業を積極的に展開していく考えであります。また、受け手となる担い手の確保、農業参入を希望する企業へ

のアプローチも欠かすことなく、推進してまいります。具体的には、来月24日に行われる関東地区を対象とした農業参入企業セミナーに職員を派遣し、企業へのプレゼンテーションを行い、積極的な受け入れを行う北杜市をPRすることも計画しております。

次に、県の再生活用に対する5カ年計画の策定方針に関する取り組みについてであります。

県では、やまなし農業ルネサンス大綱に位置づける耕作放棄地再生活用方針を策定し、全県下の市町村を対象として、耕作放棄地再生活用5カ年計画の策定を求めています。この対応については、耕作放棄率を減少することを目的とする計画だけではなく、地域農業の活性化、地域自給率の向上、農業収益が確保できる作物の導入、人的生産基盤である担い手の確保・育成等を盛り込んだ計画としたいと考えております。この中には、先にもふれたように、担い手活用団地の整備、企業参入団地の整備も含めていく考えであります。

次に県の畑地帯総合整備事業の活用状況と、市の計画についてであります。

本年3月28日に、これまでの明野農業振興公社から北杜市農業振興公社に移行登記された公社が仲介役となり、農業生産法人、認定農業者、新規就農者に農地保有合理化事業による農地を貸し出しており、4月11日に調印した日本農園、村上農園についても、その一部であります。今後も公社を核としつつ、担い手等への農地流動化を進め、畑地帯総合整備事業の活性化を図りながら、生産性の向上を目指してまいります。

次に乳幼児医療無料化拡充について、いくつかご質問をいただいております。

最初に他市の状況についてであります。現在、県内13市の中で、甲府市、大月市、韮崎市の3市が未就学児童および小学校1年生から6年生までの窓口無料化を実施しております。他の10市については、通院が5歳未満児、8市。未就学児童が2市。入院については、10市とも未就学児童までとなっております。北杜市においては通院が5歳未満児、入院が未就学児童までとなっております。今年4月には乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療費の窓口無料化を実施したところであります。

本市の医療費無料化拡充についてであります。少子化が進み、これに歯止めをかけたい、若者の低所得者層が増える中で、安全・安心な子育て支援を推進するためには、対象年齢の拡大も検討しなければならない状況になったと思われれます。そのため、年齢的な基礎体力や免疫力、自立に向けた意識等を考慮し、小学校3年生まで無料化を拡大できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に小学校6年生までの無料化を実施した場合の、市の負担額であります。平成19年度の乳幼児医療費の状況から、件数を2万5千件で想定すると、概算で約7千万円の負担増が予想されます。これには窓口無料化による医療費の増、審査手数料、システム改修費等も含まれた予想金額であります。

なお、小学校3年生まで無料化した場合は、医療費および当初経費を含め、おおむね4,500万円前後の負担額が予想されます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君、再質問を許します。

○20番議員（小尾直知君）

医療費の関係について1つと、それから里山関係について1つ、再質問したいと思います。

医療費の無料化の件ですが、市長の英断で、できるだけ早く、小3までをとりあえず実施したいということですので、それはすぐ進めていただきたいんですが、できれば他市も進めているということで、できるだけ早く、6年生までを含めた取り組みをぜひお願いしたい。この点をもう1回、答弁をいただきたい。

それから、もう1つ。林業の関係ですけれども、育林から、この製品販売に至る林業従事者による連携とシステムの一元化を構築するということが、今後の里山整備を推進していく上で、大事な要素だと思います。そのための行政サイドとしてのサポートや、この施策の考えがあれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

乳幼児無料化拡充についてでありますけれども、小尾議員と思いは同じであります。しかし、当面、小学校3年生までを無料化の対象にして、できるだけ早くやって、そしてまた状況を見ながら考えていきたいと思えます。基本的には、なんとかいろいろな形で努力しながら少子化に歯止めをかけたいと、そんな思いでご理解をしていただきたいと思えます。

里山のほうは、担当部長のほうからお答えします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

小尾直知議員からの再質問でございます。いわゆる間伐材の有効利用で、いわゆるサポートができるかどうかと、行政からできるかということでございます。

北杜市におきましては、当然、間伐材の有効活用、これは非常に、うちだけではなくて、山梨県、日本全国でも一番の課題になっているのではないかと思います。先ほど申しましたように、できるものは、やはりチップですとか、杭という形になりますけれども、どういうわけか、このところ、非常に木材価格等もいろいろな形の中で資源高騰のあおりを受けまして、非常に引き上げが多くなってございます。したがって、そういったことも考慮に入れながら、今年度からはモデル林を選考、セクションいたしまして、いわゆる搬出間伐、切り捨て間伐でなくて搬出間伐をし、なおかつ売却までを一体的に実施したいというふうなことを考えておりますけれども、これについては、今現在、うちの課でもって、ある程度、いろいろな林業の業者の方々にアプローチしながら、いろいろな相談に乗って、今、着々と準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知君、よろしゅうございますか。

（ な し ）

小尾直知君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

関連質問はございますか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

先ほど、市長が乳幼児医療費の無料化を3年生まで拡大するというので、検討したいというご答弁をいただきました。誠に多額なお金がかかる問題で、決断されたことは本当に喜ばしいことだと思いますが、具体的にいつごろから実施を考えていますか。それから内容的に、もう少し具体的な内容を含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

時期をとというふうなことでございます。今年の4月から無料化をしました。新年度の予算を組むときに、議会の皆さまにご説明を申し上げたんですが、無料化にすることによって、ここが若干、予算のほうも増えてくるということをご説明したかと思えます。そんな中で、ここには大変な予算がかかるわけですけれども、先ほど、市長が申しあげましたように、3年生までというふうなご判断でございました。

それでは、その時期についてということですが、これにつきましては、やはりコンピューターのシステムを改修しなければなりません。それと現在のところ、入院につきましては就学前、通院につきましては5歳未満というふうなことになっています。そして今度、入学児童、1年生から3年生までということになりますと、そこに5歳児だけが残ってしまいます。この子たちも拾い上げなければならないというふうな作業をしなければなりません。そんな作業をしますと、若干、時間がかかるということで、来年の当初から踏み切りたいと、こんなふう考えています。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

あと1点、里山整備について、部長のほうに直接お伺いをいたしますが、今、非常に間伐材がそのまま捨てられた状態で放置されていて、非常にいろいろな問題も生じていることは、ご承知されていると思うんですが、ぜひ、今、真剣に林業従事者が、取り組んでいる業者さん、あるいは個人にあっても、ぜひプロジェクトみたいな形で、皆さんの現状をしっかりと把握して、まず商品化につなげるような具体策を一日も早く推進していただきたいというのが、林業従事者の人たちの声が大きく求められておりますので、そのへんを具体的に、今後どういう形で、それをサポートしていくのか、あと一度、もうちょっと詳しい内容でお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

先ほど申しましたのは、いわゆる切り捨て間伐から搬出間伐に移行していきたいということで、特に今年度からはそういった形で、今、林業に携わる人たちについても、うちの課でアプローチをしているところであります。

たしかに切り捨て間伐というのは、見たところは悪いんですけども、どうしても北杜市の場合は、当然山だから山付きなんですけども、非常に搬出路等が、道路等が非常に狭いこともありますし、非常に道自体も赤道ですから、荒れているところも多いというところがございますので、なかなか搬出までは難しいこともありますけれども、でも、先ほど申しましたように、ある程度、資源が高騰しているという世界的な事情の中で、チップ材もこのところ、非常に引き合いが多々ございます。したがって、私どものほうといたしましては、業者の方々と一緒になり、今、具体的にそういった提案型の間伐をどういうふうにしたらいのかという、フォレストヒューマンの関係なんかも今、やっておりますので、そういった形の中で、今すぐではないですけども、逐次、そういった形で成果が出るように努力していきたいと、こういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

現実的には広範囲でなかなか、その把握がされていないと思うんですね。業者さんによっては、間伐材が活用できる範囲がかなりあるわけですよね。ですから現場の意見をよく、行政の窓口として、受け入れ態勢をしっかりと整えて、全体的とは言わず、部分的にできる範囲から、ぜひ具体性を持った推進をお願いしたいと思います。答弁は結構ですから、よろしくご配慮ください。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、21番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

平成20年6月定例議会にあたり、北杜クラブを代表いたしまして、質問をさせていただきます。

現在の国内外の社会経済情勢を見ますと、地球規模での温暖化や、それに伴う環境の変化、地殻変動に伴う大地震の発生や食料危機まで巻き込んだエネルギー問題など、人類の将来を問う課題が、私たちの前に次々と立ちはだかり、行く末のいやさを祈るばかりであります。

ところで北杜市は、市政施行以来、すでに3年6カ月が経過いたしました。この間の白倉市長のもとでの市政を総括させていただきますと、厳しい財政状況下での出発でありましたが、最近では厳しいながらも、明るい未来が語れる夢多き北杜市へと変貌しつつあるといえるのではないのでしょうか。

まず、財政に目を転じてみますと、財政難であることに変わりはありませんが、そんな中で市債残高、いわゆる市の借金は40億円余り減少し、市の税収は15億円ほど増えたほか、基金も横ばいながら、その積み立て確保に努めるなど、明るい数字が見えてきました。市の借金が減り、自然収入が増えることは市民にとって大変、喜ばしい方向であり、北杜市の次代への

希望につながるものと確信いたしております。

白倉市長就任後、まず、最初に手掛けた環境行政は時代にマッチした発想であり、市民にも好感を持って受け入れられ、今や、その施策は県内外においても広く知られるところとなっております。

特に豊富な農業用水の効率的な活用を目指した六ヶ村堰の水力発電施設の建設や、北海道稚内市と、わが北杜市の全国2カ所に建設された太陽光発電実証研究施設の誘致をはじめ、里山整備や環境対策に裏打ちされた環境保全基金の創設、日本名水百選の平成版、平成の名水百選の認定など、豊かな自然の恵みを最大限に生かした施策を積極的に展開し、環境行政のトップランナーとしての地位を築きつつあるものと確信いたしております。

さらに、北杜市の行政の中で特筆すべきことは、地域の活性化のために、この3年間で10社に及ぶ企業誘致が実現できたことであり、市内からの200人を上回る雇用は、北杜市活性化の原動力となっております。また、市独自の企業交流基金の設立や企業ガイダンスの開催、そして何よりも経済産業省から企業立地に特色ある取り組みを行っている12市町村に選定されましたことは、白倉市政の人脈と行動力がなし得た賜物と高く評価しているところであります。

一方、観光の振興におきましては、NHK大河ドラマ「風林火山」のロケ地となった風林火山館の誘致や北杜24景の選定。また、平成19年6月3日には新しい観光スタイルとして、長期滞在型観光を掲げるリトリートの杜を宣言して、コンソーシアムの三部会で事業に着手するなど、宿泊客が減少している中で、観光客の増大と地域の活性化に向けて、積極的に取り組んでいるところであります。

ご存じのように、北杜市はミキハウス子育て総研が調査した子ども連れ旅行に適した観光地の第1号に選定されましたが、最近、合併した県内の市町村と比較いたしましても、北杜市の話題性と、よい意味での露出度はズバ抜けており、県内外から高い評価が寄せられているところであります。

また、地域の基幹産業である農業の分野では、全国2カ所のうちの1つとなる地産地消推進モデル地域の指定を受け、農業の振興と健康な子どもたちを育てる学校給食等を組み合わせた食育を推進する一方、農業法人であるファームの設立などの集落営農組織の育成を進め、地域産業の新たな基盤づくりに、積極的に取り組んでいるところであります。

教育分野におきましても、原っぱ教育を提唱し、次代の北杜市を支えるたくましい子どもたちの育成に意を注ぐほか、市立病院での小児科診療の拡充や富士見高原病院との産婦人科の連携をはじめ、医療・福祉・少子化対策の推進など、将来を見据えた多岐にわたる政策の展開に、改めて敬意を表したいと思っております。

地方は危機的な財政状況にあるといわれた、この3年半の間に、これだけ多くの実績を挙げられましたことは、白倉市長の長年にわたる政治活動と、その間に培われた幅広い人脈をはじめ、優れた先見性や判断力・行動力の賜物であり、その卓越した行政手腕を高く評価しているところであります。

わが会派、北杜クラブでは、以上のように北杜市市政、白倉市政を検証させていただきました。市政の礎を築かんとする今、北杜市は白倉市長の力量を必要としています。次期市長選挙まで6カ月足らずとなりましたが、私たちはここに白倉市長、2期目への出馬を力強く要請するものであります。力強い決意を期待しながら、以下、質問に入ります。

まず、財政の健全化についてであります。

旧町村長をはじめ、多くの関係者のご苦勞をいただき、10年、20年後の北杜市のあるべき姿を描きながら合併して、早くも4年になろうとしています。振り返ってみますと、すでにご承知のように、各町村では合併に先立って、公共施設や道路、下水道整備など多くの公共事業を取り入れ、社会資本の整備に努めてきたところであります。その結果、平成12年度の時点で、市債残高は800億円余り、基金残高は134億円余りでしたが、合併した16年度末には市債は1,004億円余り、基金は89億円余りとなっていました。

このように、非常に厳しい財政状況のもとでのスタートとなりました北杜市は、継続事業の執行に専念し、新規事業を極力抑えながら、公の施設に指定管理者制度を導入して、運営を民間に委託したほか、職員の早期退職を促すなど、多くの痛みを伴いながら歳出の削減に努めていることは周知のとおりであり、やむを得ない選択であったと考えております。

また、優良企業の誘致や環境保全基金の創設などを通じて、新たな歳入の確保に努めるなど、財政の健全化に向けた着実な取り組みは、各方面からも高く評価されているところであります。

とはいえ、19年度末で基金は約91億円と、合併時より微量ではありますが増大しており、市債のいわゆる市の借金は964億円余りと40億円ほど減少していますが、厳しい財政運営が続くことは事実であります。

これまで市債は普通会計のみを対象として、起債制限比率で評価されてきましたが、平成17年決算からは、特別会計への繰出金をも対象とした実質公債費比率が導入され、北杜市は早期健全化基準の対象市町村として、位置づけられております。平成19年度決算からは、これらの基準がさらに厳しくなり、実質公債費比率に加えて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準に抵触すると、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

そこで財政に関して、いくつかお尋ねをいたします。

まず、合併に際して約束した施設の設置についてであります。

いくつかの計画につきましては、その実現に地元の期待も大きいわけであり、これからの市政執行にあたって、市政の最重要課題である財政の健全化と地域の要望等、どのように調整していかれるのか、お伺いいたします。

次に、環境保全基金についてであります。

環境は北杜市の宝であり、これからも守っていかなければならない重要な課題であります。3月の定例議会で、わが会派の小林保壽議員が用途についてご質問いただきましたが、運営について、具体的なご答弁をいただいておりますので、再度お伺いいたします。

基金の運営につきましては、より透明性を保つために運営委員会、あるいは評価委員会などを設けることを提案いたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

用途につきましては、多くの事業が企画されていることとは思いますが、市の木であります赤松について、長年、赤松を守る施策が講じられてきましたが、松枯れには追いつかず、市内のすべての赤松を守ることは、いまや不可能ではないでしょうか。

そこで、この基金の事業の1つとして、この松は残したいという地域を指定し、所有者の協力をいただきながら、赤松を守るための試験研究を行うことを提案いたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、ふるさと納税制度についてであります。

本年度から、ふるさと納税制度が自治体への寄附という形でスタートいたしました。山梨県

では、横内知事が東京県人会の席上、制度の活用をお願いされたという報道もあり、各方面で動きが活発化していると伺っております。このような動きの中で、北杜市も乗り遅れることなく、ふるさと納税制度に取り組んでいかなければならないと思います。

また、この寄附金の管理を、使途につきましては基金として積み立てておき、寄附してくださった人たちの意に沿った事業計画を立て、執行していくことが賢明ではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に自然エネルギーの活用と地域活性化について、お伺いいたします。

今年8月、世界の主要8カ国の首脳を集め、北海道洞爺湖サミットが開催されることが予定されていますが、このサミットでは地球温暖化防止対策への取り組み、とりわけ温室効果ガスの削減計画が主要議題に取り上げられると伺っています。

また、国が環境基本法等に基づき国会報告した内容、いわゆる環境白書の草案を見ますと、現在、世界の二酸化炭素の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、地球が危機的状況にあることへの警鐘を鳴らしています。

地球環境の保全に加えて、昨今の石油の高騰問題などから、環境にやさしい代替エネルギーへの取り組みが加速される中で、トウモロコシなど穀物のバイオ燃料化は、食料不足問題を誘発し、再生可能なエネルギーである太陽光は、将来のクリーンエネルギーの核となるものと注目されています。

こうした状況の中で、北杜市は市長の英断により、合併前から懸案でありました長坂町秋田地区の工業団地に大規模太陽光発電研究施設の誘致を、平成20年3月から実用化に向け実験が開始されました。その成果は世界中からも期待されており、私も一日も早い実用化を強く願っているところであります。

このほか、北杜市の豊かな太陽と水を生かして、各家庭の太陽光発電に対する補助制度の導入や小規模水力発電施設の建設など、環境にやさしいエネルギーの創出に取り組み、その先見性は高く評価されているところであり、今こそ施策を加速すべき絶好の機会であると認識いたしております。

そこで、自然エネルギーの活用について提案をさせていただきながら、北杜市独自の計画として推進されることを期待し、いくつか質問をさせていただきます。

まず、太陽光発電の経済性についてであります。

太陽光発電につきましては、経済性や施設の規模など、解決しなければならない、いくつかの課題があると思います。また、実験施設の設置目的や地域活性化への貢献などについても、市民の皆さんに対して、具体的な情報を提供していくことが不可欠であります。

太陽光発電の話になりますと、経済性について市民の方々からは太陽光発電パネルの耐久性に問題があり、メンテナンスにお金がかかり、採算が取れないという話が、まだ聞かれます。また、太陽光実験施設では、ただパネルが並んでいるだけで、なんの価値があるのかと問われます。私の調査によりますと、採算性は十分あると聞いていますが、当局では自家用発電に留まらず、工業や農業用の活用も含めて、太陽光発電の採算性について、どのように認識しているのか。また、太陽光実験施設の地域に対する経済効果をどのように見ているのか、お尋ねいたします。

次に、太陽光発電を使った地域の活性化についてであります。

北杜市には自然や地域に根ざした産業・歴史・文化など、他の地域から注目されている宝が

いっぱいあります。私は地域の活性化に向けて、民間活力と知恵をお借りしながら、これらの宝物を積極的に活用すべきだと、常々考えております。

例えば、農業の分野で見ますと、花や野菜などを栽培する温室では、化石燃料が高騰して経営が大変なとき、地域の自然がもたらす水や太陽の光と熱を組み合わせた経営が確立できないかと思うのであります。このような太陽光発電の活用方法等について、関連企業や大学の研究室との共同研究ができるよう、北杜市独自の施策を展開したらどうか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に少子化対策への取り組みについて、お伺いいたします。

国の人口を一定に推移していくために必要な水準、いわゆる置換水準は合計特殊出生率で2.08といわれていますが、わが国の平成19年度の出生率は1.26と、大幅に落ち込んでいるのが現状であります。世界の先進国においては、全般的に子どもの数が減っている状況の中でありましたが、日本は特に昭和54年以降は置換水準を下回り、人口は年々減少してきています。全国的に少子化の傾向が止まらず、どこの自治体も頭の痛い問題ですが、北杜市の出生率は1.23と、全国平均を若干、下回っています。市長は常々、少子化はふるさと存亡の危機といわれておりますが、私もこのことを肝に銘じ、結婚相談員の活動などをとおして、少しでも少子化対策にお役に立ちたいと思っております。

そこで、北杜市における少子化対策への取り組みについて、いくつかお尋ねをいたします。

まず、出生率低下の実態についてであります。

出生率の低い理由はいろいろ考えられますが、北杜市では農村部のため、若い人が働く職場が少ないこと、結婚しない人や晩婚の人が増えていること、厳しい雇用環境下での経済不安や育児の不安など、地域性や経済性に起因するさまざまな要因が想定されます。地道ではありますが、まず実態を把握して、今の取り組みでよいのか。若い世代の望んでいることは何かを考察し、さらに中身のある具体策を講じていくことが大切だと思いますが、市では1人の女性が一生に産む子どもの数が少なくなる理由について、アンケートなどによる調査を実施したことがありますでしょうか、お伺いいたします。

次に、子育て支援体制の整備についてであります。

北杜市では、少子化対策についてマスタープランに基づいて、着々と施策を進めていることは評価いたしておりますが、少子化対策は課題が大きいだけに、実効性を担保することは大変であります。そのためには、ある市で取り組んでいる「すぐやる課」ではありませんが、課題を細分化しながら、迅速に対応できる体制づくりが必要だと考えています。処方箋は出揃っても、それをどう具現化し、実効性をどのように高めていくかが最大の課題であります。

ご承知のように、出生率の低下の理由の1つに、子育てに対する不安があります。最近、産科医院の相次ぐ閉鎖や子育てに窮した親の育児放棄など、出産・育児に関わる悲しい事柄が頻繁に報道されています。北杜市ではすでに、これから母親になる人の悩みや子育て中のお母さんの悩みを受け入れてくれる相談窓口として、北杜子育てネットを設立するなど、きめ細かいサービスを提供するほか、子育てサークルの活動を支援する地域ネットワーク支援や時間外保育、障害者保育など施策を実施しておりますが、まだ目に見える支援には、ほど遠いものがあります。

一方、市民からは市内で働く親の幼児が、その地域の保育園に優先的に入れる仕組みや多忙時の一日保育など、具体的な支援を待っていると聞かされております。

そこで、子どもを安心して産み育てる施策の一本化を図りつつ、若い夫婦の悩みに即応できる体制として、子育て支援課を立ち上げることが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に北杜市内の防災対策について、お伺いいたします。

防災を考えると、先人が残してくれた「備えあれば憂いなし」という格言を思い出します。奇しくも去る5月12日、中国四川省で大地震が発生しました。死者、行方不明者、負傷者を合わせて45万人とも50万人ともいわれている大災害であります。尊い命を一瞬にして奪い、崩れた建物や崩壊された道路や河川のもとで、多くの被災者が今なお途方に暮れているのです。特に四川省では多くの小中学校の校舎が倒壊し、児童生徒が下敷きになり、多数の死傷者が出たと報道されています。犠牲者に対し、この場をお借りして、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、6月14日の岩手・宮城内陸地震は、典型的な逆断層型の地震で、土砂崩れが各地で発生し、集落の孤立状態が続きました。このできごとは近い将来、発生が予想されている東海地震によって影響が出るとされている、釜無川筋と塩川筋の2つの活断層を抱える北杜市にとっても他人事ではありません。

その中で、最近のある新聞社の調査によりますと、ミャンマーのサイクロン被害や中国四川省大地震ののちの調査にもかかわらず、地震や大雨による災害が多い日本において、日ごろから防災対策をしている人の割合は、わずか3分の1にも達していないという、ショッキングな結果が発表されました。日ごろから防災意識を高めるとともに、地域や家庭で防災対策を講じる必要性を改めて認識したところであります。

そこで、このような実態をふまえながら、北杜市における防災対策について、いくつかお尋ねをいたします。

まず、学校施設の耐震化についてであります。

平成19年4月1日現在の耐震改修状況によりますと、県内では公立小中学校の校舎で、体育館など1,101棟のうち、震度6強の地震に耐えられる基準を満たし、安全が確認された建物は843棟で、耐震化率は76.6%となっています。残りの258棟については安全性が確保されておらず、うち50棟ほどが倒壊の危険性が高い施設であるとされています。

これを北杜市内で見ますと、公立小中学校施設22棟中、耐震補強未実施の4棟が、また公立保育園施設15棟中4棟が、耐震化対策が実施されていないといわれています。将来を担う若い人命を守り、地域住民の安全な避難場所として欠かせない、これらの施設の整備は喫緊の課題であります。残された耐震未実施の施設についてどのように対応していかれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

次に、地域防災対策の整備についてであります。

今回の中国四川省の大地震でも、山間地では土砂崩れのために通行できず、各地で集落が孤立し、住民が救援を待っている状況が報じられていました。北杜市は三方を標高の高い山に囲まれ、山間地に点在する集落が多いわけです。交通手段となる道路は、通常でも土砂崩れの危険がある個所が多数あると思われます。こういった地域をはじめ、多くの集落では火災や水害も含めた災害時に地域防災の拠りどころとなっている地域消防団への依存は、非常に高いものであります。しかしながら、市の消防団員は定数が2,116名に対して、実人員は1,929名で187名の欠員が生じており、地区消防団の再編について、議論されていると伺っております。

すが、その再編の目的は何か、お伺いいたします。

地域の役割が大変、重要だといわれている昨今、災害発生時には消防団の協力がぜひとも必要ですが、再編によって地域の消防団員が減少した場合、防災対策をどのように考えているのか、当局のご所見をお伺いいたします。

私は最近、白州町白須上地区の防災対策について、お聞きしました。この地域は台風災害で孤立した経験に加えて、活断層による地震被害が予想されている地域で、災害に対する意識が非常に高いわけですが、食料の備蓄をはじめ発電機、投光機の購入、炊き出し訓練に至るまで、独自の取り組みを行っている優良事例であります。防災に対する意識や対応につきましては、個人差や地域差がある中で、被害を最小限に止めるためには、自主防災組織の強化や地域の具体的な取り組みを推進していくことが大切だと思います。市としては、このような取り組みをどう支援・指導していかれるのか、お伺いいたします。

次に、体育施設の運営についてであります。

指定管理者制度は地方自治法の改正により、公共施設の管理運営を民間に委託できるようになり、県をはじめ各市町村で取り組みがはじまり、北杜市におきましては、民間に運営委託した施設は指定管理者制度導入の前よりも、経費の削減や利用者の増大などが図られ、その中でも平成20年度に指定管理者制度に移行した小淵沢、武川を除いた6町の体育施設の稼働状況を見ますと、17年度に比べて19年度には年間利用者数で約3万1,403人増加し、運営費では約3千万円ほど支出が減少するなど、一定の成果が得られると聞いております。

しかし、市民の側が見ますと、市外の在住者の利用が増えることにより、施設の予約が取りにくくなってきていることです。時間の制約から、試合数の多い種目では施設が利用できないなど、体育施設が利用しにくいという実情であります。

一方、平成18年、19年度の体育施設の修繕の費用を見ますと、管理者の負担が約60万円に対して、市の負担が約1千万円で、市の負担分が極端に多くなっています。

このような状況を見ますと、利用者に関しては、市民に不便さがあり、修繕費の市負担分が多いという実態から、体育施設に限っては直営にするなどの見直しができないか。また利用に関しては、市民が優先的に利用できる仕組みを再検討していただけないか、お伺いいたします。

次に国際交流への支援と国際交流への対応について、お尋ねいたします。

「峡北の地を日本のスイスに」は、白倉市長の県議会議員出馬時のキャッチフレーズでした。ときは流れ、峡北の地は北杜市となり、3年半を経過いたしました。8つの町の個性は次第に融合を進め、市としての輝きを放ちはじめました。近ごろ、県内はもとより首都圏におきましても、マスコミ等で北杜市の魅力が取り上げられ、スイスにも似た豊かな自然と、さわやかさが高い評価を受けていることは大変、喜ばしいことであります。

こうした環境の中で、最近、北杜市に移り住む外国人が多くなってきていますが、北杜市の魅力をさらに高めていくため、市内在住の外国人の方々との交流の機会を持って、海外へも発信できる環境を築いていくことが必要だと考えます。

北杜市は現在、アメリカ、韓国、カナダの都市と、そして山梨県では先ごろ、大地震がありました中国四川省との国際交流が行われており、市内には外国人登録された方が33カ国で637人います。これらの方々は日本に、そして地域に馴染もうと懸命に努力しておられますが、私たちは食についてでさえ、その大部分は触れたことも、食べたこともないのが実態ではないでしょうか。

そこで、より理解を深め合うきっかけとして、市内在住の外国人との食をとおした異文化交流会を実施し、市内に伝わる郷土食と33カ国自慢料理の饗宴を企画してはいかがでしょうか。このことは、市の新しい魅力づくりやリトリートの杜のコンソーシアムの充実をはじめ、新食材の生産や本物の外国語に触れる機会の創出など、幅広い分野での交流へと発展していくものと期待しておりますが、市としての取り組みのお考えはいかがでしょうか。

次に資料館の統合と特色ある資料館の充実について、お伺いいたします。

北杜市には、8つの杜の歴史的発展を語るかけがえのない資料を集めた資料館がいくつかあります。これらの資料館は、まさに地域住民の凝縮された知恵を具体的に学び、伝えていく重要な教育の場であり、後世に伝える手段でもあります。また、これらの施設に集められた文化財は、地域文化の創造的発展の源であり、住民全体の歴史的・精神的基盤を築きあげる共有財産であり、その価値は評価するところであります。

今、北杜市内の資料館の設置状況を見ますと、歴史民俗資料館が明野、須玉、大泉に。民俗資料館が武川に。郷土資料館が高根、長坂、小淵沢にあり、1910年以降、日本と韓国の激動の時代に両国の友好親善を尽くした浅川伯教・巧兄弟の資料館を含め、10の資料館があります。さらには、国学者である金田一京助先生の言葉の資料館や、江戸時代から現代までの暮らしの中で生き抜いてきた囲碁美術や囲碁文化を鑑賞できる囲碁美術館があります。

合併前から引き継いできた、これらの施設は教育的にも、また観光資源としても貴重な財産であります。資料館での鑑賞をとおして、市民の方々をはじめ、市外の愛好家や観光客に喜んでいただく施設として、活用を高めていく必要があると思います。

そこでまず、類似施設の統合について、お尋ねいたします。

資料館10館の中には、類似した資料が展示されているケースが多く、必要性・経済性の面から類似施設の統合を検討されてはいかがでしょうかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、施設の利便性の向上についてであります。

浅川伯教・巧兄弟の資料館につきましては、県内・県外からの見学者が多く、主要地方道、長坂・高根線から資料館に入る誘導板を設置してはどうか、その計画があるか、お伺いいたします。

次に、囲碁美術館の活用についてであります。

囲碁美術館がある市は全国的にも珍しく、北杜市としては囲碁名人の輩出に貢献できるような活用方法を検討してみてもはいかがでしょうか。最近、教育効果が評価され、幼児や児童生徒の囲碁熱は高いものがあり、各地で取り組みがされていると伺っていますが、幼児を含めた青少年囲碁教室を計画してはと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

最後の質問に入りました。

次にC型肝炎対策について、お伺いいたします。

私は平成18年9月の定例議会で、社会問題になっているC型肝炎対策について質問させていただき、患者さんにとって負担の大きい医療費の補助について、お願いしてまいりました。その際、市長からC型肝炎対策は北杜市にとって重要な課題であり、真剣に取り組んでいきたいとの前向きなご答弁をいただきました。

こんな中で、6月10日の採血用器具の使いまわしの報道は衝撃を受けました。肝炎対策の徹底が叫ばれ、注射器の使い回しはしないよう注意をうながす厚生労働省からの通知が出たにもかかわらず、このような事態が起きてしまう現場の対応や肝炎に対する認識の低さに驚き、

やるせない気持ちでいっぱいであります。

ところで、北杜市は昨年7月、肝炎保健指導モデル地区に指定され、診療体制の構築をはじめ、肝炎情報の提供や地区巡回セミナーの開催、肝炎手帳の作成などの事業が実施されており、いち早く患者さんなどの拠りどころとなる体制整備を進めていただいたことは、大変喜ばしいことでもあります。

そこで、県のモデル地区に指定された以降、その成果について、まずお伺いいたします。

今年の4月1日からは、肝炎のインターフェロン治療費について、国や県が一部助成する措置を開始したと聞きしております。しかし、インターフェロンによる治療は、治療費が高いということや副作用がひどくて仕事に就けないこと。週1回は、病院に行かなければならないことなどから、交通費もかかり、経費がかさむのが実態だと聞いております。そこで、財政的に厳しい折ではありますが、治療費を含め、市として独自の支援ができないか、お伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

まず、財政健全化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、財政健全化の進め方についてであります。

本市の市債残高は、平成17年度末の1,009億円をピークに、19年度末の見込みでは965億円。さらに20年度末では、953億円と約56億円もの減少が見込まれているところであります。また基金残高を見ますと、今議会に専決の承認をお願いしているとおり、平成19年度末に財政調整基金に7億円を積み増すことにより、一般会計の基金の残高は73億円余りとなり、17年度末の約66億円から着実に増え続けております。一方、自治体財政の健全度を示す実質公債費比率を見ますと、18.0%を超えており、起債に知事の許可が必要であるとともに、公債費負担適正化計画を策定するなど、依然、厳しい財政状況にあることも事実であります。

こうしたことを受け、歳入面では市税収入の確保に向け、積極的な取り組みを強化する一方、市債の発行額を抑えるとともに、歳出面では予算編成において、厳しいシーリングにより、総額を抑制しながら、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査するとともに、市単独補助金の見直しや公共事業費の削減を行ったところであります。

また、アクションプランに基づいた経常経費の着実な削減や定員適正化計画による人件費の

削減なども進めているところです。さらに公債費負担適正化計画を達成するためには、公営企業の経営改善をはじめ、各般にわたる行財政改革の実現が不可欠であります。市政執行にあたりましては自助・共助・公助の考え方で、ともに汗をかき、財政再建団体にならないように施策の重点化を図りながら、行財政運営を進めてまいります。

北杜市の将来を見据え、後世に負担を残さないよう、市民の皆さんとは、この危機感を共有し、さらなる行財政改革を推進し、改革の先にある希望に満ちた光明を後世に引き継いでいく所存であります。今後も引き続き、議員ならびに市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、環境保全協力金についてであります。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現のために、里山整備事業、河川等の水質調査、環境教育等の実施、自然エネルギーや地下水保全施策の推進、森林整備事業などを用途といたしまして、ご協力をお願いしてまいりました。現在、11社の企業と個人の皆さんから8,600余万円のご協力をいただいております。

活用につきましては、寄附していただいた方々のご意思にお応えすることが重要であると考えておりますし、継続的にご協力いただけることだと思います。したがって、寄附をいただきました企業や市民、環境保全関係団体等の代表者などで構成する、仮称ではありますが、北杜市環境保全基金活用検討委員会を設けまして、ご意見を伺いながら活用してまいりたいと考えております。

また、環境行政に関連しまして、赤松の守る松くい虫のお話がありました。私ども北杜市には、舞鶴の松といわず、横手の大松といわず、非常に残念な結果になりまして、3月末日は舞鶴の松を惜しむ会なるもので、いろんな意味で惜しんだところでありますが、ご指摘のように、赤松の重点松を試験研究して、守る必要があるではないかというお話でありますけれども、これもなかなか大変な話でありまして、例えて言えば昇仙峡の松を守ろうと。昇仙峡から赤松が欠けたらどうなるかということで、空中散布でやると、今度は下流側の飲料水の関係者からのクレームもある等々で、なかなか松を守るといふこと、森林を守るといふことは大変であります。

県には、増穂に森林総合研究所もありますし、富士北麓には環境科学研究所もあるわけでありまして、それらと連携を図りながら、北杜市の松を守るべく、松くい虫対策を全力で検討してまいりたいと思っております。

次に、ふるさと納税制度による寄附金の管理や用途についてであります。

ふるさとに対して、貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する、ふるさと納税制度が創設されました。

寄附先は出身地に限らず、都道府県、市町村から自由に選ぶことができ、ふるさとへの恩返しという面と好きな地域を応援するという側面を持っております。この制度を活用し、北杜市を応援していただくため、北杜市ふるさと応援サイトを市のホームページに掲載するとともに、広報ほくと6月号においては、北杜市を離れている親戚や家族、知人の皆さんに本制度を紹介していただき、ふるさと北杜市を応援して下さるよう、お願いしたところであります。

また、北杜市ふるさと応援パンフレットを作成し、5月31日に東京で行われた山梨県人会連合会総会および6月15日の北杜高校東京同窓会において、北杜市ふるさと応援寄附をお願いしてまいりました。

今後もあらゆる機会をとおして、多くの皆さんにご寄附をお願いしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

寄附金の使途や管理についてであります。使途は環境日本一の潤いの杜づくり、教育文化に輝く杜づくり、その他お任せの杜づくりの3つの応援メニューを設定し、寄附者が選択できるようにいたしました。管理については、北杜市環境保全基金および今議会に提出させていただいております北杜市芸術文化スポーツ振興基金で活用することとし、その他お任せの杜づくりについては、寄附台帳により管理を行う考えであります。

なお、寄附金の状況や活用実績につきましては、翌年度に広報等で公表してまいりたいと考えております。

次に自然エネルギーの活用と地域活性化策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に太陽光発電の採算性についてであります。個人住宅用太陽光発電においては、発電した電力は自家用電力としての利用のほか、余剰電力は電気事業者へ売電ができますが、足りない分は電気事業者から買うこととなります。

現在の、太陽電池の発電効率は必ずしも良好とはいえず、太陽光電池のコスト低減と併せ、一層の発電効率向上の研究開発が急速に進められているのが、現状であります。

また、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究の経済効果についてであります。この施設は太陽光発電の出力を安定化させ、電気事業者の系統の電力品質に悪影響を及ぼさないように、送電するための実証研究であります。この成果は、今後も大規模太陽光発電施設導入の基礎となるものであり、地球温暖化防災対策やクリーンエネルギーへの転換に大きく貢献することができ、大きな経済的な効果につながっていくものと考えております。

また、地域への経済効果についても、中央自動車道から見える場所にあることから、国内外の見学者や視察の方々が訪れている状況であります。今後も施設の見学を目的とした観光客などの増加や企業誘致等にも期待ができることから、地域への経済効果につながってくるものと思われま。

次に、太陽光発電を使った地域の活性化についてであります。

大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究につきましては、株式会社 NTTファシリティーズや東京農工大学、東京工業大学、産業技術総合研究所、日立製作所と一体となって研究を行っておりますが、太陽光発電に限らず、燃料電池の国際的研究拠点となっている山梨大学や、大泉町に建設中の蓄電池の製造を行う株式会社 JMエナジーなども連携の可能性を模索していきたいと思っております。

この間、3月市議会のあとの市政報告会の講師であった内閣府の木村さんも、地域の特色を生かし、活性化を推進するためには、大学との連携の必要性を強調していたような気がします。独自性のある産学官の共同取り組みも検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援体制の整備についてであります。

夢や希望を持って子どもを育てていけるようなまちづくり、地域づくりを実現するためには、庁内関係部署が共通認識のもと連携して、課題に取り組んでいく必要があります。それには庁内少子化対策推進本部を早急に設置し、各部署のリーダーを中心とした作業部会において、必要な調査・調整等、総合的に推進してまいりますが、課の設置については機構改革、行政改革の中で検討課題といたします。

次に北杜市内の防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、消防団の再編についてであります。

消防団は市町村の消防機関であり、構成員である団員は非常勤の特別職地方公務員である一方、他の職業を持ちながら、みずからの意思に基づき、自分の地域は自分で守るという郷土愛のもと、献身的に活動しております。

消防団員は、防災面での十分な訓練と経験を積んでいることから、それぞれの地域でリーダーシップをとり、自主防災組織や住民に対する訓練指導、防災知識の普及啓発を行うことが期待されております。しかしながら、少子化や地域社会への帰属意識の希薄化により、団員の確保が難しくなっていると同時に、サラリーマン化などにより、一朝有事への即時対応力が低下している状況となっております。

一方、市の行財政改革アクションプランにおいても、消防団の組織、団員、車両等の見直しと再編が掲げられており、地域特性を十分配慮しながらも、早急な対応が求められております。

現在、分団各部の団員数については、地域によって4名から40名とかなりバラツキがあります。こうしたことから、改革の第1段階として、消防団活動や車両運用の効率化を図るため、平成21年度をめでに部の統合を行うことになっており、現在、各分団において、最終的な調整に取り組んでおります。部の統合により、団員確保の負担軽減や災害発生時における初動体制の強化、また消防資機材の計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

一方、組織再編に伴い、消防団員の減少が予想されますが、総務省で定めている市町村が目標とすべき消防力の整備指針との整合を図りながら、消防力の低下を招かぬよう、取り組んでまいります。また、部の統合による組織再編とともに、改革の第2段階としては、活動内容を限定した消防OBなどの協力を要請し、さらなる体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

阪神・淡路大震災では、消防団と自主防災組織等が連携した活動や自主防災組織等による自主的な活動の成果が数多く報告されており、市内においては今後、高い発生率が想定されている東海地震をはじめ、さまざまな災害の被害を軽減するために、自主防災組織の充実強化が大きな力ぎを握ると考えております。このため、住民の意識の醸成と持続性を持った組織の構築が必要であることから、昨年度、自主防災組織活動マニュアルを作成し、この6月から地域の区長会議を通じて、マニュアルをもとに自主防災組織の育成に向けての普及・啓発を図っているところであります。

また、併せて自主防災組織育成推進要綱を策定し、市の育成方針を明確にした上で、組織の登録を進めていくとともに、将来的には組織へのサポート体制も整えていかなければならないと考えております。

地域に最も密着した消防機関としての消防団員の役割は大きいものがありますが、その消防団と自主防災組織との連携協力体制の構築により、さらなる地域の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、C型肝炎対策についてのご質問であります。

最初に、北杜市が指定を受けた県のモデル事業の成果についてであります。このモデル事業を実施するにあたり、今年1月に医師会、市民の代表、当事者代表、中北保健福祉事務所峡北支所および市の関係者で構成する、北杜市肝炎対策推進会議を立ち上げました。推進会議では、ウイルス性肝炎に関する知識の普及および啓発、陽性者および患者に対する支援、肝炎対策にかかる事業実施と評価などについて議論、ご意見をいただいたところであります。

また、肝炎地区セミナーを4回開催し、約400名の感染者と市民の方に参加していただきました。セミナーでは、参加者により薬や治療方法も年々進歩していることを知っていただき、参加者からは肝炎の検査や治療を積極的に受けたい、不安の解消につながったなどの感想がありましたので、諦めずに治療を受けた方が増えると思っております。また、セミナー参加者から不安や不満、悲痛の声を直接聞くことができ、今後は肝炎ウイルス感染者の健康管理等の相談窓口の体制整備を充実するなどの支援策を講じていくこととしたところであります。

なお、このセミナーにおいて、治療費の負担が大きな要因で、積極的な治療に踏み切れない実情も理解できました。さらに、この事業を推進するための医療機関の体制と連携が整い、肝炎ウイルス感染者の治療受診体制が図られ、肝炎健康手帳の交付もできました。

次に、肝炎ウイルス感染者への市の支援についてであります。

国は本年4月から新しい肝炎対策として、医療費助成を盛り込んだ肝炎治療特別促進事業で負担額の軽減を開始しました。山梨県におきましても、本年4月から早期治療促進の観点から、インターフェロン治療助成事業を開始し、肝炎ウイルス感染者の負担の減額を図っております。

北杜市では肝炎の陽性者や肝ガンでの死亡率が高く、先般、北杜肝友会からウイルス性肝炎対策の推進に関する陳情もありましたので、肝炎ウイルス感染者の皆さんに少しでも安心して治療を受けていただけるよう、治療費の自己負担額の軽減を図るため、市独自の助成を早急に検討し、次期補正予算に計上したいと考えております。

ここで、秋に実施されます市長選挙への考え方につきまして、申し上げます。

私は平成16年11月、多くの市民の皆さん方の力強いご支援をいただき、合併した北杜市の市政執行の大任を担うことになりました。北杜市のよいスタートを切ろう、北杜市の礎をしっかりと築こう、力みなぎる北杜市をつくろう、そんな思いで「市民と協働して」を基本に和を大切にしながら、ふるさと北杜市政を執行してまいりました。

その間、市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕すること、を肝に銘じて、改革をして新しい時代を、そして未来に責任を持つ政治を毎日忘れることなく、市政の舵取りをしてまいりました。また、市民の負託に応えるために、一貫して清潔・公平・公正に徹し、透明で分かりやすい市政、市民挙げて参画する市政の推進に全力を傾注してまいりました。

北杜クラブを代表して渡邊英子議員より、私の過去4年間の市政への取り組みを高くご評価いただき、引き続き市政を担当すべきであると、私の出处進退につき、お尋ねをいただきました。身の引き締まる思いがいたしますとともに、身に余る光栄と深く感謝申し上げます。

数々の評価をいただきましたが、私が成したわけでもなく、議員各位ならびに市民とともに築いてきたのであります。市議会議員各位、ならびに市民の皆さんから市政に対する深いご理解をいただくとともに、力強いご支援を賜りました。ここに重ねて深く感謝を申し上げる次第であります。さらには、知事をはじめ県執行部、多くの国会議員、県議会議員各位の皆さんから賜りましたご支援・ご協力に対しましても、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今、私が国の省庁をまわっても、全国レベルの会議に出席しても、北杜市の存在感、知名度が高まっていることは、肌身で感じているところであります。しかしながら、北杜市が全国において確たる地位を築くための課題への対応は、道半ばであります。また、合併前からの課題や最近の課題は山積しております。こうした課題にきちんと道筋をつけ、市政発展のために尽力すること、さらなる市民の福祉向上に汗をかき、市民一人ひとりが将来に夢や希望が持てる、今日の北杜市を築き上げることが、私に課せられた使命であると強く認識いたしているところ

であります。そして、市民の皆さんからの「白倉、頑張れ」の強い要請にお応えする道であると確信し、ここに市民の皆さんの真意を仰ぐべく、次期市長選への出馬を決意したところであります。

今後とも市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することを肝に銘じて、残された任期に全力を尽くし、政策の柱とする8つの杜づくりのさらなる推進を図る中で、人と自然と文化が躍動する環境創造都市実現を目指して、皆さんからのご意見・ご提言をいただき、職員とも一丸となって未来を切り開き、夢多き北杜市となるよう全力で頑張っている決意であります。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

まず、北杜市内の防災対策について、ご質問をいただいております。

学校施設の耐震化についてであります。市立小中学校の校舎等の耐震化は平成17年度に策定しました。北杜市公立学校施設耐震補強計画および学校施設整備計画により、順次、進めております。昨年度は、武川中学校屋内体育場の耐震補強工事を実施したところであります。

現在、耐震対策が必要な施設は日野春小学校、長坂小学校、小泉小学校および明野小学校屋内運動場となっております。

今後の学校施設の耐震化工事につきましては、昨年12月に設置された北杜市立小中学校適正規模等審議会の答申を受け、新たに整備計画を策定し、事業を実施する予定でありました。しかしながら、審議会では中国四川省で発生した大地震において、学校施設の被災状況を見ながら、耐震対策について急いで検討することになりました。審議会は、すでに4回の会議が開催され、小中学校の適正規模等について意見集約が図られ、小中学校ともに1学級20人以上、1学年2学級以上が適正規模とされました。これらの基準を順守しながら、長坂町内の小学校の施設整備のあり方等を検討し、市教育委員会に提言が出されることとされております。さらに6月から7月にかけて、8つの町の区長会に審議過程の報告を行い、地域の皆さんにも審議の状況等を知らせていく予定になっております。

教育委員会といたしましては、審議会の提言を尊重しつつ、地域の合意を早急に得る中で、未耐震校舎の解消を早期に実現できるよう、努力してまいりたいと思っております。

次に体育施設の運営について、ご質問をいただいております。

最初に、体育施設の直営化への見直しについてであります。

市内の体育施設については、平成18年度から19施設の管理運営を指定管理者により行っており、2年が経過いたしました。施設全体における利用者人数は、制度導入前である平成17年度の利用人数17万3,485人に対しまして、平成19年度の利用人数は20万4,888人となり、3万1,403人増加しており、年々、指定管理者制度の効果が挙がってきております。

施設管理の上では、指定管理者との協定により、費用が10万円未満の修繕については指定管理者が負担しております。体育施設については、指定管理者との基本協定期間を5年間として締結しており、本年で3年目を迎えております。本年度から新たに7つの体育施設について、指定管理者制度を導入し、施設の有効活用が期待されるところであります。これらのことから、体育施設における運営は、指定管理者制度により運営してまいりたいと考えております。ご理

解をお願いいたします。

次に市民の優先的利用についてであります。市の体育施設は市民の健康増進や体育振興を目的とした施設であることから、市民の皆さまからの施設利用の予約を早い時期から行うなど、可能な限り優先しているところであります。

今後、市においても、北杜市社会体育施設整備協議会を開催し、市民の皆さんがより有効的に施設利用ができるよう、検討してまいります。

次に資料館の統廃合と特色ある資料館の充実について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、類似施設の統廃合についてであります。

市内にあります資料館は、歴史民俗系の資料館でありまして、収集された資料を、教育、普及を目的に展示しております。これらの展示品は、ふるさとの歴史を地域で保管し、後世に伝え、小中学校の体験教室や地域学習に活用するなど、地域の特色を生かした運営を図ることを目的として、収集してまいりました。

所蔵している9千点余りに及ぶ民具資料につきましては、平成17年度から5カ年計画で整備し、現在まで3館を終了しており、残りの4館については、21年度末までには終了する予定であります。この事業によって、各館で保管している収蔵品が重複しないよう、効果的な資料の保存・保管が可能となります。今後、資料館の展示内容や施設の有効活用等を検討するため、これは仮称ですが、北杜市郷土資料館適正検討委員会を6月中に立ち上げ、資料館再編に向けて、今年度中に答申をいただく予定であります。

次に、浅川伯教・巧兄弟資料館への誘導板についてであります。

現在、市では北杜市全体の誘導板、観光案内板、文化財の説明板などのサイン計画を進めております。観光課と協議を行う中で、設置個所を検討し、県内外からの観光客にとって分かりやすく、施設の案内にふさわしいものとするよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、囲碁美術館の活用についてであります。

囲碁美術館の利用状況であります。囲碁対局教室につきましては、多くの市民が利用しております。また、昨年度からの女性のための囲碁教室を毎週水曜日に開催しており、16人が会員となっております。このような囲碁美術館は、技術の向上やふれあいの場として定着してきております。

展示室につきましては、専門家のアドバイスを受けながら、定期的に模様替えを行い、来館者に感動を与えられ、囲碁文化が伝えられるよう、工夫しているところであります。

囲碁の教育的効果につきましては、脳の活性化に効果があるといわれており、一時期、アニメ「ヒカルの碁」の影響もあって、盛んに囲碁を楽しむ子どもたちが見られました。囲碁美術館としても、多くの子どもたちが囲碁に接することができるように、北杜市囲碁体験子ども教室を開催しているところであります。参加者は平成18年度が32名、19年度が21名で小学生を対象とした教室を毎年10月から1月にかけて、北杜市教育委員会主催で実施しております。今年度も実施する計画であります。幼児を含めた囲碁教室につきましては、囲碁指導者の育成も課題の1つでありますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、北杜市内在住の高校生が全国高校囲碁選手権大会に出場することになり、上位進出が期待されているところであります。今後、こうした生徒にもご協力をいただき、多くの人が囲碁に親しめるような拠点づくりを目指してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（小澤寛君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

国際化への対応について、お答えいたします。

市内における外国人登録者数は、6月1日現在、33カ国637人であります。国籍別ではフィリピン、ブラジル、中国、インドネシア、韓国の順で、この5カ国で登録者数の81%を占めております。

市におきましては、市内在住の外国人との交流をとおり、相互理解と友好信頼関係を深めることにより、地域の活性化を促進するため、昨年3月に須玉ふれあい館において、北杜国際交流の集いを開催いたしました。市内に暮らす6カ国、19人の外国の方々がお手巻き寿司の日本料理の調理体験や折り紙、ゲームなどを楽しみながら、互いの文化や日本での生活についての意見交換を行い、好評でありました。

本年も交流の集いを開催する予定であり、市内企業等のご理解をいただきながら、そこで就労されている外国の方や、それぞれのネットワークをとおりして、参加の呼びかけを行う考えであります。交流の集いでは、各種団体などのご協力を得る中で、ご提案の、参加者による自国料理の紹介やスポーツレクリエーションなど、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

出生率低下の実態調査について、お答えいたします。

出生率の低下は、国や社会の存続基盤に関わる最重要課題であります。少子化の背景として、晩婚や非婚化が増加。要因として女性の社会進出、若者の低所得化等、社会変化が影響していると考えられています。

出生率低下の実態調査の実施状況についてであります。これまでに出生率低下の要因に関わるアンケート調査は実施しておりませんが、昨年12月から1月にかけて、市職員の少子化対策に関するアンケート調査を実施いたしました。この結果を参考にしながら、今年度は次世代育成行動計画の後期計画策定の資料とするため、地域の実情を把握する調査を実施いたします。この調査において、出生率低下についても調査したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊英子議員、再質問ありますか。

（なし）

それでは、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時30分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時29分

○議長（小澤寛君）

会議を再開いたします。

渡邊英子君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

関連質問はありますか。

田中議員。

○32番議員（田中勝海君）

先ほどの代表質問の、渡邊議員の北杜市の防災対策について、質問をさせていただきます。

それでは、北杜市防災対策について質問いたします。

中国四川省、そして国内では岩手・宮城内陸地震ということの中で、大きな災害が発生しました。それで、この北杜市内も非常に地形が同じような、似通った状況の中山間地帯でございます。そこで、いつ発生するか予期できない自然災害による土砂災害危険個所の把握と、その対策について、昨年9月の代表質問の清水議員から、その質問がございました。その中で、市内全体で特別警戒区域に133カ所が指定されていると。その中で、17年度より須玉町から調査しますと。18年度5町、19年度に2町を調査し、21年度には災害危険個所、避難所、防災関連施設等を網羅した防災マップを作成すると答弁されましたが、そこで非常に昨今の災害を見た、毎日テレビ、ラジオ、新聞で報道されていますけども、これを見ると5年計画で、北杜市としては作成したいと。21年度ですから。そうはいつでも、早急にこれが作成できないかと。あのような悲惨な状況を見たときに、北杜市としても、非常に指定個所が指定された、そういう場所について、非常に大変だと思いますけども、その対策をしっかりと出されたものを、防犯マップを早急に出したらいかかかと。また、調査結果の完了した地域については、行政区等、地区防災体制を通じて、住民に周知徹底させるためにも、行政区長を通じて、そういう、随時、周知徹底を図るべきだと思いますけど、そのへんについて伺います。

もう1点。先ほど、市長から消防団員が187名、欠員してきていると。年々、減少傾向という中で、その一朝有事の際には、消防団員のOBの方たちに協力体制をしていただいて、対応していきたいという答弁がございましたが、それをぜひ、こういう一朝有事の際に、その初期対策として、対応していただきたいと思います。

あと、資料館の統廃合と特色ある資料館の充実ということです。

平山郁夫シルクロード美術館ですか、来月、さらにグレードアップしまして、開館いたします。市内外から大変、注目されるようではありますが、大泉町の金田一春彦記念館のアクセス道路が金田一春彦通りとなっていることから、平山郁夫氏は北杜市の名誉市民でもございます。ぜひ平山郁夫シルクロード通り、これは小淵沢から大泉駅までなのか、そのへんはちょっと分かりませんが、ぜひ、そんなような愛称を考えていただきたいということで伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私のほうから1、2、答えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、消防団は極めて地域の役割を担っている大切な仕事でありますし、いろいろな意味で災害時を考えると、安易な定数削減というようなことは、一向に考えておりま

せん。いろいろな意味で、先ほど答弁いたしましたとおり、部によっては人員確保が難しいとか、いろいろある中での統廃合を考えておるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

今また、平山郁夫先生の関連で、名誉市民のお話がありましたけども、7月12日に、今の平山郁夫シルクロード美術館が270坪ほど増築して、さらにグレードを高めてグランドオープンするわけであります。今、田中議員ご指摘のように、名誉村民であられましたポール・ラッシュ博士のところはポール・ラッシュ通りがあり、同じく名誉村民であった金田一春彦先生の図書館になじんで、金田一春彦通りがあると。平山先生もという、ありがたいご指摘であります。こういうのは愛称でありますので、前向きに検討してみたいと思えます。

ときに、例えて言えば、小淵沢のインターから小泉駅の平山郁夫先生のシルクロード美術館へとかというご指摘のようですが、その意を体して、愛称として平山郁夫シルクロードなるものを考えてみたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

田中議員さんの、防災に関わるご質問でございます。

まず最初に防災マップの作成についてでございますが、議員ご指摘のように、北杜市内は非常に危険個所が、たくさんあるわけでございます。そのようなことで、避難危険個所、避難所等の網羅した防災マップの作成でございますが、先ほども議員のほうでもお話がありましたように、県の調査がまだ、すべて終わっていない状況でございます。そのようなことで、土砂災害危険個所の調査結果をもとに、危険個所を明記したハザードマップを作成していきたいということでございます。

また、消防団の削減といいますが、再編に伴ってのOBの活用ということでございますが、活動内容を限定した消防団員のOBなどの協力を当然、得ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

宮坂議員。

○17番議員（宮坂清君）

体育施設に関しての関連質問を行いたいと思えます。

小淵沢町は、平成20年4月より体育施設が指定管理に移行されましたが、そのことにより長年、親しんできた施設が使いづらくなったり、町民は戸惑っているような現状でございます。特に本年度、町内の分館活動、地区単位のスポーツチーム、またはクラブチーム等の活動に大変な支障を来しているというような状況でございます。

以下、何点か事例を挙げますので、対応策をお伺ひしたいと思います。

まず最初に、使用料金が高くなったことに対するの弊害として、長年続いてきた分館対抗ナイターソフトボールリーグが、負担が重くなり参加チームが減ってきたと。これも再三、協議した結果、存続ができたというようなことでございます。ソフトボールの愛好家が高齢化によ

り、若者の夜間スポーツの興味が減り、そうでなくてもチームの編成が厳しい中がございますけれども、費用負担の、これは、それに追い風をうったというようなことがございます。

また、減免措置の対象にならない地区単位のスポーツチームおよびクラブチームの使用が困難となったということがございます。特に地区のゲートボールにつきましては、東グラウンドで常設のゲートボールコートがあったんでございますけれども、それも指定管理になり、そこから締め出しをくって、そのため、地域のゲートボール場等に移行して、子どもたちの遊ぶ場が少なくなったような弊害も出ております。

また、それと体力増強のための、グラウンドが空いているときに利用していたものが指定管理になり、利用できなくなったということで、これもその人たちが道路を使うような形になったり、また子どもたちが空いているときにキャッチボールができたのができなくなったとか、そのような弊害が、また出ております。

施設利用の時間帯についても、ナイターソフトボールを見ますと、時間帯で、勤めから帰ってきて、19時30分から21時30分の2時間を一応、設定するというような中がございますけれども、その時間に制約がありますので、照明も1時間単位で金額を納めなければならないということの中で、設定も30分くらいの設定をお願いできないかというような要望もあります。また、そういう時間の制限の中で、グラウンドにラインを引かなければならないんですが、そういうもののポイント等をしっかりつくっていただいて、時間短縮を図っていただきたい。また大きな大会については、ライン引きの指導もお願いしたいなど。そのような要望も出ております。

先ほど、教育長の答弁の中で、今後、利用審議会をして、それに対応していきたいというようなことがございますけれども、当面、今、挙げたような問題が出ておりますので、これを早急に対応できるような形をつくっていただきたいと思っております。

それと、先ほど災害の問題で、学校の問題が出ましたけれども、保育園の耐震のことについてはふれておりませんでしたので、保育園の耐震が現在、どのようになっているかをお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

今の再質問でございます。

まず、スポーツ施設の料金が高くなったというようなことがございます。その部分についてはたぶん、夜間照明等々の部分で、若干、金額が増えたということだと思っておりますが、これは平成18年3月に北杜市と合併した折に、合併協議会の中で夜間照明の統一化というものが出ましたので、その使用料が統一されたというようなことがございます。

それからクラブチームとか、そういった部分についての使用勝手ができなくなったということもございますが、この部分についても、ある程度、3カ月間という前からの使用の期間がございますので、別にそれを駄目だということではなくて、申し込みを前もってしていただければ使用できるではないかということと、現在、小淵沢町が、若干グラウンドが大変なのは、現在、小淵沢中学校の改築を行っておりまして、その折、この中学校のグラウンドを使っていた

ということで、その部分について、中学生が総合グラウンドのほうにまいっておりますので、その使い勝手も十分ではなかったということだと思います。今年度、小淵沢中学校のグラウンドは整備してまいりますので、それが完了したのちには、適正な使用ができていくではないかというように考えているところでございます。

それからラインのポイントとか、ラインの引く器具ということでございますが、この部分については、前向きに検討してまいりたいなというように考えております。

それから先ほど言った、夜間照明の1時間単位を30分単位でどうかということについてでございますが、これについても各施設がございますが、まちまちでございます。そのへんについても、現在、教育委員会で協議をしております、なんとか統一できないかということの検討会をしております。立ち上げて行っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいなというように思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

保育園の耐震診断について、ご質問をいただきました。

市立の保育園15園でございます。この15園の、保育園の耐震診断の状況でございます。

この耐震診断というのは、昭和56年5月31日以前に確認申請を受けた建物。ただし、建築面積が200平方メートル以下で、かつ平屋の建物は除くというふうな規定がございます。これによりますと、市立15園のうち9園が耐震診断を不要とする保育園ということになります。さらに2つの園につきましては、平成9年と平成18年に耐震診断を行いました。この2つの園につきましては、安全が確認された保育園ということでございます。残る4園につきましては、耐震診断を必要とする保育園でございます。名称を申し上げますと、長坂、秋田、小淵沢西、白州、この4園が今後、耐震診断を必要とする園となっております。これらについても、早急に対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

宮坂議員。

○17番議員（宮坂清君）

先ほどの、分館の照明の負担のことでございますけれども、これも地域社会のコミュニケーションの場としての、おおぜいの人たちが集まることが目的でございますので、そのへんの減免等々も考えていただきたいなと思います。一律に18年度から決まったということでございますけれども、使う人は負担をしなければならないということですが、おおぜいの人たちが使うことによって、この施設が生きてくると思います。

また、それぞれの中で、指定管理に出した中ですが、施設の管理は、前は体協等々で、まわりの草刈りもしたと。そういうことで、その施設の愛着心も出てきているということでございますので、そういう場面の、費用の軽減等にもそういうボランティアを使いながら、今後、進めてもらいたいと思います。費用の削減も考えながら、ぜひ対応をお願いしたいなと、このように思います。

それと保育園ですが、なるべく早く対応して、子どもたちのためでありますので、親御さんが安心して保育園に通わせられると、よかったなという形の中でお願いしたいなと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を必要としますか。

○17番議員（宮坂清君）

もう一度、料金のことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

再々質問でございます。

料金については、先ほどご答弁したとおり、ある程度の規則の中で運営しております。何とぞ、ご理解をお願いします。ただし、現在、先ほども言ったように、8つの教育センターの中で、そういった部分について再検討をしているところでございます。その検討が終わり次第、また議員の皆さんとも協議しながら、進めてまいりたいなというように思いますし、また北杜市の社会体育施設整備協議会というものがございまして、そのへんの部分についても協議しながら検討していきたいというように考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

保育園の関係はいいですか。

○17番議員（宮坂清君）

それは要望でございますので、結構でございます。

それで、料金のことですけれども、検討委員会の中でどういうものについて、どういうふうな減免ができるかと、そういうものの明確化をお願いしたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問ございますか。

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

国際交流にも貢献しております浅川伯教・巧資料館の充実について、お伺いをしたいと思います。

浅川伯教・巧兄弟資料館の収蔵庫に保管してある収蔵品は、500点にのぼると聞いております。そこで、高根生涯学習センターの郷土資料館と伯教・巧資料館の間のギャラリーを、収蔵品を展示する常設展示場として使い、その中にはさらに学生や外国の人たちもお見えになりますので、伯教・巧関係の資料を読む、研究するサロンコーナー等を設け、多芸多才の兄の伯教と人情味溢れる弟の巧の在りし日を偲びながら、心ゆくまで研修できる場として、ギャラリーを使用してはと思いますが、市長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川伯教・巧兄弟に対する関心は、いろんな意味で、国内で高まってきていることを喜んで
いる一人であります。施設としても、この平成20年度から趣を変えたりしながら、人事配置
を含めて、充実をいたしているところでもあります。ただいまの古屋議員のご指摘については、
さらに参考にさせていただきながら、頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、11番議員、坂本静君。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

北清クラブを代表して、質問をいたします。

平成16年当時、全国で3千余りあった市町村は平成の大合併により、今はすでに、その半
数近くの1,800余となり、少子高齢化や厳しい財政状況の中で誕生した、全国の自治体の
現状は今どうなっているのか、気にかかるところであります。

北杜市も合併して、すでに4年目に入ろうとしております。これまでであった峡北地域の8つ
の町村が1つになれたことは、地域住民の深い理解と当時の首長および議会や多くの関係者の
温かい熱意の表れであったからこそと思えます。

全国的に吹き荒れたこの合併は、ただ単に旧町村の統廃合ということだけではなく、地方分
権を旗印に真の自治体として自立した健全財政を、市民とともにいかに構築していくかが大き
な課題であると同時に、行政としての真価が問われる時代と言えるのではないのでしょうか。そ
んな中であって、私も含め市民の多くが今、行政への閉塞感を感じているのは否めない状況で
はないでしょうか。

そこで、合併当初に旧町村との間において協議されてきた、多くの協定事項や地域からの要
望事項についての取り組みをお聞きします。

まず、合併時の新市建設構想計画についてであります。これは当時の市民との大きな約束
事であり、合併推進当初、各旧町村での地域説明会の中で、北杜市の未来と新市構想が熱く語
られ、合併特例債など有効利用をし、バラ色の夢のある新しいまちづくりを住民の多くが期待
しておったところであります。その中には、地域交流プラザの建設や小中学校、保育園の統廃
合、公共料金の統一化や旧町村からの事業要望など、多くの喫緊の課題も含まれておりました。
今、このような要望の多くは、まちづくりの指針であります新市総合計画の中に組み込まれて
いるものと理解しているところであります。

しかし、その計画を見ますと、地域から出された要望や協定項目に関わる指針などが明確に
示されていないものもあります。計画に入っているものは早期実現を、入っていないものは今
後どのように計画・実現に向け推移していくのか、気になるところであります。

よって、以下3点について質問いたします。

はじめに、北杜市の政策・施策の現状について伺います。

1 目といたしまして、合併協における要望事項と新市総合計画での達成状況について。

合併当初、それぞれの旧町村との中で取り交わされた数十項目に及ぶ調整事項は、新市になってから検討することになっておりました。その中には、すでに検討済みのもので、そうでないものもあるやに思いますが、その多くがまだ市民に納得のいく説明がなされていません。

例えば、上下水道の使用料の一元化、観光協会、体育協会、文化協会、各地で開催されている祭り等々の、今後のさらなる統一の方向で考えなければならない多くの課題や難問があると思うわけであります。

そこで、合併時の協議会において、旧町村より提出された各種要望事項、協定項目も含め、今どのように新市総合計画の中に反映されているのか。また、その進捗、達成状況はいかがか伺います。併せて、調整事項の未検討項目の今後の対応についても、お伺いいたします。

2 番目といたしまして、指定管理された施設の運営課題と今後の取り組みについて。

北杜市には、合併前から多くの公共施設が整備されておりました。しかし、その管理運営などに多くの経費がかかるということで、140カ所が指定管理制度の導入に移行しましたが、その後の施設運営の効果および運営課題と、今後の取り組みはどうなるのかも併せて伺います。

3 目といたしまして、市長の考える、さらなる希望の持てるまちづくりについて伺います。

昨年3月定例議会での、私の「市長の考える希望の持てるまちづくりは」の質問に対して、市長は環境創造都市の実現に向け、農業・環境・文化・芸術などの振興、企業立地、太陽光発電などの施設を着実に推進することが市民の期待と希望に応え、市の躍進につながると思うと答弁されました。今まさに、その目標に向かって着実に前進し、さらに各種の税金や使用料金などの滞納整理、いくつかの振興基金の創設など、財源確保に重きを置き、財政再建に向けて積極的に努力している姿は、評価しているところであります。しかし、地域住民が本当に求めるものは、合併してよかった北杜市、そして住んでよかった北杜市であります。巷では、合併なんか、しなければよかったのという声も多く聞きます。北杜市政の1期の終盤を迎え、市長の考える、さらなる希望の持てるまちづくりとは何か、お伺いいたします。

2 点目といたしまして、水道の使用料金などの統一化と施設の整備、計画の現状についてでございますが、市内の公共水道施設の多くは施設の老朽化・水源確保のため、維持管理等に相当の経費がかかっており、その財源確保には苦勞しておると聞き、担当者および関係当局に対し、敬意を表すところであります。

水は生き物にとって、一番大切なものであります。特に、人間の生活用水確保に水道水の整備は欠かせないものであります。

市では、すでに水道運営委員会が設置され、数回協議されてきたようですが、今の現状を見ますと、塩川・大門ダムから水道企業団を通じて、水道水の供給を受けている区域については、水量確保には、比較的恵まれていると言えるのではないかと考えるところであります。

しかし、地形的にこの区域に入れないところについては、簡易水道的な施設で賄っている状況であり、施設も古く、給水人口も少ないために施設整備が十分でないところも多く見受けられます。また、水源の確保には、地域によっては大変、苦勞しているところでもあると聞いております。

このように、本市では大小含めた水道施設は数多くあり、そのほとんどが旧町村の歴史と伝

統の中で、管理運営してきております。その施設の維持や管理費には差があり、使用料の統一化は難しい現状であると思います。しかし、使用料の統一化に向けた取り組みは、合併時の大きな調整項目であり、水道運営委員会では、今どのような方向に進んでいるのか伺います。

また施設の老朽化、統廃合等に伴う施設などの整備計画の中で、増富地域の黒森、東小尾の水道水源の確保については、どのように位置づけされているのかが気になるところであります。この地域の水源、地下水は地質的にラジウムが含有してしまい、良質な飲用水としては不適が多く、そのため水源には表流水を利用しているところが多く、降雨時などには水源汚濁も頻繁に起きており、良質な水源確保に苦慮していると聞いております。早急の改善が必要と思いますが、現在の取り組みと今後の対応を伺います。

次に、3点目の質問でございます。スポーツ振興施設整備について。

今年はオリンピックイヤー、中国で開催されるオリンピックに出場される日本選手の活躍を大いに期待するところであります。また、スポーツを通じて、世界が1つになることは、スポーツそのものの魅力でもあります。

そんな中で、国内の女子バスケットボール大会の最高峰である日本リーグのW1リーグ、山梨クイーンビーズ対東京海上日動戦とWリーグのトップチーム、シャンソン化粧品対デンソー戦が市長の深い理解と協力のもとに、10月18日、北杜市高根体育館で開催されることが決定されました。私もスポーツに関わり、特にバスケットボールを愛好してきた一人として、長年望んでいたもので、市長が常々言っている一流に触れることができる機会であり、深く感動しているところであります。スポーツには、地域おこしから国際貢献まで、その魅力は多大であります。

しかし、こういった大会を今後継続していくためには、施設の充実が不可欠であります。現在、山梨県内の体育施設で国内外の公認競技がおおむね実施できる場所は、富士北麓運動公園と小瀬運動公園しかありません。その施設も2年前、本県で行われたかいじ国体のために建設されたものであり、老朽化が進む中で、なお近代化が望まれています。そこで、高原のさわやかな気候の中でのスポーツ振興に、八ヶ岳南麓の県有地への施設誘致を、ぜひ進めていただきたいと思っております。

八ヶ岳南麓には宿泊施設も多く、鉄道や中央道もあり、利便性も抜群であります。国際的にも松本空港もその範囲に入る中で、立地条件も良であります。ぜひ、このことを含め、県に陳情をお願いしたいところであります。これは、リトリートの杜宣言をした北杜市にとっても、重要な意味を持つと考えます。このことは、単に北杜市だけの問題ではありません。峡北地区全体の要望として、韮崎市や甲斐市にも協力を要請する中で考えていただけるように、ご提案するところであります。いかがでしょうか。市長の考えを伺います。

以上、大きく3点について質問します。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

まず、北杜市政策、施策の現状について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、合併協議会における要望事項と北杜市総合計画での達成状況についてであります。

合併協議会において、議論・検討された各種事務事業の取り扱い、要望事項等については新市建設計画において、その基本方針や施策の方向を定めております。この新市建設計画における基本理念および、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の基本コンセプトを第1次北杜市総合計画では受け継ぎ、基本構想、基本計画、実施計画を定めて、8つの杜づくりを政策の柱とし、各種事業を推進しております。

また、この総合計画に基づく具体的な事務事業を明記した実施計画は、財政計画に裏打ちされた実行可能なものとするため、実施期間を3カ年とし、毎年度、その進捗状況の把握と見直しを行い、着実に事業推進を図っていくこととしております。

また、合併にあたり、基本的な事項や必要な事務事業の調整、ならびにその施行予定等、事前に確認すべき事項をまとめた合併協定書については、合併協議会で協議され、旧町村長により調印、確認されたものであります。この決定事項は合併の方式、事務所の位置などの基本的な事項を定めた36項目と保健、福祉、環境、防災など市民生活に直接関係する54項目の各種事務事業の取り扱いとなっており、多くの協定項目については、合併後、市民はもとより関係諸団体の皆さんのご理解とご協力により、その多くが終了しました。しかしながら、上下水道料金等の未調整の事項については、行財政改革アクションプランに基づき、行政の役割と範囲、受益と負担の公平性などを考慮しながら、早急に市民の皆さんの合意が得られるよう、努めてまいりたいと思います。

次に、指定管理された施設の運営課題と今後の取り組みについてであります。

北杜市においても、平成18年度以降、順次、各施設について指定管理者制度に移行してまいりました。現在、140施設が指定管理者により運営されております。平成20年度の経費削減効果は、約1億9千万円と試算しております。また、多くの施設においては、積極的に自主事業に取り組んでおり、利用者の皆さんに好評をいただいております。

運営の課題といたしましては、今後、施設の老朽化とともに、修繕に要する費用が増大してくることが考えられることから、指定管理者と綿密な協議をしながら対応していく必要があります。

今後の取り組みにつきましては、積極的に指定管理者制度を活用するとともに、行政改革大綱にも示されております類似施設等の整備・統合につきましても、市民の皆さんのご理解を得ながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、さらに希望の持てるまちづくりについてのご質問についてであります。

市長就任以来3年6カ月、夢と希望の持てる環境創造都市の建設に向け、全力で市政に取り組んでまいりました。地方分権や三位一体の改革に対応すべく、行政改革大綱および行財政改革アクションプランを策定するとともに、まちづくりの指針である第1次北杜市総合計画を公募を含む市民代表のワークショップや地域委員会の提言、パブリックコメント、総合計画審議会の審議・答申を経て策定し、市政を推進しているところです。

平成の大合併により全国3,232の市町村が、今年11月には1,784となります。国も地方も少子化と高齢化により、財政的に先が見えない時代に入ったこと。地方は改革をして新しい時代を築き、福祉事務所の移譲をはじめ、地方分権の受け皿として、自主、自立、自己責任の地方自治体をつくること、合併の目的でありました。合併により、新しい時代に備えることが旧町村の課題であったと認識しておりますし、現在もそう考えております。

合併しなかったほうがよかったとの意見もあるとのご質問であります。財政面において、

地方交付税は、合併しなかった市町村はすでに三位一体の改革により減額が行われております。合併特例法により、北杜市では平成26年度までは旧町村分が交付されます。これは市町村合併により、10年間でしっかり財政基盤・生活基盤を整備し、地方分権の受け皿となりなさいという、合併特例法の目的であるからであります。財政基盤が弱く、地方交付税への依存度が高かった北杜市の旧町村が、合併しなかった場合の地方交付税は、平成17年度から平成32年度までの16年間で、概算でありますけども、つかみでありますけども、250億円から300億円減少し、大幅な人件費の削減、公共事業の見直し等を行わなければならなかったことが予想されるところです。財政面から見ても、合併しなかったほうがよかったとは言えないと考えられます。むしろ合併しなかったらを考えるほうが、大変であったと率直に思います。

合併により広域になった北杜市は、首都圏からの利便性や豊かな自然環境と水などの資源に恵まれていることから、県内外からの関心度も高く、注目されていますことを肌身で感じています。企業誘致による市民の雇用の確保、長期滞在型リゾートの杜、環境保全基金の創設、国の太陽光発電研究施設の誘致などの実現や市民による芸術・文化・スポーツ活動が、さらに活発化されたことなど、資源を広域に有効的に活用できるのも合併の効果だと思っております。

厳しい財政状況ではありますが、子どもたちが夢の持てる、そして誇れるまちをつくっていきたくて考えております。北杜市が活性化するためには、元気な子どもがいて、元気な若者がいて、元気な高齢者がいて、それを支える市民がいることだと思っております。これからも夢と希望を持てる北杜市を築くために、緊急性、優先度、時代の流れ、必要性、地域振興効果などを考慮しながら、計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

次に水道使用料等の統一化と施設の整備計画の現状について、ご質問をいただいております。

最初に使用料等の統一についてであります。旧町村における施設の建設費、維持管理費および市債元利償還金等には大きな差異があり、中でも水道企業団からの受水費は平成18年度で、維持管理費9億3,400万円のうち6億5,900万円となっており、70.5%を占めております。

こうした中、簡易水道運営委員会に本市の水道事業の現状、財政状況、料金体系および給水原価、供給単価等の状況についてご説明し、ご理解いただき、今月10日の委員会において、水道料金および水道加入金の改定について、諮問をしたところであります。

次に増富地域の黒森、東小尾の水道水源の確保についてであります。須玉町時代からの課題であり、北杜市が引き継いでおります。水道事業は、市内46カ所に点在する簡易水道事業について、経営および管理の一元を図るため、23事業として統合整備を推進してきたところでもあります。現在、10地区において県の認可を受け、統合整備を進めており、これまでに老朽管の敷設替え、配水池の築造および監視システム等の充実を図ってきたところであります。

こうした中、黒森簡易水道は水道水源として表流水を使用しており、渇水期である冬季には取水量の確保に困難を来し、また降雨時には濁りが発生するなど、良質な原水の確保が難しいことから、新たな水源が求められておりました。そこで、本年度、西小尾簡易水道に統合するための変更認可を受け、新たに水源を確保し、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、東小尾簡易水道については、平成18年度に事業認可を受け、昨年度から導水管および配水管敷設等の整備を進めております。今後、東小尾水源を改修し、水量を確保するとともに、水量が不足する場合には日向地区の水源から補給することとしております。本年度は配水管敷設工事、上水施設の設計および用地取得を予定しております。

次に、スポーツ振興施設整備についてであります。

北杜市では、市民の健康と体力の増進を図り、一人でも多くの市民が生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを目指しております。現在、市立の社会体育施設の数は運動広場が18、体育館14、テニスコート9、ゲートボール場9、プール8、格技場7、その他トレーニング施設等3で、併せて68の施設があります。これらの施設の中でも、競技によっては、国内の公認競技には十分対応できる施設もありますが、観客席、選手控え室、ミーティングルーム、会議室、また競技別種目の備品等は、必ずしも規模的に十分とは言えないことも事実であります。県の施設として、馬術競技場と八ヶ岳スケートセンターがあり、特に馬術競技場については毎年、国内のトップ選手が集まり、馬術の全国大会等が開催されております。豊かな自然の中で、スポーツを楽しむことができますのは、北杜市の大きな魅力であり、地域振興にもなります。

坂本議員はバスケットに大変、普及にご尽力をいただいておりますけれども、たしかに、このたびクイーンビーズが北杜市に心を寄せていただくということは、私もバスケットをいささか愛する人間として大変うれしく思いますし、ご指摘のとおり、この北杜市にいながらにして本物に触れたり、一流に接することは、やがて子どもたちにとりましても、お百姓さん用語で言う肥やしが効いてくるという思いで、共通の認識であります。

県営のスポーツ施設を設置することは、県においても大変、厳しい状況だと思っておりますが、検討していただければ、韮崎市、甲斐市とも連携しながら要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君、再質問を許します。

○11番議員（坂本静君）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それで、私は今、総合的なお話をいただいたわけでございまして、たしかに総合計画で一つひとつ行えることから、実行できることから進めているということで、それはこの前の代表質問でもお聞きしたわけでございますが、今日はちょっと趣を変えまして、部分的に少しお聞きをしたいなという部分があります。

というのは、先ほど市長の答弁の中で、指定管理の関係でございまして、約1億9千万円ですか、費用対効果があったとお話ございました。よかったなと思っているわけですが、この成果の反面、どの指定管理者も努力はなさっていると思うんですが、なかなか実行が拳がらない施設などもあるかと思えます。そういった指定管理の業者をそれぞれチェックしながら、どんなふうな効果があるか。また、これから継続性がいかがかというふうなこともあるかと思えます。そんなところで、あと半年、1年未満で指定管理のこれを再協定という部分が表れるわけでございまして、今の時点で、その指定管理を続けていくのか、いかないのか。また、指定管理者のほうから逆に、このあたりで早めに、私は撤退したいとか、こんなふうな話がありましたら、お聞きしたいなと。それがあるとするならば、いくつくらいあるのか。そして、できれば、その施設はどこなのか。そんなことも1点、お聞きしたいなと思っております。

それから、体育施設のうんぬんということでございまして、私は県の施設をということでお伺いしたんですが、市長のお答えの中に69カ所ほどの、市の管理する施設があると。スポー

ツ施設、体育館等とありました。そういった中で、運動場について、ちょっとお伺いしたいなと思います。

私がちょっと調べたところ、北杜市の中で総合運動場的なものが、ほとんどの地域にございます。ところが須玉・明野エリアには、そういう施設が1カ所もないという状況がございまして、このことも合併協の中で、いずれこちらのほうへ、須玉・明野エリアに総合運動場の設置ということが謳われてございます。このこと。

それから、須玉町内に16年当時、屋内ゲートボール場の設置が確定をされました。予算付けもされたわけでございますが、この折にその施設を設置しようとした場所が河川敷ということで、これはちょっと許可が下りないだろうというふうなことになるまして、これは新市になって早急というふうな、やっぱり、約束がされておったという部分もございまして、この2点について、新市総合計画の中では反映されていないということでございまして、今後の計画はいかがかということをお伺いしたいなと思うわけでありまして。

それから3点目といたしまして、増富の水源についてでございますが、この議会の初日に市長が金峰山、瑞牆山源流が平成の百選に選定されたということで、あさってになりますか、6月25日に認定交付式が行われるということで、私も市民の一人として、本当に喜んでいるところであります。

そういった中で、先般、私は増富の取水地、水源に行ってまいりました。西小尾地区2カ所、それから東小尾で2カ所ですね。大変、厳しい場所に今は水源がございまして。おおむね、車を降りてから40分から1時間、本当に急な坂道を上っていくというふうなところで、取水をしております。そのろ過装置があまりよくないということで、先ほどもお伺いした水が汚濁したりするというふうな現状であります。

なお、ここの水源に行くまでには、やっぱりああいう場所でございますから、野獣ですね、クマの足跡とかイノシシが、ちょっと水が湧き出るようなところでは群れをなして、たわむれたというんですか、遊ぶというんですかね、そんなふうな大変、危険な場所もたくさん見受けてまいりまして、職員の方、それから、そこで作業をする方の苦労と、それから努力といいましょうか、こういうものを粒さに見て、大変、危険な場所でご苦労多いなということ強く感じたわけでありまして。そういうことから、先ほど、今度は水源を違うところに移して取水をするというお話でございますが、やっぱり従事者の安全確保、それからこれを一日も早く、先ほど述べたように、素晴らしい水源、瑞牆、金峰の素晴らしい源流があるところで、観光客が来て蛇口をひねったら汚濁した水が出たということでは困るので、一日も早い対応をお願いしたいなということで、改めてもう一度、お答えをいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3点ほど、ご質問をいただいておりますけども、まず指定管理者の問題であります。

私が言うまでもなく、地方自治法が変わって、直営か指定管理をしなさいというふうにならなくなってきたわけでありまして。そういう中で、私どもからすれば、月並みな言葉でいえば、民でできることは民でやらせよう。そして結果として、市の財政が楽になり、そしてまた、それ

それぞれの施設のサービスの向上が図れればと、こういう思いで130、140等、指定管理をしてきまして、おおむね順調に移譲したなということは、肌身で承知しておるわけでありまして。

併せて、これは大方3年、5年の契約でやっていましたので、まもなく契約更新のときがきますけども、最初に私が2年前に指定管理をしたときも、現職、今やっている人は一目、半目置きたい、優先したいという思いでありますので、これから仮に契約更新するとすれば、公募方式はとりますけども、現職といいたいでしょうか、今やっている人たちに対しては、例え半目、一目でも置きながら指定管理したいというふうに思っているところであります。どうしても、今まで行政がやったのを今度、民がやるわけですから、俗に言う長所短所、光の部分もあれば影の部分も出てくるかもしれませんが、トータル的には指定管理者制度に則って、順調な運営がなされていると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、一言でいえば合併時の新市建設計画の中身がうんぬんという話でありますけども、私もたびたび、いろんな意味で機会があるごとにコメントをさせていただいておりますけども、新市建設計画は合併時に、町村長をはじめ、執行がそれぞれの町村民と約束した合併条件でありますので、最大限に尊重したい気持ちは、今も変わらないわけでありまして。ただ、月並みな表現でありますけども、時代とともにどうしても、わずか2年、3年のことでも国の制度が大きく変わっていますから、見直しをしなければならぬ点は多々出てくるわけでありまして。

今、坂本議員がご指摘の、例えて言えば須玉町のというお話がありましたが、例えて言えば須玉町の建設計画によりますと、総合グラウンドを津金地区に造れというのが総合計画に入っておるわけでありまして、今、合併した北杜市のこのバランスを見たときに、須玉川を挟んだ西側に高根の総合グラウンドがあって、その須玉川を挟んだ東側の相の原へ、8ヘクタールの総合グラウンドを造るのがいいかと、こういう議論は当然、出てくるわけでありまして。そんな思いやいろいろで、今、見直しをしなければならぬのは見直しをすると、こういうこととあります。具体的に、例えて言えば明野、須玉地区に総合グラウンドがないではないかという話になると、聞くに値する指摘だと思っております。

ただ、もう一つ。小中学校の統合というのは、あさってといわず明日、議論がはじまりそうですから、そのへんも公共施設との絡みの中で、明野・須玉地区の総合グラウンドも考えていく必要があるではないかと。文字どおり、総合的に考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ。大変、明るい話題で、平成の百名水に金峰山、瑞牆山源流が指定されましたが、これで、この前もお話しましたとおり、北杜市も西のほうから甲斐駒、尾白川、昭和の百名水。そして八ヶ岳南麓湧水群、これまた昭和の百名水。そして今度こちらが、東側が金峰、瑞牆山の源流として名水になりましたから、ぐるぐるっと、馬蹄形でわが北杜市は名水の里になりました。そして、日本のミネラルウォーターの27、28%が北杜市という意味からすれば、文字どおり日本一の名水の里に位置づけられたわけでありまして、大変、誇りに思い、市民等しく、これを売りとして頑張りたいということは、たまたま意思表示しているとおりであります。

この水の利用については、名水の位置づけについては飲むということもあるかもしれませんが、いろんな意味で清流を楽しむと、こういう名水もあると思っております。だから、聞きようによっては金峰、瑞牆源流は文字どおり清流を、また売りにするという場所であるのかもしれませんが、そのへんを含めて、皆さんとこれから議論していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本静君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

北清クラブの代表質問、坂本議員の質問の中で、スポーツ振興施設の整備について、関連質問を行いたいと思います。

先ほど、再質問の中にもあったわけですが、北杜市の東部へスポーツ公園をというふうな質問を私も過去、18年の3月ですか、行いました。その際、私の質問の内容は、東部のスポーツ公園とともに、須玉小学校へ夜間照明を、住民が非常に望んでいることですから、なんとか実現してほしいというふうな質問をした経過があります。

第1回目に、この問題を質問したときの市長の答弁は、夜間照明は今後、北杜市として、近くの施設も検討しながら、地元住民と協議していきたいという答弁でした。その後、市として、本当に地元住民たちと協議をしてきたのか、そのへんの経過もお願いしたいと思います。

それから、もう1つですが、18年の3月議会で同じ質問をしたときには、地元の理解が得られれば、設置も可能と考えるという答弁をいただきました。私自身も本当に喜びまして、地元の住民の人たちにも、何度か説明した経過があります。ところが市の職員の異動とか、教育長の異動とか、いろいろなことがありまして、その後の進展状況がまったく分かっておりません。ぜひ、今日の答弁では一歩でも二歩でも進んだ答弁をいただきたいと思ひまして、関連質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

内藤議員さんのご質問でございます。須玉小学校に夜間照明をということでございます。

現在、市内の小中学校に設置してある夜間照明の数は明野に2つ、須玉に1つ、高根町に4つ、長坂に3つ、大泉町に1つ、小淵沢に1つ、白州町に1つ、武川はゼロで、小中学校の施設については13カ所。それからまた、市内の社会体育施設としては明野町がありませんが、須玉に4つ、高根に2つ、長坂に2カ所、大泉町がゼロ、小淵沢町が1カ所、白州町が1カ所、武川町が3カ所、計13カ所ということでございます。

このように夜間照明の数も、学校施設、社会体育施設を合わせますと、北杜市全体から見れば26の施設がございます。町の垣根を越えて、距離的な観点から見れば、バランスよく点在しているかなというように考えてございます。

ご質問の、須玉小学校の夜間照明については、平成18年3月議会でのご質問があり、答弁したところでございます。住環境の問題や設置した場所の維持管理等、学校施設の防犯灯についても、学校側の意見を拝聴した上で検討していかねばならないなというように考えております。周辺住民に迷惑のかからない整備も併せて検討するというので、今、夜間照明については検討段階だということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

先ほど申したとおり、もう検討段階が過ぎていなければおかしいんですよ。もう16年にやり、それから18年に質問しているわけですが、そのときも、先ほど申したとおり、地元住民と協議していきたいという答弁がありました。それから、次のときの質問には地元の理解が得られれば可能と考えますという、市長の答弁がありました。教育次長ではなくて、市長から直接、答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

各地域で、スポーツ熱が高まることは大変結構なことでありまして、ある面では昼夜をということでもあります。須玉小学校への照明施設については、私も積極的に位置づけたいと、今も思っています。しかし、事務的に言わせてもらおうと、たしかに近隣の中にも夜間照明は困るといふ声もあることもたしかでして、そういう中で調整して、なんとかできるように頑張りたいと思っています。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

非常に前向きな答弁をいただきました。

一日も早く設置できることを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

ほかにございますか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

坂本静議員の代表質問に関連して、質問をいたします。

特に指定管理者制度のことについて、くどいようですが、もう一度、質問をいたします。

導入して2年半が経過しまして、北杜市としては山梨県一の指定管理を出しているわけでありまして、先ほど言いましたように、その1億9千万円の費用対効果が出たという報告が出たわけでありまして、しかし指定管理に馴染む施設と指定管理に出した結果、それがうまくいっていない施設と色分けとされている問題が出ておるわけでありまして、特に私は、先ほどから申されましたように、体育施設の件について、私はちょっと伺いたいと思います。

体育施設は市民の福祉、健康、スポーツ等の憩いの場である場合が非常に強いわけでありまして、特にこの体育施設が3万1千余り、使用人が増え、また3千万円の費用対効果が出たという、先ほどの教育長の答弁から分かったわけでありまして、先ほどから議員の皆さんが申してありますように、体育施設にはいろいろ市民から批判、要望等、非常に出ておるわけでありまして、なおかつ市長はまだ2年半しか、指定管理に出したわけでありまして、そこで今後とも指定管理を出すという断言をしたわけでありまして、まだ2年半残ってあるわけでありまして、それをもうちょっと、2年半のうちに指定管理をどういうようにもっていくかということ

が必要ではないかと思えます。まだ指定管理に出すという、断定的な言葉をもたらったわけですが、それはちょっと早すぎるではないかと。もう少し、スポーツは健康と憩いの場、市民が非常に期待している施設なわけでありまして、指定管理に適していないと私は思うわけでありまして、そのへんのところを、もっと市民の皆さんの意見を率直に聞いて、もうちょっと2年半のうちに結論を出していったらどうかと思ひまして、そのへんのところをお伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今まで各町村で、直営でやってきて、それに慣れ親しんで、いろいろな意味で利便性と効果があったこともたしかだと思ひます。しかし、私が言うまでもなく、合併するということが、将来が、先が見えないから合併して、いろいろな意味で意識改革をしなければ先が見えないということで、いろいろ制度の見直しをしているわけですから、北杜市だけが赤信号だからではないんです。日本中、赤信号だから、なんとか黄色信号、青信号に戻そうとしようとして、いろんな制度の見直しをしているわけです。

たびたび言うとおりの、北杜市の10年後の合併した交付税は毎年5億円ずつ、6年間で30億円、交付税が減っていくんです。こういう10年後のスタンスに、今、この時代から直していかないと、10年後にどうなるか、15年後にどうなるか。具体的な現ナマでいうと、今、北杜市は、さっきも議論がありましたとおり、合併特例で8カ町村分のような交付税を、100億円をいただいているわけです。10年間。11年後からは6年計画で、つかみ金で、結果として30億円交付税が下がって70億円になる。こういう切実なことを承知しながら、今の舵取りをしないと先が見えないと、こういうことであります。

もちろん、今、こうやって指定管理したから、それが恒久的に見直しをしないとということではありません。だから、直営でやったほうが良いというのが、ままするでならば、直営で見直しをすることもあるでしょうけども、基本的には指定管理をして、民の力は民で、サービスも期待しながら、早くその制度に慣れようよというのが、今、私どもの願ひであるわけであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

今、市長が官から民へ、それは非常に私たちも理解しています。しかし、これは大きい話ですが、小泉内閣で官から民へといいながら、例えばいろいろな問題が出ております。例えば体育施設という問題は、例えば市民の憩いとか、そういう、例えば指定管理に出して、馴染む指定管理と馴染まない指定管理があるわけでありまして、私は、体育施設はやはり、指定管理の中においても、やはり市民の福祉、憩いという面からいって、やはり指定管理には馴染まないという考えでありまして、もうちょっと、2年半がありますので、市民の意見をよく聞きながら、例えば指定管理をどういようにやっていくかということ、もうちょっと検討していただければと、私は思うわけであります。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

一般論的、全体的には、先ほど私が言ったような思いであります。ただ、個々の施設について使い勝手が悪いというか、問題があるとか、指定管理を受けている皆さんに対しての姿勢がなんとかという問題については、個々対応として、一生懸命、応えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に、政経会の会派代表質問を許します。

政経会、41番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

政経会を代表して、質問します。

わが北杜市は、誕生してから早4カ年が経過しようとしております。次の9月定例会の1回を残すのみで、そういう時期にきました。

質問をする前に、合併当初からを振り返ってみたいと思えます。

平成12年からの合併協議も町村長、各関係者のご苦勞により協議も進められ、新しい10カ年の建設計画を示されました。平成16年11月1日に、新北杜市が誕生しました。市町村は、その事務を処理するにあたっては、地方自治法第2条により、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行財政運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行われなければならないと定めております。

本市では、この定めにも則り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指すことを基本理念とした基本構想、基本計画、実施計画を策定し、併せて行政改革大綱、行財政改革アクションプランを作成し、合併時における協定項目も90にわたる数多い懸案事項を、計画的に取り組みをする行動計画を示しました。いくつかは実施、実行されてきましたが、この4年間は北杜市の未来を築く審議手順などを決める大事な基礎づくりの期間であったと思えます。

合併当初より、わが北杜市は1千億円を超える、非常に多い借金を抱え込み、厳しい財政状況の中で、執行も議会も慎重な中で審議をされてこられ、今日に至っております。

今までの行財政運営を進める中で、本市は水と緑と太陽に恵まれた素晴らしい環境と立地条件を生かし、時代の先取りともいえる水力発電施設、太陽光発電施設、環境保全基金条例の制定、企業誘致など、ほかいくつかの施策を積極的に進め、実現されたことは市の誇りであると思えます。

今後の行政運営にあたっては、行政改革アクションプランにより進められますが、厳しい財政状況の中で、市民にとっては痛みを伴う部分もあると思います。市民と議会と執行が三位一体で将来にわたり、市民が合併して、本当によかったといわれるような行財政運営をしなければならないので、議決機関である議会の果たす役割が大きく求められると思います。そこで以下、4事項について質問に入ります。

質問事項の、まず第1点でございますが、新北杜市建設計画と行財政運営の課題についてでございます。

合併特例債を見込んでの新北杜市建設計画であるが、合併当時、借金の残高1千億円を超える財政事情が厳しい中での行財政運営の課題について、次の点について伺います。

1点として、合併時の特例債の総額はいくら聞きます。

本市では公債費比率が18%を超えている中で、この合併特例債の見込みどおりの特例債が活用できるかどうか、お尋ねします。

2番として、建設計画、10カ年計画ですが、建設計画の財政計画で、年度別の実質数値についてお願いします。その中にはいろいろ項目がございますが、主な歳入で市税、地方交付税、地方債、歳出で人件費、公債費、普通建設事業費、繰出金、これは繰出先別があるわけですが、それと地方債残高と基金の残高について、伺います。

次に3点として、財政の健全化計画についてでございます。

イとして平成18年度、19年度で計画を策定し、20年度から財政運用をすることになっているが、その策定の内容はどのようになっているか、お願いします。

ロとして、普通会計のバランスシートを平成18年度に概要が示され、その中で、本市での市民1人当たりの行政コストは県内で最も一番高く、市民1人当たり55万円かかります。県内で公表している10市の平均は、36万3千円であります。本市での、その主なコスト高は物にかかるコストであり、これは公共施設等の維持管理費、建物の修繕、管理委託料、減価償却費など、ほかいくつかの費用が多く、いかに北杜市は公共施設の多いことが分かりますが、19年度においても、会計のバランスシートを作成し、公表するかどうかお尋ねします。

次にハとして、財政の健全化に関する法律についてでございます。

夕張問題の発端から、平成19年6月、自治体の財政健全化法が制定され、議会は早期健全化の段階から責任を持って、関わる仕組みを持つことになりました。これまで、財政内容の指標は、実質公債費比率を示しておりましたが、平成19年度決算からは、新たに実質赤字比率、そして病院の企業会計、特別会計等を合わせた連結実質赤字比率、そしてまた将来の負担比率を示し、財政状況をチェックすることによって、財政当局は大変な作業が加わりますが、この取り組みの状況をお伺いします。

次に4点として、公共施設の適正配置で地域格差の是正をであります。行財政改革アクションプランでは、本庁舎の建設と総合支所、出張所の縮小・廃止、少子化による小中学校の適正規模について、また保育園の統廃合の審議会を設け、検討の段階に現在、入っております。わが北杜市は、県下でも一番広い地域から構成されていますので、これからの各審議を総合的に調整して、8町に適正配置した中で地域格差の是正をすべきと政経会では考えますが、市長の考えを伺います。現在、各審議状況を聞きたいんですが、まず本庁舎の建設と総合支所、出張所の縮小・廃止について。

もう一つ、小中学校の適正規模について。

八として、保育園の統廃合について、現在どのように審議されているか、お尋ねします。

次に5番として、職員定員の適正化計画についてであります。

4月19日の山日新聞に県下市町村の職員削減の状況が出ていました。本市での年度別適正化計画の策定の状況はどうなっているか、お伺いします。

次に6として、各審議会等の議会の公開についてでございます。

市政の透明性の確保や信頼性の向上を図るため、具体的な取り組みをして、公開に関する指針の策定、公開に関する取り扱い要綱の策定、会議録の公表に関する指針の策定を19年度までに整備し、実施することになっているが、現在どのようになっているか、お伺いします。

次に質問事項の第2点として、後期高齢者医療制度についてでございます。

老人人口の増加と老人医療費が増え続けることから、この制度が4月からスタートしたが、政府、広域連合、市町村において、この制度の理解を求めるため、資料の配布や説明会などをしたが、多くの老人、国民から理解を得ることができず、後期とはなんだ、人間の命を年齢的に医療の差別、少ない年金から保険料の天引き、保険証が届かなかったり、誤徴収などのトラブル発生が続出していることが、毎日テレビ、新聞等で報道されております。政府では現在、この制度の内容の見直しを進めておりますが、次の点について伺います。

まず1点として、本市におけるトラブル状況はどうかです。保険証の未着者と再発行があるが、その原因とその他、トラブル的な件があったかどうか。

2番として、後期高齢者健診の自己負担軽減についてでございます。

自己負担によって、自分の健康に対する意識を高めることは大事であります。4月26日の山日新聞によると、県内市町村で自己負担無料が14市町村、有料が13市町村、検討中が1村であり、わが北杜市は1,500円の負担となっております。北杜市は6月10日から市内各町で、11月30日までの計画で健診を実施していますが、多くの老人からは少しでも負担の軽減をしてもらいたい声があります。負担軽減をして、多くの老人に健診を受けてもらい、早期発見、早期治療、また予防により医療費を減らすことにもなるので、負担軽減の検討をする考えがあるかどうか、伺います。

次に3として、国民健康保険税との関連でございます。

75歳以上の老人は、これまで世帯主、または扶養家族として国保、または組合加入をしてきましたが、後期高齢者医療制度では一人ひとりの保険料の負担となるので、20年度の本市の国保税の算定にあたり、各税率はどのように変わるか、お尋ねします。

次に4番として、病床削減についてでございます。

国では医療型23万床と、介護型12万床を平成23年度末までに23万床を15万床削減し、介護型12万床は全廃する見通しを示されました。わが北杜市には甲陽病院、塩川病院がございしますが、その削減の見通しをどのように持っているか、お願いします。

次に5番として、介護施設の拡充整備についてでございます。

本市における老人介護施設への入所者数と現在、入所待ちの希望数は幾人いるかお願いします。

次に、自宅で若い家族が老人の介護をしたい気持ちは、みんな持っております。若い人はほとんど職を持っていることから、老人介護ができない家庭もありますので、コストのより安い医療の必要が低い介護施設などを市では積極的に拡充・整備して、家族の負担を軽減し、老人が安心して介護を受けられれば、医療費の削減にもつながると思うんですが、この点について

お伺いします。

次に質問事項の3ですが、図書館蔵書保有の有効利用についてでございます。

本市は図書館機能の充実により、市民ニーズに応える蔵書の充実や生涯学習の一拠点としての取り組みをされているが、次の点について伺います。

1として、各町図書館の蔵書数と貸し出し数等について、お尋ねします。

また、各町の図書館を多くの方が利用できるので大変喜ばれておりますが、各町の図書館の現在の運営状況はどうか、お尋ねします。

次に2として、図書館相互の貸借状況についてでございます。

各町の図書館はそれぞれ蔵書の内容、冊数も異なるので、これを相互に有効賃借をしていると思いますが、その状況はどうなっているか、お尋ねします。

3番として、金田一春彦記念図書館に寄贈された蔵書の有効利用についてでございます。

故平山輝男博士関係書籍類等が、平成19年10月末に約6,400点ほど寄贈されたことは市長からも話を聞きましたが、現在、大泉総合支所の1室に保管し、類別、また目録等を整理中であるようでございますが、整理後には金田一春彦記念図書館で開架して利用しなければならないが、同図書館内には寄贈された蔵書の開架スペースがなく、また同図書館に閉架庫、これは倉庫というか、しまっておくところですが、閉架庫には約1万9千冊が収蔵されております。合わせて約2万5千冊が開架となるので、金田一春彦記念図書館の増設なり、また館内での、工夫をした中の有効利用をすべきであると考えますが、お伺いします。

次に質問事項の4点として、災害時における弱者の救済についてでございます。

いまや世界各地で、地球温暖化が原因と見られる大小の災害が発生しており、最近では地球が怒りだして、ミャンマーにおけるサイクロン、中国四川省における大地震があり、わが国においては、今月14日には岩手・宮城内陸大地震が発生し、余震が続く中で懸命な処理・復旧活動をされていますが、お見舞いを申し上げるとともに、早い普及を願うところでございます。また記憶に新しい平成7年、阪神・淡路大地震、平成16年の新潟中越地震、また平成19年には能登半島沖大地震などがあり、多くの生命・財産が失われました。天災と人災は、いつ発生するか分かりませんが、次の点について伺います。

1として、本市の防災マニュアルについてでございます。

本市では、自主防災組織活動マニュアルが本年3月に基本的要件が整備されましたが、その内容・概要を市民に周知し、活動を効果的に実施し、災害による被害を最小限にしなければならないが、具体的にどのような取り組みをされているか、伺います。

2として、要援護者支援カード登録制についてでございます。

本人の申告により、情報は共有できると思うがどうですか。

以上、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川哲男議員の、政経会の代表質問にお答えします。

まず、新北杜市建設計画と行政運営の課題について、いくつかご質問をいただいております。最初に、合併特例債についてであります。

本市の市債残高は、平成17年度の1,009億円をピークとして、18年度の982億円、19年度見込みで965億円、さらに20年度の見込みでは953億円と着実に減少しているところであります。

一方、地方債制度の改正に伴い、平成18年度から公営企業への繰り出しや一部事務組合への負担金などを参入することとした実質公債費比率という、新しい財政指標が取り入れられたところですが、この実質公債費比率が18.0%を超えていることから、起債にあたり知事の許可が必要であるとともに、公債費負担適正化計画を策定することとされております。このような状況の中にあっても、新市建設計画に位置づけられている事業等を尊重するのは当然でありますが、後世に負担を残さないよう、緊急性や優先度、市民のニーズなどを考慮しながら、市議会のご意見を伺い、できるものから取り組んでいく考えであります。

合併特例債は地方交付税の算定において、基準財政需要額に元利償還金の70%が算入される有利な起債であり、新市建設計画では建設事業等に総額で277億円を充てる計画であります。現時点での建設事業等への活用の見込みは不透明でありますので、本年度は北杜市まちづくり振興基金を設立し、合併特例債を原資とし、平成26年度までに40億円を積み立て、地域住民の連帯の強化や地域振興等に充てることといたしました。

次に、新北杜市建設計画でお示した財政計画の現状についてであります。

まず歳入面では、滞納処分を強化するため、新たに設けられた地方税滞納整理機構に参加するなど、市税収入の確保に努めるとともに、地方再生対策費の創出などにより、地方交付税が増加する見込みであります。また、市債の発行については、当該年度の元利償還額の範囲内とする行財政改革アクションプランの目標を達成するだけでなく、後世に負担を残さないよう、極力抑制しているところであります。さらに歳出面では、人件費については定員適正化計画に基づき、職員数の削減を行うとともに特別職や管理職の給与の減額を行っております。

また公債費については、依然として歳出に占める割合が一番大きいものであります。平成21年度をピークに減少していく見込みとなっております。

次に普通建設事業費につきましては、必要性や緊急性を十分に検討し、効率的な執行に努めているところであります。また他会計への繰り出しについては、公営企業の経営健全化を推進するなど、経営基盤の強化を行うことなどによって、将来的には基準外の繰り出しをなくすよう努めてまいります。

なお、平成18年度の状況は下水道事業特別会計への繰り出しが一番多く、14億4,900万円余。次いで簡易水道事業特別会計が8億8,300万円余。農業集落排水事業特別会計が6億8,400万円余。さらには、福祉関係の特別会計13億円余など、合計で43億5千万円余を繰り出してあります。

また、市債残高については、過去に借りた市債のうち、高金利なものについて、繰上償還を行うなど、合併直後の平成17年度をピークに、減少に転じているところであるとともに、基金残高は平成19年度末にも、財政調整基金に7億円を積み増すこととし、本議会に専決の承認をお願いしているところですが、これにより一般会計への基金全体の残高は73億円余りとなり、合併以来、着実に増え続けているところであります。

次に、財政健全化計画についてであります。

財政健全化計画につきましては、行財政改革アクションプランにより、平成19年度中に策定することとしておりますが、現在、上下水道料金の改定や市立病院改革プランについて、審

議会等において協議を重ねているところであり、このため一般会計からの繰出金などの将来推計が不透明な状況でありますので、より正確な推計値を持って策定できるよう、審議会等での協議と並行して、本年度中に策定することといたします。

また、市では昨年度、財政状況を企業会計的な観点で捉えるため、普通会計のバランスシート、財政コスト計算書、さらにキャッシュフロー計算書を作成・分析し、市民の皆さんに公表したところですが、本年度におきましても、平成19年度決算において、昨年同様に公表してまいりたいと考えております。

次に、地方公共団体財政健全化法についてであります。

この法律は、地方公共団体の健全化を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および対象を、地方公社や第三セクターなどの会計までに拡大した将来負担比率の4つの比率を公表することとし、その比率に応じて、早期健全化および財政の再生、または公営企業の経営の健全化を図るための計画などを策定することとしたものであります。現在、市ではこの法律に基づき、平成19年度決算の公表に伴い、4つの比率を公表するための作業を進めているところであります。

次に公共施設の適正配置について、いくつかご質問をいただいております。

最初に本庁舎の建設と総合支所、出張所の縮小・廃止についてであります。

合併以来、北杜市では本庁、総合支所、出張所の組織体制のもとに、地域住民サービスに努めてまいりました。現在、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、また大きく変化しております。市では、新しい時代にふさわしい行政運営を進めるため、平成18年3月に北杜市行政改革大綱および、その実施計画となる行財政改革アクションプランを策定しました。その基本目標の1つとして、市役所の構造改革とスリム化を掲げ、簡素で効率的な行政組織づくりを目指しております。その中で、本庁舎の建設と総合支所、出張所の縮小・廃止の検討が掲げられております。昨年度は市役所の組織機構の見直しを検討するため、全部局から組織機構検討のための課題整理シートを提出させ、聞き取り調査を実施しました。

今後は、部局長などで構成する北杜市行政組織機構改革検討委員会を設置し、この調査結果をもとに各部署の課題整理、財政状況、職員の削減計画の推移、他市の状況を調査し、総合的な検討を加え、今年度中には素案を策定してまいりたいと考えております。本庁舎の建設につきましては、市議会や市民の皆さんのご意見を聞く中で、慎重に検討していかねばならない課題であると認識しております。

次に保育園の統廃合についてであります。市では少子化に伴う望ましい保育園の適正規模、適正配置等を検討し、効率的な運営および就学前児童の心身の健全な育成の実現を図るため、北杜市保育園適正規模等審議会を設置することとしており、現在、準備を進めております。

この審議会は学識経験者、保育園の保護者や公募により、20名以内で構成いたします。公募は7月から8月にかけて広報やホームページで募集し、早期に設置できるよう努めてまいります。審議会では、子どもにとって望ましい保育環境は何かを基本に、地域における子どもの状況や子育て家庭などのニーズ、子育て支援の方向性、地方財政を巡る動向等を総合的に研究し、その上で施設の統廃合を含め、今後の望ましい整備運営の方策を小中学校適正規模等審議会の内容をふまえながら、審議会で検討していただく予定であります。

次に、職員の定員適正化計画についてであります。

職員の定員適正化計画は、平成18年度に策定し、平成17年度末の小淵沢町との合併時の

職員数876名を10年間で129名削減し、747名とする計画であります。現在、適正化計画に基づき、退職勧奨制度による退職や新規採用者を抑制することにより、本年4月1日現在の総職員数は815名で、計画を上回るペースで削減しております。

本市は塩川・甲陽の2病院と甲陵中・高を運営している特殊性がありますが、行政職の職員数については、合併した他市に比較しても多くはありません。今後、定員適正化計画に基づく職員数の削減により、職員個々の事務量の増加や職責の増大が見込まれますが、組織機構の見直しによる事務の効率化、職員研修の充実と職員の意識改革、民間への事務事業委託等により、市民サービスの低下にならないよう、体制整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、各審議会等の会議の公開についてであります。

審議会等の会議の公開については、市政に対する理解を深めていただくとともに、開かれた市政の実現を図るため、本年2月に北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱を定め、4月1日以降に開催されている審議会等の会議について、法令や条例等に特別な定めがあるとき、または非開示情報等に該当する事項の審議を行うとき以外は、原則として公開しております。

審議会等の会議の公開にあたっては、開催日の1週間前までに開催の日時、場所、議題等の内容を市のホームページおよびケーブルテレビ文字放送で市民にお知らせしており、傍聴については傍聴人の定員を定め、傍聴人席を設け、会議資料を配布しております。また、審議会等の会議録は、市のホームページ等で公開しております。

次に災害時における災害弱者の救済について、ご質問をいただいております。

最初に、市の防災マニュアルについてであります。

市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、防災対策は市の重点課題でもあります。こうしたことから、市では防災計画により災害の予防、災害の応急対策等を定めています。

一方、地域の住民みずからが生命・財産の安全を確保し、被害の軽減を図るために自主防災組織の役割は重要であると考えております。このため、地域の防災力を向上させるために、昨年度、自主防災組織活動マニュアルを作成し、現在、自主防災組織のリーダーとなるべき行政区長の皆さんを対象に、自主防災組織の必要性に対する理解と認識を高めていただくための説明会を行っているところであります。

今後、自主防災組織の育成と住民に対する正しい防災知識の普及・啓発に努めるとともに、組織の育成を図るための登録制度や支援制度の検討をしてみたいと考えております。

地震などの自然災害を防ぐことはできませんが、日ごろから自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を持って、いざというときには地域の皆さんで協力し、助け合って被害を軽減できるよう、自主防災組織の育成と強化を図ってまいります。

次に、要援護者支援カード登録制度についてであります。

要援護者台帳の作成については、現在、保健福祉部において検討中であります。台帳への登録にあたり、本人の申告により、情報の共有は可能であります。しかし、内閣府の調査によりますと、本人からの申告では要援護対象者の1割程度の登録に留まるといわれており、これでは必要な要援護者を把握することは、不十分であります。そのため、各担当課で持っている情報から対象者本人に働きかけ、必要な情報を収集し、共有する方法について検討中であります。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

まず、小中学校の適正規模について、ご質問をいただいております。

小中学校適正規模等審議会についてであります。昨年12月27日に代表区長、PTA代表、校長会代表、学識経験者、公募など総勢20人の委員を委嘱させていただき、設置いたしました。2月、4月、5月と審議会が開催され、小中学校の適正規模について、小中学校ともに1学年2学級以上、1学級20人以上という意見集約がされたところであります。

今後、校舎等、施設の耐震化、適正配置、通学区域等について審議され、今年度末を目処に答申がされることになっております。

次に図書館の蔵書保有の有効利用について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市内各図書館の蔵書数と貸し出し数と、各図書館の運営状況についてであります。

本市では合併以来、旧町村の図書館を引き継ぎ、今日まで8館体制で運営してまいりました。平成18年4月に金田一春彦記念図書館を中央図書館として定めて、市内図書館の連携を図っております。

平成19年度末の各図書館の蔵書数は、明野図書館が2万908点、すたま森の図書館が6万1,606点、たかね図書館が6万2,541点、ながさか図書館が3万4,967点、金田一春彦記念図書館が8万5,650点、小淵沢図書館が3万7,659点、ライブラリーはくしゅうが3万8,856点、むかわ図書館が1万3,008点であり、合計35万5,195点となっております。

なお、貸し出し数につきましては明野図書館が1万5,930点、すたま森の図書館が8万6,850点、たかね図書館が7万6,710点、ながさか図書館が5万5,245点、金田一春彦記念図書館14万3,590点、小淵沢図書館4万2,866点、ライブラリーはくしゅう4万4,876点、むかわ図書館7,858点であり、合計47万3,925点となっております。

次に市内図書館資料の相互貸借の状況についてであります。北杜市図書館では北杜市立図書館資料収集基準を定め、図書館司書による資料選定会議を定期的に行い、購入資料を決めております。市内の各図書館はそれぞれ特色を持った資料を収集し、提供していくため、分担収集をとっており、明野図書館は環境に関する資料。すたま森の図書館は農業・森林に関する資料。たかね図書館は高山植物、山岳、野鳥、馬に関する資料。ながさか図書館は男女共同参画に関する資料。金田一春彦記念図書館は言葉に関する資料。小淵沢図書館は鉄道に関する資料。ライブラリーはくしゅうは名水、水に関する資料。むかわ図書館は桜、米、松に関する資料などを中心に収集しております。

また、月曜から金曜まで運行している市の文書メール便を利用して、図書館資料の相互貸借を効率的に行っております。平成19年度の相互貸借の実績についてであります。貸し出しは明野図書館760点、すたま森の図書館1,545点、たかね図書館1,529点、ながさか図書館908点、金田一春彦記念図書館1,767点、小淵沢図書館1,430点、ライブラリーはくしゅう1,635点、むかわ図書館853点であり、合計1万427点となっております。

返却は明野図書館が4,131点、すたま森の図書館が9,491点、たかね図書館1万3,

583点、ながさか図書館1万1,061点、金田一春彦記念図書館1万4,546点、小淵沢図書館5,364点、ライブラリーはくしゅう4,759点、むかわ図書館2,174点であり、合計6万5,109点となっております。

北杜市になったことにより、利用者は市内どこの図書館でも貸し出し、返却のサービスを受けることができるようになり、利用者の利便性向上と利用促進に寄与しております。

次に金田一春彦記念館に寄贈された蔵書の有効利用についてであります。故平山輝男博士関係資料については、昨年10月、ご子息の平山昭男氏から本市に寄贈して下さるとのご意思により、金田一春彦記念図書館へ受け入れることとしたところであります。

現在、資料内容について、地域の図書館関係のボランティアにより整理中であり、資料目録がある程度、完成したところで、市に寄贈の手続きをしてくださることになっております。

現在のところ概数ですが、書籍類は3,714点、雑誌類は2,673点で、内容については日本語研究、方言、アクセント関係の資料を中心としたものであります。

金田一春彦記念図書館の開架、閉架書庫ともに余裕スペースが少なくなってきておりますので、今後の活用につきましては、北杜市図書館協議会等のご意見などをふまえた上で、この資料が日本語研究、方言、アクセント研究に資するよう、諸方策について研究してまいりたいと考えております。

故平山輝男博士は故金田一京助博士の一番弟子であって、その門下の故金田一春彦博士、故柴田武博士とともに日本語研究の第一人者で、その蔵書資料が金田一春彦記念館に収蔵され、今後、研究者等になお一層、充実したサービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

後期高齢者医療制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に本市においての、トラブルの状況についてであります。後期高齢者医療の被保険者証につきましては、3月19日に配達記録郵便で郵送いたしましたところ、居所不明、不在等の理由により、40件ほど郵便局から返戻となったものがありました。これらにつきましては、各総合支所や包括支援センターの保健師、民生委員等を通じて、所在の確認等を行い、電話、通知、訪問などにより対応いたしましたところ、届けられなかったのは居所不明等の2件のみとなっております。また、4月以降に被保険者となった方々には、随時保険証を郵送交付しておりますが、居所不明による未着件数は1件ありますので、現時点の未着件数は合わせて3件となっております。保険証再発行の件数につきましては、紛失などの理由により114件となっております。また過大・過小などの保険料、誤徴収の問題が全国的に報道されておりますが、本市の誤徴収などのトラブルはございませんでした。

次に後期高齢者の健康診査自己負担の軽減についてであります。市では従前より年齢に関係なく、応分の負担をしていただいております。高齢者の方にとりましては、生活習慣の改善による疾病の予防というよりも介護予防が重要であり、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のための健診が重要だと考えています。このことを一人ひとりが認識して、真剣に受け止めていただくためにも、自己負担には意味があるものだと考えております。

健康診査料につきましては、1人当たり5,340円となります。そのうち1,500円が自己負担となり、残りは山梨県後期高齢者広域連合からの補助と市の負担となっております。

なお、北杜市では国で示す特定健診の検査項目に血液検査の上乗せをしています。さらに検査項目の充実を図ってまいりたいと考えております。

本年4月から健診制度と健診料金体制が変更となり、まもないため、個人負担につきましては、現行でご理解をお願い申し上げます。

次に国民健康保険税との関連についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、本年度から国民健康保険税の内訳として、これまでの医療分、介護分に後期高齢者支援金分が新たに加えられました。これは後期高齢者医療制度を支えるために、各医療保険者の0歳から74歳の被保険者が、その支援金分を保険税から負担をするというものであります。平成19年度の国保会計の決算につきましては、前年度と同程度の繰越金が見込まれ、財政調整基金を取り崩すことなく運営ができる見込みであります。これらのことも考慮した上で、平成20年度の国保税の税率については、新たに加えられた後期高齢者支援金分を単に上乗せするのではなく、現在の税率の範囲内で調整を行い、繰越金や基金を活用しながら、前年度と同程度に抑えたいと考えております。

また、国保加入世帯のうち、75歳以上の方が国保から後期高齢者医療保険へ移行し、75歳未満の方が単身で引き続き国保に残る特定世帯については、平等割額を5年間半額とするなどの措置が講じられることとなっております。

次に病床削減についてであります。

国では医療、介護保険適用の療養病床37万床を15万床に削減し、削減分は介護保険適用の施設への転換、もしくは廃止という方針が示されておりますが、必要な15万床は残すということで、特に病院ごとの割り当てはありません。北杜市は高齢者が多く、急性期を過ぎた患者の在宅復帰支援として、療養病床は必要不可欠であると考えておりますが、甲陽病院では療養病床の利用が少ない報告もあり、病床数の適正な配置や介護保険施設移行も視野に入れ、現在、病床削減について検討を行っているところであり、本年度中には方向を定めたいと考えております。

次に、介護保険施設の拡充整備についてであります。

最初に本市の老人介護施設への入所者と現在、入所待ちの人数についてであります。

本年4月の介護保険利用状況からの把握であります。特別養護老人ホーム282人、介護老人保健施設244人、介護療養型医療施設23人、グループホーム22人、合計571人です。また、入所待機者ですが、昨年11月1日現在の調査では、特別養護老人ホームが396人となっております。

次に、介護施設などの拡充整備についてであります。

市と介護保険の給付費は、施設入所の利用の伸びが著しいことから増加傾向にあります。経費面から申し上げますと、介護施設が増加しますと、病院等入院医療費の削減にはなるかもしれませんが、施設介護給付費が増え、介護保険料の上昇につながる事が予測されます。

なお、介護保険サービスにおける施設の基盤整備については、山梨県知事への届け出を行い、設置することができますが、今年度は山梨県介護保険事業支援計画のベッド数が目標数値を達成していますので、新たな拡充整備をすることは不可能であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

再質問ございますか。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

まず、質問事項の第1からお願いします。

新北杜市の建設計画と財政運営についての中で、合併当時に建設計画と財政計画、同時に出たわけですが、その後、年度の運営をする中で、通常でしたら計画と実績がそんなに変わるはずがないわけですね。つくって、すぐ事業執行ですから、いろいろ見ますと、昔つくったのただけで、つくって、その次にやる計画と実際の数字はものすごく変わっていますね。というのは、計画でいきますと、起債をたくさんすることになっている。それをすると、1千億円が1,030億円、1,040億円になります。だけど、それがいろいろ、財政が厳しいということで、そんな状況がいろいろな面で見られますが、財政部長はどのようなあれで計画と、それが変わるような状況になったのかどうかひとつ、お願いします。

そして次に、市税の状況を見ますと、平成17年度から19年度の3年間で、計画では170億6千万円だったね、計画は。実際に入ったのは、214億6,800万円。実に3年間で44億800万円、市税が増えました。それは大変、結構なことですが、その市税の中には住民税、所得が増えて、その税金を増える部分と、固定資産とかいろいろあるわけですが、主に所得が増えて、それだけになったのか。北杜市は住みいいから、別荘がどんどん、年間800から900、出ていますが、そういう中で、自分は増えたなと思っているんですが、実際にはどこの部分で、これだけ増えたのか。所得が、本当は増えるのが一番いいですがね。それは財政当局にお願いします。

そして次に地方債残高をいろいろ、政経会では見たわけですが、それから見ますと、当時の建設計画を見直さなければならぬと思います。そこで、県下の13の市の借金高を18年度で見ますと、北杜市は1人当たりの借金は200万円ですね。そして、ほかの市は100万円以下ですよ。仮に年に50億円ずつ返して、10年かけて、はじめてほかの市のトータルになるというわけですよ。そういうことを思うと、実に大変だなと思います。

そんなことで、建設計画の中には地域の交流プラザの新築をはじめ、いろいろ建設的な計画がされているわけですが、市民の皆さんは、建物はやめてくれと。夕張のようになっては困るから、建物はあるものを有効に使って、建物をやめてくれというのが、ほとんどだと思います。だから、そんなことの中で、思い切って北杜市の建設計画の、各町に何がある、何があるで、市長は尊重すると言っていますが、現実にはそれをやってみれば、借金は増えるばかりですよ。だから、実際にあるものを有効に使って、それよりは市民に直結した生活基盤とか、生活に直結した事業をどんどん取り入れもらいたいと、こんなように思いますがね、これは市長にお願いします。

そして次に、4の公共施設の適正配置について、これも市長にお伺いします。

近い将来に、道州制の導入が国・県で検討されていますね。それが進むと、県や市やら、みんな枠組みが変わりますよ。そういう中において、市町村の枠組みが変わりますから、本市の本庁舎を検討するのもいいけど、どこか土地を買うなり、どこかに建てると、40億円、50億円かかりますね。そういうことでなくて、8町が適正な規模で、格差のないようにするには、

今ある庁舎、8町の中には立派な庁舎もいくつかありますから、2つか3つを分庁方式にして、そしてあと小学校、中学校、保育園等の統合があるから、それも含めた中の調整をした中で、8町が適正な配置の中でいくような審議をしないと、これは地域の格差の是正にはなりませんから、これは市長が各別に審議会があって審議するわけですが、それを総合的に8町にうまく配分が出るのかどうか。それについての審議会等をつくってやるべきだと思うけれども、これは市長をお願いします。

そして次に、職員の定数の計画についてでございますが、合併による1つのメリットとして、財政を圧迫する総人件費の削減ということが、合併時に一番もとに謳われました。その中で、議会のこともいいますが、議会の議員については8町の、以前においては、全部で161人で行っていただきました。161人の議員が8町にありましたね。だけど合併して、合併の特例の中で、定数を42にしました。そして今回は、次の選挙からは法律では定数26ですが、4を減にして22にしました。そういうことの中で、議会はものすごく思い切った、昔から改革をしているわけですが。国や県のことを言っただけではあれですが、国や県はそういう国会議員とかの削減なんてことは少しも考えていないんですが、それは別の問題ですが、市町村においては非常に厳しい、議員は持っております。

それと別に職員について、政経会ではいろいろ試算をしてみました。いろいろなデータで。これによりますと、4月19日の山日新聞で、さっき言ったんですが、県下の市町村の削減の状況が出ていて、本市では58人、削減して減ったわけですが、そこで現在、職員が58人減って、820人です。そういうことで、政経会では北杜市の状況をいろいろやってみたわけですが、いろいろ特殊性があって、非常に職員数が多いんですが、病院が2つあるし、診療所も2つある。各地方に小さい役場が8つあり、そして教育センターが8つあり、8町に役所だけであるわけですが、そういうことの中で比較検討してみました。

そこで、現在の職員の数は1千人、臨時と嘱託を含めると1千人以上でございますが、純然たる正規の職員656人で、市民のあれで割りますと、職員は1人当たり、北杜市は72人。そして県下平均では89人が市民。そして市の平均でいくと96人ですね。そうすると、市の職員数は市の平均に比べて、まだ161人多いというわけです。それも、そういうことを自分は言いたくですが、その多い内容をよく検証してみました。

というのは、それぞれ支所が8つあり、教育センターがあり、そしてましてや合併のときに処理しきれない事務はものすごく持ち込まれ、そしてそのほか、芸術文化、そういう施設がものすごくあるということの中で、ほかの市の平均で見ると、人数が多いのは分かります、その原因はよく分かりましたから。今後においては、その財政を圧迫する人件費について、いろいろありますが、事務の事業の見直しやら、組織の機構、また総合支所のあり方やら、いろいろ検討した中で、簡素で効率的な行政の運営ができるように、執行部はいろいろな面で検討していただきたいと思います。その点について、質問事項の1点について、まずお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私の務めで説明させていただいて、あと担当部長のほうから補足させていただきたいと思いますが、市の財政状況でありますけれども、今、浅川議員ご指摘のとおり、一概には比較で

きないかもしれませんが、他市に比べて、北杜市の借金が市民1人当たり200万円で、他の市に比べて倍多いというのは、単純に比較するのも誤解のもとですけども、数字の示す現実はそのように思います。ですから、どうしても将来を考え方ときには、子どもに負債を残さないという意味からすれば、たびたび言う話でありますけども、市の起債残高、借金を減らして、そしてまた、できるだけ市税収入を多くしようというのが、今、私ども合併した北杜市の力強い礎を築く、一番の使命だと思って、今、借金を減らして、市税収入を増やすように努力いたしておるところであります。

それから本庁舎の問題でありますけども、先ほど私が答弁しましたとおり、基本的には部局長で構成する北杜市行政組織機構改革検討委員会を策定しまして、事務的には詰めていきたいと思っています。ただ、本庁の建設につきましては、先ほど答弁したとおりであります。市議会や市民の皆さんのご意見を聞く中で、慎重に検討していかなければならない問題であると承知をしています。たしかに私ども行政を推進していても、国・県・市町村の流れから、こういう言葉が適当であるかどうか知りませんが、ずいぶん合併した北杜市は、県を超えてという語弊があるかもしれませんが、霞ヶ関と市が直結した行政が行われつつあるのを横目で見るにつけ、ずいぶん道州制のスタンスを霞ヶ関ははじめているのかなという思いはあります。いずれにしても、本庁舎の問題については、慎重に検討していく予定であります。

それから職員削減の話でありますけども、先ほど来から言っているとおりに、北杜市の場合、一般事務職のほかに2つの病院と2つの診療所、そうしてまた甲陵中・高と抱えておりますので、それらももちろん市職員であります。したがって、職員数で比較されると、単純には北杜市が大変、人口5万人に対して多く見えそうですけども、あるいはまた、公の施設がたくさんありましたから、ご指摘のとおり、それらの維持管理を含めて職員も多いと、こういう問題も率直にあったと思います。でも、さっき言いましたとおり、129人多いという意味からすれば、この4年間で着実に減らしているつもりですし、むしろ、これから129人多いから減らすというのは、市役所が1個になった状況での129人であるので、支所を8つ残して本庁舎ということになってくると、聞きようによっては役場を9つ持っているような状態ですので、一方的に129人減らすという削減計画は、非常に無理があるということで、執行としても大変、頭の痛い話であるわけであります。

でも、先ほど言うとおりに、交付税が10年後から、どんどん減ってくるという現実から考えてみれば、誰が見ても職員数の問題は、さらに断腸の思いで決断していかなければならない時期が見えていることはたしかだと思っております。いささか、こっちで見ると上から見ると矛盾したような点も出てくるようになりますけども、超えて、職員の削減もしていかなければならないというふうには思っているところであります。

あとは部長のほうから、補足させます。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、浅川哲男議員の再質問にお答えします。

新市北杜市建設計画につきましては、財政計画でございますけども、平成17年度から20年度までの10年間ににつきまして、歳入歳出の普通会計ベースで算定しております。

まず歳入歳出ともどもでございますけども、過去の実績を勘案し、今後の動向を見ながら策

定したものでございまして、得したものでございますけども、地方交付税でございますけども、合併に伴う特例合併算定外について、算定をしております。それから、合併特例債の交付税措置分も見込んでおります。それから地方債につきましては、過去の実績に合わせまして、合併特例債の発行額を見込んでございます。

それから歳出につきましては、やはり過去の実績を算定しております、見込んでございますが、大きなものにつきましては、普通建設事業でございますけども、過去の実績に算定に加えまして、新北杜市建設計画に基づく合併特例債分を見込んでおりますので、決算との乖離があったということでございます。

それから2点目の増収の関係でございますけども、これにつきましては、17年から19年度の3カ年の比較ということで、約44億円というふうな数字を示しておりますが、これにつきましては、個人住民税の所得税の税源移譲、それから市民税の定率減税の段階補正による廃止、それから固定資産の新築家屋の増、それから法人におけます半導体の法人の増益等が挙げられております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

質問事項の1点の中で、市長にもう1点、お聞きしたいんですが、庁舎の建築のなんか別の組織、そして学校はここで別の審議会ですね、保育園は保育園で別でやるのも結構ですが、8町へ適正規模にするには、何か中途においてもいいから、その調整の期間を設けてやらないと、それなりでやっていると、片方へ偏る傾向も必ず出ると思うから、そういう調整もすべきだと思うが、市長はどう思いますか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員のご指摘を体しながら、しっかり頑張りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

質問事項の2点目の後期高齢者ですが、この制度、よく聞いておいてもらいたいんですが、この制度を決めた政府において、国民世論の反発を受けてしまって、現在、見直しを進めているというわけです。そして先日は、福田総理が記者会見で、老人の心を傷つけて、誠にあれだという陳謝の言葉があったんですが、この見直しも今後、ずっと続くと思いますよ。そういうことの中で、末端における市ですね、市が一番迷惑くって、制度が変わると、みんなあれだこれだ、ものすごい制度のあれで大変だと思うわけですが、そこで、この制度がスタートする前から国民からは制度の見直しをしてくれという要望が出て、この間、葦崎では出したんですが、そんなことで、全国各町で各議会へ見直しの請願の提出を出したけども、全国の状況を見ると、一番、請願の見直しの採択をして、国へ意見書が出ているというわけです。北杜市においてはいろいろな事情で、採択で、これは誠に残念ですが、そこで、あと以下、お伺いしますが、6月

5日に山日新聞によると、政府の見直しの案が出たわけですが、保険料の負担減の世帯の割合が69%、負担の軽減ですね。そして、山梨県は82%と出ているんです。そうすると、市では何%の世帯が軽減されるのかどうか、担当の部長をお願いします。

そして、次にこの制度によって新しい広域連合が出たわけですが、そこで働く役職員が幾人いて、そして1年間の運営費はいくらかかって、その運営費はどこから出ているのかどうかもお願いします。

そして、この制度の問い合わせはいろいろ、国や県があるんですが、市町村へはまず、きまずと、そういうことの中で、市町村と広域連合の事務の責任分野というか、所属というか、そのあれはどんなようになっているのか。向こうに責任があるといっても、文句はこっちにくると思うんですが、その内容をちょっとお願いします。

そして、もう1点。この際、思うことと市長の考えを聞きたいわけですが、この制度を機会に、市長をお願いしたいんですが、75歳以上になったら急に病気になるなんてことはありませんよ。若いうちから、食の生活から始まって、環境の公害から、また日常の健康管理から始まって、順に病気の原因が積み重なっていくというわけですよ。そういうことを思うと、この国民全体が年齢を問わず、安心して医療を受けられる制度をぜひつくってもらいたいんですが、ときには出ないと思うんですが、そこでそういう中で、市としても、議会としても、すべて法律や制度を国で決めるからいいやということではなくて、議会においては意見書等のあれがあって、それを採択して政府へ出すあれがあるというわけです。そういう手続き方法もあるし、そして市長としては、市長会等を通じて、国や県に対して、この医療制度ばかりでなくて、市民の実態や立場に立って、意見や要望や提言をどんどん地方から変えていく、新しい時代がきていると思うんですが、そこで市長の考えを、そういう考えがあるのかどうか、市長はよく国へ行って、いろいろ幅広いあれがあるけれども、市民の声を直に分かるのは市長だから、どんどんそういう提言も市長会やら、そういうところでしてもらいたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

3点、ないしは4点のご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、保険料が軽減となった世帯の割合はというふうなことでございます。これにつきましては、先ほど議員ご指摘のように、6月5日、マスコミ、それから新聞紙上で公表されたことでございます。これにつきましては、厚労省が各都道府県をとおして、全市町村に対して国保税との比較調査を行いました。この調査を取りまとめて、厚労省で推計をして、その割合を出したという数字でございます。

ご質問の中では、本市の割合はどうかと、市町村ごとに同じような推計ができるのかというふうなご質問であろうかと思いますが、これにつきましては広域連合、あるいは各市町村では、この算定方法が国から示されておらないのが現状でございます。そういったことで、減少する世帯割合をここで示するのは、不可能な状況にあることをご理解いただきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

次に2点目の、広域連合の組織構成と運営費についてのご質問でございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合につきましては、平成19年2月1日に設立をされまして、その事務局は山梨県自治会館の2階に設置をされております。まず、組織でございますが、トップは広域連合長でございます。これにつきましては、28市町村長のうちから選挙でというふうな選出方法でございますが、現在は県の市長会長、都留市長が就任をされております。そして副の広域連合長につきましては、広域連合長が議会の同意を得て選任をするということで、町村会の小菅の会長さんが就任をされております。そして、広域連合の議員さんでございますが、28名おいでになります。これは各市町村議会において、議員さんの中から選出をされるということで、私どもからは内藤議員さんにご苦勞をいただいているところでございます。そのほかに監査委員、選挙管理委員、公平委員、そして個人情報保護委員等があります。

事務局の職員でございますが、市町村からの派遣職員20名でなっています。市から14名、町村から6名というふうなことになっています。

その内容でございますが、その組織は業務課と、それから総務課という組織になっております。業務課の課長は、本市から出向している課長でございます。

次に費用でございますけれども、費用につきましては、20年度の山梨県の後期高齢者医療広域連合の運営費でございますけど、5億7,200万円でございます。これにつきましては均等割が10%、そして高齢者の人口割が45%というふうな割合で拠出をすることになっておりまして、本市の場合は3,571万6千円の拠出金となっております。

この拠出につきましては、一般会計のほうから市の後期高齢者の特別会計に。そして市の後期高齢者特別会計から広域連合の一般会計へと、こんな順で繰り出す金額になっておりますが、よろしく願いをいたします。

次に問い合わせ等の事務処理でございますが、この広域連合の事務につきましては、町村と広域連合の役割分担というのが決まっています。これにつきましては、町村においては各種の申請書の受付、保険証、それから資格証の引き渡し、広域連合への住基の情報の提供、そして税情報の提供、そして保険料の徴収、最後に窓口相談というふうなものがついています。広域連合では資格の管理、保険証の一括作成、給付関係の業務です。3番目に保険料の決定をします。4番目に保険料の賦課決定をします。そしてレセプトの点検と第三者行為への求償事務というふうなことになっております。

総体的な窓口の事務は私どもがするわけなんですけど、制度が始まったばかりです。私どもにくる質問もありますし、また保険料というふうなことで、広域のほうへいく質問もありました。そんなことで、私どもと広域とで連携をとりながら、市民の皆さんに安心を与えるような対応をしまいいりました。3点目は、そういうことでしょうか。

次に4点目でございます。

市長の対応でございますが、私どもも市長も県の市長会等ございまして、そちらのほうから全国市長会のほうへも、このことは大きく要望しています。去る6月4日に全国市長会がございました。その中で、医療制度の改革および医師確保対策に関する決議というものがございまして、その中で大きく3項目について要望を、市長会のほうからしております。

第1点目は、後期高齢者医療制度の円滑な運営についてということで、小さくは中に4項目あります。そして2番目は、医師等の確保の対策をというふうなことです。3点目は療養病床の再編についてというふうなことで、医師会をとおして、国のほうへも強く、このことは要望をしております。どうぞ、ご理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長、答弁を求めます。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもなく、日本も超少子高齢化社会を迎えようとしています。したがって、いろいろの医療制度にしても、保険制度にしても、極めて先が不透明、見にくい状態になっていることはたしかだと思います。だから、国も先が見えない中で、いろいろの改革をしようとしていることはたしかだけでも、この後期高齢者の医療制度の問題については、いろいろな意味で分かりにくいという世論が多いことはたしかであります。私どもからすれば、市長会を通じて、なんとか国民が安心して医療を受けられるようにしてほしいということを強く要望しておるところであります。

私が、これ以上の答弁をするのもどうかと思うんですけど、結局は負担をどうするかという問題だとも思います。くどくなりましたけども、国や政府がいろいろな意味で見直しをして、さらに安心して医療が受けられるような制度になるよう、期待して待ちたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

質問の項目で、まず3点の図書館の関係ですが、この図書館は利用する場合に登録の発行をしているわけですが、その数と、そして市内の図書館と、あと学校、保育園、そして高校もありますね、小中学校、そして甲陵高校も北杜市の高校ですから、そういうところにも図書があるけれども、この市の図書館と学校との図書館の連携をもって、いい本をどこでも自由にできる体制というか、そういう仕組みが出ているかどうか、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

今の、浅川議員さんのご質問でございます。

現在、平成19年度で図書館を利用している登録者数でございます。登録者数の総数は、1万8,300余名。このうち市内が1万2,993名、約71%。それから市外が5,311名、全体の29%でございます。

それから、各図書館の連携ということでございます。

8つの図書館については、同様のネットワーク化がされております。しかし、小中学校図書館室とのネットワーク化が、まだされてございません。図書館職員と学校図書司書との交流を行い、連携をさらに深めてまいりたいというように考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、浅川哲男君の質問が終わりました。

関連質問を許します。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

災害時における弱者救済について、関連質問をしたいと思います。

昨今の災害時に、常に第1番の、皆さんが頭にあることという、人命の救助であります。このことがまず、何をにおいても必要なわけでございますが、救済する自主防災組織、地域消防団、そういう人たちが、実は残念ながら個人情報保護というハードルのおかげで、情報を共有しておりません。先ほども答弁の中にありました、要支援者カードは自己申告制ですと、なんとか個人情報をクリアできるということでしたが、単純な本人申告では、たぶん10%に満たないだろうということでもあります。たぶん、その見解は間違いないことだと思いますが、私たちは長く地域に住んで、大変いいコミュニケーションを持っている北杜市でありますので、働きかけ、運用等によりまして、そういう弱者の把握を、100%近い把握を、情報を自主防災組織、地域消防団が持っているようになることが望ましいわけですが、その働きかけにはやはり、いろんなコツがあると思いますが、そのへんについての市の、執行の見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

先ほどの市長の答弁にもありましたように、非常に個人情報の関係で、行政主導で集めるのは難しいというようなことと、現実、集まっていないというような答弁がありました。そのような中で、やはり議員ご指摘のように自主防災会、消防団等で情報を共有できることが一番大事であります。そのようなことで、現在、防災マニュアルの説明を各行政区単位で行っておりますが、その中でもやはり、支援カードといいますが、そういう個人情報の、地域のことは地域でということ、自主防災会の組織の立ち上げとともに、それらの情報収集といいますが、地域の実情を把握できる地域の方々に、そのような取り組みをしていただきたいということで、現在も要請をしているところでございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

ぜひ、適切な対応によって、より多くの方が自主申告できまして、登録者支援カードが有効に働きますことをお願いしたいと思います。

そういう中で、やはり、その情報を年度ごとに役員が変わってしまう自主防災組織の、どの部分でどのように把握するか。また、それを各支所ごとに、どのようにきちんと個人情報の正しい伝達と保護をしていくかということについてのことも、1点、お答えいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

情報の管理でございますが、やはり自主防災組織、あるいは行政区等を通じての個人との約

束事で登録する形が望ましいということで、やはり、それらを行政で一方的に管理するというのも、ちょっと無理があるかと思しますので、やはりまた、それぞれの行政区、自主防災組織等を通じながら、情報の管理について、行政で管理してもいいのかが、そのへんの了解も得ながら、対応していきたいと思えます。

いずれにしても、一朝有事の際に役に立つような情報でないと役に立ちませんので、それらの取り扱いについても、十分協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、政経会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時40分とします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時40分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

本日の会議時間は、質問時間の関係によって、あらかじめ延長いたします。

次に市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

しんがりをつとめます、岡野淳でございます。

平成20年6月定例会にあたりまして、市民フォーラムの代表質問をさせていただきますが、本題に入る前に一言申し上げます。

この1月余りの間にミャンマーのサイクロン、中国四川の大地震、国内では東京秋葉原の通り魔事件や岩手・宮城内陸地震など、稀有な天災や人災によって、多くの尊い人命が失われる事件が相次ぎました。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、またケガをされた方々の一日も早い回復と行方不明になられた方々の一刻も早い発見、救出を願うばかりでございます。

特に秋葉原の事件では、25歳の青年をあのような凶行に走らせた闇に光をあて、同じような事件によって、希望に満ちた若い命が、あるいは幸せな老後を楽しむべき人生の先輩の命が理不尽に奪われることがないよう、然るべき原因究明を心より望むものです。

一方、原油の高騰やバイオ燃料増産による世界各国の穀物価格高騰の影響を受け、生活必需品の燃料や食料などが、軒並み異常な値上げとなっています。また小泉改革のあおりを受け、75歳という年齢で線引きをするという、世界に類のない医療制度が発足し、医師不足と相まって地方の医療は、今まさに崩壊へと向かって加速しており、その対策は待ったなしの状況です。

このように市民の日常生活が危機にさらされているときこそ、私たち市民フォーラムは市民の目線、市民の立場でという基本姿勢を再確認し、行動してまいります。

私たち議員の残り任期もわずかとなってまいりましたが、市政に対しては是は是、非は非で

臨み、市民感覚での姿勢を貫いてまいる所存です。

さて、市民生活を揺るがすような諸物価の値上がりや、いかに国が決めたこととはいえ、問題の多い新たな医療制度は、決して看過できるものではありません。北杜市民の生活は北杜市が守るという姿勢に立ち、以下、大きく5項目について、市長ならびに関係部長のご所見を伺います。

はじめに、総務省が本年度中に策定を求めている公立病院の経営改革プランについて、伺います。

公立病院の経営改革プランの策定では、北杜市の2つの市立病院を今後どのように位置づけるのか、極めて難しい問題を抱えています。市としては基本的な方針をどう定めるのでしょうか。県とはどのような協議をしているのかも併せ、お示してください。

総務省が出しているガイドラインの1項目にある経営の効率化では、病床利用率が3年連続で70%未満の病院は、病床数の抜本的な見直しを求められています。しかし、北杜市のように、今後、高齢化が進むことが確実視されているような地域では、数字だけで効率を判断するのは、必ずしも適当ではないと思われます。総務省は、全国一律でこうした経営効率の基準を設け、公立病院の再編を求めているように見えますが、北杜市の実情に照らしてみるとき、総務省の指導にそのまま従うことがいいのかどうか、市長の見解を伺います。

国が求めている病院の再編、ネットワーク化については、峡南地域では今月上旬から協議が始まりました。私たちの峡北地域でも近々検討が始まるはずですが、この構想を実施するためには、市民はもとより両病院の医師、看護師、事務職員に抵抗なく受け入れられなくてはならないと思います。北杜市としては、この構想を受け入れる考えがあるのかどうか。あるとしたら、そのための具体的な方策をお聞かせください。

特に塩川・甲陽両病院の医師の派遣母体が異なることから、医療に関する考え方などに違いがないかなど、実態を正確に把握できているのでしょうか。その上で医師を含め、スタッフの人事交流など、具体的な行動はどう進めるのかも併せて、市の方針を伺います。

市立病院の経営形態の見直しについては、3月定例会の市民フォーラム、代表質問に対する答弁の中で、公営企業法の全部適用も検討しているという答弁をいただいておりますが、現在、どういうメンバーでどのような論議をし、結論はいつごろ出す予定なのか、伺います。

次に後期高齢者医療制度について、何点が伺います。

4月に制度がスタートしたとたんに、後期高齢者という呼称は失礼だと反発され、長寿医療制度という名称に改めたり、終末期相談料に批判が集まると慌てて凍結を言い出すなど、小手先だけの手直しで批判をかわそうとする国の考え方が、いかに、はじめに医療費削減ありきであって、お年寄りのためのものになっていないかが分かります。これから増加することが分かっている高齢者の年齢を75歳で区切り、従来の受け皿よりも小さい受け皿にして、収入のない人にまでも保険料を負担させようとする、この制度はすでに多くの問題が指摘されています。

国は今まで保険料の負担については、低所得者の減免措置や被扶養者の激変緩和策があると説明してきていますが、ここにきて与党は9割の減免まで言い出しました。再び、小手先のめくらしが始まったとしか、言いようがありません。

最近の厚生労働省が公表した実態調査によれば、全体的には保険料負担が軽減された世帯が約70%だとする一方で、試算根拠となるモデルの設定によって試算の内容が異なり、国に都合のいいデータを使い、事実を隠すものだという批判もあります。さらに低所得層の負担が軽

減される割合が少ない傾向にあるとの指摘もあり、従来の国の説明と矛盾する実態が見えてきています。保険料の負担増減について、北杜市の実態がどうなっているのか。これは先ほど、政経会の浅川哲男さんの質問と重複するので答弁は結構ですが、必ず市民が聞きたいところだと思います。

次に、この制度の導入によって、医療の制限と質の低下が懸念されている点について、伺います。

診療報酬の包括払いによって、1月当たりの診療報酬が6千円と決められ、これを超えるような検査などを行う場合、病院にはその分の診療報酬が保健機関からは支払われません。したがって、病院側は赤字を覚悟で医療行為を行うか、医療サービスの質を落とさざるを得ないという指摘をされています。また、従前20歳以上に義務付けられていた一般検診から75歳以上を切り離し、努力義務として、さらに降圧剤やインスリン等、特定の薬を使用している人は検診の対象から外すとなりました。こうした考え方は年齢を境にした差別であり、75歳以上のお年寄りに対する医療サービスの質が低下すると言わざるを得ません。

厚労省の説明によれば、今までと変わらない医療を受けることができるとのことですが、これはお金を払えばということではないでしょうか。わが市の保健福祉部も、今までと変わらぬ老人保健制度と同じ医療が受けられるという説明ですが、これは経済的負担も変わらないということでしょうか。見解を伺います。

また、後期高齢者医療制度に移行したため、国保からの助成がなくなり、それまで利用していた施設が利用できなくなるというケースが、各地にあるようです。典型は人間ドックへの補助ですが、この医療制度のスタートに伴い、人間ドック助成事業を行ってきた市町村の80%以上が、事業を打ち切ったという調査報告があります。しかし、これは、その一方で約20%の市町村は、助成を継続しているということになりますが、北杜市の実態を伺います。

もう一つ、大きな問題として、主病ルールがあります。主病ルールというのは、主なる病気というふうに書きますが、後期高齢診療料には複数の疾患の中から1つだけの主病名に限定して算定するというルールが導入されました。この診療料は主病診療を行っている保健医療機関、医者、病院ですね、それが算定することになっていますから、1人の患者は1人の主治医の下で、1つの主病の診療を受けることになります。この患者と契約を交わした医師が登録医となり、その後はこの患者を診ていた別の病院で治療する場合は、安い診療報酬しか支払われないという仕組みです。この仕組みが機能するようになれば、病院間の医療連携が阻害され、病院の収入にも悪影響を及ぼす可能性があります。北杜市の実態について伺います。

複数の疾患を抱える高齢の患者にとっても、受けられる医療の質の低下につながる、このルールが現在どのようになっているのか、また市民にはどのように説明されているのかを伺います。

もう1点、65から74歳の障害者の加入について、北杜市の現状を伺います。

報道によれば、一部の自治体では新しい制度に加入しないと、それまで受けていた助成の対象から外すなど、加入を実質的に強制しているケースがあるようですが、北杜市ではそのようなことはないと思いますが、念のため、実態を伺います。

次に公営企業のうち、上下水道事業改革について伺います。

平成17年に、新たに国が示した公共団体に対する行革指針に基づき、北杜市は平成18年に行政改革大綱を策定しました。改革の中心をなす財政健全化の柱は、公債費の縮減と公営企業収益勘定への一般会計繰出金の削減であります。

市長は、本年3月議会で下水道料金の統一および経営基盤強化を目指し、下水道事業財政計画の策定を表明。また本議会の冒頭でも、予定より策定が遅れている北杜市財政健全化計画にふれる中で、上下水道の料金改定を本年度中に示す旨の所信を述べられました。

上下水道事業は申し上げるまでもなく、地方財政法の規定に基づき、企業経営に伴う収入をもって経費に充てている、いわゆる独立採算経営が求められています。したがって、本事業経営健全化に向けては、早期の事業計画の見直しや事業の平準化を図りながら、維持管理経費の削減と加入者に、使用実態に応じた負担を求める料金の改定が二本柱となります。

ところで、これらの事業は合併後も旧町村ごとの制度のままで推移してきており、事業ならびに料金の統一化は、市にとっては大きな行政課題であるとともに、本事業は市のライフラインの要であり、改革がもたらす市民生活への影響は、極めて大きなものです。したがって、料金改定にあたっては、市民に対し、十分なる配慮と慎重な対応が求められます。

そこで、事業の現状にふれてみますと、簡易水道事業は現在46事業があり、統合計画終了後も上水道事業が4、簡易水道事業が19、合わせて23事業となり、一本化は難しいものがあります。また、使用料料金も口径13ミリで、1月当たりの使用料10立方メートルを基準に比較すると、年額で6千円から1万9,920円まで、3倍強の差があります。加入分担金も6万9千円から30万円まで、4倍強の差となっています。

次に下水道事業を見ると、農集排水事業の認可面積に対する事業の進捗率は96.9%。公共下水の同様な進捗率は89.6%。水洗化率は農集公共合併浄化槽、合わせて88.35%となっています。この下水道使用料金について、水道口径13ミリ。1月当たり、使用料20立方メートルの料金を比較すると、農集においては年額2万4千円から4万2,600円まで。公共では年額2万2,680円から3万7,200円まで。分担金においても13万5千円から30万円まで、それぞれ差が出ています。

こうしたことをふまえながら、以下4点について、市長のお考えを伺います。

まず1点目は、平成19年度に市が策定した公的資金保証金免除繰上償還の承認を得るために、公営企業経営健全化計画の概要をお示してください。

2点目として、私たちの調べたところでは、健全化計画では、水道事業において、平成21年度より供給単価を現行の1立方メートル当たり153円を約20%値上げし、184円とする。平成18年度基準外繰入金5億2,900万円余りを、平成23年度には2億6,100万円余りに減額するとしています。

一方、公共下水道事業は、平成22年度より使用料単価を現行の1立方メートル当たり146円を約10%値上げし160円とし、平成18年度基準外繰入金8億4,100万円余りを平成23年度に、7億300万円に減額するとしています。

農集事業同じく、平成22年度より現行130円を約23%値上げの160円とし、平成13年度基準外繰入金4億7,500万円余りを、平成23年度に3億300万円余りに減額するしていますが、この改定料金の算出根拠をお示してください。

3点目として、料金の見直しは簡易水道運営委員会、ならびに下水道事業審議会に諮っていますが、その協議の状況と今後の対応について、伺います。

4点目として、須玉町の21ある簡易水道事業をはじめとする、旧町村の簡易水道事業の統一化や大きな格差がある利用料金体系や加入負担金等の統一化など、上下水道事業の財政健全化には大きな課題が山積していますが、市民の理解を得ながら計画を実施するためには、市は

どのような方策を考えているのか、お示してください。

次に公共工事の入札および契約について、お尋ねします。

公共工事の入札や契約に関する透明性の確保は、不正行為の防止を図るだけでなく、住民に対してそれぞれが、それが適切に、正確に行われていることを明らかにする上で不可欠です。この観点から、公共工事の入札および契約について、市の方針と平成18年5月23日に閣議決定された公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針、いわゆる適正化指針ですが、ここで求められている措置に対する市の対応について、伺います。

はじめに市の方針についてですが、1つ、指名業者の選定基準はどのように策定されているのでしょうか。

2つ、入札は市内、あるいは県内の業者に限定せず、広範囲から業者を募り、公正な競争が行われるべきだと思いますが、一方、地元の中小業者の育成も重要です。両者のバランスをどのようにとっているのでしょうか。また、旧町村の単位を現在どのように捉え、今後どのような考えのもとで、指名等をしていくのでしょうか。

3つ、昨年度、市は1億円以上の工事を対象に、一般競争入札を導入しました。試行した一般競争入札と従来の指名競争入札を、市はどのように総括したのでしょうか。

4つ、予定価格は、設計価格に対してどのように設定しているのでしょうか。

以上、4点について伺います。

次に、その適正化指針に対する市の対応について。

1つ、予定価格の事前公表については、実施の適否を十分検討した上で弊害が生じることのないよう取り扱うこととありますが、市はどのような根拠で、予定価格の事前公表を適切と判断していますか。

2つ、入札および契約の透明性確保のために、積算内訳の公表を掲げていますが、市はどのように対応していますか。

3つ、入札および契約の過程、ならびに契約の内容について意見の具申を行う第三者機関の活用が謳われていますが、市の第三者機関の設置や運営状況はどうなっていますか。

4つ、入札などの過程で審議された内容の公表が重要だと考えますが、市はどのように対応していますか。

5つ、一般競争入札の拡大を図るべきとしていますが、市は今後、どのように実施していくのでしょうか。

6つ、簡便な技術資料の提出を求めた上で、指名を行う公募型指名競争入札の積極的活用がいわれっていますが、市はどう考えていますか。

7つ、共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること。構成員の規模の格差が大きい場合には、施工の効率性を阻害しかねないこと。予備指名制度により、談合が誘発されかねないこと等の問題があると指摘されています。市は共同企業体に対して、どう考えますか。

8つ、談合情報対応マニュアルの策定や談合情報を得た場合、市はどのように対応しているのでしょうか。

以上、8項目を伺います。

次に、デマンド交通システムの導入について、伺います。

第1次総合計画の中では、デマンド交通の有用性を謳い、新交通システムの導入を検討する

ことになっていますが、そのための調査・研究は現在どうなっているのか、進捗状況と併せて伺います。

デマンド交通システムの導入については、肢体障害者グループが一昨年に1,315人分の署名を添えて要望書を提出しています。さらに、つい先日、6月3日には高齢者をサポートするボランティアグループが、2,154人の署名を添えて要望書を提出しております。この1年半余りの間に、署名が倍近くに増えたということは、市民の中でデマンド交通の意味や必要性への理解が進み、導入を求める声広がった結果だといえます。

私も過去3回にわたって質問をさせていただいておりますが、いずれも検討するとの答弁に留まっております。昨年3月定例会では、5年後を目処に検討を進めるとの答弁でしたが、そもそもデマンド交通システムを導入するお考えがあるのか、ないのか。明確な答弁をお願いいたします。

導入しようということであるならば、5年もかけて討論するのではなく、すぐにも検討会を立ち上げて、どうすれば早期に導入できるのかを考えるべきだと思います。その検討会も立ち上げるとの答弁から、すでに1年以上が経っております。検討会の立ち上げは、現在どのような状況なのかを伺います。

デマンド交通システムを早期に導入する具体的な方法の1つとして、整備する側と利用する側が一体となって、勉強する場を設けてはどうかという提案をしまいましたが、いまだに明確なご答弁がありません。

身延町では、福島大の奥山教授のようなエキスパートを招聘するなどして、勉強することでスピードアップを図っていますが、市長はそのようなお考えはありませんか。

また、市内でモデル路線を設けてはどうかという提案に対しては、難しいという答弁でしたが、何がどのように難しいのか、ご説明いただきたいと思います。難しいからといって、いつまでも検討するとか、調査すると結論を先延ばしにせず、1路線でもいいから試行し、成功も失敗も合わせ、さまざまなノウハウを蓄積することが大事なのではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

北杜市は面積が広く、デマンド交通を必要としている人も多く点在しているはずですが、市長には高齢者や障害を持つ人だけでなく、より多くの市民のために一刻も早い導入への決断を求めるものであります。

最後に、通告はしておりませんので答弁は結構ですが、少し時間をいただいて、一言申し上げます。

今月12日に、市立保育園においてノロウイルスによる食中毒が発生しました。15日の報道によって、はじめて公表されましたが、13日には本定例会が開会しており、議会には報告があつて然るべきではないかと考えております。発生から5日後の17日になって、ようやく議会への経過報告がありました。原因と再発防止策について、明確な説明がありませんでした。新聞報道では、原因が給食であると断定しており、保護者をはじめとする多くの市民が心配をし、早急な再発防止策を求めていると思います。

今回のように、市が関与する施設などで問題が発生したときは、事実関係や再発防止策を速やかに議会に報告すべきであることを指摘して、市民フォーラムの代表質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

市民の医療を守ると、広く市民の福祉を充実していくという強い決意を聞いたところであり、私としても同じ思いであり、大変ありがたく思います。

まず市立病院の経営改革について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、公立病院の改革プランについてであります。

地域において必要な医療提供体制を確保していくため、経営の効率化を図ることも重要であります。そのため、経営指標にかかる目標の設定と目標達成に向けた具体的取り組み等について、病院関係者、外部有識者などで構成する策定委員会を設置して、検討していただく考えてあります。

次に、病床利用率についてであります。

北杜市は広い診療圏の中、人口密度は少なく、また高齢化が進んだ地域特性を持つ中で、病床利用率は両病院とも3年連続70%を超えておりますので、特に問題はないと考えておりますが、医師・看護師不足が今後も考えられますので、関係方面に協力をいただきながら、現体制を維持し、市民に安定した医療を提供してまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化についてであります。

再編・ネットワーク化は、地域全体で必要な医療サービスが受けられるよう、地域における公立病院を、中核的医療を担う基幹病院と日常的な医療を行う病院に再編成しようとするものです。県はみずから再編・ネットワーク化の計画、構想案を策定することを含め、市町村間の調整等について、積極的に関与することになりますが、各公立病院の改革プランにおいて、当該病院における再編・ネットワーク化の取り組み計画を最終的に決定するのは、それぞれの病院の設置主体となります。

自治体病院の責務と役割は、それぞれの病院の地域性等により異なるものであり、再編・ネットワーク化に対しては、地域の実情をふまえて検討する必要があると考えております。また、医療スタッフを含めた人事交流は医師・看護師不足の緩和策として、必要性は痛感しております。しかしながら、医師の出身医大が違うため、派遣先医局との関係など、現実問題として難しい状況であり、看護師においても医師の指示のもとで勤務しているため、人事交流は大変、難しいのが現状であります。

次に経営形態の見直しについてであります。現在、慢性的な医師・看護師不足が生じております。市立病院では、入院や外来等の日々の診療や救急医療について、病院職員の献身的な努力により行われている現状であり、早急な経営形態の見直しは、医療職員の継続的確保に支障を及ぼすおそれがあるということ聞いております。

ガイドラインでは経営の効率化は3年、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しは5年程度を標準として策定することとなっております。いずれにいたしましても経営の効率化、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化については、病院改革プランに盛り込む内容となっておりますので、策定委員会において十分、議論していただく中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に公営企業改革について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、上下水道事業の経営健全化計画の概要ですが、上下水道事業については、地

方財政法の規定により、公営企業の経費は当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てなければならないとされており、上下水道事業の独立採算に基づく経営が求められております。こうした中、実質公債費負担比率が18%以上となった、許可団体の公営企業が起債を起こす場合、また平成19年度公的資金補償金免除繰上償還を実施する企業会計は、現状の経営改善を図るため、健全化計画の策定が義務付けられたところであります。

まず、上水道経営健全化計画の内容であります。水道加入者に使用実態に応じた費用負担を求めるため、合併以前から引き継いでいる水道料金は平成21年度に改定し、営業収入の増加を図ること。また、施設建設計画を見直し、平準化を図ることなど、維持管理業務の内容を精査し、一層の経費縮減に努め、一般会計からの繰入金を抑制することなど、大きく3点を目標項目として掲げております。

また、下水道事業は住民が真の豊かさを実感でき、住みやすい地域社会を重要課題として位置づけ、生活および河川の環境保全のため、合併前から整備を進め、現在では下水道、農集排を合わせた普及率は84.6%となっております。

今後も生活および河川の環境を守っていくためには、下水道事業の整備、ならびに経営の健全化は必要でありますので、健全化計画で水洗化率の向上、使用料金の統一および料金改定、維持管理費の抑制等为目标として掲げ、水洗化率を現在の70%から80%に数値目標を設定し、促進を図りながら、料金統一と合わせ、収入確保に努めることとしております。上下水道事業ともに、平成19年度から23年度までの5カ年の計画として、取り組むこととなっております。

次に、上下水道料金改定にかかる改定率の考え方と算出根拠についてであります。

はじめに水道料金改定についてであります。料金水準を決定するにあたり、営業費用および資本費用から、一般会計基準内繰入金の手数料および加入負担金などの関連収入を考慮したものを、給水原価として算出することとなっております。

本会計における財政収支の状況については、平成18年度での一般会計繰入金は8億8,300万円。うち基準外繰入金は、臨時的経費を除き3億8,500万円であり、本計画で想定している料金改定を実施することにより、建設改良費の平準化や費用の縮減等による効果と合わせ、平成23年度の一般会計繰入金は6億7,800万円。うち基準外繰入金は2億6,100万円になるものと見込んでおり、事業経営の現状を見据えた中での計画であります。

また、下水道計画における使用料単価1立方メートル当たり160円の考え方および算定根拠、使用料金の統一、ならびに料金改定についてであります。公共下水道事業、農業集落排水事業とも同一目的の事業であります。

総務省は、経営健全化計画を策定するにあたっては、全国平均の1立方メートル当たり150円を目途に、料金の適正化を図ることを求めていること。さらに本市の下水道、農集排合わせた平成18年度の汚水処理原価は431円で、それに対する使用料単価は142円で、使用料回収率33%であります。平成22年度の汚水処理原価を400円に見込み、回収率を40%に設定したことにより、160円と算定したものであります。

しかしながら、公営企業の料金は公正かつ健全な経営を確保するものであることから、これらの料金のあり方をふまえ、適正な料金の統一および改定を図っていく必要があるものと考えております。

次に使用料金の見直しについての簡易水道運営委員会、ならびに下水道審議会の現状と今後

の対応についてであります。

はじめに、水道使用料金についてであります。北清クラブ、坂本静議員の代表質問でお答えいたしました。今月10日の委員会において、水道料金統一に向けた料金改定および水道加入金の改定について、諮問したところであります。

公営企業健全化計画では、平成21年度を目途に改定を実施していく旨を定めており、改定率については、公的負担のあり方を含め、さらに協議を重ねてまいります。

また下水道事業につきましては、平成19年11月に開催された審議会において、使用料金の統一および適正化を図っていくためには、下水道事業長期財政計画の策定が急務であるとの報告を受け、事業の経営健全化に向けた計画策定を行っているところであります。今後、この計画を基本とし、審議会において協議・検討を重ねていただく考えであります。

こうした状況をふまえ、市民への対応につきましては、情報の提供および説明を十分にしていくなかで、理解を求めてまいりたいと考えております。

なお、料金統一に向けた改定は合併以前の最大の課題であり、市民の皆さんのご理解をいただくのも大変、難しいと思われま。このため、市民への説明・周知についても、相当な期間を要することが想定されることから、水道料金は平成22年4月から、下水道料金は平成23年4月から新料金とすることを目標に、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に指名業者の選定基準につきましては、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱により、請負契約の金額に応じ、経営状況や必要な機械器具の有無などの条件を定めております。また、地元業者の指名についてであります。地元業者の育成や地元中小企業の発展のため、今後もこれまでと同様に、市内の業者を優先しながら、旧町村のエリアも尊重するなど、地元を優先に取り扱ってまいりたいと考えております。

次に一般競争入札につきましては、昨年度1億円以上の工事について試行的に導入し、就業促進住宅など5件について、実施したところであります。事務手続きにおいては、時間は要するものの、特に問題はありませんでした。残念ながら請負業者の倒産という事態が発生いたしました。このような中、一般競争入札制度の拡大につきましては、こうした経営状況等の不良な業者の参加という問題点等について、今後さらに試行を重ねながら、検証してまいりたいと考えています。

また、予定価格の設定についてであります。予定価格の作成は一般的に実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることとされており、設計をもとに、これまでの実例価格や地域の実情を考慮しながら、なるべく経費の節約が図られるよう、決定をしております。

次に、国が示しております公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針への市の対応について、いくつかご質問をいただいております。

まず、予定価格の事前公表につきましては、法令上の制約がありませんので、各団体において適正と判断する場合は、事前公表が可能とされております。本市におきましては、県および県内の他市の動向を勘案しつつ、入札事務の透明性を確保する観点から事前公表することとしております。

なお、積算内訳書の公表につきましては、他市等の動向を見極めながら導入について、検討してまいります。

また、入札監視委員会等の第三者機関につきましては、現在のところ設置しておりませんので、今後、監査委員の活用も視野に設置の必要性について、検討してまいります。さらに入札に際しては、指名業者の選定基準を定めた北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱に基づき、指名委員会により選定するなど、入札の透明性・公平性を確保するとともに、入札日の翌日には参加業者名、ならびに入札価格などが閲覧できるようにしております。また、一般競争入札の拡大につきましては、今後さらに、試行等を重ねる中で検討してまいりたいと考えています。

次に、入札参加意欲や技術的特性等を確認するための資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札につきましては、これまでの市発注の工事においては、これに適した特殊な工事等はなく、活用する機会がなかったもので、今後さらに適した工事等が出た時点で検討したいと考えています。

また、共同企業体については受注機会の配分との誤解や施工の効率性を阻害するおそれ、さらに談合の誘発等の問題が指摘されておりますので、国の適正化指針に沿った北杜市建設工事共同企業体取扱要綱を制定し、対応しているところであります。

最後に談合につきましては、平成16年11月に北杜市談合情報対応マニュアルを策定し、談合情報を得た場合には、当マニュアルに沿って対応することとしております。

次にデマンド交通システム導入について、いくつかご質問をいただいております。

デマンド交通システムの導入については、既存の交通事業者との役割の明確化、利用者等を含む民間諸団体との協力体制の確立、運行エリアや形態など、超えなければならない大きな課題があることについては、昨年9月の定例会で述べさせていただきました。これらの課題等の解決に向けて、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを支援する国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業が今年度からスタートしましたので、早速、要望を行ったところ、採択について内諾を得たところであります。

この事業は地域住民、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、市町村を構成員とする法定協議会を設置し、その協議会に助成するものであります。現在、法定協議会の設立に向けて準備を進めているところであります。この協議会は、参加するすべての方が当事者として調査・研究する中で、地域住民みずからの考えで、支え合いの地域公共交通体系を目指すものであります。公共交通機関の整備は、地域住民の生活を支える地方自治体に課せられた使命であると認識しております。

一方、住民のニーズをすべてカバーできる公共交通機関の整備は、コスト的に不可能であることも事実であります。利用者等の合意に基づいた基準も必要であり、市民や関係機関と十分協議、検討してまいりたいと考えております。

法定協議会では、地域公共交通再編計画に基づき、昨年10月から運行している市民バスについての検証を行い、デマンド交通システムを含め、北杜市の地域公共交通体系の確立に向けた検討と、その実証運行可能な成果が得られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。また、協議会の事業として、地域公共交通の専門家、実践家等を招いての研究会などの開催についても取り入れたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

後期高齢者医療制度について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に保険料負担軽減の、市の実態についてであります。厚生労働省では全国の市町村の後期高齢者医療の保険料と国保保険料との比較調査を行いました。調査の対象とされたのは、4種類の世帯類型と、3種類の収入区分等を組み合わせた12のモデル世帯であり、モデル世帯別保険料額の変更の状況別市町村数の集計を加え、厚労省における速報データから作成した都道府県別所得分布を当てはめて、世帯ごとに保険料額の変更の変化を見たものであります。その結果、75歳以上の方がいる国保世帯では全国レベルでは70%、山梨県では82%程度の世帯で、保険料が減少するという粗い推計結果が出されたところであります。

保険料の減少世帯割合の、算定方法の詳細が示されておきませんので、市としての推計を出すことはできませんが、モデル世帯別に見た保険料の状況は、75歳以上の単身世帯では、収入区分が基礎年金世帯、厚生年金世帯ともに保険料は減少し、夫婦世帯とともに75歳以上、またはどちらか1人が75歳以上の世帯では基礎年金、厚生年金世帯の場合は減少。高所得世帯では増加傾向にあります。また、75歳以上の高齢者一人が子ども夫婦と同居している世帯の場合には、減少傾向にあるのは基礎年金世帯で、厚生年金世帯と高所得世帯では、増加傾向にあるという状況にあります。これはあくまでもモデルケース上での傾向ですが、市の国民健康保険税の賦課方法では所得割、均等割、資産割、平等割のいわゆる4方式で算定しており、厚労省の調査でも同様な結果が出ていますので、本市は国の制度設計に近いと思われま。

次に、診療報酬の包括払いについてであります。

後期高齢者医療制度の包括払い登録制を申請している医師は、県内では101人ありますが、北杜市では、登録医はゼロであります。この制度を活用した場合、患者本人の経済的負担に大きな変動はありませんが、医療機関にとっては収入減になる可能性が強いことから、医師会が制度に理解を示していないことによるものと考えられます。

病院間の医療連携については、かかりつけ医が必要な医療機関を紹介することになるので、連携の障害はないと思われま。このルールの周知につきましてですが、かかりつけ医となる医師が患者に説明し、同意を得ることが必要です。市内の医療機関の協力が得られない状況では、まだ十分な説明ができておりません。今後、必要に応じ、高齢者の訪問や健康相談などの場で説明する方法を考えてまいりま。

なお、従来どおりの医療が実施されている現状では、これまでの主治医が患者の状況を把握し、相談指導や必要な診療科への紹介など、問題なく行われていると思われま。

次に65歳から74歳の障害者の加入についてであります。65歳から74歳で一定の障害にある方は、障害認定の申請をして、山梨県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより、制度に加入することができます。

また、以前の老人保健制度において障害認定を受けていた方は、手続きなしで4月から自動的に後期高齢者医療の障害認定を受けているとみなすことになっております。

障害認定は一度認定を受けても、将来に向けて撤回することができるという制度になっております。本年3月現在、市における老人医療の障害認定者は309人おりました。このすべての方々に障害認定についての制度説明を加えて通知したところ、85名の方が障害認定の撤回届を提出されました。

なお全国では、10道県におきましては、65歳から74歳の一定の障害がある方に対して、

後期高齢者医療制度への加入を地方単独事業の助成要件としているところがあり、強制加入ではないかとの指摘を受けているようですが、本市におきましては、このような制度はとっておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

なお、先ほど通告にはありませんがとのお断りの中で、みどり保育園のノロウイルスの発生について、ご質問がございました。これにつきましては、17日の全員協議会の中で、時系列でご説明を申し上げたところでございます。12日に嘔吐、それから腹痛を訴えて、園児・保育士等が休んでおりました。そういった状況をすぐに保健所のほうに連絡をして、保健所の指導を仰いだところでございますが、13日の全員協議会の時点では、まだ、その原因を究明できておりませんでした。この原因が判明しましたのは、14日の夕方になって、保健所の所長のほうからノロウイルスであるというふうな結果の報告をいただいた、そういうことだったので、原因究明のほうに私たちも力を注いでおりまして、その結果的に議会への説明が遅れましたことは、誠に申し訳なく思っています。これからも、こういった事態が起きるかもしれないと思いますが、こういうことのないよう努めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君、再質問ありますか。

はい、再質問を許します。

○2番議員（岡野淳君）

再質問をいくつかさせていただきますが、まず病院の経営改革です。

実は去年、文教厚生常任委員会では、この件で川崎の市立病院に話を聞かせていただきに行っています。川崎の市立病院には、指導している武弘道さんという方、鹿児島ですとか、埼玉の公営病院の経営改革で実績のある方を川崎市が招聘されまして、すぐにも目覚しい成果を挙げられるということなんですけれども、そこで一番、その職員の方が語ったのは、病院経営改革に一番必要なのは、実は職員の意識改革であると、こういうことを言っているんですね。たしかにいろんな理由があって、病院の経営は悪化しますから、例えばスタッフの問題とか、機材の問題とか、それはあると思ひますが、何よりも意識が変わらなければ、そういうものがいくら変わっても駄目なんだよということをおっしゃっていました。

非常に印象的な言葉なので、市長に伺いたいんですが、そういう職員の経営についての意識改革を、これからどういうふうに進めようとお考えになるかを伺いたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

先ほどの答弁の中に、この病院の改革プランを作成していく中で策定会議をつくると、市長、答弁をしております。この策定会議をつくる中には、病院のほうにも、やはり先ほど議員が言われるような改革の意識を持たなければいけないというふうなことで、病院の経営改革委員会みたいなものを合わせて、病院内部につくっていただきたいというふうな思ひます。

これには委員長、それから副委員長、中で働く人々が入って、やはり病院全体のことを経営改革という、経営意識を職員全体が持つというふうなことで、そういった組織を併せてつくっていきたいというふうに考えています。できれば、さらに、このあとに改革プランの評価というふうなことで、改革プランの評価委員会みたいなものも、このあとに付けていくというふうなことで、この改革をさらに進めていかなければならないのかなと、こんなふうに考えているところです。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

分かりました。

それから、もう1点、市長に伺いたいんですが、これは次の後期高齢者に関することと、ちょっとダブるんですが、市長は1カ月ぐらい前、あるところで、新聞におっしゃっているんです。たまたま目に入ったんですけども、現在の国の医療政策は問題が多いと。弱者救済はどんな政治のもとでも原点にすべきだと、こういうふうにおっしゃっているんですが、この原点というのをどういうふうに捉えるのか。私は勝手に、医療というのは最優先でやるんだというふうに受け止めたんですが、市長はこれをどういうふうな思いでおっしゃられたのか、ちょっと伺いたいと思うんですが。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も末端政治を預かる一人として、弱者救済がその原点でありたいという思いは、いつも頭のと真ん中にあるところであります。そういった中で、とりわけ医療福祉なるものは地方行政を預かる身からすれば、最大の課題であるという意味で、そのような表現と思いを述べておるところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

承りました。

もう1つ、本当は伺いたんですけど、ちょっと時間の関係であれなんですけども、次に後期高齢者医療制度の問題で、1つ伺います。

実は、この春の3月の定例会で伺ったことなんですけども、かかりつけ医師のところ、市立病院の位置づけということについて、伺っております。市立病院の勤務医の先生も、かかりつけ医師になるんであるということをお聞きさせていただきました。これに関しては、明確にかかりつけ医であるというご答弁がそのときあったんですけども、これについて、私どものその後の調べでは、これは無理だろうと。そういうふうには、なっていない制度ではないかと思うんですが、そこらへんをちょっと、確認のためにお聞かせください。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

3月の議会の折に、やはり、そのようなご質問をいただきました。

その中で、病院の医師がかかりつけ医になり得るかというふうな質問で、病院になり得るといふふうなお答えを申し上げたところでございます。

このことにつきましては、病院の医師がかかりつけ医になれるかというふうな質問でございましたので、私たちも病院の中の医師がそういったことになることには、問題はないだろうという認識の中でした。

しかし、ただいまのご指摘というのは、そのかかりつけ医というのは、むしろ病院の医師よりも地域の診療所の医師がなるべき制度であるというふうな理解だと思えます。この制度自体が、その医師がひとつ、患者の皆さんに専門医をご紹介したりするのが、そのかかりつけの制度であるというふうに理解しています。制度自体でいうと、近くに診療所がある場合、病院はそのかかりつけ医にはなれないというふうなことは、たしかに規定の中にあるわけでございます。そういった意味で、病院がかかりつけ医になるかという、なれない。うちの場合、4キロ以内にありますが、かかりつけ医にはなれないんですけども、病院の医師がという、個人的な医師がなれるかという、なれるかなと、そんな思いでお答えをしたところでございます。

若干、私どもの説明不足があったように思いますが、ご理解をいただきたいと思えます。そんな意味で、対象施設として、基本的には開業医がなると。病院については、4キロ以内に診療所が存在すると、そういうふうにはなれないということがあることは、私どもも承知しております。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

分かりました。

そのかかりつけ医師の制度については、先ほどちょっと、部長のほうからご答弁がありましたように、患者の側にとっては、経済的には重大な問題はあんまりないということですが、それだけでもないと思うんですけども、今度はお医者さんの側にとっては、やっぱり収入という面ではやはり、かなりの問題をはらんだ制度だというふうに認識をしています。先ほど、その医療の連携は問題ないとおっしゃいましたけども、やはり、この制度が本当に機能してくると、例えば、ときどき、いろんなところで言われていることですが、医者同士が患者の奪い合いをせざるを得なくなる状況も出てくるはずですよ。ですから、そのへんをよく理解をして、病院にかかる側も気を付けていかないと、本当にいわゆる地域医療が崩壊する道を辿るという引き金になり兼ねない制度だと思いますので、これからは十分、これは気を付けて、見ていかないといけない制度だろうというふうに思います。

それから先ほど、ちょっとふれた、市長がおっしゃったことにも関わるんですけども、後期高齢者医療制度の問題のみならず、いわゆる医療制度全体にいろんなところに関わってくる、こういう問題なので、一言ではなかなか言い尽くせないんですけども、例えば、この医療制度ひとつとっても、わざわざ75歳というところで区切って、1つにはいろんな理由がありますが、1つには今の若い世代にあまり負担をかけないようにということで、やるという

話を聞いています。だけど若い世代だって、今、団塊世代が問題になっていますけど、いずれ後期のほうになっていくわけですね。やっていることは同じなわけですから、わざわざパイを小さくして、そこでやるよりは、できるだけ広いパイで全体を支えるという、従来の保険制度の哲学に則ってやったほうがより自然だし、理屈に合っているだろうというのが私の考え方です。そこらへんについて、一言、市長、いかがですか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどから、答弁しているとおりだと思います。いろいろな課題を抱えている中で、政府もこの後期高齢医療制度については、見直しを含めて安定的に国民が医療できるような制度を見直ししていただけるものと、私どもは信じております。

さっきの部長の答弁で、私は結構だと思いますけども、要は、私ども北杜市もいろんな意味で、医療の役割分担の問題もあろうかと思えます。私どもが下駄履きでいけるような、言ってみれば、開業医だか、診療所だか、かかりつけ医、これらが一次医療として位置づけて、そして北杜市で言えば甲陽病院や塩川病院みたいなものを二次医療として位置づけ、そして三次医療として、医大だとか県病院だとかという役割分担の問題はあろうと思えます。

ただ、この私ども北杜市にあって、はっきり言えば、市立病院はかかりつけ医、一次医療と二次医療を兼ねていると、こんなふうな問題でも構わないとは、私としては思っているところでもあります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

分かりました。

1つだけ申し上げたいのは、今、市長がおっしゃったことは、まさにそうなんですけども、これは国の考え方が、開業医とか診療所、あるいはその先の市立病院、こういうものが人口に依じて、点々とちょうどよく散らかってくれば可能な話で、まったく理想論だと思います。地域によっては大変な差があるわけですから、そこに即したやり方をとってくれというのが、本来なら国の親切的な指導方法だと思います。あまりにも一律でこうやれといわれても、それはそうはできないというのがそれぞれの地域ですから、今でも、そのネットワークのことなんかについても、半分以上の都府県では、まだほとんど手付かずだということも、たしかありました。実際そうだと思いますので、ぜひ、そこらへんも逆に、国のほうにもいろいろと発言をしていっていただきたいというふうに考えております。これは、答弁は結構です。

それから最後にデマンド交通の件、ちょっと一言お願いします。

質問させていただいた中で、市長には明確に、将来にわたってデマンド交通をやるのか、やらないのかというお返事を、本当はいただきたいんですが、たしかに公共交通とのすみ分けが難しいのも分かります。ただ、市長もみずからおっしゃっていたように、この広い北杜市を公共交通で、すべての住民のニーズをカバーできるというのは、もう無理だということは明白だ

と思います。したがって、デマンドで、その無理な部分をどういうふうに拾っていくかということを考えないと、実際にはなかなか進まないということです。ですから、モデルケースを1カ所でもいいからつくって、そこで失敗することもあるだろうけども、そのノウハウを積み上げていかないと、次に進めないだろうというのが、私の今回の主張です。ぜひ一歩進んで、デマンドをひとつ、モデルとして、とにかくどこかで考えてみる、そのためのシミュレーションを始めるような、お考えはありませんか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野議員ご指摘のとおり、私どもの北杜市は公共交通がないといって、決して過言でない状態であります。だから、なんとか市民の足を確保したい、地域住民の生活を支えたいと、こういって市民バスを運行しているわけです。だけど、この広いエリアですから、どうしても時刻表とルートと料金の関係で、大変、矛盾というか、不満があることも承知をいたしております。幸いに、さっき私、答弁しましたとおり、国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業も、国もそれを今年、スタートしまして、私どもそれもいいサインをいただいています。これらとも抱き合わせて考えていきたいと思っておりますし、先ほど私が答弁でも言いましたとおり、デマンド交通についても、いろんな意味で取り組んでいきたい、とりわけ専門家や実践家等を招いての研究会などはスタートを切れと、こういう岡野議員の指摘でありまして、できるだけ早く、そのへんはやっていきたいというふうに思って、いろいろな場面を想定しながら頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で岡野淳君の質問が終わりましたので、関連質問を許します。

五味議員。

○5番議員（五味良一君）

関連質問で入札について何点か、質問させていただきます。

最近、山梨市の入札で1回目、2回目と、指名業者すべてが拒否した経過がありました。原因として考えられるのが材料の急激な高騰であり、設計価格を弾くのに積算資料や物価本を参考にするのが多いわけですが、発注時には材料のほうが高くなっており、設計価格と入札価格に格差が生じるケースが多く見受けられます。本市においても、広報のうしろに公表してありますが、市民の目から見ても落札率が高く、首をかしげる物件が多く見られます。北杜市に先般、11社指名で10社下りて、1件だけ入札に参加したケースがありましたが、山梨市と同様にならないように、透明性を確保するためにも、その点の説明をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私どもは極めて公明・公正にやっているわけですが、広報でもすべてを公表してやって

いるわけでありませぬども、山梨市の場合もそういった、物価をはじめとした社会情勢の変化の中で、入札が実行できなかつたという、落札がなかつたということですが、私ども北杜市の場合も、大変、結果として価格の折り合いがつかなくて、入札辞退のケースがありましたから、それはその業者も目一杯、努力して取つたんだと思いますけれども、それをもって入札が高いという言い方は、市民が見て誤解を招くと思います。どうして高かつたのか、ちょっと教えてください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

答弁が終わりましたから、発言をする場合は議長の許可を得てください。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

今、説明をしてくださいと言われても、うしろに最近落札率のパーセントが書いていないんですが、誰が見ても計算機をひとつ叩けば、落札率というのが、例えば98%とか、そういう物件が多いわけですから、市民の人たちが、その設計価格と入札価格の差があるということを知らないわけですので、どうしても入札価格に対して、98%というものが高いとって首を傾げる人が多いということなんですが、そういうことです。

次に一般公開してある閲覧の資料の中に、中身を見たいところが黒塗りしてあるために、見たい箇所が見えない、なんのための公開資料なのか分からないというものがあります。それで、先ほど市長の答弁の中に、談合マニュアルを今、策定しているという話がありました。策定した後、情報公開によって、パソコンの内容を見に行くことができるのか。それとも、その見たい部分が黒塗りしてあるのか、そのへんもお聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

マニュアルにつきましては、平成16年の11月に策定しておりまして、インターネット、ホームページでは掲載されておりませんが、いつでも閲覧はできます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

内容をすべて見られるということですか。

○議長（小澤寛君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

内容は、すべて見ることができます。マニュアルの内容ですね。

○議長（小澤寛君）

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

北杜市が合併して、17年度から19年度まで、年度で約400件弱の毎年、入札があるわけなんですけど、先ほど市長が言ったように、地元業者を優先にさせていただけるという話をいただきました。私もぜひ、地元業者がやることによって、地元への経済効果も発揮するだろうし、いろんな面でメンテナンスがあると思いますので、答弁は結構ですので、お願いして質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

上下水道の公営企業の改革ですね、上下水道事業の改革に関しまして、関連質問をさせていただきます。

先ほど来、すでに19年度中に市が策定しました、公的資金補償金免除繰上償還に関わる公営企業経営健全化計画に関してのご答弁もいただいておりますが、この問題は市長が再々、先ほど来、私どもの会派以外の議員の質問に対しても答えをいただいているんですが、合併以降の大きな懸案、課題であります。そして、今の北杜の財政を考えたときには、一日も早く、この上下水道、先ほど来、質問もあります病院も含めての公営企業の改革が求められている。それはもう、一言で言えば、先ほど岡野議員が申し上げましたとおり、経費の削減、あるいは一般会計からの繰り入れの関係の見直し、そして料金の改定と、そこに絞られていくということで、お話を今、させていただいているわけですが、たまたま、あくまでも繰上償還にかかる関係上、必要として、健全化計画をつくられたという位置づけでの計画なのかもしれませんが、21年度から水道は料金を改定、それから下水道に関しては22年度からということで、お答えいただきました。

この公営企業は、あくまでも基本は、先ほど来、お話にあるように、地方財政法に基づく独立採算から言えば、使用料を中心として、それで賄えということですが、残念ながら、この料金改定をこの計画に従って、料金改定を行っても、例えば、下水道事業においては、料金で賄える経費というものは、42%です。平成15年度でも、34%のものが料金改定を行って、この健全計画の最終年度が23年度ですが、その時点でも42%しか賄えない。そうすると残りは、相変わらず一般会計から繰り出さなくてはならない。先ほど、私どもが調査した内容で、質問をさせていただきましたように、23年度改定をしても、相変わらず、基準外の繰り入れを行っていかざるを得ない現状にあります。しかし公営企業法、あるいは財政法は、経費は使用料で賄える。それを実現するには、大幅な値上げをしないといけないということで、1つの基準として、先ほど来、23%、20%、10%の値上げの計画が示されたというふうに思うんですが、国の法律で求められているものと違う実態として、変わらず基準額の繰り入れを今後も維持しなくてはならない、この私どもの公営企業のありように関して、市長として、この北杜市の実態をふまえて、変わらず、基準外のものをやっつけていかざるを得ないということを、市民にしっかり説明する必要もあり、また、そういう見解を持たれるのかどうか。そのへん、これは料金の値上げという、非常に市民の理解が得られにくい、大きなものを実行していかなくてはならない時点にありますので、そういう意味で、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもないわけでありまして。合併した北杜市も、いろいろな意味で公共料金の統一を図っていかなければならないことはたしかですけども、すぐできるもの、時間がかかるもの、慎重にやらなければならないもの、いくつかあります。その中であって、上下水道なるものは時間がかかるもの、慎重にやらなければならないものの部類に入ろうかと思っています。

そういう意味で、今、篠原議員ご指摘のとおり、いろいろな意味で、法律に基づいて企業会計、一般会計から繰り入れなくて、できるだけ独立採算でやりなさいというのが原則であることはたしかであります。だから現状で、受益者負担が33%で、残りを一般会計からやっていると。今度、見直しをしても、40ないし42くらいではないかというお話は、最終的には審議会にお任せするわけでありまして、荒っぽく言えば、そういう数字が見え隠れするわけでありまして。ですから、繰入基準外を含めた一般会計からの繰り入れについて、順に市民の理解を得て、落とすところへ落としていきたい。最終的には、下水道審議会や上水道の皆さんにも最終的な、今、諮問をするわけですから、結論を尊重したいと思っていますけども、篠原議員、ご指摘のとおり、こういう内容を広く市民に、上下水道についてもそうだということを周知させることは非常に大切だと思いますので、参考にさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

あと1点、病院の改革に関してですが、病院経営という部分で1点、関連質問させていただきたいと思いますが、先ほど、これは後期高齢者とも絡む部分ですが、医療制度ですね、それとも絡む部分なんです、北杜市はその後期高齢者医療制度に基づく、かかりつけ医には市立病院は該当しないという、お話がありました。

このかかりつけ医になるのと、制度が活用できることと、かかりつけ医になれない、その差は何かと言いますと、医療報酬が違ってしまいうんですね。かかりつけ医になれないと、点数でいったら225点ほど、報酬が得られないということになってしまいうんですが、このことは北杜市が病院経営をしていく上では、この後期高齢者の制度がそのまま続きますと、報酬に関しては、非常に大きな痛手になってくる。それはなぜかと言いますかと、先ほど、市長がいみじくもおっしゃいましたが、市立病院の位置づけは、役割から言いますと、市立病院は二次医療ということになっているんですが、実は一次と変わらない感覚で、今やっていますよというのが実態だと思うんですね。ところがこの、後期高齢者医療制度のかかりつけ医にはなれないということになりますと、今の北杜市の市立病院の医療報酬のかなりの部分を、この後期高齢者該当の患者さんの報酬ということで受け取っていると思うんですが、そのかかりつけ医になれないということなんですね。今、幸せなことに、山梨県の医師会がこれに反対しておりますから、それぞれの医院なり、個人医院なり、診療所がこの制度を導入しておりませんから、従前の後期高齢者医療制度がない状況での診療体系が進んでいるので、これは大変いいなと思うんですが、もし医師会が、この制度を導入して、かかりつけ医の選択をした場合には、今の北杜

のお年寄りの皆さんは市立病院へ、まず一次的には、かかりつけ医として市立病院を指定はできないということですから、非常に、将来的に大きな影響が病院経営という意味では出てくるというふうに思います。

だから、私は端的に言えば、この病院経営1つをとっても、この後期高齢者医療制度には、私たち市として、いかがなものかという、大きな意思表示をすべきことのような気がしてならないんですが、その点を1点、お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

大変に難しい問題だと考えております。このことにつきましても、この制度自体のありよう、これを今、国のほうで検討をしてくださっているというふうに思っています。こういったことも含めて、市民の皆さんが安心できるような制度になっていただくことを期待しているところです。ぜひ、そんなふうな制度になっていただければいいなと。また、病院を運営する私たちにとっても、この病院が地域医療を守れるような制度であってほしいと、このように願っております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問ございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月24日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時03分

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 4 日

1. 議事日程

平成20年第2回北杜市議会定例会(3日目)

平成20年6月24日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 12番 | 小林忠雄君 |
| 7番 | 鈴木今朝和君 |
| 6番 | 小野喜一郎君 |
| 24番 | 内田俊彦君 |
| 10番 | 植松一雄君 |
| 34番 | 中村隆一君 |
| 30番 | 茅野光一郎君 |
| 31番 | 浅川富士夫君 |
| 40番 | 鈴木孝男君 |
| 14番 | 保坂多枝子君 |
| 15番 | 利根川 昇君 |
| 27番 | 小林保壽君 |
| 19番 | 千野秀一君 |
| 13番 | 中嶋 新君 |
| 8番 | 風間利子君 |
| 18番 | 坂本 保君 |
| 33番 | 秋山九一君 |
| 38番 | 渡邊陽一君 |

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(39人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
会計管理者	大芝隆夫	監査委員事務局長	原哲也
農業委員会事務局長	新海敏生	明野総合支所長	八代忠夫
須玉総合支所長	内藤歳雄	高根総合支所長	白倉民雄
長坂総合支所長	植松本	大泉総合支所長	藤原宝
小淵沢総合支所長	小林まち子	白州総合支所長	渡邊稔
武川総合支所長	福井俊克	政策秘書課長	名取重幹
総務課長	堀内誠	財政課長	小島良一
税務課長	坂本正輝	徴収担当リーダー	名取文昭
企画課長	清水克己	情報政策課長	山田栄明
市民福祉課長	清水春昭	児童家庭課長	島正樹
環境課長	比奈田善彦	上水道課長	原藤和雄
下水道課長	堀内健二	建築住宅課長	浅川明男
道路河川課長	浅川正己	囲碁美術館長	小池昭一
教育総務課長	進藤芳彦	学校教育課長	伊藤勝美
生涯学習課長	原一元		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時02分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

本定例会の一般質問は、18人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民フォーラム、36分。次に公明クラブ、17分。無会派の植松一雄議員、20分。無会派の中村隆一議員、20分。北杜クラブ、82分。北清クラブ、35分。政経会、22分となります。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長から必要に応じ、その都度、時間を報告いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第1 一般質問を行います。

それでは、順次質問を許します。

はじめに市民フォーラム、12番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

本日は指定管理者制度について、お尋ねいたします。

昨日は代表質問の中で、指定管理者制度について、ずいぶん質問がありまして、私の質問の中に多少、答弁が入っていたようにも思いますが、通告したとおり、ちょっとお話ししたいと思えます。

まず質問するにあたりまして、この指定管理者制度というものの自体を、おさらいを兼ねながら、至る経過をまずお話ししたいと、こんなふうに思っております。

多様な分野で民営化や規制改革が進められる中で、公共サービスも規制改革の対象として大きく取り上げられました。官民の連携により、公共サービスの効率化とサービスの向上を図るとともに、産業の活性化を図ろうというものであります。

経済財政諮問会議の骨太の方針で、内閣府に設置された総合規制改革会議などの答申を受けて、平成15年9月に地方自治法が改正され、公共サービスの民間開放の施策の1つとして、公共施設を純粋な民間企業によって管理運営が可能となる、指定管理者制度が施行されたのであります。また、この制度を積極的に活用すると、総務庁から通知されたところであります。

この制度の最も特徴的な点は、これまでのように公共施設の管理主体を公共団体、ならびに公共団体に限らず、100%民間資本の株式会社やNPO法人などに委託管理が可能となったのであります。

指定管理者制度とは、指定により公の施設の管理代行を、当該指定を受けたものに委任する行政処分であります。施設を適正、かつ効率的な運営を図る目的に、本市では140施設にわたって、導入しております。この制度における指定管理期間の制限はありませんが、本市では

指定管理期間が最長10年となっておりますが、3年の期間を定めた施設は平成21年、来年の3月31日に更新時期を迎えることとなります。その数は29社、施設の累計は52と、私は調査したところでございます。そこで、今後の指定管理のあり方について、4点、質問いたします。

まず1点目ですが、これら施設のうち、季節により集客が大きく変動する、特に本市は北部にあたるので、降雪回数も多く、これが原因で通行不能など、交通事情が悪いと集客が極端に減少する日数も多くなります。これがまた、もろに営業に影響するわけでありまして。冬季のハンデを負いながら、集客対策を懸命にしている施設もあって、これらの対策の効果は、即効性というよりも、特別なイベントを除いて、時間を要する遅効性ではないかと、対策がですね、こんなように思っております。

更新にあたり、昨日も市長は公募が原則であるけども、片目というような話もされました。これは原則であります。今の公募だけでいきますと、どうしても係数的な、係数の数値にこだわると、この総合判断に大きな影響が出てくると思います。そこでアイデアだとか、プランだとか、今まで構築してきたネットワークなどのパフォーマンスも、これは重視しないと、今までの努力が水泡にかすと、こんなふうにも思います。

市民の福祉目的で建てられた健康増進に必要で、大切な財産でありまして、守り育てるためにも、非公募があってもよいのではないかと、こんなふうに思います。総合的に評価する基準をどのように設けて指定するのか、まず伺いいたします。

それから第2点目でございますが、借地料が計上されている指定管理者が30件余あります。もともと、この借地料は行政が借地契約をしたものであって、指定管理者が負担すべきではないと。これは、前から私は申し述べているところですが、明確な答弁がなかったような気がいたしますので、ここで改めてお願いしたいんですが、もう、この借地料は指定管理者が負担すべきものではなくて、行政が負担すべきものである、こんなふうに私は思いますので、除外しますと、中身がすっきりしてくると、こんなふうに思うのですが、このへんの見解をお願いいたします。

それから3つ目ですが、平成20年度までに指定管理料も、市納付金が発生しない施設が17件あります。果たして、指定管理者制度そのものからいって、この制度にふさわしいものかどうかと思います。したがって、こういう施設については、指定管理者制度から除外するなど、再検討の必要があるのではないかと、こんなふうに思いますが、見解を伺います。

4点目は、いまや原油の高騰は天上が見えない状況であります。昨日あたりの報道によれば、OPECでは生産量を1.5倍に増産して、途上国の価格上昇を抑える方向で検討されているということでございますが、いずれにいたしましても、これは投機筋の思惑でやっている部分が大変多いので、そのような状況になるかどうか分かりませんが、ただ、ここで現在の市場のガソリン価格も、もう1リットル当たり170円を超えているわけですね。これが近い将来、もう200円になるではないかというような、ささやきもされております。したがって、これに伴う灯油や原油を大量に消費している温泉施設などでは、運営は経営上、本当に大変だと、極限ではないかと、私は思っております。おそらく売り上げの10%以上を占めているのではないかと、こんなふうに思います。

したがって、今までの、いくら努力しても、市場の動向を見る限り、この状態を乗り切れるとは考えておりません。したがって、不可抗力による特別な考え方もしてやらないと、この大

切な財産を守っていけないのではないかと、私はこんなふうに思っているんですが、このへんもお願いしたいと思います。

それから、こういうふうになってきますと、3月の議会でも申し上げましたが、化石燃料に頼るだけでなく、木質バイオも代替エネルギーの対応として考えていかなければならないのではないかと、こんなふうに思いますが、このへんの代替エネルギーの考え方、見解を伺いたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

12番議員、小林忠雄議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に更新にあたり、評価する基準についてであります。

指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則として公募としております。北杜市として、平成18年度から導入を開始した指定管理者の募集については、従前の管理委託先に指定管理を行わせるなど、多くのご意見をいただきましたが、原則公募とし、地域の集会施設などは、非公募としたところであります。

一方、指定管理施設の評価については、一定の基準を設けて行っており、その評価結果については、毎年、市のホームページで公表を行っております。各施設の指定管理者はコスト削減、利用者のサービス向上に努めております。

したがって、更新時に公の施設の設置目的を効果的、かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営により、事業効果が期待できると認められること。さらには、地域に密着した施設等については、公募によらずに指定管理者で指定を行うことを検討しております。

次に借地料の指定管理者負担についてであります。指定管理施設の収支計算は、その施設の運営に対してのすべての収入・支出をもとに算定し、指定管理料や市納入金を決定しております。指定管理者の募集要項では、借地料については指定管理者が負担することとなっております。したがって、借地料についても、施設の運営に必要な経費でありますので、収支計算書に計上されております。

次に指定管理者制度の対象施設の、再検討の必要性についてであります。指定管理者制度を導入した際、その対象とする施設の基準を施設の設置管理条例がある施設といたしました。その際に、地区公民館的要素を含んだ集会施設についても対象といたしました。

このような施設は、収益的事業要素のない施設であります。また収入・支出については、会議室の使用料・電気料等であり、その額も少ない施設であることから、指定管理の指定期間が平成23年3月31日までありますので、期間終了後については公の施設から除外し、維持管理等について、地元で運営していただく方向で調整してまいりたいと考えております。

次に原油高騰に伴う代替エネルギーについてであります。現在の原油価格の高騰は今までに経験のない異常な事態であり、経済活動に多大な影響を及ぼしております。現在、温泉施設等については、指定管理者の経営努力に委ねております。しかしながら、長引く原油価格の高

騰は、温泉施設以外にも影響を及ぼしていることから、指定管理者と協議する必要もあると考えております。

これからは、化石燃料に代わる代替エネルギーの対応については、真剣に研究していかなければならない課題でありますので、今後、エネルギー供給形態の研究や施設導入に伴う費用対効果についても、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君、再質問を許します。

○12番議員（小林忠雄君）

再質問いたします。

私の質問に対して、私の思っているような答弁をいただいた部分と、それから、くどいようですが、この借地料の件については、私、非常にこだわるんですが、借地料の収支の中で、これは一般管理費として、借地料は、それがまったく、この収支に関係あるという数字では、私はないような気がします。したがって、もし、するとすれば、一般管理費の中に入れるとするならば、減価償却費等々も全部入れなければならないではないかと、こんなふうに思います。借地料は、私、くどいようですが、各旧町と契約したものであって、これを民間、いわゆる指定管理者が、そこから地権者に払うという行為に、これはなと思うんですが、そうしますと、本来は、契約は行政でしておいて、払いは指定管理者に払えというような形になってくると思います。これでは、やはりおかしいのではないかと。このへんを、やっぱり私は、すっきりしていただきたいなと、こんなふうに思っているんです。そうしないと、あの見方が、納付金だとか、よくある例は、借地料をすぐ市への納付金になっていますね。その市の納付金も、ずばりでなくて、別のものが含まれているというようなところもございますので、やはり、この指定管理者制度は、その運営がこの今の状況では運営が大変だから、では指定管理料を出しましょうというようなことの中でいく。あるいはここは、これだけ収益が上がっているから、市へ納付してもらおう。どちらか一方ずつのほうが非常に妥当ではないかと、こんなように私は思っております。また、中を見ていただければ分かりますが、両方にまたがっている部分がありますので、私はそのように申しているわけでありまして。

それから、最後に代替エネルギーの話を市長から答弁をいただきましたが、いまや、7月には洞爺湖でサミットが開かれます。非常にこのCO₂の問題については、日本といわず、世界中で大変に注目している部分でございます。

非常に森林の多い本市にとって、昨日も答弁の中で、里山整備に200ヘクタールを目指しているという。200ヘクタールの中で、どのくらいのトン数が出るか分かりませんが、あるいは、ほとんど切りっぱなしではないかと思えます。県有林にしても、全部、間伐は切りっぱなしで、そのままですね。このへんの再利用を、木質バイオ、真剣に考えていく必要があるのではないかと、こんなふうに思います。

この間の山梨日日新聞に、山梨市の取り組みが出ておりました。次世代のエネルギーパーク構想に、通商産業省が初認定したというようなニュースも出ております。これに関連して、自治体の財政を支援する環境モデル都市にも、北杜市も応募しておりますということでございます。これには、この前、申しましたように、水と緑と太陽の中で、緑の部分が手を付けられて

おらない。この部分を、手を付けるべきではないかというのが私の主張でございますので、ぜひ緑のほう、前向きでなくて、もうそろそろしていかないと、脱CO₂、いわゆる炭素ですね、これをしていかないと、大きく遅れるのではないかと、こんなふうに思います。

こういうふうにして、小水力、それから太陽光、それから木質バイオといきますと、全国で80の都市が応募しているようでございますが、そのうちの10カ所に選ばれるように、本日もしていただいて、その部分を、また地域へ還元するというような考え方を持つべきではないかと、こんなふうに思います。

時間もだいぶなくなりましたが、もう1点お願いします。

今の指定管理者の中で、法人格を持たないところがあります。正式な法人、登記していない部分ですね、財団とかそういったものに準じている部分でございます。これが地方税法では、その代表者、または管理者を持っている場合には、法人格として認めざるを得ないような、地方税法にも書いてございますが、そうしますと今、やっておるように、体育施設なんかの場合は、本当に管理だけやって、結局、国税、地方税、地方税も県と市があります。これも、していきますと、わずかな指定管理料で、だいぶ実際の活動費が少なくなってしまうということも事実でございますので、このへんも、先ほどの、まったく指定管理料も、それから市納付金も発生しないところの除外というような話もございましたが、こういうところももう少し考えていかないと、施設管理には大変だなと、こんなふうに思います。十分、100%使えるようなことも考えていく必要があるではないかと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、小林議員さんの再質問にお答えいたします。

借地料の件についてでございますけども、借地料につきましては、市と地権者が契約しまして、市が地権者に支払いをしております。その中で、収支計算の中には、借地料については入っておりますので、そうしますと、収入支出の中で赤字になった場合につきましては、市のほうから、借地料を上乗せして指定管理料を支払っております。そうしますと、黒字の経営の指定管理もでございますので、その方につきましては、市の納付金も指定管理料を含めていただいているということでございますので、小林議員と私の考え方がちょっと、違うわけでございますけども、会計的には私は、これが正しいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

バイオ燃料の関係は。

はい。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、答弁漏れでございました。

この代替エネルギーの件でございますけども、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

答弁のない部分がありまして、いわゆる公募によらない指定管理者の中で、法人格を持たないところが、実は法人と認定されている場合がございますので、このへんについては、よく考えて、やっていく方向が正しいのではないかと思います。そうしないと、課税が生じて、その分、十分、100%使えないと。具体的に言うと、地方税法の第52条は県の法人、県民税がかかります。それから、312条は市町村の法人市民税がかかります。こういうふうなことからいきますと、100%使えない。ぎりぎりの指定管理料でございますので、このへんは、今度の更新時に、よく考えていただかなければならないのではないかとこのことを申し上げているんです。

以上でございます。このへんはどのようにお考えか、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長、答弁。

○企画部長（小松正壽君）

法人格の関係でございますけども、法人等に該当する団体につきましては、当然、法人税を納める義務がございます。それにつきましては、均等割ということでございますけども、そのへんの、いわゆる収益を伴わない法人でございますので、それについては、私どもといたしましても、今後、法人格を持たない団体につきましては、検討させていただきまして、指定管理の方向から非公募の方向で、いわゆる法人税を納めなくてもよい方法を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

これで、小林忠雄君の再質問を終わります。

関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで12番議員、小林忠雄君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、7番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

時間の関係で、ちょっと急ぎますけど、よろしく申し上げます。

学校施設の耐震化について、昨日も質問がありましたけど、私のほうからも質問をさせていただきたいと思っております。

校舎の倒壊が相次ぎ、多数の児童生徒が犠牲となった中国四川の大地震を受け、学校施設の耐震性が改めて、今、クローズアップされているわけでございます。

これを受けて政府は、この大地震の措置として、5月22日には、大規模地震で倒壊のおそれのある学校施設について、市町村による耐震化事業を加速させるため、国庫補助率を補強で2分の1を3分の2に、耐震改装で3分の1を2分の1に引き上げることを決め、さらにこれらの施設の耐震完了時期を当初、2012年3月にしたものを2年ほど、前倒しにして

2010年にしたい考えを示し、改正地震防災対策特別措置法を成立させ、各都道府県の教育委員会に学校耐震化加速に関するお願いの文書を、6月13日に発送したそうでございます。

ときはあたかも、それが着くかどうか、6月14日にマグニチュード7.2といわれる岩手・宮城内陸地震が発生し、学校の倒壊の悲劇は避けられましたが、2,006校でなんらかの損傷があったと発表されました。たまたま、授業のない土曜日で負傷者が2人だけで済みましたが、揺れの激しい場所に偶然、学校がなかっただけとの指摘もあり、改めて学校耐震化の急務が叫ばれております。

北杜市では、昨年4月現在、耐震化率86.5%、耐震診断実施率が100%と発表されていますが、昨日の答弁で、現在、耐震化の必要な学校施設は長坂、日野春、小泉小学校、明野小体育館であるといわれ、北杜市は地震の強化対策地域にも指定されておりまして、フォッサマグナの断層線もあり、岩手・宮城のような大地震がいつ起きても不思議ではありません。これらの学校の保護者は不安であるという声が強まり、昨年もPTAの代表と教育委員会との話し合いがもたれたような時代でございます。

子どもたちが毎日、安心・安全な環境で学べることを願って、次の質問をいたします。

1. 耐震診断の結果、これらの施設はどんな耐震診断内容であったかを伺います。
2. この診断結果を受け、これらの施設の耐震整備計画を伺います。
3. 地震などの災害はもちろん、平常時でも廊下も教室も危険で使えない現状が今、あります。子どもたちの安全をどうお考えになっているのか、再度お伺いいたします。
4. 小中学校適正規模等審議会の進捗状況と、この答申を受けての施設整備計画の完了年度予定ですけど、お願いをいたしたいと思えます。

次に2番目の質問で、学校における携帯電話の指導について、お伺いします。

いまや携帯電話は高校生が96%、中学生が50%、小学生ですら25%から30%ぐらい持っているといわれております。携帯電話によって、いつでも親子で連絡できる便利さと安心が手に入りましたが、子どもたちにとっては楽しい遊び道具でもあります。時間を問わず友だちとメールや会話、ゲームもできるし、しかし、この便利さと楽しさの中に、とんでもない危険が潜んでいる。

ブログで「死ぬ」と書き込まれたと遺書を残し、北九州では女子高生がみずから命を絶ちました。匿名で個人を中傷するネットいじめが非常に多くなり、教育現場では深刻であるといわれております。現に北杜市でも、中学の先生たちに聞きますと、そういう問題が、最近はいじめの中でかなりの部分を占めていると。

それに関連した事件で、全国では小中高校生の約850人が被害に遭い、その9割が携帯電話からのアクセスといわれております。こんな環境に、子どもをさらし続けるのはよくないということで、国を挙げて、今、その対策に乗り出しておるところでございますが、有害サイトの規制、携帯やパソコンにフィルタリングの用意など、具体的に話し合われているところでもあります。このような現況の中で、北杜市教育委員会としての考えを伺いたいと思えます。

1. 北杜市の子どもたちの携帯電話の利用状況はどうか。
2. 携帯電話に対する学校への基本的な指導・対応は。
3. 保護者に対する指導はどうしているか、お伺いしたいと思えます。

3つ目の質問です。観点別学力到達度診断テストについて、お伺いします。

毎年学期はじめに実施されている観点別診断テストについて、児童・生徒・保護者などにあ

まり周知徹底していなく、なぜ学期はじめのごたごたして、落ち着かないときに実施するのかという声が挙がっております。また、この時期に全国学力学習状況調査も実施します。また、県の統一の体力テストも実施するというふうなことで、4月、5月の非常に大事な時期にこういうテストがいくつも重なることはどうかと思いますけど、このことについて質問いたします。

1. このテストを実施する目的と実施対象学年は、どうであるか。
 2. このテストの予算措置はどうかと。
 3. この結果、評価を個々の学習にどう生かしていくのか、お伺いをしたいと思います。
- 以上、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

7番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の耐震化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、耐震補強が必要とされた施設の診断内容についてであります。

市立小中学校は、平成17年度までにすべての施設において耐震診断がされております。診断結果はIS値という数値で表れ、IS値が0.7未満と判定された建物は、耐震対策が必要とされております。耐震対策が必要とされた学校は高根東小学校0.51、日野春小学校0.53、長坂小学校0.33、小泉小学校0.65、武川小学校0.56、武川中学校屋内運動場0.57、明野小学校屋内運動場0.18となっております。

次に、市の耐震整備計画についてであります。

平成17年11月に北杜市立公立学校施設耐震補強計画を策定して、耐震補強工事を計画的に実施していくことといたしました。この計画に基づき、平成18年度は高根東小学校校舎、武川小学校北校舎、平成19年度は武川中学校の屋内運動場の耐震補強工事等を実施いたしました。計画では平成19年度に長坂小学校、20年度に日野春、小泉両小学校、21年度に明野小屋内運動場の耐震補強工事をする事となっておりますが、平成18年3月に山梨県小・中学校適正規模検討委員会から、小中学校適正規模検討報告書が発表され、山梨県における小中学校の適正な規模が示されました。

これを受けて、北杜市においても、北杜市立小中学校適正規模等審議会を設置して、市立小中学校の適正規模、配置、通学区域を検討することになったため、審議会の答申を得る中で事業実施を再検討することといたしました。しかし、四川省の大地震による被害が甚大であることから、耐震補強等について並行して検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、子どもたちの安全をどう考えているかについてであります。

平常時、災害時を問わず、安全は何より優先されなければならないと思っております。しかし一方においては、施設の将来的な整備計画も視野に入れて考えなければなりません。児童生徒については、日常的に安全に対する指導を徹底し、危険個所の意識づけ、避難経路の確認など、危険回避についての訓練を行っているところであります。

危険な学校施設については、子どもの命に直結する問題であります。国・県の協力を得て早急な対策を検討し、最善の努力をしてみたいと考えております。

その他につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

7番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

最初に小中学校適正規模等審議会の進捗状況と、施設設備計画の完了年度の予定についてであります。

平成19年12月27日、第1回審議会が開催された以降、2月、4月、5月と4回開かれました。この中で小中学校の適正規模について意見集約され、小中学校ともに1学年が2学級以上、1学級20人以上の規模が望ましいとされました。審議会として、緊急に学校施設の視察等を行いながら、耐震化についての審議を行い、教育委員会に提言を行っていくこととされております。

今後、適正規模による適正配置と通学区域等の課題に入り、本年度中にも答申していただくことになっております。計画では、平成19年度から平成28年度までの10年間とし、計画期間の3年間ごとに前期・中期・後期の3期に分け、前期については平成19年12月から21年3月を期間として、具体的な編成スケジュールを明らかにし、中期は再編計画の対象となる学校名を掲げ、再編時期、統合時の位置、手順など具体的な計画について、工期は完了の時期と位置づけ、3年ごとの整備計画の中で明らかにしてまいりたいと考えているところであります。

次に学校における携帯電話の指導について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、北杜市内の小中学校の児童生徒の携帯電話の利用状況についてであります。

先般、市内の自分の携帯電話を持っている小学校3年生以上の児童生徒について調査した結果、小学校3年・4年生で約10%、小学校5年生・6年生で約16%、中学校では約44%が携帯電話を持っている状況が報告されました。

次に、携帯電話に対する学校への基本的な指導・対応についてであります。

各学校においては、学習に不必要なものは持ってこないというのが大原則のもとに対応しております。しかしながら、各家庭の事情や保護者から安全面での配慮の要望がある場合に限り、保護者と連携しながら、携帯電話の持ち込みについて、授業に支障のない範囲で許可しているところであります。

議員ご指摘のとおり、携帯電話を媒体としての問題が指摘されている中で、教育委員会といたしましても、危険性を深く認識し、山梨県教育委員会で作成した保護者啓発リーフレットを今年の3月から4月にかけて、学校を通じて全家庭に配布し、事件やトラブルの回避について、家庭への協力要請を行っております。

また、さらに4月に、各学校に山梨県教育委員会からのインターネットの関連のトラブルへの対応についてを配布し、具体的な留意点も挙げて、児童生徒へ学級指導等を利用して注意を喚起したり、学校だよりや学年だよりにより注意を促す記事を載せるよう、依頼を行っております。

今後の取り組みとして、小中学校生徒指導連絡協議会に参加した生徒指導主事に、インターネット関連の危険性の周知および対応を研修した中で、児童生徒の指導に生かしていきます。

次に保護者に対する指導についてであります。山梨県警との連携による学習会の開催も予定されておまして、その成果を学校現場に還元し、必要な情報は保護者にも、たよりなどを

使って発信していく取り組みを行い、再度、児童生徒・保護者に対して携帯電話の適正な取り扱いや有害サイトへアクセスすることへの危険性・違法性の可能性等について、指導および啓発をしてみたいと考えております。

次に観点別学力到達度診断テスト（DT - ）ですけれども、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、観点別学力到達度診断に対する予算措置についてであります。

教育委員会、学校教育課予算で予算措置しており、1教科1人当たり300円で、小学校分として国語、算数の2教科、77万7千円。中学校分として国語、社会、数学、理科、英語の5教科、195万8,400円であります。

次に、実施する目的と対象学年についてであります。

北杜市立小中学校において、同一の学力到達度診断を実施することにより、児童生徒一人ひとりの学力の定着状況を客観的に把握し、結果を分析して学習指導計画を立て、学習指導内容や学習指導方法の改善を図り、日常の教科指導を充実させることによって、学力の定着と向上を目指すものであります。

対象学年は小学校では4年、5年、6年生で国語、算数の2教科を。中学校では1年、2年、3年生で国語、社会、数学、理科、英語の5教科を。ただし1年生については、英語を除く4教科を診断しています。実施時期は学年はじめてあり、出題内容は前年度に学習した内容であります。

次に診断の結果、評価を個々の学習にどう生かしているかについてであります。

診断実施から約10日以内には診断結果が届きますので、前の学年の到達度が把握でき、すぐに学習指導に生かすことが可能で、各学校には診断結果を受けて、学習課題解決に向けた取り組み計画を提出させ、学習指導の改善や充実を図らせています。

学校としては、学校の学力集計表により、各学年・学級の観点別到達状況が一覧でき、学校全体での学力向上の取り組みを行っており、学級担任としては教師用個別学力診断票、観点別到達状況一覧表、教科別反応表、学級の学力分析診断表等により、個人および学級の学力状況が把握でき、学習指導改善のために生かしています。

また、児童生徒の保護者に対しては、保護者用、あなたの学力診断票により、各教科の到達状況を観点別・内容別に分かりやすい棒グラフで具体的に表し、その学習課題や学習の方法を示すので、各家庭での学習計画が立てやすくなっております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

鈴木今朝和君の再質問を許します。

○7番議員（鈴木今朝和君）

1つ、耐震補強の件でございますけど、ただいまの耐震診断の結果を伺いますと、明野小は0.1と、非常に危険なところで集会やいろんな球技が行われなければならないということで、非常にまた心配が募ったわけでございますけど、今度の東北の地震で、岩手・宮城の内陸地震の、栗原市の例でございますけど、その後の学校の状況の視察の中で、古い校舎でも耐震補強をしているところは、震度が出ていても、そんなに被害がなかったと。先ほど、市長の答弁にもありましたけど、耐震補強を考えながら、一部は進めていきたいというようなお考えもある

とのことですけど、補強工事は授業や校舎を利用しながらもできる面がありますので、ぜひ、子どもの安全のために、最低限度の補強はしていただきたいと、こう思うところであります。

それから携帯のことですけど、一応、ある程度の柁をつくって、持たせてもよいというような指導ということですが、今、安心の道具として必要性を認めている親も子どもも多いわけですから、一概に持たせないという現実の指導でなくて、そういう指導で結構だと思いますけど、これから、その携帯電話の付き合い方について、保護者や学校や、あるいは携帯会社を含めた中で、やはり考えていくことが非常に大事ではないかと思います。ある中学校では、PTAの集会の中で警察のほうからも来ていただいて、講演会を2回も3回もやっている学校も、そういう学校もあります。したがって、家庭での使い方のルールや、それから今言ったように、学校や保護者との連携の中で、ぜひ携帯の指導の仕方を指導していただきたいと、これは要望でございます。

それから料金のことですが、大体、ある中学校のアンケートでは一番使っている子が1万円くらいを使うと。それが、かなりの部分で多いと。平均、大体、7千円から1万円くらいのところが多いということになります。5千円から7千円くらいのところもいるわけですが、したがって、われわれの使う携帯よりも、子どもの使う携帯料のほうが多いというような現状が多いわけですから、子どもが2人も3人もいる家では、これは大変だなと。お父さんやお母さんの財布から、どんどん引かれていくというようなことがありますので、そんな指導もぜひ、お願いしたいと。

それから携帯電話の利用時間でございますけど、これも指導の中の1つ、大事なことですけど、もちろん学校の昼間はそんなに使わないわけですが、一番使うのはやっぱり、夜8時から10時くらいなようです。ほとんどメールで、友だちとの連絡やなんかと、その中でいろいろ危険なこともあるというようなことで、親がどの程度、それを指導できるかということも、携帯電話が個人のものであるにもありますので、やたら娘の携帯電話を親父が広げてみるということもなかなか、今の時代ですから厳しいですけど、そのへんもやはり家庭の中の、ルールの中で指導していただきたいと、こんなことも思います。

それから学力テストですけど、大変、4月の忙しい時期にいろいろなテストが重なるわけですが、やはり、そのテストによって序列化とか事前学習とか、そういう過度の競争みたいなことに立ち入らないような、また指導をお願いしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

残時間、9分です。

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

では、最初に携帯電話の指導についてでございますけれども、鈴木議員のご指摘のとおり、一番大事なものは、子どもたちが携帯電話とどのようにお付き合いをするかということだと思います。そこで、これもある一面では繰り返しになりますけれども、携帯電話の使い方につきましては、先ほども申し上げましたように、1つは県の教育委員会、それから本市の教育委員会、それから学校、またそれに対しては保護者等々へ学校、地域、あるいは家庭への指導というものは、これから本当に強化していかなければならないと思っております。

ご指摘のように、特に家庭においては、電話の使い方のルールと申しましょうか、家庭の中で十分話し合っただけというふうなことについても、さらに指導をしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、もう1つは学力テストですけれども、これは4月の忙しい中をというようなご指摘があったんですけれども、たしか、そのとおりでございます。この4月の忙しい中、たくさんの全国学力テストもあつたり、体力テストもあつたり、またこのテストがあつたり、あるいはまた、新学級でいろいろ忙しい中、学校では大変だと思っておりますけれども、今のところ、そう言うてはなんですけれども、もう少し遅くしてくれとか、そういうふうなご指摘もありませんもので、また現場の先生方のご意見等も聞きながら、実施日時等については、また考えていき、検討していきたいと、こんなふうに思っております。

以上ですけれども、もし足りないところは、次長のほうでお願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

もう一度、補強関係のご質問があつたと思いますが、これについても、校舎についても、また屋内運動場についても、子どもの安全対策を早急に講じていかなければいけないなというように考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、鈴木今朝和君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、6番議員、小野喜一郎君。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

まず中部横断自動車道の、長坂ジャンクション以北の建設促進運動について、特に北杜市内の、この道路の是非について質問をいたします。

「君は太平洋を見たか、僕は日本海を見たい」、このキャッチフレーズは聞いた人を、その気にさせます。しかし、よく考えて見ますと、すでに中央道と長野自動車道を使えば、容易に日本海は見ることができます。しかも行き先は、中部横断自動車道経由と距離的にもほぼ同じ、上越ジャンクションです。

国の道路特定財源の見直しが決定的となった今、計画路線から整備路線への格上げも大変、微妙な状況ではありますが、正式に決まってからでは、それを取り消すことは容易ではありません。促進運動の何倍かのエネルギーが必要となることは、他の事例からも明らかです。このようなときだからこそ、北杜市にとって、北杜市民にとって、本当に長坂ジャンクションから八千穂までの、特に北杜市内を通過する自動車専用道路が必要なのか、問題を提起して、市や市民の意識を喚起しておく必要があるのではないかと考え、以下の3点について質問をいたし

ます。

1点目。市長は、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会の会長として、尽力されておりますが、この道路が本市にとって、どのようなメリット、デメリットがあるのか、検証したことがありますか。それがあるとすると、それはどんな機関が調査して、どんな数字が出ているのか、お示してください。

2点目。現在、中央道から佐久へのアクセスは、東京方面からは須玉インターチェンジで下りて、国道141号線を使つての経路。長坂インターチェンジからは、八ヶ岳公園線経由の県境までの県道。そして長野方面からは、小淵沢インターチェンジで下り、八ヶ岳横断道を使つて県境へ。また、最近ではスパティオの交差点を右折して、レインボーラインから八ヶ岳公園線を通つて県境へと、さまざまな道路を使つて、逆方向も含めて、極めてたくさんの交通量があります。この沿線には、指定管理者に出したとはいっても、おいしい市場、南清里道の駅、スパティオをはじめとする温泉群など、本市に関係する施設が数多くあります。また、民間の商業施設は数知れず、その経済的効果は莫大なものがあります。

かつて中央道が長野県まで開通したときの、国道20号線沿いがさびれたときと同じことが、この自動車道の開通で、これらの地域に起こらない保障はありません。むしろ、起こると考えたほうが妥当ではないでしょうか。市長は、この損失を補完して、なお余りあるメリットでもあるとお考えになっておられるのでしょうか。この地域の市民にとっては、生活がかかっている大変、重要な事柄なので、このことについて、その対応を伺いたいと思います。

3点目。自然の宝庫とも言うべき八ヶ岳を切り裂くように通り抜ける、この道路は騒音と有害な排気ガスを撒き散らすことが予想されます。まさに自然や景観の破壊であり、動植物の生態系の破壊でもあります。八ヶ岳が持っている、計り知れない自然と観光の大資源の損失になるのではないかと大変、心配をしております。これはひとたび失うと、二度と、再び取り戻すことができません。子孫に、このかけがえのない大自然をこのまま引き渡すことが、現在に生を受けている者の英知ではないでしょうか。本市が標榜している環境創造都市との適合性についても大変、疑問があります。都会から訪れるお客さんは、本市の素晴らしい景観と澄み切った空気、それにきれいな水、そして小鳥のさえずりさえも聞き取れる静寂さを期待しているわけで、そのお客さんに対して、騒音と排気ガスの高速道路が庭先までできましたというのでは、せっかく訪れていただいた方の期待を大きく裏切ることになりませんか。このことについて、市長の見解を伺います。

次に長坂の下水処理場である、長坂苑の異臭について伺います。

この施設は旧長坂町時代に造られたもので、数年前より近隣の住民から、この異臭について苦情が寄せられていましたが、隣に県営の酪農試験所があり、家畜が放牧されていることもあって、特定しにくい状況にありました。本年、春先に本市の下水道課長をはじめとする、このことに関係する職員、ここを管理している事業所の職員、地元の区長さん方、それにわれわれ地元の市民フォーラムの議員立会いのもと、現地踏査を行いましたところ、異臭が出ていることを確認いたしました。管理している事業所の職員によりますと、一生懸命頑張っているが、これ以上、改善することは能力的に無理だという説明がありました。

そこで市長に、以下、何点が質問いたします。

1点目。この異臭の原因は、究明されているのでしょうか。そして、その対策は具体的に講じられているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目。職員が能力的に限界だと説明していましたが、ここの処理能力はどのくらいで、実際に現在、処理している量はどのくらいなのか、伺います。

3点目。将来、この処理場に接続しなければならない者、つまり未加入者がかなりあると聞いていますが、その件数と、実際に加入している件数を伺います。そして、将来の増減はどのように見込んでいるのか。でき得れば、事業所、個人、別々に伺いたいと思います。

4点目。未加入者に対する、その原因調査と加入促進策はどのように進められているのでしょうか、お伺いいたします。

5点目。市内にはいくつかの処理場がありますが、ほかにもこのような異臭の苦情が寄せられているところはありませんか。

このことを伺いまして、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番議員、小野喜一郎議員のご質問にお答えいたします。

まず中部横断自動車道、長坂ジャンクション以北の建設促進について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、中部横断自動車におけるメリットの具体的検証についてであります。中部横断自動車道の長坂から長野県の八千穂区間、約38キロメートルにつきましては、小野喜一郎議員もご承知のとおり、現在も基本計画のままで、ルートなどの整備方針は示されておられません。長年この実現に向けて、全力で運動してまいりました。

また、政府与党は昨年11月に公表した、道路の中期計画の素案を12月の道路特定財源の見直しで、今後10年間を見据えた計画を策定することや経済性等、総合的に検討することとしておりますので、整備計画路線への格上げはなかなか大変、厳しい状況にあるのが現実であります。このような状況でありますので、想定されます波及効果として、広域的物流体系が円滑になることで、企業立地による産業基盤の確立や交流人口の増加による文化交流と、観光面における地域活性化が期待できると考えております。

また、救急患者を一刻も早く病院へ搬送することが可能となります。特に意識や呼吸のない患者等の場合には、1分遅れるごとに救命率が10%程度、低下するといわれており、大きなメリットでもあります。このようにさまざまな面で、北杜市にはメリットがあると考えております。

次に一般道の通行車両が激減することによる対処についてであります。国道141号などは、中部横断自動車道によって通過も懸念される場所ですが、中部横断自動車道と中央自動車道が接続することにより、広域的な面から見ても観光人口は増えるものと期待しておりますので、市内にインターチェンジの設置を要望してまいりたいと考えております。

次に環境創造都市との整合性についてであります。八ヶ岳国立公園の南麓を通過するため、環境保護に十分配慮しつつ、できる限り、自然関係や特色ある農山村景観と調和の図られた道路整備がされるよう、国に要望してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

下水道処理施設の長坂苑について、いくつかご質問をいただいております。

最初に異臭の原因と対策についてであります。当施設は密閉式の建物構造で、その施設内の臭気は活性炭による脱臭装置を設置し、2年ないし3年で活性炭の交換業務を行いながら、脱臭装置で除去できない臭気につきましては、外気を取り込み、換気ファンで中和する仕組みで、臭気に対する維持管理を行っております。しかし、ご質問の異臭につきましては、早急に状況の確認を行い、必要に応じて適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に長坂苑の処理能力および現在、処理している量につきましては、平成19年度は年間67万9,443立方メートルの流入量があり、1日最大2,119立方メートル。1日平均は1,856立方メートルとなっております。計画処理能力は1日最大、2,210立方メートルで、1日平均数量から勘案しますと、84%という稼働率であります。水洗化率は88%に相応した稼働率といえます。

次に長坂処理区の加入すべき件数および将来の見込みにつきましては、住宅は873戸のうち700戸が接続し、事業所は266社のうち233社が接続しております。したがって、未接続につきましては住宅173戸、事業所33社であります。

次に未接続に対する原因調査と加入促進策についてであります。接続率の向上に向けては下水道事業、農業集落排水事業ともに、国・県などから指摘があり、現在、各処理区ごとに未接続調査を実施しているところであります。この調査結果をもとに、どのような原因で接続が遅れているのか究明するとともに、効率ある加入促進策を講じてまいりたいと考えております。

次に他地区の処理場における臭いの苦情につきましては、これまで受けておりません。いずれにいたしましても、水質や臭気など処理施設の維持管理には、今後も万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君、再質問を許します。

○6番議員（小野喜一郎君）

中部横断自動車道について、再質問をいたします。

実は、この質問をすることにあたり、このことに関係すると思われる庁内の部署や外部の団体などに聞き取りを行いました。中部自動車横断道の長坂ジャンクション以北の開通に伴う北杜市の影響について、具体的に研究・調査しているところはどこもありませんでした。まだまだ、このことに対する現実味が薄いことからと思われますが、大変重要な事柄ですから、速やかに取り組むべきだと考えます。

なぜなら、促進運動を起こす前にこのことに取り組み、市民の同意を得ておいたほうがよかつたのではないのでしょうか。私は個人的には、いろいろな観点から、この道路は無用だと考えております。しかし代替案として、北杜市内での通過道路は、先ほど指摘した問題点を回避できる、現存する道路のうちの1本を拡幅して、いわゆる高規格道路で対応するということが、本市にとっては大変有効だと考えております。このことについて、市長の見解を求めます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

国民といわず、県民といわず、市民といわず、道路に対するいろいろな思いが変わってきていることは、たしかだと思えます。ただ、この中部横断道路は、先ほどお話ししましたとおり、まだ国の国幹審で、基本計画路線で整備計画路線にはなっていないわけでありまして。工法もルートも。そしてまた、環境アセスをという問題があるかと思います。そんな中で、この将来、中部横断道路が考えられると、位置づけられていくと思えますけれども、小野議員のおっしゃる高規格道路なるものも、あるいはまた、先ほど来のご質問の内容も、小野議員の思いとして、1つの哲学だとは思っています。しかし、私どもからすれば、長年の経過と、そしてまた北杜市の長期的展望に立ったときは、この中部横断道路は、なんとしても実現したいという思いが、率直の思いであるわけでありまして、くどくなりますけれども、ルートとか広報とか、まだやっていないではないかというような環境アセスの問題も含めて、それが十分、国に対して要望した形の中で、なんとかこれの実現を図っていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

残時間、39秒です。

関連質問はございますか。

小林元久君。

残時間、39秒。

○22番議員（小林元久君）

先ほどの部長の答弁によりまして、1日量の処理能力はまだ、余裕があるように聞こえましたが、メイキョーさんが管理しているわけでございます。当日、私どもの、市民フォーラムの実際についてもメイキョーさんに来ていただきまして、確認いたしましたところ、これ以上の臭気は直らないと。異臭は直らないというようなことでありまして・・・。

○議長（小澤寛君）

残念ながら、残時間ゼロとなりました。

今までの分について、答弁を願います。

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

臭気の対策を、もう少し考えるというようなご質問の趣旨かと思えます。そういった中で、ご答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、日常点検管理を専門業者に委託をして、管理をしているところであります。脱臭につきましても、脱臭装置等により強制的に吸引をし、そういった臭いを取るようになっているところでありますけれども、この脱臭装置につきましても、より良好な状態で運転ができるように、メーカー等も現地に呼び、現在の脱臭装置が十分な脱臭ができているのか、そのへんも調査し、また今後、良好な状態で運転できるよう調整等もしながら、この臭いの問題に対応してまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、小野喜一郎君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に公明クラブ、24番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

私は3項目につきまして質問いたしますが、その前に今の北杜市の置かれている状況というのは、本当に板ばさみという中で、執行者である市長は大変苦しんでいることかと思えます。その中で、私がちょっと、ふと目にしたことなんですが、夏目漱石の「吾輩は猫である」という小説があるんですが、1905年に「昔はお上のご威光なら何でもできた時代。その次は、お上のご威光でもできないものが出てくる時代。そして今は、お上のご威光だからできないのだという新現象の表れる時代です」というふうに、約100何年前に、こういう書物があったということで、私も思ったんですが、たしかに今から、私たち住民もそうですが、市もそうですが、提案型の、国へ提案、県に提案、そして事業採択、それによって進んでいくというような形がふさわしいような、私は気がしております。そんな思いも込めながら、質問に入らせていただきます。

昨年より公共交通バス路線の再編により、市内の新たなバス運行がスタートいたしました。市民の重要な交通手段の確保を目的に再編計画が練られ、実施されたことと認識しております。そして、その根幹には第1次北杜市総合計画があるのだと思っております。北杜市総合計画の中には、その審議会が7回行われたわけですが、その中で細田議員がデマンド交通の導入についても、1項目付け加えたということで聞いております。

そんなこんなの中でご質問いたしますが、実施後の検証および今後の見直し、デマンド交通システムの導入について伺います。

まず1番目といたしまして、利用者の満足度について。

2番目といたしまして、利用者の要望について。

3番目といたしまして、路線の変更・追加・廃止等について。

4番目といたしまして、効率性・経済性について。

5番目につきまして、スクールバス等の新たな利用について。

そして最後になりますが、第1次北杜市総合計画によるデマンド交通システムの対応についてでございます。

続きまして、今後の認定農業者担い手支援について、質問をいたします。

古くは、国の基幹産業でありました農業は、高度成長期を境に衰退の一途を辿り、食卓の7割

以上を輸入食品に依存している状況であります。国内外の状況を鑑みますと、農業経営は厳しく、担い手の育成は安心・安全な安定した食料確保のために、本市としても前向きな取り組みが必要であると痛感いたします。高齢化に伴いまして、集落営農は今後難しくなることが予想される中、法人化された個人、または団体が新たな担い手として期待されることと推測されます。そこで、現在の状況、今後の対応について伺います。

1 番目といたしまして、本市の認定農業者数および法人数。

2 番目といたしまして、市内の誇るべき担い手農業者、これは個人・法人・団体の掌握について。

3 番目について、今後の補助金のあり方についてであります。この補助金については、農業認定士でなければならないというようなこともいろいろございますが、北杜市では今回、条例をふまえて、北杜市としての対応をしているところであります。この補助金が効率よく使われるには、このあり方について、今後、検証していくことが必要であるかと思えます。

4 番目といたしまして、ソフト面での支援について。

そして5 番目が販路の拡大、個人・法人ブランド、商品名開発についてであります。このブランド、また商品名というのは、先ほど瑞牆山、金峰山の源流が指定されたとおり、北杜市はなんと言っても3つの名水がございます。ということは、この3つの名水で作られた農産物というのは、それ自体がブランドであるというふうに私は思うわけなのですが、なかなか灯台もと暗しといひまして、自分たちのいいところはなかなか自分たちでPRできないというか、気が付かないという面もあります。そういった面で、この商品名、またブランドというのは、これは1つの売りになることと思えます。また、最近では2社の農園が進出してくる予定になっております。そういったしますと、そういった方々たちの力を借りたりすることも、これは必要になってくるということで、質問いたします。

6 番目といたしまして、担い手農業者クラブの発足についてでございますが、これは私が勝手に付けた名前でございますが、仮に法人化された団体や各地域の団体、そしてまた個人においても、北杜市内での情報交換、そして技術的な交換、そして懇親などが、その交流が北杜市ならず、いろんなところへ皆さん、ネットワークは持っていると思いますので、この担い手農業者クラブというような形で、1つのクラブをつくりまして、それによって、その人たちの力を出していくということが必要になってくるかと思えます。

最後になりますが、広域営農団地農道整備事業の県道横手甲斐駒ヶ岳公園線について、質問いたします。

白州町横手地内の県道横手駒ヶ岳公園線は、平成22年度完成予定の広域農道であります。特に横手地区部落内は幅員が狭く、全面開通になると大型車両等の交通量も多く、市民の通行や日常的に大きな支障を来すことで、白倉市長はじめ担当部署のご尽力により、一步一步着実に進んでいる現状に、地域の皆さんの期待は計り知れないと思えます。また、地域にあっては、関係地権者の同意書も一部相続手続きなどを除き推進され、ほぼ同意が得られているようでもあります。

この広域農道の機能を十分果たすためにも、横手バイパス道路の実現に向けて、さらなる推進と県への働きかけを強く要望するものであります。現在の進捗状況をお伺いいたしますが、以下、3点についてお伺いいたします。

1 番目としまして、県道横手駒ヶ岳公園線は、平成22年度の完成はいかがになっているか。

2番目といたしまして、現時点での横手バイパス道に対する県の方針および計画について。
3番目、今後の計画についての実行性についてでございます。このバイパスにつきましては、観光の折に、どうしても武川で桜を見る、そうするとどうしてもサントリーのほうに行く。そうすると、ここの場所を通らなければならない。それにおいては、見通しが悪く、すれ違いがなかなかできないというようなことが懸念されまして、地元でも強い要望であります。

以上で、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

24番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に、公共交通の見直しとデマンド交通についてであります。

公共交通バス路線につきましては、地域公共交通再編計画および住民説明会での要望等に基づき、市全域を捉え、バランスの取れた運行経路や運賃体系とし、利用しやすい市民バスとして、昨年10月から運行しております。運行開始後の利用者からのご要望等に対しては、関係機関等との調整を経て、可能なものについては対応してまいりました。

デマンド交通システムの導入につきましては、国土交通省の今年度新規事業であります地域公共交通活性化・再生総合事業を取り入れ、現在の市民バスの検証等を行い、取り組んでまいりたいと考えております。この事業は地域住民、道路管理者、公安委員会、市町村を構成員とする法定協議会を設立し、制度の趣旨にあった活動をする協議会に国が助成するものです。現在、市では法定協議会の設立に向けての準備を進めているところであります。公共交通機関の整備には、地域住民の生活を支える地方自治体に課せられた使命であると認識しております。

一方、住民の要望等にすべてお応えできる公共交通機関の整備は、コスト的に不可能であることも事実であります。利用者等の合意に基づいた基準も必要であり、市民や関係機関と十分協議、検討してまいりたいと考えております。

この法定協議会で、地域公共交通再編計画に基づき、昨年10月から運行している市民バスについて、議員ご質問の利用者の満足度、要望、路線の見直し、効率性、経済性等の面からも検証を行い、デマンド交通システムの研究を含め、北杜市の地域公共交通体系の確立に向けた検討と、その実証、運行可能な成果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の認定農業者担い手支援についてであります。

最初に本市の認定農業者数および法人数についてであります。平成20年3月末現在の認定農業者数は191人であり、うち法人数は地域農業者が組織する法人数6つ、個人経営による法人数12であります。

次に市内の誇るべき担い手農業者、個人・法人・団体の掌握についてであります。

本市においては国、県、市、農業委員会、農協および指導農業者で構成する北杜市担い手育成総合支援協議会を設立し、その下部組織として本協議会に所属する担当者で構成する担い手アクションサポートチームを、また市内の研修受け入れ農業者や指導農業者で組織する担い手アクションサポート会議を設置しております。この三重構造による担い手支援体制を形成し、本協議会を年4回から5回、サポートチームを毎月、サポート会議を年4回から5回開催しております。

この中で、地域農業の実情把握や担い手農業や新規就農者への技術的支援、経営安定のための経営支援を行っているところであり、当然ながら個人・法人を問わず、掌握体制は整っているところでもあります。

次に今後の補助金のあり方についてであります。現行補助制度は水田転作に関する助成制度、担い手対策に対する助成制度、農地の維持管理に関する助成制度等、国・県の制度の活用、また市単独助成制度を設けて対応しているところでもあります。

将来的な補助制度は国・県においては明確にされておりませんが、国際的な農業事情を鑑みますと、輸入農産物に頼る日本においては、国内自給率向上を念頭においた補助金等の継続、強化は予想しているところでもあります。特に穀物事情では、主産国の輸出制限にまで発展している状況であり、本市においても地域内農産物の自給率を高めることが喫緊の課題であります。

先日も白州町の企業が地域内大豆を近い将来100トン、面積にしまして50ヘクタール分を供給してほしいとのことでした。このような状況から、地域内においても要望がある穀類に対する助成制度を強化するとともに、継続していく所存であります。

次にソフト面での支援についてであります。先にも述べましたように、担い手育成協議会を核とした支援活動を一層強化するとともに、この協議会に参画している関係組織が強く働きかけ、技術面・経営面、後継者対策等、多角的な視野からの支援を充実してまいります。

次に販路の拡大、個人・法人ブランド、商品名開発についてであります。

まず販路の拡大方策については、昨年から首都圏から近畿圏にJA梨北とともに積極的な販売促進活動を展開し、本年も11月に計画しているところであり、継続していく予定であります。また、新たな流通体系の創出として、企業流通の地域農産物相乗り体制を検討しているところであり、すでに来年度操業開始予定である日本農園、村上農園との協議、検討を重ねているところでもあります。

次に個人・法人ブランドについてであります。例を挙げますと、紫黒米を北杜市ブランドとして掲げており、これは長坂ファーム組合と上笹尾みのりグループのブランドとして定着しつつあります。

また大豆につきましても、農業・商業・工業が手をつなぐ農商工連携による大豆ソフトクリームの商品開発を着手しているところであり、順次、地域実情と将来性を見据えながら、ブランド開発を行ってまいります。

次に商品名開発についてであります。単純な固有の特産としては、先のブランド開発と考え方は同一であります。しかしながら、北杜市全体としての商品名となると、本質的な思考を広い視野に立って見直さなければなりません。そこで、これからの北杜市の農産物の売りは、ミネラルウォーター生産日本一の名水の地、日照時間日本一の太陽の地を冠に掲げ、商品名に統一することで、全国に誇れ、また真似できない商品名を掲げられるのではないかと考えております。

先ほど日本一の名水の里で作れた農産物は、安心・安全でそれがブランドだという、ご指摘がありました。大変ユニークな発想で参考にさせていただきたいと思っております。

次に担い手農業者クラブの発足についてであります。去る6月6日に現在、活動している担い手20組織の代表者会議を開催し、すでに発足したところでもあります。今後は2カ月に一度、定期開催し、担い手支援策の検討、市農業施策等への助言をいただいでいく予定であります。また当組織を、担い手を育成する組織の会と位置づけていくことも、会議の中で約束した

ところであります。

次に県道駒ヶ岳公園線、横手バイパスの進捗状況についてであります。

県道駒ヶ岳公園線の横手地区内は、広域農道が全線開通になり、交通量が増えますと、幅員が狭く危険であるため、バイパス要望を横手地区住民より、いただきました。山梨県中北建設事務所では概略設計を発注し、事業化の妥当性・経済性等の比較を検討しております。今年度には概略設計の成果をもとに、費用便益比の計測や整備効果の検証などを行いつつ、関係する他事業の進捗状況や地元の協力も得ながら、最良案を決定し、山梨県公共事業評価会議の審査を経て、事業化を目指すことになるかと伺っております。

道路事業全体にわたって、新規採択の状況は大変厳しさを増しておりますが、この会議においても、承認されなければ事業着手できないため、今後も引き続き地域要望に応えられるよう、県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君、再質問を許します。

○24番議員（内田俊彦君）

では、再質問を行います。

まずはじめに、横手バイパスの件につきましては、ぜひとも鋭意努力、実現できるよう、よろしく願いいたします。これは、答弁は結構です。

公共交通の見直しとデマンド交通についてでございますが、5番目、6番目のところでございますが、スクールバス等の新たな利用について、もう少し突っ込んだ質問をさせていただきますが、公共交通の再編の折にはスクールバスが、実は入っておりませんでした。ですが、市内にはいくつものスクールバスが走っておりますから、ぜひともそのスクールバスに相乗りというような形もとりながら、例えば保育園の園児も一緒に乗るとか、いろいろなことを考えながら、朝だけ、例えばそこを利用するとか、また夕方だけ利用するとか、そういった形がとれば、私としては、このバスがよりよい、効率のよいバスになっていくと思いますし、また仮に保育園、もしくは小学校・中学校と一緒に乗るようなことでもあれば、これはその地域のコミュニティが、かなり発展してくるように思います。地域的には、いろいろと限定もございましょうが、そういった検討もぜひともお願いしたいという、これは提案でございます。

続きまして、デマンド交通についてでございますが、これは法定の協議会を立ち上げて、公共交通およびデマンド交通について、協議を行うという答弁でございます。併せて検証も行うということでございますが、私はデマンド交通におきまして、現実にはなかなか行政が関与するのはすごく難しいシステムではないかというふうに、私は個人的に思います。僕はできれば、地域の事業者等のタイアップの中で、いろんな方々が署名をいただいたり、また要望をいただいたりするところでございますが、その人たちとも掛け合いまして、民間事業者の間で、ある意味、運営ができるような形を取ることのほうが、より実現性があるというふうに、私としては思うわけでありまして。ということは、できない地域も逆に出てきてしまうということになるわけですが、そのへんは要望等のまとめは市でやって、またいくらくらいたったら、私たちは利用できますとか、この地域だったら、このくらいのニーズがありますかということは、いろんな方たちから調査、リサーチをして協議をしていくというような形が、私はいいと思います。

が、そのへんの考え方についても、お伺いをいたします。

次に今後の認定農業者の支援についてでございますが、4番目のソフト面の支援についてでございます。

実は農業者の皆さんが、大変忙しい時期もございます。どうしても手続き等もなかなか、簡素化していかないと、1人で頑張っている方もいらっしゃいますので、そういった中で、例でございますが、例えば農業委員会を通じて借地をするといった場合には、蕪崎の法務局へ行きまして、登記簿をとらなければいけないと。これについては、逆に言いますと、週に1回くらいは、おそらく市として法務局に行っているわけでございますから、それは農政ではなくて、横断的に企画の部分になるかもしれませんが、これはぜひとも、そういったことも検討しながら、少しでも担い手の皆さんが本業に精を出せるような形を、ぜひとっていただきたいと思ひまして、所見をお伺いいたします。

次にブランド名のことなんですが、先ほど、ここの5番目の販路の拡大、またブランド、商品名開発でございますが、明るい展望のある話がございました。実は私、先日、中国の四川省の友人とお会いする機会がありました。そのときに開口一番、「北杜市は」といったときに、水と言われました。それは当然、白州の水でございました。つまり、あまり知らない方でも、要するに水は知っているということでございます。ということは、その水のブランド名だけは先行しているわけですから、当然、北杜市の水の中の何かを絡めながら、いろんなブランドに、積極的に使っていくという方向は、市長も先ほど答弁されていましたが、より一層の検討を加えていただきたいというふうに思います。

あと担い手農業者クラブの発足についてでございますが、これは6月6日に、発足をしているということで、これは今後のその方たちの活躍に期待するところでありますが、ぜひとも小さい、我田に水を引くような、そんな会ではなくて、北杜市全体、また地域まで巻き込みながら広がっていくような会になるように要望いたしまして、以上で再質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの、内田議員さんのスクールバスの関係の新たな運用ということで、ご提案されまして、いわゆる、今現在、運営しているスクールバスを使っての園児の送迎を含めたという内容だと思います。これにつきましても、非常に効率的な運営だとは考えておりますが、ただバス運行上ですね、法的にはなんにも問題はないんですけども、ただ児童、園児の安全確保等が問題になりますので、そのへんを検証する中で進めなければならない事業と考えております。しかしながら、非常に効率的な運営だと思ひますが、これは教育委員会とも相談の中で検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

再質問の、認定農業者の手続きの簡素化についてでございます。

これにつきましては、議員ご指摘のように、登記の謄本等、いろいろ出さなければものがご

ざいます。これにつきましては、当然、農業委員会等と打ち合わせもしなければならないこと
でございますので、また、これはどういう形で簡素化できるか、ちょっと検討してみたいと思
います。

それからもう1つ、販路の拡大でございます。販路の拡大につきましては、先ほども市長が
答弁しましたように、紫黒米が一応、そういう形で北杜市のメインとして、非常に有名といっ
たらおかしいんですけども、だんだん有名になりつつあるということでございます。これにつ
いては、長坂ファームと上笹尾みのリグループのブランドとして、定着はしつつあるというこ
とでございますけれども、基本的に、先ほども市長が答弁しましたように、日照時間日本一、
それからいわゆるミネラルウォーターの里というものを冠に付けていくことが、非常によろし
いのではないかと。やはり水と太陽は、これは離せられないものでございますので、やっぱり
こういうものをひとつの形で、冠に付けて、北杜市の売りにしていけばいいのかなと思ってお
ります。

それから最後に、担い手農業者クラブでございます。

これは集落営農組織の形の中の方々が、一応、担い手農業者クラブという形で、議員がご指
摘したわけでございますけれども、これはこの担い手農業者クラブ自体が、非常に全部で25組
織でございますので、こういった方々に非常に、北杜市の農業をこれから守っていくためには、
この方々からの、いわゆる指導・助言等を受けなければならないというふうに感じております
ので、2カ月に1回程度、定期開催を、皆さん方もしたいということでございまして、市のほ
うからも、行政からもお願いしているところでございまして、非常にありがたい返事をいただ
いているところでありますので、これから頑張れると思えます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で内田議員の再質問を終わらして、関連質問を許します。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

時間がもう、ないかと思ったら少しありますので、1点だけ市長に、改めて県道横手甲斐駒
線の新たな考え方をお尋ねしたいと思いますが、今まで、現状もよく熟知していただきまして、
ようやく県の、今、市長からの答弁がございましたように、県の評価会議に載せられるとい
うような状況になりました。ぜひ、大事な時期であります。再度、今後に対しての、ぜひ実現に
向けて、県への働きかけをよろしくお願いしたいと思いますが、そのへんの考え方、あと一度、
よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもありません。甲斐駒広域農道が完成しますと、私ども北杜市をぐるぐるっと
鉢巻状に茅ヶ岳広域農道、八ヶ岳広域農道、甲斐駒広域農道と、まさにこういう馬蹄形に連結
ができます。そして甲斐駒広域農道は農用地の地活用もですけども、20号線、国道のバイパ
スの機能も十分、機能的に果たすわけであります。等々、大変、意義のある農道であると承知

していますので、これが実現、そしてまた、先ほどのご質問等々も体しながら、一日も早く開通できますよう頑張りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問ございますか。

（ な し ）

ないようでしたら、以上で質問を打ち切ります。

これで24番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

まだ時間が残っておりますので、次に10番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

財政の健全化に、さらなる創意工夫をと題しまして、3点につきまして、白倉市長に質問させていただきます。

本年度の財務状況は、歳入面では市税収入や地方交付税の増加が見込まれるも、なお財源不足が生じることにより、基金の取り崩しを余儀なくされ、歳出面では高齢化の進展による社会保障関係費の増加に加え、起債償還の公債費などがさらに増加し、実質公債費比率が18%を上回るなど依然として厳しい状況にあります。行財政改革アクションプランを実践して、次世代への負担となる市債残高も、ピーク時より44億円の減少が見込まれるなど、財政健全化に率先垂範して陣頭指揮をとる市長の姿勢に、本市の未来に明るい兆しもうかがえるところであります。

しかしながら、市民の生活は世界的な原油価格と穀物価格の高騰に伴い、相次ぐ諸物価の急激な上昇に生活が圧迫される中、耐え忍びつつも創意と工夫で家計を切り盛りする状況の中で、市の財務改善には、さらなる努力と創意工夫が強く求められる状況でございます。

まずはじめに、地方自治法第252条に基づく個別外部監査制度の早期導入を提言いたします。現状では、本市への導入の義務付けはありませんが、昨年6月制定の自治体財政健全化法への対応とも併せまして、相当の費用負担を考慮いたしましても厳正で権威ある、かつ、しがらみのない監査体制の確立は、市の財政健全化に不可欠であると思料いたしまして、市長の見解を伺います。

次に指定管理施設についてであります。現在140の施設が指定管理となり、20年度の指定管理料支出は2億2,335万2千円、市への納入金は1億2,981万3千円であります。指定管理制度本来の目的は、民間のノウハウを駆使した運営で、行政コストの削減と高品質な公的サービスを提供することであり、その手段である協定書の締結をもって、終了あるいは目的達成としているのは、不適切と言わざるを得ません。

指定管理移行後も施設ごとに収支状況の分析徹底と運営改善指導が不可欠であります。担当する各所管部局により、分析と指導に大きく統一性を欠いているのが現状であります。管理運営と収支状況を確実に分析、必要に応じては外部監査も活用して、的確な改善指導を行うべく専任職員を配置・養成すべきと思料いたしまして、市長の見解を伺います。併せて、利用者からの意見聴取などで、サービスの質的評価と効果的運用を検証し、かつ公開するモニタリング制度の導入も不可欠と思料し、市長の見解を伺います。

それから、もう一つ。昨年6月の定例会で提言いたしました、自主財源確保のための広告事

業への取り組みでは、本年4月より広報ほくとおよびホームページと封筒で、有料広告事業が開始されました。現状での広告料収入はわずかではありますが、財政の厳しい中、行政の事業実施部門がみずから財源を獲得し、キャッシュフローマネジメントを意識することは、大きな前進であります。山梨県の広報紙ふれあい、これの特集号でも、県職員が営業活動をした結果、広告掲載企業が決定したとのことでもあります。

今後、有料広告掲載要綱および掲載基準などを制定し、広告審査委員会などを設置する中で、地方自治法第238条による行政財産の目的外使用として、公共施設の屋内や屋外への有料広告の提出、一般私法が適用となるため、規制のないネーミングライツ事業の実施による財源確保、本市が主催、または共催する各種イベントに際し、企業とのタイアップによる運営経費の削減など、市の財産に付随した経済取引の対象となる多様な権利を最大限に活用して、さらなる展開を図るべきであります。すべての部局の、すべての職員を対象とした自主財源確保と事業費用軽減への創意と工夫は、本市の財政の健全化に大きく寄与するものと思われ、市長の見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

最初に、個別外部監査制度の早期導入についてであります。

昨年6月、地方公共団体の財政健全化に関する法律が公布され、今年4月から、その一部が施行されました。その内容は、地方公共団体の長は実質赤字比率をはじめ、4つの健全化判断比率および算定基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告し、公表することにより、財政の健全化を図ろうとするものであります。このように自治体監査の重要性が再認識される中で、監査委員には今まで以上に審査の実効性を発揮するための能力が求められ、責任も増してまいりました。

本来、監査委員による監査が基本であります。外部監査制度は独立性の強化と専門性の強化の視点から平成9年の地方自治法の改正により、制度化されたものであります。県内では外部監査制度を導入しているのは、導入が義務付けられている県以外では、南アルプス市の個別外部監査だけであり、他の市町村では導入しておりません。公認会計士等による、より専門的な個別外部監査制度導入については、費用負担の課題はもちろんありますが、時代の要請などをよく見極め、検討してまいりたいと考えております。

次に指定管理施設についてであります。指定管理者は基本協定により、毎年11月に次年度の経営に対する業務計画書を毎月20日までに、前月の利用者数等の利用状況、事業の実施状況、利用料金収入等の収支の状況に関する定期報告を、年度終了後30日以内に管理業務の実施状況、利用状況および利用拒否等の件数、理由、利用料金の収入実績、管理経営にかかる収支状況等に関する事業報告書を提出することになっております。

提出された各報告書については、各担当課において精査し、その結果、必要に応じて管理業務、または経理状況に関して報告を求め、協議を行っております。行政においても、企業会計の概念を取り入れるようになってきましたので、外部監査、専任職員の配置を含めた総合的視野から必要に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、モニタリング制度の導入についてであります。

サービス水準を客観的に評価する仕組みが不可欠であり、利用者の声を管理運営に生かしていくことは必要であります。今後、指定管理施設のモニタリング委員の創設も検討してまいりたいと考えております。

次に、有料広告掲載についてであります。

市では広告収入等の独自の財源を確保するため、庁内に有料広告検討委員会を設置し、昨年12月、北杜市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱および広報ほくと、ホームページ、封筒への掲載基準を定めたところです。この要綱に基づき、関係課長等8名で構成する広告掲載審査委員会にて、掲載の適否を審査した中で、本年4月から掲載がスタートしたところでありますが、今後なお、自主財源確保に向け、屋内外の有形・無形のさまざまな資産を広告物の対象として捉え、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、自主財源確保と事業費用軽減への創意と工夫についてであります。

本市においても、平成19年度から今まで行っていたすべての事務事業を見直し、効率的な行政を進めるために、行政評価制度導入に向け、行政評価検討委員会を組織し、職員への説明会、プレ評価の実施等を行いました。今年度は行政評価の試行期間と位置づけ、平成21年度からの本格導入に向けて取り組んでいるところであります。職員一人ひとりが現在、行っている事務事業の必要性・効率性・有効性を評価することにより、経費の軽減が図られるものと考えております。

自主財源確保につきましては、課税客体の把握や税金、使用料等の徴収率の向上に努めるとともに、国の三位一体の改革により、今まで以上に自主・自立性の向上に取り組む必要に迫られております。すでに環境保全協力金の創設や企業誘致などを推進しておりますが、さらなる職員の各種研修会等の参加による意識高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

植松一雄君の再質問を許します。

○10番議員（植松一雄君）

再質問をさせていただきます。

まず、外部監査制度であります。導入に前向きなご答弁をいただきました。包括外部監査を義務付けとならないように、経費もかかることですから、本当に必要なところへ個別の外部監査制度を取り入れていただきたいと思っております。いつごろから導入するのか、具体的にご答弁いただければ、ありがたいと思っております。

次に指定管理施設についてでございますが、市長は昨日も答弁の中で、おおむね順調に推移しているというふうに、ご答弁をされました。しかし、今、求められていますのは、指定管理移行後の施設の活用であります。本市では、極めて優秀な職員がおりますので、その潜在能力を活用して、専門に担当する職員を配置して、市民の負託に応えるべきであるというふうに考えます。先ほど、それを検討するというところでございますが、早急に検討して実施していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

再質問につきまして、お答えいたします。

外部監査、それから個別監査につきましては、動向等を見ながら検討してまいりたいと思っております。それから指定管理者の関係の外部監査等につきましても、やはり専門職員等の配置等を検討する中で、外部監査につきましては、他市との動向を見ながら検討してまいりたいと思いますので、時期につきましてはまだ明言できませんが、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私のほうから、いろんな意味で職員の意識改革の問題も含めて、お話をさせていただきたいと思っております。指定管理も私が言うまでもなく、民でできることは民でということによってやるわけでありまして、職員に対しても、いろいろな意味で事業計画、執行にあたっては常にコスト意識を持つように。そしてまた、私もここでも何度も言ったことがありますけれども、先の見えない事業はなかなか今、できない。こんな思いも、職員に申しているところがあります。併せて、とりわけ指定管理した140施設なるものは、指定管理をお願いした業者にも言っておるわけでありまして、いろいろな意味でサービスに徹することによって、あるいはまた市民の目線で考えていただくことによって、結果として効率が高まって、利用が高まって、所期の目的が達成でき得ると、こういう思いでいっておりますので、なんとか指定管理者制度も、まだ2年、3年と軌道に乗っているとは申しませんが、そんな方向で頑張っていたら、頑張っていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、植松一雄君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時12分

再開 午後 1時27分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

6月議会にあたり、日本共産党を代表して質問いたします。

質問の第1は、後期高齢者医療制度の廃止を求めることについてです。

「こんなに保険料を取られたら、とても生きていけない。長生きは罪なのですか」、福田・自

公政権が4月実施を強行した後期高齢者医療制度に、日本列島を揺るがす怒りが湧き起こっています。

75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来・入院・終末期まで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押し付けられる。こんなひどい制度はありません。しかも時が経てば経つほど、国民負担も高齢者への差別医療も、どんどんひどくなっていく仕組みです。

国民の大きな批判の前に、政府・与党は説明不足だったなどと言い訳したり、見直しなどと言い出しています。しかし、政府が説明すればするほど、国民の不安や怒りは広がるばかりです。現代版姥捨て山とも言われる血も涙もない、この制度の害悪を制度の一部見直しで、解決できるものではありません。憲法25条の生存権、憲法14条の法の下での平等を踏みこじ、希代の高齢者差別の医療制度は廃止するしか、解決の道はありません。

廃止しかない、その第1の理由は医療費削減を目的にして、75歳以上の高齢者を差別することは、どんな理由があっても許されないからです。後期高齢者医療制度などという制度をつくった国は、世界のどこにもありません。命と健康に関わる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担を持ち込み、長年、社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる、これほど人の道に反した政治があるでしょうか。

第2の理由は、この制度は存続するだけ、ますます過酷な痛みを高齢者と国民に押し付けるということです。4月15日、6月13日、天引きされた保険料額を見て、憤りが高齢者の間で広がりました。しかし、これで終わりではありません。この保険料は2年ごとに見直され、75歳以上の人口が増えれば、自動的に値上がりする制度になっています。長寿の人が増えるだけで、保険料が値上げになるのです。2月から3月にかけて、新しい診療報酬などが決まり、差別の具体的な仕組みが、明らかになりました。健康づくりはいらないとばかりに、健康診断を行政の義務から外してしまいました。外来では、必要な検査や治療を受けにくくする定額制が導入され、医師から定額の6千円に納まらないといわれた人も出ています。高齢者を病院から追い出すための、後期高齢者簡易調整加算もつくられました。終末期と診断されると、本人や家族に延命治療は控えめにという誓約書を書かせるための、後期高齢者終末期相談支援料も導入されました。4月、厚生省調査では国立病院機構の154カ所のすべてで、終末期相談支援料を、診療報酬として請求したところはゼロでした。

第3の理由は、標的とされているのは高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押し付ける制度だということです。特に団塊の世代が後期高齢者になったときに、負担増と医療切り捨てを一層進めることが狙いです。政府は高齢化のピーク時である2025年度には、75歳以上の医療費を5兆円も削減するという見通しを立てています。このように、この制度のもたらす害悪は、計り知れないものがあります。高齢者差別という根本が間違っている以上、小手先の見直しではなく、制度を撤廃するしか解決の道はありません。その上で、国民すべてが安心できる医療、年齢でも経済的にも地域的にも差別されない医療へと進むために、国民的な議論を興し、ともに知恵を出し合い、国民的な合意をつくることが求められています。

日本伝統の敬老精神に反する後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて、市長の見解を求めます。

質問の第2は、酪農の経営危機打開の支援策についてです。

先日、酪農家を訪ね、その実情を聞いてきました。酪農家は、1年以上続く飼料価格の高騰が酪農経営に深刻な打撃となっており、今年度の生産者乳価の3円引き上げについては、エサ代による経費増を吸収できないと訴えていました。昨年の生乳1キロ当たり経費は108円だったのに、手取り乳価は90円程度だったと、乳を搾るたびに赤字だと訴えていました。また7月には、飼料代が上がるといわれて、もう持ちこたえられないのではないかと。酪農家が再生産できる乳価まで、あと30円は上げてもらわないと駄目だ。牛乳が余っていると、生産調整を指示しておきながら、バターが足りないから牛乳を増産しろと政府は言うけれど、乳牛になるまで2年かかる。水道の蛇口をひねれば、牛乳が出てくると思っているのかと語っていました。酪農ができなくなると、消費者はどうやって牛乳を手に入れれば、よいのでしょうか。政府が牛乳を買い上げて、酪農家を支える価格保障、所得補償が必要だと思います。

この酪農の経営危機を打開するための支援策として何ができるのか、北杜市としての対策をお願いしたいと思います。また、酪農家が再生産できる乳価を設定するよう、政府に緊急に求めることが必要ではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

質問の第3は、子どもの医療費助成制度の小学校6年生まで、対象年齢を引き上げることに ついてです。

今年4月1日から、子ども重度心身障害者ひとり親家庭の医療費について、病院窓口での無料方式が全県で一斉に始まりました。これは、窓口払いをなくしてほしいとの親の運動が実り、実現したものです。窓口無料になり、手続きに時間がとられず、大変、助かりますと喜びの声が聞こえてきます。

子どもの医療費助成制度は、各市町村によって、かなりの格差があります。少子化の進行する中で、安心して子どもを産み育てていくための子育て支援策として、すべての市町村で子どもの医療費助成の充実を図ることは、ますます重要な課題となっています。甲府市、韮崎市、大月市、昭和町、南部町など、7市町が住民の切実な願いに応えて、小学校6年生まで対象年齢を拡大してきました。北杜市と隣接している韮崎市は昨年度から実施、長野県富士見町では昨年度は小学6年生まで、今年度は中学生まで窓口無料に踏み切りました。

住んでいるところによって、子育て支援の違いが出るのは許されません。子育てするなら医療費がかからない北杜市をと、若い人に選んでもらえる特色を出したらどうでしょうか。子どもの医療費助成制度の小学校6年生まで、対象年齢を引き上げることを求めます。ぜひ実現していただきたい。市長の答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に後期高齢者医療制度の廃止を求めることについてであります。昭和36年に国民皆保険制度が施行され、昭和48年には老人福祉法の改正により、老人医療費が無料化されました。この無料化は医療費の増加に拍車をかけることになり、昭和58年には老人保健法が施行され、老人医療費に一部負担金がかかるようになりました。以降、高齢化の進展に伴い、老人医療費は増え続け、老人医療費を支える各医療保険者の財政は厳しい状況が続いており、高齢者医療のあり方の問題を中心にさまざまな議論が重ねられ、累次にわたる制度改革が行われて

きました。

そして平成18年に健康保険法の一部を改正する法律が施行され、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするためと、国民皆保険を堅持し、将来にわたり維持可能なものとしていくため、後期高齢者医療制度が創設され、本年4月の施行となりました。

このように長い年月にわたり改革が繰り返され、議論され、スタートしたはずの制度に対し、国民からの苦情や批判が相次いだことから、政府与党はプロジェクトチームを立ち上げて、保険料の軽減などの運用面の改善についての検討が行われており、また野党4党が提出した後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決されるなど、与野党の対立が続いているという、異例の事態となっております。

いずれにいたしましても、高齢化が急速に進んでいることはたしかで、これから迎える超高齢化社会に対応できる医療制度は必要不可欠でありますので、国会において十分議論し、適切な医療制度となることを願っております。

次に、酪農の経営危機打開の支援策についてであります。

政府自民党は6月11日に、飼料価格の高騰で経営環境が一段と厳しくなっている畜産・酪農に対し、新たに700億円規模の追加緊急対策を実施する方針を固めました。その対策の1点目は、平成20年度第2四半期から第4四半期に限り、配合飼料価格安定制度の安定運用であります。これは、財源確保の必要性から異常補てん基金の発動基準の引き下げにより補てんを増額し、通常補てん基金からの補てんを軽減する措置、また通常補てん基金への補てん財源の貸付措置であります。

2点目は、政策価格の期中改定であります。

これは加工原料乳生産者補給金単価の引き上げであり、本年4月に改定したキロ当たり1円の上乗せに追加し、緊急的にキロ当たり30銭の上乗せを行うこととしています。

3点目は、経営安定対策の充実・強化であります。

これは自給飼料の生産拡大など、緊急に生産性向上に取り組む生産者への支援や生産性向上の取り組みに対して、加算金を交付する現行対策を拡充し、新たな取り組みに対応した交付金単価の上乗せ対策であります。

本市におきましても、本年度から関係機関に協力要請する中で、清里地区に耕畜連携による自給飼料生産拡大事業を展開しております。また、飼料生産に欠かせない大型農作業機械対応圃場の整備に向け、現地調査、地域農業者への説明を行いながら、圃場整備地区の選定作業に入っているところでもあり、まとも次第、圃場整備事業を国・県に要望してまいる考えであります。

このように、市行政においては一時的な金銭的支援策ではなく、持続性を持った抜本的な構造改善策に取り組んでいるところであります。また、再生産可能な安定した乳価維持のため、地方六団体とともに、政府へ働きかけていきたいと考えております。

次に、子どもの医療費助成制度についてであります。

現在、乳幼児医療費助成事業の対象年齢は、通院の場合、5歳未満。入院の場合は、就学前までとしております。4月からは乳幼児、一人親、重度心身障害者の医療費窓口無料化を実施したところであります。

対象年齢の引き上げについては、小尾直知議員、公明党の代表質問でお答えいたしました。

小学校3年生までの低学年について、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、30番議員、茅野光一郎君。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

12億円の滞納に、どう対応されるのかと。

会派の質問時間が迫ってきておりますので、私、少し早口で質問をいたしますけれども、ご了承いただきたいと思います。

財政状況が厳しさを増す地方自治体にとって、税や各種公共料金の徴収率向上は、大きな課題となっております。自主財源確保の観点から、滞納整理を行政改革の一環として位置づけ、取り組みを強化している自治体が増えております。この北杜市においても、行財政アクションプランに未収金対策の充実・強化、つまり滞納整理の強化を挙げておりますが、それもそのはずでしょう、今、北杜市の各種徴収金の累積滞納額はざっと12億円を超えており、この滞納額は市の財政に大きく支障を来しております。

お隣の諏訪地区では、滞納の対策に高額滞納者を呼び出して納税相談を行うとか、あるいはコンビニで収納ができるようにしている。また、差し押さえた物件をインターネットで公売するとか、悪質なものに対しては、水道料金も停止する措置をとっております。韮崎市にも聞いてみました。韮崎市では最近、徴収率が上がってきているんだそうです。これはなんか特別なことをしていますねと聞きましたら、やはり一生懸命、工夫しているんです。紹介しますと、市町村で差し押さえ物件をインターネットで公売しているのは、韮崎市が1番だそうです。最初にやったと。それから口座振替の申し込みが簡単にできる、これを通次システムというんだそうですけれども、全国初だそうです。導入をしているんだそうです。

北杜市の市税や各種公共料金の滞納状況を、各課から提出していただきました。それによりますと、総じて言えることは、他の自治体と比較して、特に悪い徴収部門があるなというふうなことではありませんでしたが、ほとんどの部門とも徴収率が低下してきていることであります。アクションプランでは、滞納の徴収率向上に取り組むと掲げられておりますが、思い切った対策を講じない限り、これからも徴収率は下がっていくのではないかと、懸念するところであります。賦課された税金や各種公共料金は、納付すべき自由や負担能力に応じて賦課されたのであります。放置しておくことは市財政への影響ばかりでなく、負担公平の見地からも問題かと思えます。

それでは、全体的なことについて3点ばかり、そして各部門ごとにそれぞれ質問をさせていただきます。

第1は現在、北杜市では滞納整理を各部局バラバラでやっています。ですから、全体的な滞納状況を把握している部門がない。これでは、滞納者の他の滞納情報を的確に把握できず、トータル的な対応が十分ではないと思います。市では、徴収部門の一元化を19年度からやると。一元化することにより、2億6千万円の効果が上がると出ております。こんなにいいことだっ

たなら、なぜやっていないのですか。

第2は、自治体にとって徴収率の向上や滞納額の縮減はますます重要になっています。民間の力を借りてやっているところもありますが、滞納整理業務のお手伝いをしてもらう考えはありますか。

第3は、滞納者の中には多重債務で苦しんでいる人もいるかと思えます。そこで、北杜市では多重債務者への相談や救済窓口の開設はされておりますか。

次に、各部門ごとに質問させていただきます。

まず、税金についてであります。

滞納整理の強化の一環として、今年の4月から県と連携して、山梨県地方税滞納整理推進機構が設置され、当市でも参加しております。昨日のNHKでも、そのことが紹介されておりました。私も、この機構への参加には賛成であります。新しいことでもありますので、問題点もあろうかと思えます。例えば職員の分散化、あるいは面識の薄さなどで、納税者と接する窓口業務に影響が出ないかどうか。高齢化の進む地域への配慮はされるのかどうか。また、滞納推進機構という新しいところへの負担がどのくらいになるのか、このへんを説明いただきたいと思えます。

保健福祉部関係の滞納について、申し上げます。

国保税、介護保険料、保育料、病院の治療費、ともに年々、収納率が下がっています。新たな対策は何か考えておりますか。

簡易水道・下水道使用料の滞納について、質問させていただきます。

簡易水道は使用料を支払っていないときは、法律で給水停止の措置もとることができますけれども、当市としては、そうした事例があるのかどうか。また、どんなように考えているか。

下水道の滞納では、この間、山日でも出ておりました。甲府市では最近、財産の差し押さえを行っております。北杜市では、どのような措置を考えておりますか。

住宅使用料の滞納についてであります。

昨年、悪質な滞納者には法的な措置をとる旨、議会に提案され、議会でも議決しました。その後、具体的な事例が出てきたのかどうか。そして、その後、どんなふうな効果が出てきているか、ご説明願いたいと思えます。

最後に学校給食の滞納についてであります。滞納者の件数はそれほど多くはありませんでしたが、しかし滞納者が年々増加してきている。ある自治体では納入確約書を書かせるとか、また弁当の持参うんぬん等で、少し批判のあったところもありましたけれども、こうした傾向のときに、教育委員会としてはどう考えているのか。

以上、いろいろと質問いたしました。長引く不況により各家庭の財政状況が悪化し、やむを得ず、滞納していることも理解できます。しかし、市民負担の公平性と市政運営の充実には、滞納対策は優先して取り組まなければならない課題といえます。中でも支払い能力があるにもかかわらず、納付を拒む悪質な滞納者には、これは毅然とした対応が必要だと、私は思っています。市も手をこまねくことなく、税金の使い道を分かりやすく説明する努力や納税しやすい環境づくりを進め、納付率をアップさせる工夫を、さらにしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

30番、茅野議員のご質問にお答えします。

ご質問の前に、先ほど中村隆一議員の一般質問の答弁の中で、小尾直知議員の所属を公明党と申しましたが、公明クラブの誤りでありまして、お詫びして訂正させていただきます。

茅野議員ご指摘のとおり、市税、国保税、各種公共料金等の滞納は、市の財政運営に大きな影響を及ぼしています。本市においては、平成18年度に県内初の県税事務所職員の派遣による、共同徴収を3カ月間実施し、特に預貯金、給与等、債権の財産調査、差し押さえを重点に滞納整理を実施してまいりました。

平成19年度におきましても、悪質な滞納者に対し、売掛金および不動産賃貸借契約に基づく家賃の債権差し押さえ、給与の差し押さえ等を執行し、徴収率の向上に努めてきたところであります。

特に昨年度におきましては、市内全域で11件の自動車差し押さえを執行しており、県内では県税事務所、甲府市に次いでこの差し押さえ実績となりました。さらに滞納者との折衝により、納税確約書を締結した件数は、北杜市誕生以来、約600件に及び、平成19年度の納税確約者宅への臨戸徴収は992件、約4,700万円の徴収実績を挙げております。また、本年の4月下旬から5月中旬にかけて、出納整理期間夜間臨戸徴収を10日間で、延べ164名により実施し、約800万円にのぼる徴収実績となりました。こうしたことにより、平成19年度市税全体の徴収率は前年度を約0.2%、上回る見込みであります。

これからも市税の市民負担の公平性・公正性の観点から市税等、滞納者に対する適正な滞納処分等を実施していく考えであります。また、多様化する住民サービスへの対応の中で、納入機会の拡大、利便性の向上のため、コンビニ収納および、ゆうちょ銀行対応などにつきましても、平成21年度の基幹系システム再構築を視野に入れ、現在、導入に向け検討中であります。

最初に、徴収部門の一元化についてであります。行財政改革アクションプランにおいて、徴収部門の一元化を挙げております。

県内各市の徴収部門の組織状況等を調査しておりますが、徴収部門が対象としている税目、料金等については、滞納処分の根拠法令である国税徴収法、地方税法が適用される市税、国保税等を対象としているのが現状であります。滞納者のデータについては、科目・料金等が把握できるシステムになっており、市税・国保税・各使用料等につき、各関係部局との連携をとりながら、夜間臨戸徴収、滞納処分等による効率的な共同徴収を実施しているところであります。

次に民間の力を借りての滞納整理についてであります。本年4月から県内20市町村と県で構成する山梨県地方税滞納整備推進機構がスタートしており、その実績も確実に挙がっております。今後とも県税事務所等と共同し、滞納事案に対処してまいりたいと考えております。

次に多重債務者への相談や救済窓口についてであります。山梨県においては多重債務に苦しんでいる人のために、山梨県弁護士会および山梨県司法書士会の協力を得ながら、無料による法律相談会を毎週開催していますので、これらの窓口を活用するよう、対応しているところであります。

次に山梨県地方税滞納整理推進機構についてであります。滞納者への折衝につきましては、推進機構と市が十分な事前調査を行い、地域と滞納者の実情を把握している、市の担当者が随行する体制をとっておりますので、ご理解をお願いします。

また、平成20年度の滞納整理推進機構への北杜市の負担金は、人口3万人以上の市町村の区分で、16万9千円となっております。いずれにいたしましても、徴収部門の一元化の推進につきましては、庁内でこれまで検討を重ねてまいりましたが、法的な課題もあることから、早急に北杜市徴収部門検討委員会を設置し、効率的な徴収体制を築いてまいりたいと思います。

市民負担の公平性、税収等、納付税アップに努力しなければいけないわけでありまして、葦崎市のよい例、あるいは他の自治体の模範となるようなこと等々を研究させていただきまして、頑張りたいと思います。

その他の件につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

学校給食費の滞納について、ご質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づき学校教育活動の一環として実施しており、その実施に必要な施設や設備に要する経費以外の、主に食材に要する経費を児童生徒の保護者の負担と定めております。そのため、北杜市の学校給食運営は、保護者からの給食にかかる食材費のみを徴収し、また地産地消推進のため、北杜市からの補助金も食材費に上乘せして運営しております。

この給食費に滞納が生じた場合、学校給食が納期限までに口座引き落としができなかった、あるいは納付書により納付されなかった場合、保護者には直ちに納付を求める文書と納入通知書を郵送します。それでも納入されない保護者には、3カ月に一度、文書と納入通知書を郵送し、納入をお願いしております。また8月と12月には長期末納者に対して、電話による納入のお願いや給食センター職員と教育委員会職員により、臨戸徴収などをしております。このほかに小中学校とも連携して、個別懇談等の折に未納のある保護者に納入をお願いしております。

滞納分は一括納入が基本ですが、家庭の事情により困難な保護者には分納について説明し、納入誓約書を提出していただき、計画的に納入していただくようにしております。

学校給食は、発達段階にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、食事について正しい理解と望ましい習慣、マナーを養うのも目標の1つです。明るく楽しい給食の時間を共有し、社交性を培うのが学校給食であると考えます。

安定した給食を継続するためには、給食費の確保が極めて大切であります。学校給食費の滞納は自分さえよければよい、他人に迷惑をかけても構わないという、保護者の無責任な姿勢があるならば、成長過程にある児童生徒にとっては、好ましいことではないと受け止めております。今後も学校給食の重要性と、給食費の基本的な仕組みを保護者に広く理解していただくとともに、経済的に困窮している家庭には、就学援助制度や生活保護制度等の周知を行い、また滞納整理の回数を増加して、根気強く徴収にうかがうことと併せて、滞納がある場合には厳正な対処も考えながら、学校給食費の負担の公平性を保つよう、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

次に国保税、介護保険料、保育料、病院の治療費の滞納対策についてであります。国保税

につきましては、滞納者に対しては積極的に納税相談の場を設け、納税確約書の締結や短期証の活用により、計画的な納付の促進に取り組んでおります。

また電話による催告、保険証更新時における文書による催告、滞納処分の実施、夜間の臨戸徴収や徴収員による臨戸徴収の充実を図っております。その結果、平成19年度の滞納繰越分については、収納額5,668万9千円となり、前年度の収納率を上回る見込みとなっております。介護保険料につきましては、夜間の臨戸徴収、電話による納入依頼、納入通知書発送時の給付制限に対する説明文の同封、ならびに制度の周知、納入相談による納入確約書の締結、督促状および催告書の発送、滞納処分の実施、滞納者が要介護認定を受ける際に、未納保険料の一括徴収等を図っております。その結果、平成19年度滞納繰越分については、収納額213万4千円となり、前年度の徴収率を上回る見込みとなっております。

保育料につきましては、滞納者に毎月督促状を催告。年に数回は納入を促がす通知を、保育園を通じて手渡し、納入を促しております。また、滞納者を戸別に訪問し、一度に納入できない場合などの納入相談を行い、分納誓約書を交わして納入させていただいております。

病院の治療費の未収金につきましては、電話、郵便、訪問などによる督促を促しております。また大口の未収金については、分納誓約書を交わして納入させていただいております。

なお、本年4月からクレジットカードでの支払いも可能となり、未収金の発生防止に効果があると思っております。

次に国保の資格証明書についてであります。被保険者資格証明書は特別の事情がないにもかかわらず、国保税を滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めたのちに交付するもので、交付を受けた被保険者は医療機関でいったん、診療費用の全額を支払うこととなります。資格証明書の交付は滞納者対策の1つであります。交付により納税に対する効果がある一方、交付によって滞納者と接触する機会を失う場合があることなどを考慮し、現状では資格証明書の交付は行っておりません。市では、できるだけ滞納者と接触する機会を確保し、計画的な納税を行っていただくことに重点を置いているため、短期証を有効的に活用しながら、滞納対策に努めておるところでございます。

○議長（小澤寛君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

簡易水道および下水道使用料の滞納についてであります。上下水道事業については、地方財政法の規定により、原則として独立採算に基づく経営が求められております。上下水道使用料は、経営の根幹をなすものでもあることから、市民の皆さんに理解を求め、徴収率の向上に努めております。しかしながら、使用料を納めていただけない方につきましては、督促状および催告書を送付し、なおかつ臨戸徴収により、未納金の徴収および納付誓約書の取りつけを行っております。また、本年1月から2月にかけて、本庁と総合支所、合同による滞納整理期間を設け、担当職員による滞納整理を実施したところであります。

こうした状況から、簡易水道使用料の滞納にかかる給水停止は実施しておりません。しかし、北杜市簡易水道給水条例および水道法の規定において、給水を停止することができるということからも、今後の対応につきましては、水道料金等の滞納にかかる給水停止処分取り扱い要綱等を定め、対処してまいりたいと考えております。

また、下水道使用料の滞納にかかる措置についてであります。地方自治法の規定では、地

方税の滞納処分の例により、処分することができるものとされておりますけども、現在は財産の差し押さえは実施しておりません。

今後は臨戸徴収による滞納整理をさらに実施し、成果が挙がるよう努めてまいります。しかしながら、どうしても徴収に応じず、悪質な場合等については、財産等の差し押さえなどの措置も講じていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

次に住宅使用料についてであります。市営住宅の滞納者に対しては、電話や催促書による督促をはじめ、職員による臨戸徴収や滞納者に対して、納入指導の強化に努めてまいりましたが、住宅使用料滞納額は平成18年度末まで増加傾向にありました。

そこで平成19年度から滞納解消を図るため、滞納額が高額で、使用料納付に誠意の見られない5名について、明け渡し訴訟の準備を進めたところ、このうち3名は滞納家賃の全額納付や分納誓約を行ったため、残る2名の訴訟について、平成19年12月の議会において議決をいただいたところであります。

この2名のうち1名は、訴訟手続き中に滞納家賃の一部納付と分納誓約書の提出があったため、訴訟を取り下げました。残る1名については、本年5月初旬に、甲府地方裁判所法廷において、滞納家賃88万円余の支払い分があることを認め、平成20年6月末までに市営住宅を退去する。また、同年7月末までに20万円を納付し、残金については翌月から分納するという判決が言い渡され、一連の訴訟関係はすべてが結審しました。

この結果、住宅使用料の平成18年度と19年度の比較で、現年度分では1.34%、280万円余り。過年度分では16.79%、640万円余りが増加いたしました。このように、訴訟による滞納対策には、大きな効果や成果があったと確信しているところであります。今後も引き続き、市営住宅の負担の公平と管理の適正を図るため、誠意の見られない悪質な滞納者に対しては、提訴をふまえて実効性のある住宅使用料滞納整理事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

茅野光一郎君、再質問を許します。

○30番議員（茅野光一郎君）

滞納整理に、今、聞いてみますと、大変ご苦労されまして、それなりの効果が出てきている、大変、敬意を表したいと思います。

1点だけ、再質問をさせていただきますが、先日、市長と語る会で、高根町で津金の方が、もう津金には金融機関は郵便局しかないというんです。でありますから、郵便局で口座振替ができるようお願いしたいと。その回答が、できないと言ったんですね。それは何か、税務課長、少し勘違いしたのかもしれませんが、こんなことはできるはずですよ。今から北杜市なんて、郵便局だけしか残らないということが、あちこち出てまいります。これを駄目だと。コンビニだってやろうというような時代に、郵便局は金がかかるから駄目ですなんていう考え方は、

今の時代に合わない。もう一度、責任ある回答を総務部長からお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

茅野議員ご指摘の、郵便局での支払いについてでございます。

市長の対話の会の際の回答につきましては、一部、説明不足といいますが、言葉足らずの点もあって誤解を招いたことをお詫びしたいと思っております。特に金融機関や総合支所が近くにない市内の地域の皆さんには、大変ご不便をかけてきたところでございます。そういうことから、平成21年度の機関係システムの再構築の際には、郵便局でも金融機関でも収納できる納付徴収の統一を当然、図っていくということで、住民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

また、それまでの間につきましても、郵便局での口座振替の推進を図るために、郵便局の窓口にも納付書をおいて、納付できるような体制をつくるということで、先日、郵便局との協議も重ねてまいりましたので、早速にも納付できる状態の環境整備を整えましたので、その節の説明不足に対しましては、お詫びを申し上げたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君の質問は以上でございますので、関連質問を許します。

ございませんか。

（なし）

ないようですので、質問を打ち切ります。

これで30番議員、茅野光一郎君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、31番議員、浅川富士夫君。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

農業用地の利活用について、質問をお願いします。

中山間地域等直接支払い制度は、農地を荒らさない水路・道路の管理、多目的機能の発揮の3本柱を基本として、平成12年から平成16年までの5年間の活動で始まりました。さらに17年度から5年間の継続事業となり、内容もレベルアップされ、必須要件・選択要件をクリアすることで交付金が支払われる。要件が5年間で達成できない場合は、交付金を返還しなくてはならないため、耕作放棄地を出さない活動としては有効であり、農業生産組織、認定農業者等による農地の集積、農作業の受委託等の基盤ができつつあると思っております。

この制度も、平成21年度で終わりますが、市としての評価と今後の対応について、以下、質問をいたします。

1つ目といたしまして、米価安定のための生産調整による転作田の作付け状況を見ますと、市の対象面積1,045ヘクタール中、自己保全管理地45%、一般作物25%、ソバの作付け13%、大豆が4%、大麦1%、青刈りトウモロコシ1%、その他となっております。食に関する現況は輸入促進の安全性、穀物のバイオエネルギーのエネルギー化等の影響を受けて、自給率の向上は、喫緊の課題であります。470ヘクタールの自己保全管理水田は草刈り、耕

運した状態で、何も作付けされずに中山間の交付金を受けているのが、現状であります。自己保全管理水田の活用について、今後どのような対策を進めるのか、お伺いいたします。

次に平成20年度の、米の作付け目標が対19年度比1%、約19ヘクタール減の1,896ヘクタールと目標設定されて、農業協同組合中央会から各農家に生産量および作付面積が通知されました。目標と実績のギャップについて、事後調査あるいは事後調整等がなされると思いますが、これについては事前に調査、調整が必要ではないかと思っております。その理由といたしまして、中山間地域支払い制度の中で、協定違反になりますと、交付金の返還に関する項目で見ますと、米の作付面積が目標を超えて作付けられた場合は、協定農地のすべてについて、次年度以降、交付金の対象としないとあります。したがって、目標オーバー時の交付金の支払い等の関係についてどのようになるか、お伺いしたいと思います。

3番目に、この項目の中で、ちょっとミスがございます。助成金が平成21年度とありますが、22年度でありますので、通告の数字を訂正していただきたいと思っております。

中山間地域等直接支払いの交付金、産地づくり交付金等、国・県・市からの受けている助成金が平成22年度から打ち切れ、また見直しされるようですが、特に高齢者の多い小規模農家の不安は大きく、生産意欲が生まれ、農業振興のためにも、現行の助成制度の継続を期待するものであります。今後の見通しについて、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

31番、浅川富士夫議員のご質問にお答えいたします。

最初に、自己保全管理地の活用についてであります。

不作付け水田への転作作物導入には、需要状況を判断した中で、売れる農産物を推進していくことが必須となります。現在の需要状況を見ますと、世界的な穀物不足が問題視されており、特に大豆、小麦がその象徴であります。このことから、本市の気候条件と標高に合った大豆を積極的に勧めているところであり、各地域の担い手組織に働きかけているところでもあります。今後も受け手となる担い手の経営強化対策と並行した中で推進を図り、不作付け地の有効活用を展開してまいります。

次に、米の作付け実績の確認とオーバー時の対応についてであります。

米の作付け実績の確認については、6月下旬から7月中旬に実施します水田の現地確認において、実績把握をいたします。また、その結果として配分量をオーバーした場合には、飼料用稲への転換措置を講じ、高騰する畜産飼料として供給する計画としております。これに併せて、最終精算額が米の所得水準に見合うような交付金、助成金体系の整備もすでに行っております。

次に今後の国、県、市の助成金の見通しについてであります。

現在、平成19年度から21年度までの3年間で、国の産地づくり交付金制度が施行されているところであり、県・市においても、この交付金制度により助成金体系を創設し、実施しているところでもあります。平成22年度からの産地づくり交付金は、国においても不透明な状況であります。しかし、国内自給率の低迷と輸入農産物依存の日本においては、このような交付金制度の廃止は死活問題となり得ることから、制度の継続を目指し、地方六団体ともども国へ働きかけていきたいと考えております。

本市においても、国の動向を見ながら、また地域農業の実情把握をした中で、需要がある農作物への助成制度を継続してまいる考えであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川富士夫君の再質問を許します。

○31番議員（浅川富士夫君）

本市の転作田の45%を占める自己保全管理地に関して、再質問を行います。

地域別の転作面積に占める自己保全管理地の実態は、明野町が51%、須玉町67%、この両町ともソバの栽培比率は1%でございます。高根町が40%、ソバの関係については14%。長坂町が34%、ソバが14%。大泉町が22%、ソバが51%。小淵沢町が45%、ソバが11%。白州町が48.5%、ソバが5%。武川が52%、ソバが1%。ソバの全体の作付面積は、140ヘクタールにのぼります。これに対して、先ほど、市が奨励しております大豆につきましては、栽培面積が4%と、非常に低いわけでございます。さらなる、大豆の奨励が必要かと思えます。

ソバについてお話ししますと、ソバの栽培をしている地域は自己保全管理地が非常に少ない。特に顕著なのは大泉の22%、これは51%もソバを作っている。次に長坂町の14%、これは栽培比率は34%。高根町も同じくソバが14%、転作面積の自己保全管理地は40%ということで、非常にソバが貢献しているということが分かります。

現在、多額の助成金をいただいて、ソバを栽培しているわけですが、ソバについては短期間で収穫ができ、栽培技術も簡単というようなことで、高齢者にも可能ということで、転作物物としては、非常に有効な作物であると思えます。

近年、ソバ食の需要も増加しております。八ヶ岳南麓産のソバが長野県の製粉会社より認知されまして、食味も非常によいというようなことから、大泉町の玄ソバを全量引き取ってもいいというようなことが、現在、言われております。八ヶ岳南麓のソバの産地化、ブランド化、地産地消の上でも、JAを通じての販売網の強化・拡充が喫緊の課題ではあるのではなかろうと思えます。市の指導・育成に対する所見を伺います。

もう1点。先般、テレビで放送がありました。韓国において、菜種を約1,500ヘクタール栽培しているというようなことがありまして、これは主にバイオエネルギーとして利用していると。また、その花の開花時には、集客に一役買っていると。観光面でも一役買っているというような放送がございました。本市においても、この転作田、あるいは畑作にヒマワリとともに、簡単に作られる、この菜種を栽培してはどうかと、こんなふうに提案しますが、ご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

浅川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど細かい数字を挙げていただきまして、ありがとうございました。

明野町からはじめまして武川町まで、保全管理転作の面積が1,045ヘクタールで、あと細かい内容で自己保全とソバとの対比も、全部もろもろ指摘くださいます、ありがとうございます。まったく、そのとおりでございます、数字にはまったく間違いがございません。

実際に、この保全管理がもったいないから、ソバでなくてもやれということですけど、まったくそのとおりでございます。ただ、今のところ、国の産地づくり交付金、いわゆる産地の横断ですけども、品目横断ですけども、基本的には国では、いわゆる穀物としての、食べられる食料という考え方をしております。それはそれでいいんですけども、その中でもソバにもある程度の産地づくり交付金は、国でも出しております。したがって、私ども北杜市では、独自にソバには出しております。それはご承知だと思います。資料等もいろいろありますけれども、北杜市では全国でも北杜市バージョンとして、プロパーでの補助金の率は全国でも1、2を争うくらい出しているつもりでございます。

したがって、今後の自己保全管理につきましては、これはなかなか、高齢者もいることですし、非常に難しい面がありますけれども、これからはやはり、ある程度、品目横断も含め、ソバも含めた品目横断の形で北杜市のいわゆる、やろうとしている担い手をつくりながら、なんとか自己保全を減らしていこうではないかという考え方を持っています。

いわゆる来年度、この産地づくり交付金の関係が、国の施策が実際には19、20、21で第2期ですから、22年度からは今のところ、これはなくなるという考え方ですけども、基本的には今のところ、まだ、国でも明確にございません。おそらく、これは私どもの不確定な情報ですけども、おそらくまた、22年度以降もいくんではないかということをご非公式ながら、私どもは把握している状況でございます。

それから、あとは菜種のご関係でございますが、前回はヒマワリのご関係もいろいろご指摘されました。非常に世界的に穀物価格が高騰してございますし、日本でもいろんな関係で、世界のトヨタがいろんな形でバイオの燃料もやりましょうという形になってきます。それには穀物を排した、食料とは別のものを使いながら、食料危機に反するようなことはしないということをお願いするようですけども、基本的にはまた、菜種といえば、昔はみんな、菜種を絞ったわけですから、また昔に戻ればいいと思います。

ただ、今のところ、国のほうでも、その菜種に対してのコメント等はまだしてございませんので、議員からのご指摘を真摯に受け止めながら、われわれもそんなような形を、もしできれば北杜市のバージョンとしてやっていきたいというふうに、検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで31番議員、浅川富士夫君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時46分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、40番議員、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

南アルプスの山岳および道路・河川につきまして、質問させていただきます。

北杜市もリトリートの杜、だんだん具体化してくるわけですが、滞在型になりますと、景勝地などの手の入った自然環境を提供する必要があると思うわけですが。

まず村中の道路について、お聞きします。

1点目は、山高の神代桜から真原の桜並木までの、わずか160メートルくらいなんですが、この区間が1車線になっておりまして、シーズンになりますと、これが大変、渋滞の原因になっておるわけですが。そして、もう1カ所は高龍寺というお寺があるんですが、その入り口が狭いもので、同様にそれが渋滞で引きずっていくわけですが。よろしくお願ひします。

2点目につきまして、県道甲斐駒広域農道と言うんだと思うんですが、武川を東西に工事を進めておるわけですが、ぜひとも神代桜へのアクセスといいますが、それができると、どうということになるかといいますが、例えば桜の時期におきまして、山高にしる黒沢という地域の一方通行が避けられるということでごいまして、ぜひともそれは区民のためにもお願ひしたいというふうに思っております。

次に駒ヶ岳について、お聞きします。

入山者、ならびに入山者数を掌握しなければ、施設の計画だとか、あるいは災害救助の場合、困難であると思われれます。登山口は横手・竹宇の2カ所ありますが、駐車場の大きいほうが、竹宇に限って大きいので、竹宇に限っていえば、登山者名簿の表示もないし、朝早ければ店が開いていない。私がこの間、確認をしてみたわけですが、朝の9時に行ったんだけど、店は開いておりませんでした。

この場所というのは、登山者はもちろん、例えば溪谷に来る人、あるいは駒ヶ岳神社に来る人、あるいは釣り人、あるいは日向山に登る人たちが来る。実に不特定多数の場所であります。そして、なぜ、それが必要かという、今言いますが、チェックする、例えば登山者名簿みたいなものは、僕は絶対必要だと思うんですが、例えば上に行って、山小屋の宿泊名簿を調べればいい。けども、それだけだと、そこにはキャンプ場がありますから、チェックもできませんし、それから北沢峠からも入ってきてしまう。チェックするところがないわけですね。

例えば、そういった場合、登山者に何かあったら、北杜署は、まず地元で救済の措置をお願ひするだろうし、あるいは登山者だって記帳する義務があるんじゃないかなというふうに思っております。

実は、この駒ヶ岳というのは山岳信仰の山でございまして、8合目にある花崗岩の鳥居が倒れたままになっておるわけですが。この鳥居は、駒ヶ岳のシンボルであるわけですが、それがずっと倒れたままにしておくのもどうか。しかし、鳥居だから神社・仏閣

のそれに引っかかってくるのかなと。市費が、公費というものがどういうふうにあるべきかという面において。ただ見苦しいですので、そのへんをなんとか検討していただきたい。増設ではなくて新設でもない。ただ、寝ているものを起こせばいいですので、そのへんの費用を。ただ、くじけているから、そのへんはちょっとあれしないと分からないかもしれません。その建立も半世紀以上、経っているものでございますので、山に登る愛好家にとっては、なんか寂しい気がするわけでございます。

そして、そこに、例えば尾白の森から上がるわけですが、そこにもトイレが男女2個ずつだから、4つしかございません。そういうふうには、それだけの大きな駐車場がある。それだけの人が集まりながら、女性のほうなんか、朝行けば並んでいますよ。こういうことが、なんと言いますか、チェックというか、そういうものがないと、そういったものをつくってしまうのではないのかなというふうな気がいたします。

次に日向山について伺いますが、現在は矢立石から日向山まで、歩いて2時間ぐらいでしょうか、しかし登ってみてびっくりするんですが、その道路というのは、僕は関東ではじめて、そんなにきれいな遊歩道を見たのは。ただ、そこには車が、矢立石のところの駐車場には6台、ないし7台ぐらいの駐車場ぐらいしかないんですが、そのところの、ちょっと手前から舗装道路が切れているわけです。舗装道路が切れた部分は、県の所有地だそうです。その県の所有地だからどんどん道を、例えば県から借地する必要がある。そして、そこからもっと先へ行きますと、かいじ国体のときの、そこが駐車場になっておるわけです。それは県の県有地という意味におきまして、まさか、あの日向山へ登るのに、6台や7台の駐車場という、これは苦情が出るわけです。あれだけ、しかも、あの道だとかそういうものが整備されていて。ただ、駐車場がないんです。だから、それをもうちょっと言って、県から、それはやっぱり市長さんをお願いするしかないんですよ。ここのへんでちょっと、力を出してやってください。ということでございまして、それ、意外と大きな問題になっておりますので、市長、本当に考えていただきたいと思います。

例えば、今度は渓谷について伺いますが、尾白渓谷につきましても、あのパンフレットを見ますと、ハイキングコースのような気がするんです。ただし、泉岳寺から神蛇滝、あのへんになると、もう、これは完全な登山道でございまして、それから不動滝から錦滝、そして日向にも行くわけですが、これはちょっとクローズしておくほうがいいような気がいたします。それはプロの登山家が行くような場所でございますので。そして公の施設というのは、例えばそこにも、錦滝のところに東屋があるんですが、上はなんともない。ただ下が、水が張っていると、ちよろちよろしているから、下が腐ってきてしまっている。簡単なことですものね、側溝造るぐらいのことは。そんなものが、ずいぶん置き去りになっている。目につくところでございます。

次に大武川について、ちょっとお聞きしますが、ここの大武川というのは赤薙の滝、白州へ行く篠沢滝というか、その滝へは行けるんですが、赤薙の滝というのは昭和34年の台風以来、行くことができないんです。距離にして1キロ半ぐらいのところですが、せめて遊歩道くらい付けていただければ、そこも行けるんです。

そんな意味におきまして、今、これは南アルプスの山麓を言ったわけでございますが、例えば八ヶ岳にしたって、そうだと思います。瑞牆のほうにしたって、そうだと思います。観光地と言われながら、意外とそこに細かな目を向けて、それはリトリートの杜にふさわしい観光地

づくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

40番、鈴木孝男議員のご質問にお答えいたします。

観光地の整備について、いくつかご質問をいただいております。

最初に武川町の山高から真原の桜並木までの区間の拡幅についてであります。現在、測量設計に着手しておりますので、年度内には一部着工し、来年度完了の計画で進めております。

次に甲斐駒ヶ岳広域農道から神代桜へのアクセスについてであります。神代桜は観光名所として、シーズンにはマイカーや大型観光バスなどで渋滞し、集落内での通行に支障を来している状況であります。このため、市といたしましても、集落内の渋滞緩和のため、広域農道から神代桜に至る市道、山高黒沢線への取り付け道路として、以前から山梨県に対し、延長約90メートルの整備を要望してきた結果、今年度から事業が実施される計画になっております。

次に駒ヶ岳、日向山についてのご質問ですが、駒ヶ岳の入り込み客数については、甲斐駒七丈小屋からの報告によって把握しており、登山客は年々増加している状況であります。

次に竹宇の駐車場のトイレについてであります。市内のすべての観光地への共通した対応として、一時的なトイレ不足については仮設トイレにより対応しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に8合目の鳥居についてでありますけれども、数年前に大雪だったのか、古くなっていたのか、崩れたというお話を聞きました。私も甲斐駒は二度登っているのでもありますが、あの鳥居を通していくときは、独特なごみを感じます。そしてまた、甲斐駒登山道の1つの大きな目玉的なシンボルであることも、たしかであるわけでありまして、駒ヶ岳神社の崇敬者により建立された宗教上の建造物と思われ、行政での対応は困難と考えておりますが、長年にわたり登山客に親しまれてきた建造物の1つでありますので、関係者の意見も聞いてみたいと思っております。

次に日向山駐車場についてであります。日向山は初心者でも安心して登れる山として親しまれ、毎年、多くの人々が訪れる貴重な観光スポットでありますので、現地の調査を行った上で、県とも協議して、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

最後に尾白川、石空川、大武川渓谷の整備についてのご質問ですが、尾白川と石空川の遊歩道については毎年、定期的な現地確認を実施しながら、遊歩道等の整備を行っており、今後も継続して、安全性の確保に努めてまいりたいと思っております。また、大武川渓谷についても、現地の調査を行う中で、たしかに篠沢の滝とか、結構おもしろいスポットがたくさんあるわけがあります。遊歩道を含めて、今後の対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木孝男君、再質問を許します。

○40番議員（鈴木孝男君）

石空川渓谷について、ちょっとお聞きいたしますが、石空川渓谷を詰めていきますと、滝見

台といって精進ヶ滝が見えるところが出てきます。現在、その滝見台までいきますと、滝の60%ぐらいしか見えないんです。それはなぜかと言いますと、木が繁茂してきてしまった。ところが、国立公園内に入るか、国定公園に入るか、僕はちょっとそのへんが定かではないんですが、そのへんの伐採は県の林務なのか、市がどこかに許可をもらうのか。そういったことを観光協会のところへでも言ってくれないと、写真を撮りに来ても写真が撮れないのが現実です。この間、映画の撮影に来たけれども、やっぱり60%ぐらいということでもって、いい写真は撮れなかったそうです。

それから、もう1点。実相寺の桜のシーズンなんですが、やっぱり、そこにも仮設のトイレでもいいですから、仮設のトイレを男女2台置きましたが、あれでは、とてもではないですけども、列をなしすぎて、そのへん、市長よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

鈴木議員の、再質問の滝見台からの精進ヶ滝の景観でございますけれども、私どももつい最近ですと、4月28日に一応、現場は見ました。そのときはまだ、これほど緑が繁茂しておりませんので、ちょっとあれですけども、たしかに滝が一部見えないところもあるということです。そこに議員がおっしゃるように、あそこは南アルプス国立公園でございますので、なおかつ特別区域にも、精進ヶ滝はされている地域でもございますので、これはまた、市のほうといたしましても、ちょっと難しい問題でもありますので、国、環境省とのお話ししなければならぬだろうし、そういうこともふまえた中で、一応、国とも話をしてみたいと、県とも話をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、部長の答弁のとおりだと思いますけども、ちょっと発展的な話を言って恐縮ですけども、たしかに、私も2年前にその精進ヶ滝へ行って、そして滝見台を見させていただいて、鈴木議員と、まったく同じ思いをしました。そしてまた、これは数年前ですけど、ここで見えます茅ヶ岳の頂上へ行って木があって、せっかく頂上へ行って、まわりが見えない。また小海線を、この前ハイブリット車両で、久しぶりに乗りましたならば、高原列車でなくて、密林の中を走る列車のような思いをしました。つまりまったく木が、聞きようによっては緑豊かということかもしれません。けども、いわゆる高原列車の味が見えないと、こんなことでありまして、私も職員になんとか小海線からも、部分的でもいいから甲府盆地、南アルプス、富士山といわず、あるいは部分的でもいいから、八ヶ岳のあの雄大さが見えるようなところを林務の理解を得て、地主の理解を得て、カットしてでも見えるようにしようではないかという話を、職員にも調査を命じておるわけでありまして、いずれにしても、これをもって、乱開発とは誰も思われたいはずでありますので、よく林務と調整しながら、あるいはまた言う環境省の問題もあるかもしれません。期待に応えたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで40番議員、鈴木孝男君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、14番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

2点について、質問いたします。

まず、放課後児童クラブの受け入れ態勢の拡大について、質問させていただきます。

女性の就労の一般化や少子化が進行する中、放課後児童クラブは仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成に重要な役割を担っており、平成9年の児童福祉法改正により、放課後児童育成事業として、法律上、位置づけられています。

対象児童は1．保護者が労働等により、昼間、家庭にいない1年から3年生。2．その他、健全育成に指導を要する児童であり、特別な場合を除いては、通常4年生以上の受け入れはありません。しかしながら、仕事を持つ親は、子どもの年齢には関係なく、子どもが4年生になったからといって、仕事の環境が変わるわけではなく、仕事の量が減ったり、勤務時間の短縮、また退職など、あるうはずもありません。兄弟がいる場合、上の子は4年生になると預けられる対象から外れてしまい、一人ひとり、別々の環境に置かれることとなります。かえって心配だという声も聞かれ、4年生以上の子どもの受け入れを強く望んでおります。

北杜市内には、放課後児童クラブと児童館が併設されているところや集いの広場と併設されているところ、単独で設置されているところと、また定員以上の登録のあるところや反対に定員に満たない放課後児童クラブもあり、中には空きスペースもある施設もあります。

1年生から6年生というと、子どもたちの知的能力、身体能力、また体力にも大変な差があり、指導者の受け入れ態勢や施設のスペース、機能など整備されなければならない課題が多くあることは承知しておりますが、働く親が安心して働ける環境づくりは、子育て支援の重要な課題と考えます。

そこで1つ目、放課後児童クラブでの4年生以上の受け入れ状況。そしてまた、家庭状況をふまえ、4年生以上の子どもの受け入れの拡大を考えていただけるのでしょうか。

2つ目。児童館と放課後児童クラブとの併用をして、空き施設の有効利用を考えるお考えがありますでしょうか、お伺いいたします。

大きく分けて2つ目、食育推進プロジェクトについて、お尋ねいたします。

平成17年7月、食育基本法が施行され、食育の位置づけ、食をめぐる問題意識、食育推進に関する今後の課題等が掲げられ、食育推進会議では食育推進策定計画を策定するものと定めております。健全な食生活を実践すること、とりわけ次代を担う子どもたちが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身に付けることは、極めて重要なこととあります。

平成19年6月現在では、全国40都道府県で計画が作成されており、市町村では70の市町村が作成し、作成割合は4.1%となっております。都道府県食育推進計画に数値目標とし

て設定された重要項目には1．家族、または親子で食卓を囲む機会の増加。2．学校、保育所等における取り組みの充実。3．食生活の改善。4．自然の恩恵等への感謝、環境との調和。5．食文化の伝承。6．食品の安全性に対する理解の促進。7．国民運動の推進などがあります。

早期から改修を要望されていた給食センターが仮称、北杜給食センターとして、現在、建設が進行されている中、市内の小中学校給食では、お米は100%地元のもの、野菜は10%ほどが使われておりますが、食に対する安全の確保や地元で採れたものを地元で消費する、いわゆる地産地消のシステムの構築が求められております。

「給食センター方式は絶対反対、自校式にして」という、給食センター建設に反対の声の中には、食育に関することが数多くあり、子どもはなんとか、その心配を解消していくことが、今後、給食センターを管理・運営していく上での重要な課題であると考えます。

以前、北杜市で行われた今治市の食育教育を学習する機会に恵まれたのですが、食生活の指導、栄養学、体に及ぼす影響等、一貫した教育は非常に参考になり、広く市民に知らせたい内容でありました。北杜市では、いち早く食育推進プロジェクトなる北杜食育地産地消推進協議会を立ち上げたわけではありますが、全国でも4カ所取り組んでいるのみであり、大いに期待するところであります。

そこで、次のことについて、お尋ねいたします。

この協議会が、どのような観点からの計画を考えておられるのか。構成員、計画実施の予定。住民の意思の反映はどのようにしていくのか。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

14番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

最初に放課後児童クラブでの、4年生以上の受け入れについてであります。

市では13カ所に放課後児童クラブを設置しており、本年4月から学童クラブ、ふれあい教室等の名称を放課後児童クラブに統一したところであります。6月1日現在で、13施設の定員総数433人に対して、450人が登録しております。対象児童は小学校1年生から3年生までですが、児童健全育成上、指導を要する4年生以上は、9施設で40人が登録されております。

家庭状況や核家族化等による4年生以上の受け入れについてであります。定員、施設規模、放課後児童クラブの活動状況、また申請内容等をふまえながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、児童館と放課後児童クラブとの併用についてであります。

市には児童館が5館あり、須玉さわやか児童館と武川児童館は放課後児童クラブと、大泉駅前児童館は集いの広場と併設しております。明野児童館は総合会館内に、いずみふれあい児童館は大泉金田一春彦記念図書館内に設置されております。このように、本市の児童館は他の施設と併設されておりますので、施設状況を生かし、図書館等と連携、また母親クラブの育成を図りながら、児童が自立できるよう児童厚生員が支援しております。

児童館と放課後児童クラブの併用については、ほとんどの放課後児童クラブで定員オーバーの状態であり、定員に満たない施設との児童館併用については、4年生以上の放課後児童クラブ登録と併せて、今後の検討課題とさせていただきます。

次に食育推進プロジェクトについて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、どのような観点からの計画を考えているかについてであります。

本市では総合計画として8つの杜づくりを掲げており、食はこの杜づくりに欠かせないもので、食を育む自然環境は市が全国に誇れる財産であり、しっかりと未来へつなげなければと考えております。そこで、このたび、食と農・健康な杜づくりプロジェクトを立ち上げ、農水省が定める全国3地区の地産地消、モデルタウン事業に応募し、今年度は北杜市と佐賀県唐津市が採択されました。この事業は、北杜給食センターを建設している今日、地産地消による食育推進事業として、大変ラッキーだったと考えておるところであります。

このプロジェクトは、次世代を担う子どもたちのためにコンセプトに、人は生まれ育った環境と密接関係にあり、その土地で生産されたものを食べることが、最も体によいという身土不二を重んじ、長期的な食育、地産地消推進から市民の健康、心の健康、さらに北杜市全体の健康へとつながるようにと計画を考えております。

また、総務省の頑張る地方応援プロジェクトにも、全国11カ所の1つに採択され、先進地であります福井県小浜市との交流も深めながら、全国に誇れる活動につなげたいと考えております。

次に構成員、計画実施の予定についてであります。

食育および地産地消については、昨年11月に庁内プロジェクトチームを発足させ、目標の設定、各セクションに散在する施策の整理・統合、行動計画の立案、総合評価手法の作成等に向け、検討を重ねてきたところであります。この結果、去る5月16日に市、JA梨北、生産者組織、消費者代表、教育機関などで構成する北杜食育地産地消推進協議会を設置し、実践的かつ具体的な行動を行う組織として、北杜食育地産地消推進サポートチームを設置いたしました。

計画実施については、最初の3年間をステップ1として、地域農産物への地域住民理解、環境負荷軽減への配慮、医学的背景から見た旬産旬食を北杜市食育3本柱とし、学校給食への地元農産物の導入割合向上と原っぱ教育の一環として、子どもたちを主体に北杜市の自然を教科書とした教育ファーム事業の取り組みに力を入れております。

具体的には、学校給食への地元農産物の導入を平成22年度までに、重量ベースで40%を最大テーマとして、市内15カ所の直売施設との連携強化を図りながら、学校給食への農産物供給形態の整備に着手し、JAが中心となった流通の円滑化、体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、担い手組織が中心となり生産されております農産物として、すでに100%、北杜市産を導入している米は、環境負荷軽減への配慮を念頭に化学肥料・化学農薬を通常より5割削減して栽培しており、特別栽培米として付加価値栽培の振興に取り組んでいるところであります。また、地域内植物性たんぱく質確保として、大豆栽培振興、需要に応じた野菜の生産振興においても、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

これらの取り組みに合わせ、教育機関や給食関係者の農業理解を図りながら、子どもの声や保護者の声を反映させた地産地消推進プラン、行動マニュアルの策定を急ぎ、実践・実行・検

証を行いながら、旬産旬食による、これまでにない、新たな住民福祉と地域活性化を展開していきたいと考えております。

次に教育ファームですが、この事業は米と大豆をテーマとした栽培体験や生き物調査、さらに食育講座や料理教室を加えた総合的な食農教育事業で、現在、モデル的ではありますが、すでに活動展開をしており、今後、北杜市全域の取り組みにつなげたいと考えております。

次に、住民の意思の反映についてであります。

このプロジェクトは市、市民、事業者、すべての方々の声を反映した食と農健康な杜づくりを考えています。協議会についても、食や農に携わるさまざまな方々から構成されていますので、さまざまな角度から意見を参考にしたいと考えております。

また、すでに集計されているアンケート結果も取り入れながら、今後もアンケートを企画し、意見を反映したいと考えております。例を挙げますと、現在、活動している教育ファーム事業では、家庭に帰って親子で取り組む食育ドリルを配布しています。このドリルは家庭における食状況や感想を親子で楽しく取り組める工夫がしてあり、今後、このドリルを集計する中で、声を反映させた事業展開を考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君、再質問を許します。

○14番議員（保坂多枝子君）

2点、お願いいたします。

まず、放課後児童クラブのほうですが、4年生以上の受け入れというのを非常に強く望む声があちこちからありまして、要望書や、またアンケートなども実施している中なんです。放課後児童クラブと児童館は、児童家庭課で一緒に所管をしているというところでございます。旧町村での設置がありましたので、予算計上とかが別枠になっている部分があります。それが今後の方針として、総合的に計画ができれば、職員の配置だとか、それから施設の充実、なんていうところも今から整備されていくのではないかというふうに思います。これは提言ですので、また、そんなことも考えていただけたらと思っておりますので、質問させていただきます。

それから、あと食育のほうですが、本当に先進的で総合的な計画を考えていただきまして、大変ありがたいと思うところでございます。地産地消を進めるに当たりまして、いろいろな計画に加えまして、根菜類だとか、保存のきくような野菜については、保冷库のようなものを整備するというふうなことで、年間を通して、土地のものを消費するというふうな考え方も持っていただきたいということで、2点、以上のことについて、お聞きしたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブと児童館の運営を総合的に考えられないかという、ご質問かと思いますが、これにつきましては、放課後児童クラブと児童館ではその設置をする制度が違うために予算等が異なっているものでございます。しかし、現在、放課後児童クラブと児童館が併設をされて

おります施設につきましては、指導員等が兼務をするという、一部そういったことも実施をしておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

保坂議員の再質問にお答えしたいと思います。

当然、地産地消の中で、計画の中で保存野菜も含めた保冷库ということでございます。具体的には、旬産旬食でもございますので、保冷库はということもありますが、これはまた今からのことでございますので、検討してまいりたいと思っております。基本的には旬産旬食ですので、そういうことでご理解を願いたいと思います。ただ、まだ計画の段階ですので、これからまた、みんなでいろいろディスカッションをしながら、いい方向でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで14番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

昨日の代表質問の中でも、防災に関して、たくさんの提言がされておりますが、私はAEDの普及促進を申し上げたいと思います。

先ごろ、北杜クラブ14名では消防署の指導のもと、AEDを使用した救急救命の講習会を受け、全員、講習会修了書をいただきました。突然の心停止を前にしても、いつでも誰にでもできることがあることを指導されました。

日本における病院外での心停止発生件数は年間2万、3万件程度と推計されており、交通事故による死者数の3、4倍にもなっているそうです。この数字は高齢化の進展により、ますます増加すると考えられます。

このAEDにつきましては、すでに多くの方が体験されて、市でも年々配備していることは周知の事実であります。今年度予算にも盛り込まれており、市内の小中学校、ならびに市役所と各総合支所には設置されました。職員の方の講習会も、また市内の行政区へも予定しているそうですが、なるべく早めに数多くの開催を期待するところであります。最近、この講習会自体が、すでにAEDを使うことを、このことを前提としての訓練が、もう主流になっております。

先ごろの地震なんかの関係もありまして、市民の意識が高くなってきた証拠であるんですが、その声として、近くにあったらなという願いは多くの方が持っています。やはり、はっきり申しまして、買い取りで30万円くらいしますと、特に毎日、必要とするものではなく、まったく使わないことのほうが理想であって、当然、その日のほうが多いことを考え合わせますと、個人や中小企業者では、なかなかそう簡単に導入できるものでもありません。

市で設置した本所や支所、小中学校の場合、借りるのにも近くの方は可能かもしれませんが、私の近所では支所までは最低15分、往復で30分もかかりますが、このような場所では、心臓マッサージをしながら救急車を待つという、結局この方法しか、とらざるを得ません。また小中学校の場合には、借りたくても夜間の対応には心配もあります。

市内全域で、1台でも多く導入を進めるためには、やはり市で買い揃えるのは、それはもちろん結構ですが、やはり民間へ補助して設置を進める、このきっかけを与えることが必要だと考えます。できれば、24時間営業のコンビニなどが協力していただければ、効果が期待でき、市民にとってはすごく便利になるのではないのでしょうか。

実際の話をお聞きすると、リース式では、会社によって多少の差異はあると思いますが、5年リースで保証金が2万円、月々5千、6千円くらいだそうです。単純計算をしますと、5年で30万円の買い取るような感じの金額にはなりますけども、その保証金の一部、これを面倒みるとか、方法はいろいろ考えていただきたいと思いますけども、そんなふうな前提を置きまして、基本的にそんなに難しい問題ではないと思いますので、ぜひ推進をお願いしたく、以下の質問をいたします。

講習会の具体的な開催予定。また年次計画では、何台くらいの導入を予定していますか。

設置済みの施設を調査し、借用を依頼し、外からよく見えるような統一した掲示をしていただくことを進めてはどうか。実際の話は、赤いステッカーが貼ってあることは事実ですけども、なかなか、知っている方はいいですけど、遠くからは見えにくいんじゃないかなということがあります。また地区ごとの設置マップ、あるいは一覧表のような、このようなものを作成配布してみても、いかがでしょうか。

導入には買い取りもリース方式もありますが、先ほども申し上げました、きっかけをつくるという意味で、数多く普及させるための手段として、特に指定管理施設などはどんどん入れていただきたいですが、民間への補助を考えていただきたいと願いをしまして、4つの質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

AED自動体外式除細動器の普及促進について、いくつかご質問をいただいております。

現在AED自動体外式除細動器については公共機関、駅、デパート、病院など、人が多く出入りする場所に設置が進んでおります。市では、昨年度の小中学校に引き続き、今年度は市役所本庁舎と各総合支所に設置し、緊急事態に備えさせていただきました。

なお、総合支所のAEDについては、地域のイベント等には持ち出しできるよう配慮いたしております。

AEDの講習会の実施については、昨年、導入しましたAEDトレーニングツール・トレーニング人形を活用する中で、応急手当の正しい理解と認識を深めるため、現在、市職員を対象に救命講習会を開催しているところであり、年間4回ほどの開催を予定しております。また、市民への講習会については、自主防災組織の災害救助活動の一環として、自主防災組織単位の

講習会の実施を促進してまいります。

今後のAEDの設置については、イベントホールなど、多くの人が入り出る場所、高齢者等が多く集まる場所等の公共施設への設置・整備を考えております。

またAEDの設置状況については、市のホームページや広報紙等を活用して、広く市民に周知するとともに、設置個所には心肺蘇生法委員会において採択されている、ハートに稲妻の統一表示を見やすい場所に掲示してあり、市内の設置場所や利用方法が誰にでも容易に把握でき、市民が効果的に活用できるシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。

AEDの普及促進については、不特定多数の者が入り出る施設の管理者に来客者等の緊急事態に備え、自発的な設置を促すとともに、民間施設のAED設置に対しての助成制度は公共施設を優先的に考え、大規模な集客施設については検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

利根川昇君の再質問を許します。

○15番議員（利根川昇君）

1つだけ、お願いしたいと思います。

補助に対して検討ということですが、実はそのきっかけとして、何人かから、きっかけがほしいなという意見が出ておりました、というのはやっぱり、先ほど申し上げましたように、みんなそういうことが心配になってきているからというので、意識の高揚が図られてきているからだとということが前提にあると思います。

実は、私の地区の消防団でも、ホースだとか消火器とか、その他、備蓄品とも同じ感覚を持って、できるだけ配備をするように考えていこうというふうになったと聞いております。そんなところで、そのきっかけをつくる意味でも、できるだけ早く、金額的にも考えていただきたいなということで、そのことをお願いして、一言、コメントいただければありがたいです。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

ただいま、市長が答弁いたしましたように、基本的には人が多く集まる場所へ優先的にしていくということで、設置をしていきたいと思っております。また、広域の消防署の調べによりますと、市内には63カ所の施設等に設置されておりますので、それらの施設の公表につきましても、それぞれの施設のご理解をいただきながら、公表できるものについては公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、利根川昇君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、27番議員、小林保壽君。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

病み上がりということで、音声を痛めておりますが、ご了承のほどをお願いいたします。今回の質問については、多少テンションを落としたほうが、いい質問になるのではないかと思います。このテンションで質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最近、どのレストランに入っても、店員さんの対応はマニュアル本のそのままのおもてなしでございます。特にチェーン店などでは、その傾向が非常に多いでございます。昔は客の注文を一度聞いて、行動をとれる店員がよい店員である、優秀な店員であるという時代がありました。現在の「ご注文を繰り返させていただきます」という、このフレーズに抵抗を感じるの、私だけではありませんか。

今は時代の進歩というか、変化というか、どのようなものにもマニュアル本があるわけでございます。そのようなことがよいか悪いかという言論は別といたしまして、4年前にわれわれ議会人、行政人が最もほしかったのは、北杜市の合併に対するマニュアル本であります。あのとき、そのような本がもし、あったならと思いを巡らすところであります。まさに、幾多の苦難を乗り越えてという言葉が、ぴったりの3年半であったような気がいたします。議員も苦労と努力の中で、41人の議員も認識をしているところであります。提出された7カ町村の決算書の重さが14キログラムという、もうページ数とか枚数とかという問題ではなく、重さで量ってまいりました。14キログラムの、語り草になるような7カ町村の決算をクリアしてきてまいりました、この北杜市にはですね、議会人としていたしましても愛着を感じるところであります。

今回、明日の北杜市を考える会より、市長への質問状として、9項目にわたる質問が提出されました。北杜市の市政の一部始終を、この目で見えてきた議会人として発言の機会がないかと、一般質問として通告、提出をしたところであります。

質問の内容は、過去3年半の議会の中で、代表質問・一般質問をとおして議論された内容であり、回答についてはさして問題はありません。問題は、このような質問状が北杜市政に関心の深い旧町村長から提出されたということでございます。合併後、北杜市の現状を市民に知っていただくため、広聴広報活動については議会からもたびたび提案され、その活動は現在、市長と語る会をはじめとして、深く市民の間に浸透しているものと認識しているところであります。

提出された北杜市を考える会の質問状について、いくつか市長にお尋ねをいたしたいと思っております。

非常に質問の内容といたしましたら、過去、議会で繰り返された内容ではありますが、市長はこの6人の旧町村長よりの質問状に対して、今、どのような所管をお持ちか。本意なのか、不本意なのか、喜ばしいのか、そのへんの感覚をひとつ、お願いをいたします。

旧合併協議会の中で作成した新市建設計画と、それから町別主要事業の年度別計画、これがどのように市民に浸透されたか。相当、昔の話になりますが、旧合併協の中での話でございます。この浸透のさせ方、もし分かりましたらお願いいたします。また、北杜市が作成した第1次北杜市総合計画はどのように市民に配布したか、このことについてもお伺いをいたしておきます。

議会でもたびたび取り上げられた合併の理念だという、住民への負担は軽く、サービスは厚くを現行の北杜市の財政に合わし、市長はどのように考えているのか答弁をお願いいたします。

総合支所の機能を充実させるの質問に、どのように回答するのか。私の見解の中では縮小・廃止というのが、私の頭の中には残っております。この質問に対して、どのように答えるのか。また、6月中にも審議委員会より答申があるといわれる公共料金、水道料金でございますが、その対応について、どのように答えるのか。

考える会は一度、承諾した回答期日、この期限を早めようといいたしました。しかし、市長は6月定例会が終了したら回答を出すという、この回答に終始一貫をいたしました。この理由はなんであったかを、答弁をお願いいたします。

以上、5つぐらいの質問にお答えを願います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

27番、小林保壽議員のご質問にお答えいたします。

5月1日に、明日の北杜市を考える会から提出されました質問書について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、質問書に対しての所管についてであります。

私は機会あるごとに、旧町村長の皆さんのご意見を伺ってまいりました。こうした中で、今回ご質問をいただきました。北杜市誕生にあたりまして、住民説明、町村間の協議など、長い期間にわたり大変ご苦労いただいた旧町村長からのご質問であり、重く受け止めております。

次に、合併時の新市建設計画および町村別主要事業計画の市民への浸透についてであります。

合併後、10年間に予定される各町村のハード事業をまとめたものが、町村別主要事業別計画であります。これを基本として、合併協議会において策定されたのが新市建設計画であります。新市建設計画につきましては、そのもととなる新市将来構想を各町村の住民説明会において説明したところであり、新市建設計画の概要を合併前に、住民に配布したところであります。

次に第1次北杜市総合計画の配布についてであります。この計画は合併時の新市建設計画を基本にし、公募を含む市民代表のワークショップや地域委員会の提言、パブリックコメント、総合計画審議会の審議・答申を経て、平成18年第4回北杜市定例市議会の議決を経て、策定したところでありまして、平成19年3月の広報ほくとと市のホームページで、市民に周知いたしましたところあります。また市役所、各総合支所、ロビーの情報公開コーナーで閲覧できるよう対応しております。

次に住民の負担は軽く、サービスは厚くについてであります。

国の三位一体の改革による地方交付税の減額などにより、現在、地方財政は非常に厳しく、先の見えない状況であります。合併前の旧町村は地域の発展、住民福祉の向上を図るため、またその時代の要請に応え、積極的に下水道事業や道路整備、各種施設整備などの公共事業を推進してまいりました。これらの事業は当時、必要だったものであり、これらの事業の起債償還が、現在の北杜市にとっては重い負担となっていることも事実であります。

このように財政状況は厳しい状況にありますが、今後も事務事業の見直しを進めるとともに、北杜市の将来を見据え、受益者負担を原則とし、各特別会計についても独立採算を原則に執行

していく必要があります。したがって、市民にはこのことを十分説明し、理解を深めていくよう努力してまいりたいと考えております。

一方、行政サービスの向上に努めることは当然のことであり、そのためにはサービスの低下を招かぬよう、努力・工夫してまいります。

次に、総合支所の機能の充実についての考え方についてであります。

国・地方を問わず、行財政改革を進めていかなければならない時代になっています。特に合併した市町村には財政基盤の確立や職員の削減、組織の簡素・合理化等が求められています。北杜市におきましても、現在のサービス水準を維持しながら、行政組織の合理化を図る必要があると考えております。

町村合併による市民の価値観やニーズが多様化する中、少子高齢化、過疎化、一方では新規転入者の増大、環境問題への市民意識の高まり、さらには全国的に地方の財政状況が厳しくなる中で、北杜市の将来を見据え、本庁舎の建設と併せて、市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構のあり方を検討してまいります。

次に、上下水道料金などの公共料金の統一についてであります。

公共料金の統一の中で、最大の懸案であります上下水道料金につきましては、簡易水道運営委員会、下水道審議会において料金の統一へ向け、検討・審議をいただいております。特に簡易水道料金につきましては、合併時においては、須玉町以外は各町の料金は統一されておりましたが、須玉町は21の簡易水道で13種類の料金体系となっており、料金が統一されていない状況であります。

今後は簡易水道運営委員会、下水道審議会の答申を受け、市議会や市民への説明を行い、ご理解をいただき、料金の統一を行う考えであります。

次に回答に対して、議会を尊重した理由は何かについてであります。

質問書が合併にあたり、大変ご苦労された旧町村長からであり、新聞紙上においても公開され、市民の関心も高いこと。質問の内容が、平成18年第4回北杜市定例市議会での議決を経て策定された第1次北杜市総合計画に関わるものでありますので、議会制民主主義に基づき、本議会にて報告後、回答することが適当であると判断したからであります。

今回の質問をいただきながら、合併時に市民の皆さんに約束したことであるわけですから、私もこれを尊重したいと思うのは、当たり前のことでもあります。できること、できないこと、遅れること、これはどうしても出てくるわけでもあります。でも一にも二にも財政の問題があることはたしかであります。明日の北杜市を考える会が、ある意味でこのような質問が出てくることは、私も当然のことだとは思っています。ある面では、議会の皆さんも同じ思いだと思います。一方、なすべきしてなせない財政の事情もあったことも、議会の皆さんも一にも二にも今日、理解していただけたと思います。国を挙げて、地方を挙げて、地方財政を見直ししていかなければならないという客観情勢があるからであります。この4年間、苦楽をともにしてきた議員各位、議会の議論に先んじて他に語ることは、私にはできなかったわけでもあります。これが真意とするところでもあります。

質問書に対しては、6月議会が目の前で、議会ですら議論をして、その上で回答したい旨を伝えてまいりました。議会が終わりましたならば、誠意を持って回答をする予定であります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

小林保壽君、再質問を許します。

○27番議員（小林保壽君）

5月1日に、この質問状が提出されたわけですが、提出されて、すぐに私は、この新市建設計画というものと、それから町の主要事業の年度別計画というものを探しました。現在、私の手元に、これは町民に配布されたものではないんです。旧合併協議会の中の内部文書として提出された文なんですね。この数字等も、私も目を通して見てみましたが、また、それについては、のちほど関連質問の中で出てくるかと思いますが、この町別主要事業年度別計画というのと、それから北杜市の出した議決を伴った第1次の総合計画というものを比べるほうが無理であって、このような質問をすること自身、私にとってはおかしいのではないかと、こんな感覚もいたします。

これは、北杜市の広聴広報活動が停滞しているという意味合いではないんです。以前からも、私ども北杜クラブの中でも、合併時の、要するに新市建設計画と、それから現時点こうなんですよという、バランスシートではありませんが、例えば対照表みたいなものを配布する必要があるのではないかとという提案をしまりました。こういったものを、例えば新市計画ではこうでした。ところが第1次総合計画ではこうしてこうでしたという、あの厚い本でなく、簡単な見出しの中で対照表を出したらいかかか。そのことについての答弁をひとつ、これ前にも私、関連質問かなんかの中で提案をいたしました。このことについて、お答えをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

重ねて、答弁が同じになるかもしれませんが、新市建設計画は北杜市として誕生した市長、私にしてみれば、合併のときの当時の町村長の約束事ですから、これはやはり尊重されなければいけないというふうに承知をいたしております。そのような中で、北杜市の総合計画も、これからいろいろな形で具現化を図っていきたいと思っているところでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

5番目の質問でございます。この考える会は、一度、市長が会期ののちに回答をするということで、一度は承諾をしたわけなんです。ところが途中で、6月11日に回答をしてくださというように、ある程度、強行の策で市長に回答を求めたわけですね。そして回答をしなかったからといって、新聞紙上で選挙に対する、あのような活字を躍らしたわけでありまして。

つまり私は、この質問状の裏に、これは単なる質問でなく、複雑な背景があるのではないかと、こんな感覚も受けるわけでございます。市長は常に北杜市の議会を尊重して、議会終了後に、例えこのような質問が出ないにしても、尊重して回答をするという、議会を重視した中です。この提出した6人の御仁も、過去は町村の首長でございました。議会の重要性というもの

を心底、分かっているはずでございます。そこで、そのような質問が出てきたということ、この質問の背景について、市長はなんか感じるところがございましょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私は、小林議員は小林議員なりの見解と解釈で、そのようにおられるようでありますけども、私は議会終了後の回答で、考える会の皆さんは理解をしていただいたと承知をいたしています。以上です。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

北杜市を3年間、切り盛りしてきた執行、市長でございます。これからも財政計画に裏打ちされた事業ということで、緊急性、それから地域性、それから必要性、こういったものを最高の理念において、執行していくことが肝心かと思えます。

ことわざの1つに「船に刻して剣を求める」という言葉がございます。これは昔、旅人が川を渡る際に、船から刀を落としました。船べりを傷をつけて、ここから落としたと。そして岸に着いたときに、その下を探したという1つの逸話でございます。この進む船は北杜であって、剣を落としたのは誰か。それから剣を探しているのは誰か。これは市民に回答を委ねたいと思えます。

以上で、私の質問を終了させていただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございますか。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

小林議員の質問に多少、ダブるところがあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思えます。

先日、合併に関わった旧町村長6人の方々为名を連ねて出された質問書は、市の執行者にとって、大変厳しいものであろうと思えます。同時にわれわれ市議会も厳粛に受け止めるべきだと思えます。そこで現市会議員の一人として、意見を述べさせていただきます。

ハヶ岳ジャーナルで出されている新市建設計画、また町別主要事業年度別計画なるものは、今のわれわれ議会議員は市より知らされておりません。一説によると、この事業はトータル1,200億円という膨大なものだと聞き及んでおります。合併時の約束したことを尊重すべきは当然であります。先ほど市長も、そのことを言っておりました。

その後の自治体の財政状況は、北杜市のみならず全国押しなべて、予想を超えて苦しくなってきております。今、北杜市では旧町村が持ち込んだ借金がざっと1千億円あり、1人当たりの額にすると、残念ながら、県内では市の中でワーストワンであります。この借金を返すために、つなぎ融資、つまり借金を返すための新たな借金をしている状況であります。これからもっと厳しい状況になっていきます。

例を挙げましょう。平成27年度から地方交付税がガタンと減らされてきます。特に北杜市は、そうなんです。高齢化が、すぐ30%となります。どんどん福祉にかかっていく費用が増

えていくわけであります。合併協議会がまとめたといわれる計画を、まともに実行したら、今の借金の倍くらいになってしまうのではないかと。仮に市長が、これを提案したいと言ってまいりましても、毎回この議会で、市の財政の健全化を述べてきた議会としては、承服しかねます。絶対に、この借金は子孫の代まで残してはならないと思います。

そこで3点ほど、質問させていただきます。

1点目は、旧町村長6名が名前を連ねての質問書でありますので、市長は先ほども言っておりました。誠心誠意のお答えをすべきだと思いますが、もう一度、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目は、合併当時と世の中が大きく変わってきているわけであります。私は、その財政事情について、質問者、また市民にもよく分かるように説明すべきだと思います。その説明こそ、一番大事な回答であるように思います。市長は先ほども、一にも二にも財政の問題だというふうに言っておられました。この議会の場で、市長から現在の市の財政について、また将来の財政展望を改めて、お尋ねいたします。

3番目は今、厳しい財政の中で、合併時の約束事も聖域とせず、北杜市が今、何をなすべきか、必死になって取り組んでいる現状も、改めてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

茅野議員から、いろいろな意味で状況説明せよという、激励を込めながらご質問をいただいているところであります。北巨摩の同じ規模の8町村の合併によりまして、言うまでもなく北杜市が誕生いたしました。北杜市は面積が広くて、地域性にそれぞれ特色があり、各町村がそれぞれの地域事情に応じて、行政を行っていきましたので、旧町村の課題などを伺うために、私は機会あるごとに旧町村長の皆さんと意見交換を行ってまいりました。

こうした中で、北杜市誕生にあたりまして、住民説明や町村間の協議など、長い期間にわたり、大変ご苦勞いただいた旧町村長からのご質問でありますので、大変、重く受け止めております。先ほどもお話ししたけども、議会終了いたしましたならば、誠心誠意の回答をさせていただきたいと思っているところであります。

次に、北杜市の財政事情についてであります。

まず、現在の財政状況についてでありますけども、国により本市合併以前から今日まで進められております三位一体改革は、税源移譲を前提に地方公共団体の権限と責任を拡大し、自由度を高め、施策の展開を図ることを目的としたものであります。したがって、本市では自主財源の確保が極めて重要でありますことから、全職員による一斉滞納整備をはじめとする税収確保対策や企業誘致を進めることにより、産業の活性化と雇用の拡大につなげ、税収の増加等を図ってきたところであります。しかしながら、国は三位一体の改革を地方交付税制度全体の見直しと総額の圧縮を行う方向で進めており、平成16年度から、これまでの間、地方交付税総額で見ますと、15.4%もの削減がなされたところであります。

一方、乳幼児医療費の窓口無料化の実施や後期高齢者医療制度の全国的な導入に伴い、社会保障関係費などが増加しているとともに、わが国の経済状況を見ますと、サブプライム住宅問

題を背景とする金融資本市場の変動や原油価格の高騰などの影響により、非常に不安定で見通しにくいものとなっております。

このような中、本市の平成20年度当初予算は、歳入では地方税滞納整理機構に参加するなどの滞納処分強化により、市税収入の増加が見込まれるとともに、市債の発行については、後世に負担を残さないよう、極力抑制したところでありますが、依然として地方交付税が最も大きな割合を占めております。

一方、歳出では職員数の削減や特別職、管理職の給与の減額による人件費の削減、一般行政経費のマイナス10%シーリング、さらには、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査するなど、経常経費の見直しや公共事業の削減を行ったところであります。また、地方債制度の改正により、平成18年度から公営企業への繰り出しや一部事務組合への負担金などを歳入することとなった実質公債費比率という新しい財政指標を見ますと、18.0%を超えていることから、起債に知事の許可が必要であるとともに、公債費負担適正化計画を策定したところであります。

次に、将来の財政展望についてであります。

本市の歳入の柱であります地方交付税を見ますと、合併特例により平成26年度までの10年間は旧8カ町村分を合算して算定されるものの、27年度からは段階的に6年間で縮小して、平成32年には約30億円の減額がされることになるわけです。いわば100億円ぐらもらっている今の交付税が、合併から15年、16年後は70億円、真水が30億円減ると、こういうことになっているわけでありませう。

では合併しなかった場合はどうかというと、ここ5年間の地方交付税総額の削減率から推計しますと、合併から平成32年度までの合計で、合併した場合に比べ、おおむね、荒っぽいです、250億円から300億円もの減額となることが、累計では推測されるわけでありませう。

いずれにしても、平成32年度以降、年間30億円もの交付税が減ることは、公債費残高が17年度の1,009億円から年々減少していくことを考慮しても、各種事業に大きく影響し、本市の財政状況は非常に厳しいと言わざるを得ませう。これに備えるためにも、合併特例債を原資として、本年度から北杜市まちづくり振興基金を設立し、26年度までに40億円を積み立てることとしたところであります。いわば合併して10年後に、毎年5億円ずつ減っていくであろう交付税の激変に備えて、合併特例債をトータル40億円、基金として積んで、その将来に備えようということでありませう。

このような状況でありますので、繰出金の減額や事業の徹底した見直し、人件費のさらなる削減などによる歳出の削減を検討した上で、今年度中には財政健全化計画を策定いたしますが、財政の健全化には行財政改革アクションプランの実行はもちろん、それを上回る改革が必要となる可能性も否定できません。議員各位ならびに市民の皆さんには、これらの財政状況をどうかご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

次に厳しい財政状況の中で、北杜市が取り組んでいる現状についてであります。

短期的には、平成21年度の起債償還のピークを乗り切ることが重要でありますし、長期的には平成27年度からの地方交付税の段階的な減額と、平成32年度からの約30億円減額、つまり地方交付税が約70億円になる、それに対応できる北杜市の財政基盤の確立が求められていると思われませう。

また少子化と高齢化による市の財政負担に対応するためにも、後世に負担を残さない、これ

を原則に合併時の新市建設計画における施設建設事業の延期、事業の見直し、指定管理者制度の導入、各種補助金や使用料等の見直し、職員の早期退職など、市民の皆さんにも職員にも痛みを分かち合っていたいただきながら、財政の健全化に取り組んでいく決意であります。何よりも重要なのは、職員をはじめ市民の皆さんが早く旧町村意識を超えて、北杜市がふるさとだと、市民が一体になることが、最も重要だと思っているところであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで27番議員、小林保壽君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時25分といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時25分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

本日の会議時間は、質問時間の関係によって、あらかじめ延長いたします。

次に北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

水の恵み、三名水の活用についてお伺いをいたします。

昭和の名水百選に続いて、このたび平成の名水百選に、またもや金峰、瑞牆山の水を集めた源流が選ばれたこと、大変喜ばしい限りであります。素晴らしい環境が評価されたものではありませんが、この機をしっかりと生かした市の取り組みについて、敬意を表するものであります。

環境創造都市を標榜する本市にとりましては、この3つの名水は大きな水の恵みであります。まず、清らかでさわやかなイメージアップであります。その水がミネラルウォーター生産日本一を誇り、そして環境保全協力基金としての恵みを与えてくれました。また、小規模水力発電も水の恵みであります。

水の恵みとして思いを巡らせてみますと、なんと言っても、この地は稲作でありましょう。この地で稲作が始まったころから、湧水、川沿いだけの水田を広げるべく、堰をつくり、隧道を掘り抜き、山の木々を伐採し、石を積み上げ、地をならし、猫の額ほどの棚田までつくり、水の恵みを受けてきました。市内には六ヶ村堰を代表するような、あるいは朝穂堰のような堰が何十もあります。そして、それがふるさとの原風景をもつくり出しています。

しかし、日本が高度成長といわれたころから、約10年、15年くらい前までの、特に集落の中を流れていた小川は生活雑排水の垂れ流しにより、春先の水が潤んでくるころの日曜日の午前中あたり、小さなせせらぎに洗濯機から出た雑排の泡が固まりとなり、南から吹いてきた風に舞い上がって、田植えが終わったばかりの田んぼに流れ込んだり、そして弱々しい稲にまわりついていました。そのころ、河川の水質の改善が言われはじめ、下水道整備が始まり、巨額の経費がかかりました。

そして今日、地下水の状況は一目では分かりませんが、河川の状況には、水の状況には目を見張るものがあります。ホタル、トンボ、小魚の姿など、瀕死の川が生き返ったと言っても過言ではありません。米も食味がよく、特Aという評価を受けるようになってまいりました。今、ここで水の恵みを再認識することが大切だと思い、以下の質問を行います。

この水の恵みを子どもたちにしっかり伝えるため、そのための教育の充実をであります。

現在、水とか水辺の教育施設としてのビオトープは市内6つの町にあり、体験的総合学習に水とか水辺の学習を取り入れている小学校は、15小学校中7校だそうです。その中で、特に高根東小学校4年生は、学校の東側に流れている雲雀沢、六ヶ村堰の下流なんですけども、1年間かけて、個人個人がそれぞれのテーマで研究をするという取り組みをしているそうです。原っぱ教育の1つだとも思います。すべての学校での取り組みが必要かと思いますが、お考えをお聞かせください。

2番目として、この日本一の名水の恵みとしての特産物づくりについて、お伺いいたします。

北杜ブランドの淡水魚づくりは、夢のある話だと思います。今から15年ほど前、大泉町にある当時の東京水産大学、今、東京海洋大学では、日本南限の地で幻の魚といわれる体長2メートルにもなる日本一の大きな淡水魚、イトウの孵化に成功し、大きな話題となりました。このイトウを商品化した青森県鱒ヶ沢町では、せっかく商品化したわけなんですけども、商圏が遠くて、誘客・販売にはもっと努力をする必要があるとあって、今、努力をしています。その点、本市は首都圏にも近い、隣接をしています。また、同じ内陸県である長野県では、昨年、パイオ新魚種として、海のシャケ、鮭児とブラウンマスのハイブリット化に成功、新種のサーモンとして商品化されました。また、滋賀県の米原町では同じく昨年、ニジマスの缶詰を商品化し、発売しました。大変、珍しい缶詰であります。

北杜市に新たな水産業を興し、ブランドづくりをすることは産学官がそろっていることもふまえ、必然かとも思います。お考えをお聞かせください。

魚に続いて、次は農産物です。

水の恵みの米は、先ほども話がありました、すでにブランドとして評価をされていますが、今回、明野町に企業誘致された2社は、この北杜の水を使った野菜作りとのこと、新しい形の農業であります。幸いにもまた、この農業に関する大学が長坂町にあり、産学官がそろっています。新しいブランドづくりの可能性があるので、いかがでしょうか。

3番目。名水の郷なら、そこに生きる生物を見ることのできる水族館のようなものの設置はいかがでしょうか。これは例えば、武川のフレンドパーク武川、白州の親水公園ベルガ、長坂の三分一湧水館ほか、市の水にまつわる施設がたくさんあります。その利活用で十分に整備ができるものと思います。

北杜の、この新しい三名水を十分に生かすための質問であります。北杜市の宝として、市の取り組みについて、質問いたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

19番、千野秀一議員のご質問について、お答えいたします。

水の恵みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、子どもたちの教育の充実のためのピオトープの整備活用と水辺の学習についてであります。

本市では、総合計画に位置づける8つの杜づくりの中に原っぱ教育があり、本市が誇る自然を活用した教育の原点があります。しかしながら、ウォーターフロントの現場では長年続いた水田の多面的機能の充実や基盤整備により、これまでであった自然な水辺が失われ、私たちが子どもころ経験した、田舎の水辺が身近に感じられないようになりました。

一方では、下水道事業の整備が進む中で、その成果により水質の改善等の環境が整備されていることもたしかであります。今後、計画される水路等の整備についても、改修にピオトープ計画を盛り込んだ中で検討してまいります。

また、水辺の学習については、北杜食育地産地消推進協議会が実施する教育ファーム事業において、本年度、すでに盛り込まれていることから、この事業効果を測定した中で、新たな事業を検討してまいります。

次に水利用の特産品づくりとして、イトウや雑魚とバイオ新魚種の研究とブランド化についてであります。

水に誇りを持つ北杜市には富士川へ流れる釜無川水系、塩川水系があり、淡水魚も岩魚、ヤマメ、鮎、ウナギ、カジカ、コイ、ドジョウ等、陸封型地域種として、多くの魚種が生息しています。したがって、大自然を持つ環境創造都市としての責務は、この淡水魚が自然の中で悠々と泳いでいる姿を、後世に残していくことが大事ではないかと思うところであります。

また、バイオテクノロジーによる新魚種研究・開発については交雑種、三倍体や四倍体、雌性発生や雄性発生等、さまざまな技術が確立しているところでありますが、商品化して販売するとなると、技術・施設の整備等が必要となり、今のところ取り組みについては、困難と考えております。

次に、水利用による農産物の研究についてであります。

本年4月11日に農業生産法人参入に関する協定書に調印した日本農園と村上農園は、北杜の水を利用した農産物の生産に乗り出します。市では、この優良な技術を有する2法人の技術を地域農業者に伝承できるよう、法人にお願いしているところであります。また、水利用については、行政単独による研究だけではなく、民間企業との産官連携、さらには大学を交えた産学官連携による研究体制を視野に入れながら、研究システムの構築を検討してまいります。

次に、淡水魚水族館の設置についてであります。

先にも述べましたように、環境創造都市ならではの自然環境の中で、自然の姿で観察できる環境整備に力を注いでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君、再質問を許します。

○19番議員（千野秀一君）

北杜市に水産業をなんていう質問は、たぶん考えるのはおかしいのかなと思うんですよね。ただ、先進的に取り組んでいるところがあって、そこが今、採算があっているかどうかは別なんです。ただ、日本で一番の名水の里ならばこそ、先進的に取り組む姿勢がほしい、今すぐ

ではないにしろですね。それで研究を続けていってもらいたい。そして、さすが日本一の名水の里だなというふうな市になってもらいたい、これは要望です。そんな夢を持ってもいいかなという提案です。

当然のことですけれども、それをすることによって、新種サーモンが成功しているかどうかは、調べてみれば、これはすぐ分かるんですけれども、まだまだ難しいと思うんです。ただ、そういうふうなものをつくることによって、特に北杜市の山の中にブランドの魚があるというふうなことが、何年かのうちによその県に先駆けてできれば、さすがなというふうな、そんな市だろうかと思います。そういう意味での提案です。お考えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野議員にも、水に対して大変、関心を持っていただいておりますけれども、私がいまさら説明するまでもありません。金峰山、瑞牆山源流が日本の百名水に新たに選ばれたことによりまして、文字どおり日本一の名水の里になったから、その名水を、午前中の議論もそうでした。名水をブランドにして、北杜市のさらなるブランドをつくれというお話は、極めて決意を新たにしたいと思っております。

参考までに山梨県でも内水面の水族館としては、忍野に立派なものがあるわけですが、それらこれらを調査しながら、なんとかそんな思いも込めながら、位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

次に北清クラブ、13番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

2項目について、一般質問いたします。

最初に、北杜市小中学校適正規模等審議会における審議の内容と進捗について、伺います。

6月13日の定例会初日、市長の所信表明の中で、審議会では適正な規模を小中学校ともども1学級20人以上で、1学年2学級以上に意見集約されたと報告がありました。教育委員会では、平成20年度中に審議会から答申を受けたいとのことですが、諮問事項は適正規模のほか適正配置と通学区域に関する3項目と明記されております。

今般の積極的な審議内容の公表により、私が学年で1クラス、1学級ですね、ある小学校の保護者や地域の方々と会話を交わしますと、この適正化について、さらに関心が深まっております。そこで、町内に4つの小学校と1つの中学校があります、高根町と長坂町を中心に伺いたいと思います。

両町とも人口は約1万人弱、中学校の規模は学年の生徒数で約100人前後であり、また各

学年とも3クラスです。また、それぞれ4つの小学校においては、地域の特色を生かした教育を現在、進めております。

審議会の進捗と教育委員会の長期的な展望の、以下6点について伺います。

1つ目、最初にですけども、小中学校で現在、単独クラス、学年で1クラスですね、それがあある学校名と全体に占める割合を伺います。

次に合併特例債の使用期限、また、および地方交付税交付金の状況を考慮しまして、平成26年度の児童生徒の推計総数について、伺います。

3番目ですけども、審議会における小学校、中学校の適正規模はと通告したところですが、先ほど、私が申し上げた認識と内容でよろしいでしょうか。一応、伺います。

4、次に適正配置について、伺います。

適正規模をもとに適正配置を検討するとき、今、ある既存の学校の位置を第一に考えるのか。また全市の適正規模と通学区を考えるのであれば、改めて新規の場所にもと考えられますが、今、ある学校を中心とした地域性をどのように取り上げるのか、教育長に所見を伺います。

次に通学手段について、伺います。

各小中学校では現在、スクールバス、また民間の路線バス、そして市民バス等を利用しております。通学区域の基準は小学校で4キロ以内、中学校では6キロ以内が望ましいとしていますが、今後の適正な配置等も勘案して、この公共交通ですね、整備と運用の計画を伺います。

最後に審議の具体的な進め方としまして、一部、北杜市公立学校施設耐震補強計画および学校施設整備計画について、伺います。

所信にもありましたように、次回の審議から校舎等の耐震化についても審議されるということですが、この災害時の市民の避難場所でもあります審議会の中間報告の形で、学校施設の状況を広く市民に周知すべきであり、また早期に優先順位を定めて、また改修・改築計画を説明すべきと考えますが、予算に関わりますので、市長の見解も併せて伺います。

以上、6点伺います。

次に放課後児童クラブと児童館について、伺います。

現在、市内には15の小学校と9の中学校があり、地域において児童生徒の放課後の過ごし方にも、多少の違いがあります。放課後児童クラブは児童保育を目的に、小学校1年から3年生までの、児童指導員の方々による子育て支援事業であり、また登録制であります。一方、児童館は登録の必要のない児童福祉施設であり、屋内型の児童高性能施設です。また0歳児から18歳未満を対象としていますが、やはり利用の中心は児童生徒であり、児童厚生員の方々による放課後を利用した健全育成のために必要な遊びの場を提供していただいております。

市では、平成17年3月に北杜市次世代育成支援行動計画を策定して、乳幼児と母親のための集いの広場や児童生徒と幼児の交流機会。また、児童生徒の放課後や休日を利用した活動と積極的に取り組んできました。これからもさらに地域と密着し、密接に連携した子育て支援の環境整備は重要になると考えます。

そこで、子どもの育成機能、また子育て家庭の支援機能、そして地域活動促進機能を有機的に結びつけるために、放課後児童クラブと児童館の状況や現在の育成支援行動計画の事業実施状況と今後の取り組みについて、以下6点、伺います。

まず、放課後児童クラブの定員等、登録児童数および利用の状況を伺います。

次に、児童館の設置場所と利用の状況を伺います。

次に児童館の活動は、地域の住民や団体等の支援、また学校とも連携しております。そこで現在、連携して行われております事業の内容を伺います。

次に現在、明野の児童館は明野総合会館内を、武川では教育福祉センターのスペースを有効利用して運営しています。今後、児童館の設置と取り組みの方針と具体的な計画がありましたら、伺います。

次に支援行動計画は、平成26年3月までの10年計画です。次年度には、後期5年間の見直しをすることになっております。本年度設置の保育園適正規模等審議会の動向と児童館との関わりについて、お考えを伺います。

最後に小中学校の適正配置と放課後児童クラブ、また児童館との関係について、質問が長期的ではありますが、お考えがありましたら伺いたいと思います。

以上、2項目を一般質問といたします。お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

13番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

最初に、児童館と地域および住民との関わりや学校との連携であります。

併設されている施設との連携事業を多く取り入れ、計画の際は学校に連絡をとるなど、学校行事との配慮を行い、実施計画を立て、活動しております。また事業内容により、食生活改善推進員、母親クラブ、ボランティア、講師を招いての特色ある事業も取り入れております。

次に今後の取り組みの方針と具体的な計画ですが、子どもを取り巻く環境の変化の中で、子どもの居場所、異年齢が集う場所の有効な運営を目指すため、次世代育成行動支援計画の後期計画策定資料としての調査に放課後児童クラブ、児童館に関する調査も含めたいと考えております。

次に今後の保育園の適正な配置と児童館との関係ですが、保育園適正規模等審議会、小中学校適正規模等審議会の動向をふまえながら、地域や子どもの視点に立った運営をしてまいりたいと考えております。

次に小中学校の適正配置と放課後児童クラブとの関係ですが、小中学校適正規模等審議会の動向を見極めながら、地域の受け皿としての放課後児童クラブのあり方も検討していく必要があるものと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から、ご答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

13番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の適正規模等について、いくつかのご質問をいただいております。

まず、通学区域の児童生徒の保護者も含めた、市民に当該学校の児童生徒数や学校施設の状況をどのように周知し、審議経過を説明するかについてであります。

審議の内容につきましては、議事録の要約を広報、市のホームページに掲載するとともに、議事録が教育総務課において閲覧できるようになっております。また審議の経過報告を6月

12日から順次、8つの町の区長会に説明しているところであります。このあと、保護者の皆さんにも説明会を開催していく予定であります。

次に、小中学校で単独クラスがある学校数と割合についてであります。

小学校は全15校のうち、1学年1学級の学年がある学校数は須玉、小淵沢小学校を除く13校であり、割合にすると86.7%であります。中学校は甲陵中学校を除く8校のうち、泉、白州、武川中の3校で、割合にすると37.5%であります。

次に、平成26年度の児童および生徒数の推計総数についてであります。

6年後、平成19年度に出生した子どもが小学校入学となることから、ほぼ正確に推計できる年度となります。北杜市全体で小学生が1,907人、中学生が1,136人で合計3,043人となっております。

ご質問の高根町では小学生416人、中学生256人、長坂町では小学生343人、中学生205人となっております。

次に、審議会における小中学校の適正規模についてであります。

昨年12月に最初の会議を開催して以来、4回の審議を経る中で、小中学校ともに1学級20人以上、1学年2学級以上が適正であるとの意見集約がされました。

次に、適正規模による適正な配置と地域性についてであります。

現段階での審議会の審議は、適正規模についての意見集約がされたところであります。今後、適正配置、通学区域、地域性等について、審議を行っていくことになっております。

次に公共交通、スクールバス等の利用状況と今後の整備計画についてであります。

現在、スクールバスが運行されている小学校は明野、須玉、高根清里、小淵沢、白州小の5校であり、増富、長坂、泉、武川小の4校は路線バスを利用しております。中学校は須玉、高根、長坂中の3校がスクールバス。須玉、長坂中の一部の生徒と泉中の3校が路線バスを利用しております。市民バス利用者には無料バス券を発行しており、民間公共交通機関利用者の場合は、定期券購入費を全額補助しております。利用者数は小学生が576人、中学生が139人となっております。

今後における児童生徒の適正な通学環境の整備につきましては、市立小中学校適正規模等審議会の答申をふまえ、小中学校の統廃合等の中で検討してまいりたいと考えております。

次に審議会の具体的な進め方と学校施設の耐震化等、改修・改築の計画についてであります。

審議会の審議につきましては、現在までに4回開催され、小中学校の適正規模について意見集約がされたところであります。今後、諮問されております適正配置、通学区域等に審議が進められていくことになっておりましたが、未耐震校舎等について、どのように整備すべきか、緊急の課題として審議することとなり、この問題について提言をまとめることが最優先課題となりました。教育委員会としましても、耐震補強等につきましては、審議会と並行して検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

放課後児童クラブと児童館について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、放課後児童クラブの施設ごとの規模と利用状況についてであります。定員と長期

休暇のみの利用児童数を含めた登録人数は6月1日現在で、明野放課後児童クラブは定員45人に対して47人、須玉放課後児童クラブは50人に対して65人、高根東放課後児童クラブは50人に対して28人、高根西放課後児童クラブは30人に対して43人、清里放課後児童クラブは18人に対して27人、長坂放課後児童クラブは30人に対して37人、日野春放課後児童クラブは30人に対して21人、小泉放課後児童クラブは30人に対して34人、秋田放課後児童クラブは30人に対して30人、大泉放課後児童クラブは30人に対して40人、小淵沢放課後児童クラブは30人に対して33人、白州放課後児童クラブは30人に対して31人、武川放課後児童クラブは30人に対して14人で、合計定員数433人に対して、登録者数は450人となっております。

次に児童館の設置数と各館の利用状況についてであります。市には5館の児童館があり、利用状況は平成19年度の延べ人数で、明野児童館は3,902人、須玉さわやか児童館は368人、いずみふれあい児童館は5,448人、大泉駅前児童館は2,196人、武川児童館は1,682人で、総延べ人数にしますと1万3,596人であります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中嶋新君、再質問を許します。

○13番議員（中嶋新君）

1点、お伺いします。

実は今、学校の耐震化計画を改めて、早急につくるというか、していくということの中で、第1次総合計画の実施計画、3年の、その資料にも当時、高根清里小学校の耐震補強事業ということで、平成21年度載っておりました。この点について、午前中にも、答弁の一部にもあったと思いますが、現在、その耐震の基準、文科省からも通達というか、お願いが出ているような、IS値0.3未満、そのへんの、ちょっとした説明をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

耐震の基準ということでございます。

基準については、ISという値がございます。ISが0.7を基準に、以下であれば耐震補強が必要であると。0.7を上回る数字であれば、今のところ耐震補強はしなくてよしいということになっております。

第1次総合計画の中では、清里小学校ということが挙がってございますが、清里小学校については、ISは0.71ということで、1上回っているところでございます。今のところ大丈夫だという、文科省の基準値がございますので、今回、清里小学校については、その分類ではないという判断をしたところでございます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はありますか。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

小中学校の適正規模審議会の件について、3点ほど聞きたいんですが、まず1点が今、審議中の経過を、各区長さん方を中心に説明会をもっていらっしゃるようですが、そのときに区長さん方から意見として取り上げるのか。こちらが一方的に説明だけをして終わっているのかという、その意見がどんな意見があったのかという、それをどんなふうに、この審議会へ提案していくかということが1点です。

それから2点目ですが、午前中だったでしょうか、小中学校の適正規模審議会について、19年度から28年度までの10年間を前期、中期、後期ですか、3年ずつに分けて考えていきたい。そして、前期は審議会で形をつくりたい。そして中期としては、市民の了承を得たい。後期の3年間に校舎の建築、その他を考えたい。たぶん、そんな形だと思いますが、そのことについて、あと一度、正確に話をしてください。私自身が、それでいいのかどうかということです。

それから3点目ですが、学校というところはやはり地域にとっても、その子どもたちにとっても、親にとっても、コミュニケーションの一番はじまる場だと思います。それで、この午前中に話がありましたが、保育園の統合とか学校とか、そういうことも考えながら配置を考えていかないと、せっかく地域の、そういう結びつき、一番これから大切であろう、人と人のつながりをつくる場がなくなってしまうのではないかなと思いますので、ぜひ学校は学校という発想ではなくて、保育園の統合とも考えながら進めてほしいと思いますが、その3点について、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

今、中村議員さんから関連ということで、ご質問をいただきました。

各8の町を、区長さんをお集めいただいて、現在、説明をしているところであります。6月12日から7月11日の間、8町村をまわって意見を、経過をというようなことで説明しております。その中で、区長さんの意見としてはいろいろな意見がございますが、私どもとしては、区長さんの意見も、それから区長さんがその区に帰って、市民の方々の意見も併せて、委員会のほうへお知らせ願いたいというようなお願いを、併せてしているところでございます。

そのお願いについても、区長さんには大変であろうということですが、機会あれば区民の方々に、今、経過はこうということであります。市民の皆さん、意見はございませんかということをお聞きして、それをわれわれに伝え、われわれはそれを審議会へ普及して、市民の声をその中へ反映していきたいと考えております。また8月、2学期になれば、各小中学校の保護者、学区にも経過と、そういった意見の聴取をしていきたいというような計画をしているところでございます。区長さんには、そういったお願いと意見集約をお願いしているところであります。

それから、平成19年から28年の10年間の計画ということでございます。これについては、19年から28年までの10年間を、計画期間の3年ごとに前期、中期、後期というよう

に3期に分けまして、前期については平成19年12月から平成21年3月、今年度末ですが、それを期間として、具体的な編成スケジュールを明らかにしていただきたいということをお願いしております。それから、のちの中期については、その再編計画の対象となる学校名を掲げ、再編時期、統廃合の位置、手順など具体的な計画について行っていく。また後期については、完了の時期と位置づけ、3年ごとの整備計画の中で、それぞれその部分について明らかにしていきたいというように考えているところでございます。

また、各学校について、地域のコミュニティーということでございます。保育園との関係について、詳細に連携をとりなさいということでございます。当然、そうしていかなければならないというように考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に北清クラブ、8番議員、風間利子君。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

今日は3点について、質問させていただきます。

まず森林、里山整備について。

今、地球温暖化防止のために、国を挙げて森林整備が求められております。市長は過日、市長と語る会で、北極の氷が消えてしまうのはおかしいということを黙って聞いているのはおかしいというお話をされました。進みすぎた文明がもたらした自然環境の阻害にある温暖化、いろいろな気象変動、生態系が北上するという影響を懸念という記事も報道されております。

山梨の代名詞であるブドウも、19年度の収穫は過去最少を記録。北杜市にとりまして、昨年の収穫結果から田植えを遅らせるなど、地球温暖化が原因ではないかと思われる事態も起きております。農家からは、温暖化の影響を見越した技術開発の拡充などを求める声も強いようです。

北杜市としては峡北森林組合、また電気連合山梨中央協議会との覚え書を取り交わし、私有林整備へ向けて取り組むとか、かねてから検討しておりました環境保全協力金も職員の努力と企業のご理解により、本年度8千万円余の予算が計上され、水源を守るための環境整備事業に充てられるとか、また過日、6月8日には植樹祭が開催され、明野小学校・中学校、保護者が参加され、ヒノキ、カエデ、クヌギなど6,500本が植えられ、3.7ヘクタールを学校林として、子どもたちが間伐や下草刈りなど体験学習の一環として、環境問題を学ぶということなど、具体的に地球温暖化防止のため、森林整備事業に取り組んでおります。

また、早くから里山整備事業として予算を計上し、市民の協力を得るよう努力しておりますが、まだ、この事業の実施状況が不足しているかのように感じます。

そこで森林整備事業について、以下3項目について伺います。

森林整備事業についての申請状況と、これまでに整備してきた私有林・公有林の割合および、その補助金の利用率は、

2番目としまして、所有者の高齢化や会社勤めなどで市を離れる人も多く、管理できない私

有林、申請していない山林の行政としての指導は。

また、北杜市の姉妹都市と地球環境保全協定を結んでの森林整備の考えは。

このことにつきましては、早くに東京の新宿区は友好都市長野県の伊那市と地球環境保全協定を交わし、森林体験学習などに参加し、平成21年度より5年間にわたり、毎年30ヘクタールの間伐材に取り掛かり、CO₂を吸収していく森林を育てることが目的です。新宿区ではCO₂の削減の実効性が高く、区民に里山を守る大切さを学んでいただく機会にもなり、伊那市でも区民との交流も広がり、町の活性化にもつながると歓迎しております。

北杜市も多くの友好都市がありますので、このような形で森林整備に努めたらと思いますが、お伺いしたいと思います。

次に、北杜市ゴミ・資源物分別マニュアルの取り組みについて。

今年の7月には主要国首脳会議、洞爺湖サミットが北海道で開催されることになりました。それに先駆け、温室効果ガスの削減目標が定められ、6月にも発表されるようです。北杜市も本年4月より、北杜市ゴミ・資源ゴミ分別マニュアルも完成され、各家庭に配布されました。自分たちのできることから始めようの合言葉で、温暖化防止に少しでも貢献していかなければならないと思います。すべての人類や組織で変化を期待するのではなく、まず自分たちが意識を変えることだと思います。

ゴミ問題は環境の改善につながる、また誰にでも取り組むことのできる一番初歩的な問題であり、人類の生存が危ぶまれる、この地球温暖化問題への対応も、環境問題は自分たちが率先して取り組まなければならないという意識が少ないために、真剣に取り組めないのではないかと思います。

4月よりマニュアルに沿って、指定日に出しに行ったところ、これは受け取れませんと持ち帰ったとの市民の声です。過日、北杜市のミックス紙の搬入先である静岡の信栄製紙、これはトイレットペーパーとティッシュペーパーを製品にしている会社ですが、町内の女性40名で研修しました。北杜市のリサイクル業者にも同行を願い、北杜市の状況をお聞きしました。

本年5月に出された、北杜市のミックス紙は11トン。峡北広域環境衛生センターで焼却した場合は1トン1万7千円で、18万7千円がかかります。リサイクルとしてミックス紙で出した場合には、経費は1トン800円で8万8千円。その差が9万9千円で、経費の節減になるのですが、この7月より燃料高騰により焼却料は1トン2,300円となり、その差は16万5千円にもなるのです。

せっかく3年半もかかって完成した北杜市ゴミ・資源ゴミマニュアルですが、市民のどれほどの方たちが理解して利用しているのか。結構、お年寄りからも分からない、面倒くさいという声を聞きますし、このことについてアンケートなどをもって調査し、それなりの指導をすべきではないかと思います。

私は毎月、資源ゴミ収集日に行っているのですが、環境委員さんも分からないことばかりです。4月の収集日には、市の担当職員にお願いして来ていただきましたが、行政として現場などに出向き、徹底した指導をすべきだと思いますが、以下4項目について質問いたします。

環境委員に対しての指導と、そのときの参加人数は。

2つ目に、今年度配布された北杜市ゴミ・資源物分別マニュアルについての具体的指導は。

3番目、各町により資源物の出し方がまちまちのようだが、統一できないか。

資源ゴミに対して、昨年9月の議会で一般質問した奨励金についての考えを伺いたいと思

ます。

最後に、北杜市市営バスについて。

昨年10月、北杜市では路線バスの見直しをし、半年が経過いたしました。マイカー時代の到来で、赤字だという理由でバス路線の廃線が続いたために、さらに車社会が助長されました。そのために公共交通は、赤字バス路線は廃止されることになり、車のない人、特にお年寄りの人たちの足を奪ってしまい、山梨では過疎といわれるところに住んでいる人たちは、車がなければ生活できないと、多くの人たちが言っているのが現状ではないかと思えます。大型バスが市内を走っているのに、乗客者はほとんどない状況を目にします。

研究会の折に、講師として元鳥取県知事の片山善博先生の講演も何回か聞きました。先生は、道路が至るところに整備されているが、そこを走る路線バスが廃止されている事態も珍しくない。家の目の前まで立派な道路が整備されているというのに、足を奪われた高齢者は病院に通うのにも難儀している。地域住民が強く求めているのは、これ以上、道路を整備するのではなく、その道路の上を通るバス路線を拡幅することと、病院の医師の確保をすることだとのコメントを、新聞報道で拝見いたしました。まさにそのとおりだと思います。

2点について、質問いたします。

昨年10月より路線バスが再編成されましたが、以前と比べての利用状況は、また昨年10月、市民バス再編成について、各地区の説明会の折、運行して問題がありましたら見直しを含めて検討すると言われましたが、今までの変更状況と今後の見直し計画について伺います。

2つ目として、デマンド交通について。市民より4千余名の署名で、市のほうに請願書が出されているようですが、この件につきまして、どのように受け止めているか。

以上、3点について質問いたします。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

森林整備について、いくつかご質問をいただいております。

私も市長と語る集いでもお話したんですけども、やっぱり北極の白熊がいなくなる、北極に氷がなくなる、人類が黙っているのはおかしいと。まだ、環境よりも経済といっている国もあるわけですけども、大変、残念であります。

私ども地方なりに、環境問題は真剣に考えていっていかねばならない。里山整備も、また然りだと思います。そんな中で、森林整備の申請状況、面積、補助金についてであります。

平成19年度里山整備事業の申請件数は間伐25件、植林44件、下刈り34件など計135件。県環境公益林整備支援事業86件の合計221件であります。また、平成19年度までの過去4年間で、民有林592.3ヘクタール。県有林1,905.5ヘクタール。合計2,497.8ヘクタールの森林を整備してまいりました。里山整備といわず、県有林を含めて2,500ヘクタールくらいの森林整備ができてきていることは、大変大きな実績だと思っています。また、申請件数のうち環境公益林整備支援事業以外の民有林135件につきましては、里山整備事業補助金交付要綱に基づき、補助しております。今後も森林所有者に里山整備事業の補助金を有効活用していただくよう、意識喚起に努めてまいります。

次に、所有者が管理できない私有林の行政指導についてであります。

市内の私有林は1万4,459ヘクタールの面積を有し、天然林、赤松林、ヒノキなどの人工林から構成される所有規模の小さな私有林が、市街地や地区周辺を中心に広がっています。この中には木材価格の低迷や所有者の高齢化、不在地主などの理由により手入れが困難な森林が見受けられます。このため、市の森林整備計画において、適正な保育が実施されていない森林のうち、道路が整備されていないなど、特段の理由もなく施業が行われていない、いわゆる要間伐森林の所有者に対し、間伐を促がしてまいります。

今後も里山整備事業補助金を有効的に活用し、健全な森づくりを進めていくため、事業説明会および森林・林業の連続講座の開催、また市の広報やホームページなどを通じて、情報発信を行い、普及啓発に努めてまいります。

次に、姉妹都市と地球環境保全協定を結んでの森林整備についてであります。

自治体間の森林整備の協定は、都心などの二酸化炭素排出量の多い地域の二酸化炭素の一部を自然の多い地域の森林を整備することにより相殺することで、排出量の削減とする協定を結んだもので、いわゆる温室効果ガスの排出量取引といえます。こうした協定は姉妹都市である羽村市、西東京市、友好都市の東村山市、荒川区、新宿区などの都市部が対象と考えられることから、これらの姉妹・友好都市に森林の有効活用を働きかけ、里山整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市ゴミ・資源物分別マニュアルの取り組みについてであります。

市では平成20年度からゴミ・資源物の品目等の統一を行い、分別マニュアルを各戸に配布するとともに、分別について主に地域環境委員を対象に説明会を開催し、搬出方法についての周知を行っております。

ご質問の環境委員に対しての指導と、そのときの参加者数および北杜市ゴミ・資源物分別マニュアルについての具体的な指導についてであります。北杜市のゴミ・資源物の分別についての説明会および分別指導につきましては、町ごとに地域環境委員や各種団体、行政区等を対象に開催し、延べ915名に参加をしていただきました。市民一人ひとりへの説明、指導はなかなか難しい状況ではありますが、地域環境委員や行政区等への継続した説明会を開催しながら、分別についての周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、各町の資源物の搬出方法の統一についてであります。

現在、資源物の回収は大きく分けて、2通りの方法で実施しております。須玉町、高根町、小淵沢町は資源袋を利用した回収であり、他の町においては搬出場所に備え付けのネット等での回収であります。これらの方法は、以前から地域ごとに最善の方法として実施されてきたものであり、現在もそのまま継続している状況であります。どちらの方法も長所短所がありますが、今後、よりよい回収方法を見極めながら、将来的には統一する方向で検討してまいりたいと思います。

次に、資源ゴミに対する奨励金についてであります。

現在、資源物については14品目について、市民に分別の協力をお願いし、約400カ所のステーション等において回収を行っております。今後、さらなるリサイクル促進のためには、地域への奨励金交付制度も有効であると考えますが、ステーションごと、品目ごとの排出量の把握が難しく、回収実績に応じた適切な配分方法に苦慮しているのが現実であります。

そこで、今後は自治会や老人会、子どもクラブや各種市民団体が資源物をまとめて搬出する

ことで、売り払い収入を得ることができる集団資源回収の仕組みなども、収集業者を含めた中でさらに研究し、リサイクル意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

最後に、市民バスについてであります。

北杜市民バスにつきましては、平成17年から2カ年にわたる調査・研究に基づき策定された地域公共交通再編計画および住民説明会での要望等に基づき、昨年10月から市全域を捉え、バランスの取れた運行経路や賃金体系として、運行しております。

再編成以前との利用状況については運行路線、便数、時刻表等が変わっており、単純に比較はできませんが、おおむね所期の目的はクリアできていると考えております。また、市民バスとして、再編運行後、1年を経過したところを目途に、利用者の皆さんからのご要望、乗降状況等を調査・検討の上、関係機関等の調整を図りながら、運行時刻表の見直しをしてみたいと考えております。

私もいろいろ市民の声を聞くんですけども、結局、北杜市としても、市民の足は公共交通がないわけですから、しっかり確保していきたい。そのときに、市民バスを運行するときに課題が大きく3つあります。ルートの問題と時刻表の問題と料金の問題、この3つくらいが大きく考えられると思います。去年の10月からやっている中を、いろいろ声を聞きながら、また見直すことは見直ししていきたいと思っています。

また、デマンド交通システムの導入を求める要望書が過日、多くの方々の署名簿とともに提出されました。このご要望につきましては、今年度、国土交通省の新規事業であります地域公共交通活性化再生総合事業を取り入れ、市民バスの検証等を行い、デマンド交通を含め、北杜市の地域公共交通体系の確立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

再質問を許します。

○8番議員（風間利子君）

森林整備につきましては、市長の前向きな答弁をいただきましたので、北杜市の資源ゴミについて、質問させていただきます。

先ほど市長がおっしゃいましたように、北杜市では3町で資源ゴミ袋を利用して排出しておりますが、この袋があるばかりに、ちゃんとした分別がされなく、かえって費用がかかってしまうのが現状のようです。平成19年度の容器包装分別プレス保管料業務として、666万円余の費用が出ているので、これを業者に確認しましたら、資源ゴミ袋の中に入っているペットボトル、缶、ビンなどが汚れていたり、資源物でないものが入っていたり、その分別に対してのすべてが費用だそうです。これは8町それぞれの出し方があるようですが、白州町が一番いい分別をしております。月一度の分別には5名ぐらいずつで勉強会もしているようです。武川でも毎月、資源ゴミの日には担当者、私も毎月行っておりますが、出て、持ってくるものをすべて検査して、コンテナに入れております。ほかの場所を聞きますと、それぞれ、環境委員さんもいないところで、勝手に置いていくようですが、私はこのことについて、ぜひ統一していただきたいと思います。

それから今年度、ミックス紙とプラを収集するようになったのですが、マニュアルではミックス紙は買い物袋とか書いてありますが、本当にちゃんとしたら、1週間に1つぐらい溜まっ

てしまうんです。それを買物袋だって、しれていますよね、紙の袋って。私の思うには、ミックス袋は紙とプラだけにして、ほかのものはすべてコンテナに入れるようにして、ぜひミックス紙とプラの袋の資源ゴミ袋を作っていただきたいと思います。皆さん、している方は何しろ溜まりすぎてしまって、ましては新興住宅に入っている方たちは、月一度ぐらいで出すでは、置くところがないということのクレームを結構いただいていますので、ぜひ資源ゴミにつきましては、担当職員が現場に行って、よく見ていただいて、現場に合った指導をお願いしたいと思います。

これは新聞に載っていたんですけど、ある自治体では、昨年8月から2千回以上の住民説明会を開き、延べ10万人以上が参加し、説明会に出ない人には、別な説明会を考えているということです。資源ゴミ袋は無料で、ゴミ袋は有料で、市の廃棄物政策課にある電話5台が朝から晩まで鳴りっ放しで、それも分別についての電話が一番多いということです。

北杜市としましても、各職員がおりますので、各町の仕方を見て、一番いい分別の仕方をしていただきたいと思いますが、昨年、統計的に、これはちょっと市のほうにお願いして出してもらったんですが、一般廃棄物、資源物は合計で1年間8,838トン、1日1人当たり493グラムを出しております。そのうち資源ゴミは1人当たり、121グラムしか出していないのですが、今度、ミックス紙等を収集するようになりますと、たぶん、このグラムも増えるのではないかと思いますので、ぜひ担当職員には現場へ行って、一番いいところの仕方を勉強していただき、さらに指導していただきたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

資源物の収集のうち、ミックス紙の収集の方法等について、ご質問をいただきました。

ミックス紙の収集は、20年度から全町で収集をするように統一がされたところであります。これまで、ミックス紙を収集していなかった町の住民の皆さんについては、そんな戸惑いもあるでしょうし、またこれまでミックス紙として扱ってきた町においても、十分な分別、あるいは収集回数というものも、できていなかったのかもしれませんが、そのへんのところにつきましては、議員さんがおっしゃられるように、職員等も収集の現場等を十分踏査をする中で、また住民の皆さんにしっかり、方法等を周知していきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

それから奨励金につきましては、業者にお聞きしました。ちょっと計るのが大変かなと思って聞いたんですけど、ほとんどやっているところは目分器でしているから、そんなに大したことではないよという、お答えもいただいています。それでぜひ、資源ゴミ袋、もし奨励金が出せないようでしたら、資源ゴミ袋で、ゴミ袋とミックス紙の袋を作っていただきまして、資源ゴミ袋は無料にさせていただくような形をぜひ、とっていただきたいと思います。

それから、あと1つ。路線バスなんですけど、昨年、武川ではA、B、Cルートあったんで

すけど、19年度から20年度、10月から3月の利用状況は、19年の10月からはCルートが廃止になったんですが、その差が、廃止になった部分を除いて、637人の利用者が減っております。これはなんか武川へ行く時間帯が早くて、帰るのが早くなってしまっているということで、ゆっくりできないということで、利用する人が少なくなっているのではないかなと思うんですが、このようにほかの状況は、ちょっと統計はまだ出ていないということで分からないんですが、そういう状況も調べていただいて、先ほどからたびたび出ておりますデマンド交通についても、ぜひ一度、試験的にしていただけたらと思いますけど、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

風間議員さんの武川巡回バスの関係でございますけども、以前はいわゆるA、B、Cコースで便数も多かった関係がございます。それがA、Bとなったということで、便数が減ったということを勘案しますと、そのへんが大きな要因ではないかと思っております。ただ、他のコースもございますので、それを加味すると、おおむね目的は達成されているかなと思っておりますので、基本的には便数が減ったことによる減。それから料金体系が、当時は100円でしたが、200円になったことによって、例えばバスに乗らないで歩いた方が多くなったかなと思っておりますので、そのへんご理解願いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

資源ゴミに対する奨励金につきまして、再質問をいただきました。

市長答弁の中でも述べさせていただきましたけども、各ステーションごとの排出量の確認でありますとかといったことに大変、苦慮をするのかなというふうに思っているところであります。そこで、その回収の方法等も含めて、今後、収集業者の意見も聞きながら、また議員さんからいただいた提言も参考にしながら、そのへんの方法を研究していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

風間君。

○8番議員（風間利子君）

資源ゴミにつきましては、地区によって収集して、業者に直接持っていっているところもあるようですが、そのことについて、市ではどのように考えていますでしょうか。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

地区によっては直接、業者にお渡しをしているところがあるというようなことも承知はいたしております。そういった形の中で、もし、地区にそういったものが、なんらかの形で還元がされているということでありますと、先ほど市長答弁の中でもありましたが、いろんな団体が

資源回収をする仕組みというものも、含めて研究してみたいということ述べておりますので、そんな形もできれば、市が回収をする中では、回収、収集、運搬に経費がかかっておりますし、またそれを売却すれば、収益は得ているわけでありまして、19年の実績から申し上げますと、資源物の収集運搬処理費というのは、5,827万5千円ほどかかっているわけですが、その中から生まれた資源物の売り払い収入というのは、1,260万9千円ほどということなので、資源物といえども、収集運搬まで含めると、経費がかかるというような現状でありますので、ご質問の地区で、そういった処理ができるのであれば、それも1つの方法であるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございますか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

実は、私たちの会派の風間さんは、非常にゴミ収集に対して熱心でありまして、私たちの会派でも風間さんに引っ張られる格好で、会派の会合とか、そういうときにはゴミ、ゴミ、風間さんといえばゴミと言われるくらい、一生懸命行っておるわけでありまして、私たちも支援をしたく思っておるわけでありまして、なおかつ、今、マスコミ等を考えたときにおきまして、日本は資源がない国でありまして、この前、ちょっとテレビで見えておりましたら、日本のプラスチックとか缶類を、中国では専門に、日本から資源ゴミを集めたものを中国へ持って行って、中国で活用しているということ、私はテレビで見たわけでありまして、そのくらい日本では資源がない国でありながら、資源を粗末に扱っているというようなことを思ったわけでありまして、なおかつ北杜市の現状を見たときに、ここに一覧表があるわけでありまして、私は一応、高根でありまして、白州とか武川は、資源ゴミに対しては非常に熱心に回収をして、それがうまく行っているということで、私たちの地区は高根なんです、資源ゴミの袋に入れて出しています。その今、資源ゴミを持って行って、その資源ゴミを分別するだけで金がかかっているというようなことでありまして、これはやはり北杜市全体で、環境課でもうちょっと統一して、武川、白州のようにうまくいったならば、それに見習って、資源ゴミをもうちょっと大切に扱って、資源を上手に活用するようにしていったらいいかと、私は思うわけでありまして、もうちょっと、市民全体が資源ゴミに対する認識を新たにやっていったらいいかと、私は思うわけで、ここにちょっと見ますと、その資源ゴミの分別だけで、660万円近くの金が北杜から出ているというようなことでもありますので、もうちょっと市民全体が資源ゴミに対する考えを、大切にしていってほしいと思うわけでありまして、もうちょっと環境課のほうでも大切に、市民に意識を持つような指導をしていったらと思ひまして、考えを伺いたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ふるさとの環境を守っていくにはというよりも、ゴミの問題は本当に共通の課題として、真剣に取り組まなければならないと思っています。たびたび、この議会でも特徴として、いわゆる合併した北杜市の、いろんな意味の統一化の問題が議論になっておるわけでありまして、このゴミの問題にしても、分別の問題、資源ゴミの問題等々、統一化に向かって一生懸命、対

応じていきたいと思ひます。

この前も、ここで私言った記憶がありますけども、近い将来は家庭のゴミをゴミステーションまで持っていけないような家庭も出てくると、こんなことが見え隠れするわけです。ですから、私も露骨にここで言ったわけですけども、いよいよ廃品回収業が復活して、そしてゴミ回収業みたいな人が、また出てくることも考えられるというふうなこともあると思ひます。そしてまた、いろいろな意味で奨励金といひましようか、そんなようなこともやっているところもあったわけですけども、そういうようなことも奨励という意味からすれば、推進という意味からすれば、また考えなければならぬという問題もあると思ひます。

いずれにしても、先ほど部長の答弁のとおり、できるだけ早く、そんな方向で統一化と、いい方法を考えていきたいと思ひますので、ご理解ください。ありがとうございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に政経会、18番議員、坂本保君。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

公共料金の統一について、質問いたします。

昨日、代表質問と重複することがあると思ひますが、ご了承を願ひたいと思ひます。

日常生活において、毎日使用している簡易水道、下水道、ケーブルテレビの料金等について、質問をいたします。

簡易水道、下水道、ケーブルテレビの事業特別会計で、平成17年、18年度決算および19年、20年度予算の4年間を平均し、使用料の占める割合を単年度に換算した場合、簡易水道では歳出総額の約35%の、11億円強であります。下水道は歳出総額の10から12%の5億円強であります。またケーブルテレビにつきましても、歳出総額の約55%の1億5千万円あります。本来、上下水道のような特別会計は、利益者が負担する使用料等で収支がペイできる、つまり独立採算制が建前であります。

こうした状況の中、次の点について質問をいたします。

上下水道事業は、給配水人口の規模および地形などを配慮した投資額等によって、8町の料金体系に差異があることについては、承知しております。そこで1点目の質問であります、簡易水道、下水道とも1立方メートルに換算した料金、言い換えれば上下水道使用料として徴収している1立方当たりの金額、水道では供給単価、下水道では排水単価について、合併前、平成15年度の8町村の料金単価について、伺ひます。

2点目として、合併後、平成18年度決算ベースでの供給単価、排水単価について伺ひます。

3点目として、簡易水道、下水道料金の見直しおよび統一時期であります。

合併協定項目の中では、地域的な統一を図ることとされております。しかしながら、大変な困難な作業であることも承知しております。こうした中、現在、委員会等において協議していることは承知しておりますが、市長は料金の見直しおよび統一時期について、どのようなお考えか、伺ひをいたします。

4点目といたしまして、ケーブルテレビ関係であります。

3町村のケーブルテレビにつきましては、高根町が平成7年、小淵沢町が平成10年、大泉町が平成10年にそれぞれ開局しております。私は小淵沢ですので、合併前の他の町村の放送内容はよく分かりませんが、小淵沢町の場合、ニコニコステーションの愛称で親しまれましたCATVは番組の企画・制作内容等が評価され、NHK甲府放送局の夕方6時10分から放映していた「610山梨」で月2、ないし3回放映されておりました。また平成18年4月には県広報コンクール、映像部門最優秀賞を受賞。9月には、全国広報コンクールにおいて特選を総務大臣から受賞されました。当時のニコニコステーションの、スタッフの努力に感謝を申し上げます。

現在、北杜ケーブルテレビ加入件数は6,500件を超えております。また県内においてはCATV局が13局開局しておりますが、料金は1カ月平均で、県内の場合、2,100円前後であります。このうちNNSの3,500円の料金が最高であります。

そこで次の点について、質問いたします。

1つといたしまして、高根町、大泉町、小淵沢町の現在までの料金の推移について、どのようになっていますか。

2点目といたしまして、小淵沢町が平成19年4月から1カ月3,150円に増額された理由は何か。

3点目といたしまして、本年4月から指定管理者制度を導入した理由は何か。

以上、4点であります。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番、坂本保議員のご質問にお答えいたします。

市の公共料金の統一化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に水道料金および下水道料金の見直しに伴う考え方と、料金統一の時期についてであります。

水道料金につきましては、今月10日の簡易水道運営委員会において、水道料金統一に向けた料金改定および水道加入金の改定について、諮問したところであります。また、下水道事業は多額の経費を要し、一般会計からの繰入金に依存している現状であることから、使用料の適正化および経営の効率化を図るための経営健全化は、重要な課題と考えております。現在、下水道事業長期財政計画の策定を進めており、今後、この計画を基本とし、下水道審議会において、協議・検討を重ねていただく考えであります。

こうした中、料金統一は市民の皆さんも高い関心を持っている、合併以来の最大の課題であります。このため、市民の皆さんへ十分説明し、ご理解をいただかなければなりませんので、説明周知期間を考えると、水道料金は平成22年4月から、下水道料金は平成23年4月から新料金とすることが望ましいと考えております。

次に、北杜市ケーブルテレビについてであります。

最初に高根町、大泉町および小淵沢町の料金の推移についてですが、旧高根ふれあいテレビにつきましては、平成7年3月開局以来、今年の3月まで、月額1,500円。旧大泉さわやかステーションは、平成14年4月開局当初は月額1,575円。合併による料金統一により、

平成17年4月から今年の3月までは月額1,500円となっており、高根、大泉とも今年の4月からは月額2,625円とさせていただいたところであります。

また、旧小淵沢ニコニコステーションは平成8年7月開局当初、月額2,625円。平成19年4月からは、月額3,150円となっております。小淵沢町の経過につきましては、ご案内のとおり、中心部を民間の日本ネットワークサービス、いわゆるNNSが、周辺部を旧小淵沢ニコニコステーションがそれぞれサービスを展開し、独自の受信アンテナを持たないニコニコステーションは、NNSから各チャンネル電波の供給を受けていることから、両局の料金を統一してきたところであります。

NNSは、平成14年4月から県下NNSエリア料金を3,150円に引き上げたことから、小淵沢町において、NNSエリアと町エリアとの差額、525円を小淵沢町がNNSに支払うことで、料金統一をしております。

こうした中、北杜市・小淵沢町の合併協議で検討を重ねた結果、合併後のNNSエリアである明野町、須玉町、長坂町分の補てんが不可能なことから小淵沢町のNNSエリアへの差額補てんを平成18年度までとし、小淵沢町内はすべて市内、他のNNSエリアと同じ月額3,150円に移行することとなったところであります。

また、指定管理者制度の採用については、昨年12月の市議会でご説明したとおり、公の施設の設置の目的を達成するとともに、民間の資金とノウハウを生かしながら、経費の削減、サービスの向上を図り、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行をスムーズに行うための最善の方法であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

合併前の、8町村の上下水道料金についてであります。

簡易水道料金1立方メートル当たりの供給単価につきましては、料金収入を年間総有収水量で除した数値であります。平成15年度決算では明野町94円、須玉町139円、高根町256円、長坂町172円、大泉町170円、小淵沢町152円、白州町60円、武川町52円となっております。

また、18年度決算での供給単価でございますが、明野町97円、須玉町133円、高根町232円、長坂町174円、大泉町177円、小淵沢町153円、白州町58円、武川町56円で、北杜市の平均値では154円となっております。

下水道事業につきましては、料金収入を使用料金徴収の対象となりました年間水量であります有収水量で除したものが使用料単価であります。平成15年度の決算では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水を合わせまして、明野町85円、須玉町157円、高根町104円、長坂町173円、大泉町は特定環境保全公共下水道のみでありまして160円、小淵沢町126円、白州町は農業集落排水のみでありまして73円、武川町も農業集落排水のみでありまして、148円となっております。

また、平成18年度の決算では明野町123円、須玉町158円、高根町129円、長坂町173円、大泉町147円、小淵沢町130円、白州町77円、武川町146円であります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本保君、再質問を許します。

○18番議員（坂本保君）

ケーブルテレビ関係について、再質問いたします。

時間がありませんので、早口でしゃべりますが、よろしくをお願いします。

市で整備した伝送路の施設利用料について、指定管理者である株式会社 ネットワーク北杜から徴収する考えはありますか。

2番として、民間企業会社であるNNSはケーブルテレビの延長工事を自社で進め、顧客を確保するための営業行為なので、1カ月3,150円に設定しています。北杜ケーブルテレビは加入者がすでに6,500件以上もあり、営業行為そのものをしなくても6,500件から利用料を徴収する状況にあります。

このような状況の中で、小淵沢町は昨年4月から1カ月3,150円に増額されました。また高根、大泉も平成23年から1カ月3,150円に増額されるとのようですが、本来、企業は放送するための設備投資をし、営業マンが地域を歩いて顧客を獲得したり、広報宣伝費を使って加入促進をすることが、当然のことです。すでに市のケーブルテレビに加入している6,500件については、その必要はありません。利用料金を3,150円に設定した根拠は何かあると思いますので、もう少し詳しく答弁をお願いします。

3番目といたしまして、NNSエリアと韮崎電設エリアの加入世帯数は何件ありますか。

4として、北杜ケーブルテレビの自主放送番組を見ることができる世帯は現在、何世帯ありますか。また、自主放送番組をもっと広く見ることができるよう、努力していることがありましたら、教えてください。

5点目としまして、難視聴区域の解決策として、指定管理会社はどのような対策を考えておりますか。

最後ですが、公共放送という立場からして、全市民平等に放送が視聴できるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、坂本保議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、市で整備した伝送路の主要施設利用料について、ネットワークから徴収する考えはあるかということでございますけども、基本的に考えますと、この伝送路は市の所有でございます。これを指定管理者に今回、移行しまして、北杜ネットワークにお任せしたということでございますので、これについては貸借の関係が発生しませんので、使用料の徴収をする考えはございません。

それから2点目の、利用料金を3,150円に設定した根拠ということでございますけども、まず市内のテレビの受信方法につきまして、ちょっと説明いたしますが、市営のCATVを見ている方が高根、大泉、小淵沢の一部でございますが、約6,100戸、約30%になります。

それから民間のCATVをNNS、電設さんで見ている方が6,900戸ということで、約36%になります。それからNHKの共聴組合で見ている方、これは15組合ございまして、約1千戸、5%になります。それから自宅のアンテナで見ている方といいますと、差し引きますと5,700戸が見ておりまして、29%の方が見ているということでございます。その中で、NNSさんの料金が3,150円でございます、市の経営するテレビにつきましては、今、料金改定で2,625円でございますけども、いわゆる官と民の関係でございますが、いわゆる同じテレビを見ながら、CATVを見ている方と、それからNNSを見ている方がございますので、この受益者負担の格差が発生します。そうしますと、市のテレビ料金をNNSの料金にもっていかないと、明野、須玉で見ている方につきましては、その料金を補てんしなければならないということが発生します。その中でデジタル化等が始まりまして、平成23年には、いわゆる地上デジタル化になりますので、その経費が約10億円かかること等を関係しまして、これについては指定管理者に移行したということで、平成23年から3,150円にするというふうな根拠でございます。

それから、NNSエリアと葦崎電設の加入世帯でございますけども、NNSエリアが5,290世帯、それから葦崎電設エリアが1,610世帯ございまして、市のCATVが6,100世帯でございますので、いわゆるCATV全体でいいますと、1万3千世帯がCATVを見ているということでございます。

それからケーブルテレビの自主放送を見ることができる世帯でございますけども、トータルしますと1万3千戸ということでございまして、残りの方については、この自主放送が見られないという状況でございます。その中で自主放送番組につきましては、DVDで収録しておりまして、各図書館に設置されておりますので、これを自由に借りることができるということでございます。

それから難視聴区域の解決策ということでございますが、これにつきましては、指定管理者は北杜ネットワークでございますが、私どもの考えとすれば、いわゆる民間の力といいますと、NNSと、それから葦崎電設さんがエリアを拡大する中で、行うべきものだというふうに考えております。

それから公共料金という立場から、平等に放送が視聴できるではないかということでございますけども、やはりケーブルテレビは再送信しなければ自主放送ができませんので、全世帯に送信することは不可能であるということが現状でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、坂本保君の一般質問を終わります。

次に政経会、33番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

最近の山梨県民の運動量に関して、健康課より県民全体の運動量が全体の30%と前回の調査より1.1%減少して、全国平均5.5%を下回ると報告がありました。今後、ますます運

動離れが進んでいく中で、指導関係者は誰でも気軽に参加できる軽スポーツ、生涯スポーツ、ウォーキング等に着目し、体力づくり、仲間づくりへの取り組みに関心が持たれ、近年多くの参加者が見受けられるようになってきました。今後も、団体スポーツ人口が増えると期待しています。

質問に入ります。

市営長坂総合運動公園の駐車場増設について等を伺います。

長坂総合運動公園は、合併前より人気の高い施設であり、球技において中央大会など各方面からの団体利用が多く、特に夏季においては全国大会より、おおぜいの利用者が訪れていると。しかし、一度に多数の人々が使用する競技場の施設の割合には駐車場が少なく、サッカー場などは、ヴァンフォーレ甲府の練習試合がたびたび行われたことがあったが、駐車場不足のため、県道まで車があふれてしまうことで、利用されなくなった経過がある。また、町のころより大きな事業が行われるときなど、片方の競技場が使用することができない状況がしばしばあり、そのころより駐車場の増設を望む声が出ていた。

この駐車場の件は、合併前の八ヶ岳南麓ふるさと財団の管理のときより、増設を早急にとの話が数多くの利用者より要望としてあり、理事会において検討され、基金の設立等もされた経緯もあった。しかし、現状を見ると、富士北麓球場と同様に大変、人気の高い球技場であり、合併してからも、ますます利用者が増加している中、大会当局はこのことに頭を抱えている。特に近年は、使用についても集中型で、調整会議等で大変であると。

また体育館等の大掛かりなイベントには、野球場を駐車場にとの声も聞かれるが、このグラウンドは全面排水設備が施されており、雨天の場合、他球場が使用不可能になり、試合中止となる場合でも、この野球場は比較的使用可能である。グラウンド設備保護のためにも、設計当時より車の乗り入れは禁止とされている。利用者増加の面や全球技施設を有効的に使用できるようにするためにも、駐車場の増設を早急に考えたらどうかと思います。最近周辺にも大型施設、また住宅等が増えてきており、安全面の配慮から早期の取り組みが必要だと思います。

次に、B & G 海洋プールの有効利用についてを伺いたいと思います。

この運動場の片隅に B & G 海洋プールがあり、現在、使用されていない。以前は地元や八ヶ岳高原の客等で昼夜、大変利用されていた。私も指導員として、事故等のないようチームを組み、交替で監視等を行っていたことがありました。また、各学校の校外プールとして活用されていたこともあったと。しかし学校にも屋内プール等、立派な施設ができたことにより、このプールの利用者は減少しつつも、なんとか長年使用してきたが、水循環器の故障も目立ち、水質も悪くなり、経費もかかり、合併前の町のころより施設の使用は中止となり、今後についての検討がされていたが、現在もそのままの状態であると。この施設は、日本船舶協会に寄附していただいた貴重な財産であります。せっかくの施設であり、このまま放置しておくべきではないと思います。なんとか有効利用ができる施設にしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

33番、秋山九一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、市営長坂総合グラウンドの駐車場増設についてであります。

市営の社会体育施設は市民の皆さんの健康増進や体力づくりへの意識が高まる中、年々利用者が増加し、教育文化に輝く杜づくりを目指す北杜市にとって、本当にありがたいことでもあります。

長坂総合スポーツ公園は屋内、屋外スポーツの各種大会で、多く使用されているところであります。駐車場は体育館前と陸上競技場北側など、長坂総合スポーツ公園内に約440台が収容できる施設となっており、有効に利用していただいております。

一方、総合スポーツ公園、陸上競技場で毎年開催される名水と国蝶オオムラサキの里まつりは毎年、大変多くの皆さんに参加していただいている大きなイベントで、会場に来るお客さんが安全・安心にお祭りに参加していただけるよう、長坂駅西広場を駐車場として借用し、シャトルバス等で送迎しております。

今後も、今ある駐車場を有効に活用してまいります。長坂総合スポーツ公園周辺において、以前から大きなイベント等で駐車場として借用している秋田財産区有地がありますので、財産区と協議の上、利用できるよう進めてまいります。

次に、B & G海洋プールの有効利用についてであります。

B & G長坂海洋センタープールは、旧長坂町において海洋スポーツを通じ、すこやかな身体と心の育成を図ることを目的にして、昭和61年度に誘致して整備いたしました。以来2,500人を超える利用者があった年もありましたが、屋内プールとはいえ、利用のほとんどが夏の期間であり、また小中学生は学校プールを使用できることから、年々利用人数が減少し、平成17年度には965人の利用となり、多大な維持管理費や市内に温水プール施設があることなどから、長坂海洋センタープールを平成18年度から暫時閉鎖しております。

こうした中、本年2月、B & G財団に施設の機能変更ができないか相談し、協議を重ねてきたところ、本年度から施設の機能変更助成制度が創設され、さらに長坂海洋センタープールを全国のモデルケースとして、取り組んでいただけることとなりました。この協議の中でB & G財団からの提案もありましたので、現在のプールから屋内多目的運動場へ機能変更を行う考えであり、現在、申請に向けて準備を進めているところであります。今後は屋内多目的運動場として、多くの市民の皆さんに有効利用していただければ、ありがたく思います。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山九一君、再質問を許します。

○33番議員（秋山九一君）

駐車場の件ですが、前向きにありがとうございました。今、やはり、中央大会や関東大会とか全日本の大会等が入っておるわけだけれども、駐車場の関係で、裏のひよこルームとか、まわりへ案内をしたりということで、非常に大きな大会のときには大変だなというものでありますので、ぜひひとつ、そのへんを考慮しながら進めてほしいなと思います。

B & Gに対しては、非常に前向きな答弁をありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

次に関連質問を許します。

(な し)

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで33番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に政経会、38番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○38番議員(渡邊陽一君)

本日、私が一番最後で、頑張って、あと9分間、お耳を傾けていただければありがたいと思います。

私は北杜市の、これからの将来を担う子どもたちの安全管理と体制について、3点伺います。

児童の集団登校・下校について。

このところ、全国的に学校内、または登校・下校中の児童の悲惨な事故や事件に巻き込まれるというニュースが多く伝わっています。北杜市でも広い面積を用いているところで、長い道のりを歩いて、スクールバス停に、また学校に行く子どもたちも通学路がありません。わが子が事件や事故に巻き込まれないよう、心配する親も少なくありません。

学校では一人登下校はあり得ないとのことだが、現状はそうではない。現状の把握は、また、集団登校時におけるいじめや苦情などの把握はしているかどうか。またスクールバスや朝夕のスクールガード、デマンド、登校・下校時における呼びかけ放送など、安全で安心して通える道の確保はできているか。

ここ10年くらい、仕事と家庭の両立、女性の社会参加などで家族構成が変わり、子どもの出生や子どもとの接する時間が減少し、育児のメインは保育園で行われることが多く、保育園は第二の家庭であるといわれております。保育園は、あくまでもすこやかな育成を支援する施設であり、親のための施設ではなく、子どものための施設である。北杜市の、これからの将来を担う子どもたちに、よりよい保育園生活を過ごしていただくために、時間外保育と保育園の安全管理と体制について、伺います。

まず北杜市には15個の保育園があり、それぞれの個性豊かな表情を出し、特徴ある楽しい園づくりを成し遂げている姿を、議会だよりや広報紙、またCATV、各地のイベントなどから見受けられます。保育園ニーズは年々、多様化しています。行政は、それに応えなければなりません。これからの北杜を担う子どもたちに、私たちは何より温かい手を伸ばし、目をかけて、愛情を注いでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、時間外保育の対応について伺います。

北杜市全体で、時間外保育の園児数は564人。未満児は167人。未満児以外が397人。時間外保育は通常の保育士より、減少しています。4時半以降に残る園児は両親共働きなどの世帯が多いと思われる。保育園の時間外保育サービスだと聞いています。これも北杜における子育て支援の1つだと考えます。そこで時間外保育の間、園児に対してどのような対応をしているか、お伺いいたします。

3つ目として、園児の安全確保について、いつも保育園の駐車場は車でいっぱい、送迎の車も置けないような状態になっています。子どもと登園する中で、あわや衝突事故というときもあると聞いています。駐車場の対応策はどうなっているか、お尋ねいたします。

次に保育園の塀や門扉は、大人がひょいっと超えられる高さです。サスマタ等も1、2カ所くらい置いてありますが、そこで保育園の防犯体制はどのようになっているか、お伺いいたし

ます。

以上。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

38番、渡邊陽一議員のご質問にお答えいたします。

保育園の実態について、いくつかご質問をいただいております。

最初に時間外保育の対応についてであります。保育園では朝7時半から8時半、夕方4時半から6時半までの間で実施しております。時間外保育園の間の園児への対応については、人数や部屋の規模により異なりますが、多くの園では1つの部屋でテレビやビデオを見させたり、紙芝居を読んで聞かせたり、園児の好きな遊びなどをさせて保育をしております。

次に園児の安全確保についてであります。駐車場の対応策については、余裕をもって園児の送迎ができるスペースが確保できれば理想的であります。多くの園の駐車場は狭小であります。現在は保護者の協力を得る中で、必要最小限の駐車時間の利用となっております。今後は送迎する場所の指定や空き地など現状を確認し、検討してまいりたいと思います。

長坂保育園の駐車場は狭く、また長坂小中学校、甲陵中学校、甲陵高校の通学路にもなっており、送迎時に交通の妨げになっておりましたが、近隣の土地が借用できましたので、早期に駐車場の整備を行う予定であります。

次に保育園の防犯体制についてですが、統一した防犯マニュアルが作成しており、不測の事態が発生した場合を想定し、各園において実践的な防犯訓練、避難訓練を実施しております。また不審者の侵入については未然に発見し、水際で阻止できるよう、普段から危機管理に努めており、園児に対しても集まりの会のお話をしたりしております。サスマタについては本数を増やし、不測の事態に備えていきたいと思っております。

防犯整備としましては、全保育園で夜間の警備委託による防犯体制がとられております。また防犯監視カメラを設置している保育園は5カ所で、来園者確認のためのインターフォンは全保育園に設置されております。保育園の門については、施錠して管理するとともに、園内への出入り口は1カ所に限定し、来園者に必ず声を掛け、用件を確認しております。

保育園のフェンスの高さについては、園児が園外に出ないように設置されたもので、防犯面での高さはありませんが、今後の検討課題として考えたいと思っております。

率直に、伝統的に北巨摩は、そして北杜市は治安よし、民生よしのふるさとでありました。こういう答弁をするのも切なく感じるわけではありますが、官民一体となって、北杜市は治安がよいところだと誇れるように、安全・安心な杜づくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

櫻井教育長。

○教育長（櫻井義長君）

38番、渡邊陽一議員の集団登下校についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1人下校についてであります。

児童生徒にはグループ下校など、複数で下校するよう指導しておりますが、どうしても最後

に一人になってしまう児童生徒がおります。この場合、保護者にお願いして、迎えに出ていただく等の対策を講じております。

次に、集団登校の現状であります。

小学校では集団登校を実施している学校は13校で、地区ごと縦割り班を編成して、スクールバス通学も含めて実施しております。実施していない学校は2校で、家が近所の児童同士で複数登校しております。

中学校では集団登校を実施している学校はありませんが、近くの生徒とできる限り複数で登校するよう指導しております。

次に、集団下校の現状についてであります。

小学校では、集団下校を実施している学校は2校で、地区ごとにまとめてスクールバス通学も含め、実施しております。会議や研究会のときは、一斉集団下校を行っております。

中学校では集団下校を実施している学校はありませんが、部活後、まとめて帰るなど複数下校を指導しております。都合や事情で単独になってしまうことがあります。小学校・中学校とも、できるだけ複数で帰るよう取り組んでいるところであります。

また、集団登校時におけるいじめや苦情などの問題に対しても、学年担当や地区担当を中心に、その都度、対応しており、この件に関して教育委員会への報告は、挙がってきておりません。

次に、現在行われている安全対策の取り組みとしましては、地区安全推進委員会、民生児童委員、社会福祉協議会、PTAのボランティア、長寿者クラブ等による見回り活動の実施や学校と連携して、学校内外での子どもたちの安全を確保し、安心して学習できる環境を守るためのスクールガードの活動。また、児童生徒の下校時に地域全体で見守ることを呼びかけるための、防災無線を活用した子ども見守り放送の実施。緊急時のために防犯ブザーやホイッスルを携帯させること。通学路の安全点検や看板の設置。職員による登下校の指導などを行っております。これからも地元の関係機関等のご協力も得ながら、一層連携を密にし、引き続き児童生徒の登下校時の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊議員、再質問を許します。

○38番議員（渡邊陽一君）

2点ほど、お尋ねいたします。

今、市長も言われたように、安全で明るいまちづくりを推進して、北杜市はいい町だよということを言われたんですけども、それを継続していただくにも、先ほど、教育長が言われたように、放送をもって、先ほど、ちょっと私たちも議会中に聞いたならば、須玉のほうでは、これから子どもたちが帰るよというふうな放送を聞きました。これは北杜市全部に流したら、各学校でやったらどうかと思います。いいことだと思いますよ。そうすれば、子どもたちがこれから帰るから、お互いの大人たちが見守るという安全面は、特にそういうふうな形でもよろしいんではないかと思います。

そして、中学生の子どもたちは部活等もあって帰りも遅いものですから、そのへんもふまえて、もしスクールバスがなければ、市民バスですね。時間的に乗れるものだったら、乗せてあ

げればよろしいのではないかなと思いますけども、そのへんも検討してみてください。

そして保育園の職員に、ちょっとお願いをしたいんですけども、やっぱり首から掛けている名札がありますよね。あれはちょっと見ていると、子どもたちを抱っこしたり、いろいろ、私もちょっと役員をやっていたときに見ていると、何か引っかかるところがあるんですよね。それだったならば、エプロンを着ているから、ここへ名前をうまく、子どもたちに分かりやすいような名前を書いたり、それで迎えに行ったおじいさん、おばあさんたちも分かるような形で、そういうふうな形ができないかどうか。首から掛けているのはどうも、子どもたちを抱っこしたり、小さい子どもですから、自分が首を絞められたような形になってしまうと思いますので、そういうふうな形ができるかどうか。その2点をちょっと、お伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

渡邊議員さんの再質問でございます。

安全・安心のための放送ということでございます。

これについては現在、須玉町で平成17年度に申請があったときに、不定期に実施していたということで、平成18年からは土日を除いて、学校がある都度、放送をしていくと。それから平成19年10月から、小淵沢町のほうでやはり土日、休日を除いた日に放送されております。また最近では、平成20年6月から試行的に日野春小学校が、やはりやっておるということで、長坂町については7月1日から、今度は全校小学校を対象に放送を行っていくということで、学校のほうからご連絡がございました。とてもよいことだということで、歓迎しております。

それと中学生のバス、部活後のバスということでございます。

この部分については、公共バスの利用については、それぞれいつでも乗車できる状態となっておりますので、そのようなことでお願いをしていきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

渡邊陽一議員の再質問にお答えいたします。

保育所の職員の名札について、ご質問をいただきました。

今、われわれ全職員が付けています、この名札でございますが、デスクワークには、たしかによいと思いますけれども、乳幼児を扱う保育士の業務においては、やはりご指摘のとおり、不都合な場面もあるのではないかと考えられます。そこで現状の、実情を把握して、保育の業務に支障を来たさない範囲で着用を考えられるか。また、保育業務に見合った名札を考えることができるか。こういったことを含めて、保育の現場と協議をしてみたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

(な し)

以上で、質問を打ち切ります。

これで38番議員、渡邊陽一君の一般質問を終わります。

本日は時間延長をしていただきまして、議事日程の消化をしていただきました。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時37分

平成 2 0 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

1. 議事日程

平成20年第2回北杜市議会定例会(4日目)

平成20年6月26日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 報告第1号 平成19年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
日程第2 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第3 報告第3号 平成19年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第4 報告第4号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第5 報告第5号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第6 報告第6号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第7 承認第2号 平成19年度北杜市一般会計補正予算(第7号)の専決処分
の報告及び承認を求めることについて
日程第8 議案第68号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除
に関する条例の制定について
日程第9 議案第69号 北杜市長坂まちなか公園条例の制定について
日程第10 議案第70号 北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定について
(常任委員会審査報告)
日程第11 承認第3号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産
税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専
決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第12 承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報
告及び承認を求めることについて
日程第13 議案第79号 北杜市監査委員条例の一部を改正する条例について
追加日程第1 請願第1号 公契約法の制定などの公共工事における建設労働
者の適正な労働条件の確保に関する請願書
日程第14 承認第5号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例の専決処
分の報告及び承認を求めることについて
日程第15 議案第71号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について
日程第16 議案第77号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第78号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 7 2 号 北杜市担い手農業者育成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 7 3 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 7 4 号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 北杜市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件について
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 工事請負変更契約の締結について（武川上団地建設工事 建築主体建設工事）
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架け替え工事東日本旅客鉄道株式会社委託）
- 日程第 2 7 同意第 1 号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件
- 日程第 2 8 同意第 2 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第 2 9 同意第 3 号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 追加日程第 2 同意第 4 号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 追加日程第 3 発議第 3 号 公共工事における賃金等確保法の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について
- 追加日程第 4 継続審査の件

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
会計管理者	大芝隆夫	監査委員事務局長	原哲也
農業委員会事務局長	新海敏生	明野総合支所長	八代忠夫
須玉総合支所長	内藤歳雄	高根総合支所長	白倉民雄
長坂総合支所長	植松本	大泉総合支所長	藤原宝
小淵沢総合支所長	小林まち子	白州総合支所長	渡邊稔
武川総合支所長	福井俊克	政策秘書課長	名取重幹
総務課長	堀内誠	財政課長	小島良一
税務課長	坂本正輝	企画課長	清水克己
情報政策課長	山田栄明	土地政策課長	由井秀樹

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出がございましたので、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 報告第1号 平成19年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

日程第2 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第3 報告第3号 平成19年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第4 報告第4号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第5 報告第5号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第6 報告第6号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

以上の6件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なし）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第6号までの6件を一括議題といたします。

報告第1号から報告第6号までの内容説明を順次、担当部長に求めます。

はじめに、小松企画部長。1号から3号まで。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、報告第1号の平成19年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件について、ご説明申し上げます。

10款教育費の仮称、北杜市学校給食センター建設事業につきましては、平成19年度継続予算額3億80万円のうち、工事の進捗実績に合わせ、執行済みの支出済み額7,994万円を除く残額、2億2,086万円を翌年度に逓次繰越をしたものでございます。

次に報告第2号の、平成19年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございますが、これは先の議会において議決されました繰越明許費について、今回、繰越額が決定いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

6款農林水産業費の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業から、10款教育費の埋蔵文化財発掘調査事業までの12事業でございます。これらの事業の翌年度繰越額は、総額で9億1,284万5千円でございます。財源の内容は、おのこの記載のとおりでございます。

次に報告第3号の、平成19年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございますが、2款総務費の北杜の歌作成事業につきましては、歌組曲の構成に不測の日数を要したため、年度内完成が困難になったことから、事故繰越しを行ったもので、繰越額は全額の200万円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

次に細川生活環境部長、4号から6号までご説明願います。

生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

報告第4号 平成19年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

2款水道施設整備費、事業名が高根水道整備事業であります。翌年度繰越額が500万円でございますが、県道清里須玉線の日影田橋架け替え工事が、県工事が翌年度へ繰り越されたことに伴い、水道管敷設工事につきましても、翌年度に繰り越すものでございます。

次の事業名、白州水道整備事業、3,200万円につきましては、大坊の増圧ポンプ場建設予定地の土地境界確認と用地交渉等に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越したものでございます。合わせまして、3,700万円を翌年度に繰り越したものでございます。

次に報告第5号 平成19年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

2款事業費、事業名が公共下水道事業でございます。翌年度への繰越額が1億1,075万8千円でございますが、武川処理区における管渠敷設工事におきまして、交通制限、また迂回路等の確保に不測の日数を要したためでございます。

次の事業、汚水処理施設整備交付金事業でございます。翌年度繰越額2億6,431万1千円でございますが、須玉第1処理区、それから大泉処理区、小淵沢中部処理区、それぞれ3処理区においての配水管敷設工事に伴う迂回路の確保等の日数を要したためでございます。

下水道事業特別会計におきましては、合わせまして3億7,506万9千円の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、報告第6号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

2款事業費、事業名が村づくり交付金事業でございます。翌年度への繰越額が1,500万円でございますが、白州横手地区におきまして、県道横手日野春停車場線への管渠敷設に伴います県との協議に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

以上、説明させていただきました。

○議長（小澤寛君）

以上で、報告第1号から報告第6号まで、6件の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

日程第7 承認第2号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは承認第2号について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。

この専決処分につきましては、平成20年3月31日に専決処分をさせていただきまして、平成19年度北杜市一般会計補正予算（第7号）でございます。

本補正予算は、市税の増加および譲与税交付金等の決定に伴うものに限定し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309億1,914万4千円としたものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入について、ご説明申し上げます。

1款の市税は2億8千万円の追加であります。市民税1億5,400万円の増。固定資産税1億1,200万円の増。軽自動車税500万円の増。市タバコ税800万円の増。入湯税800万円の増であります。

2款地方譲与税は374万8千円の追加。

3款利子割交付金は768万2千円の追加。

4款配当割交付金は1,725万8千円の追加。

5款株式等譲与所得割交付金は1,103万2千円の追加。

6款地方消費税交付金は4万8千円の追加。

7款ゴルフ場利用税交付金は729万6千円の追加。

8款自動車取得税交付金は472万円の減額で、それぞれ交付金の確定によるものであります。

10款地方交付税は特別交付税の確定に伴い、3億1,311万円の追加であります。

16款財産収入は2,017万8千円の追加であります。財産売り払い収入で、県道改良に伴う私有地売却土地代であります。

20款諸収入は3,736万8千円の追加であります。預金利子および住宅建設工事費の契約解除に伴う違約金でございます。

したがいまして、歳入の補正総額は7億円となりまして、歳入総額を309億1,914万4千円とするものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

歳出であります。13款の諸支出金、2項の基金費は7億円の追加であります。これは財政調整基金へ7億円を積み立てるものであります。

したがいまして、歳出総額を309億1,914万4千円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 平成19年度北杜市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第8 議案第68号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長(柴井英記君)

それでは、議案第68号の北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。制定の内容の項をご覧くださいと思います。

内容であります。平成19年5月11日、企業立地促進法が公布され、また中ほどでございますが、平成19年8月16日に省令が公布され、同令の規定に基づく固定資産税の課税免除、または不均一課税を行う場合には地方税法第3条の規定、この第3条の規定につきましては、地方税の賦課徴収に関する規定の形式の条項でありまして、地方団体は賦課徴収について定めをするときには、当該地方団体の条例によらなければならないと定めておりまして、本条例を制定するものでございます。

議案の2ページをお開き願いたいと思います。

この条例は、第1条から第5条までとなっております。

第1条では、趣旨を規定しております。

第2条につきましては課税免除。

それから3条につきましては、課税免除の申請についてでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

第4条につきましては、課税免除の取り消し。

第5条につきましては、委任についてを規定するものでございます。

なお、山梨県の基本計画同意日は平成20年2月1日であるため、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第68号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第9 議案第69号 北杜市長坂まちなか公園条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、概要書をお開きください。

北杜市長坂まちなか公園条例の制定についてということでございます。

趣旨でございますが、市民の集いの場を提供し、地域の活性化を図るため、整備した多目的公園の設置管理について、必要な事項を定めるため、条例を制定するというものでございます。

それでは議案書の、議案第69号の1ページをお開きください。

提案理由でございます。

提案理由につきましては、市民の集いの場を提供し、地域の活性化を図るため、整備した多目的公園の設置管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであるということでございます。

次の2ページ、3ページでございますが、具体的な条文がなっております。

1条、見出しの設置から第8条、委任まで全8条で構成してございます。いわゆる公園の設置と管理に関するものでございます。

附則でございまして、この条例は20年8月1日から施行するというものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第69号 北杜市長坂まちなか公園条例制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第10 議案第70号 北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小林教育次長。

○教育次長(小林喜文君)

それでは、概要書をお願いします。

題名でございます。北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定についてということであり
ます。

めくっていただきまして、議案第70号のところであります。

提案理由でございます。

市民の芸術文化スポーツの振興を図り、文化に輝くまちづくりを目的とする事業の資金に充
てるため、設置する北杜市芸術文化スポーツ振興基金について必要な事項を定めるため、条例
を制定するものでございます。

2ページをお開きください。

北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例でございます。

第1条から第7条で、なっております。

附則として、この条例は公布の日から施行するということでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第70号 北杜市芸術文化スポーツ振興基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に常任委員会審査報告。

○議長(小澤寛君)

日程第11 承認第3号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから、日程第22 議案第76号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてまでの13件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会へ付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過、ならびに結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長(篠原珍彦君)

平成20年6月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、3月本会議において、当委員会に付託されました請願第1号の審査をするため、6月9日、委員会を開催いたしました。また、6月13日の本会議において付託されました事件審査を6月18日に議員協議会室において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

継続審査 請願第1号 公契約法の制定などの公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願書

承認第3号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第79号 北杜市監査委員条例の一部を改正する条例について

以上、4件であります。

審査の結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず請願第1号 公契約法の制定などの公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願書であります。

慎重な審査を行い、意見終結後、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

次に承認第3号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

19年度、20年度で固定資産税が減免措置されている企業数と金額はどれくらいかとの質疑に対し、課税免除については、企業等振興支援条例によるものが、19年度は4社で2,777万円。20年度予算は6社で5千万円。過疎法によるものが、19年度は10社で4,811万円。20年度の予定は10社で4,600万円であり、武川町、白州町、須玉町が対象である。農工法によるものは、現在ないと答弁がありました。

質疑終結後は討論なく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第79号 北杜市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

夕張市は一時借入で書類を操作していたが、一時借入金というのはこの書類には出てくるのかとの質疑に対し、一時借入金については、本来は年度内に返さなければならないものであり、比率の表を見れば中の検証はできるとの答弁がありました。

将来負担比率の計算式について、3月の時点では確定していないとのことであったが、数値等は決まったのかとの質疑に対し、計算式については、まだ不確定な要素があるが、財政健全化4指標の公表については、19年度の決算から公表するとの答弁がありました。

質疑終結後は討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから会議規則第41条の規定により、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○文教厚生常任委員長（秋山俊和君）

平成20年6月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 秋山俊和

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月13日の本会議において付託されました事件の審査を、6月

19日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第5号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第71号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第77号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第78号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願

以上、5件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第71号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

新旧の医療分の税率を見ると、新のほう下がっているので国保税も下がると思うが、実際にはどうかとの質疑に対し、18年度に国保税収入を約20%上げたため、北杜市の運営状況は県内でも順調であり、19年度末には5億7千万円の余剰金を繰り越せ、健全である。今年度は19年度と同じ税収入を見込んでいきたい。国保から後期高齢者が抜け、退職者被保険者が一般に入ってくる。19年度医療分の税率を、20年度は医療分と支援分を合わせたものと同率になるよう設定している。課税限度額を超える所得者は、若干負担が増えるようになるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に承認第5号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員から制度が変わるときは、資料等を提出してほしいとの要望がありました。

次に議案第77号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第78号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についての2件については、質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に所管事務について質疑があり、病院・薬局等に、生活保護者に後発医療品を使うよう通知したのは北杜市だけであるがとの質疑に対し、国からの指導により行っている。通知について、早速調査するとの答弁がありました。

ノロウイルス食中毒、レジオネラ菌による事件が発生しているが、市民に対し、どのように注意を喚起し、原因発生についてどのように説明するのかとの質疑に対し、保育園長会議で注意をしていたところであったが、みどり保育園に発生してしまい、今後、再発防止に努めたい。また指定管理者施設においては、管理者に衛生管理の徹底を十分指導していきたいとの答弁がありました。

また、事件発生からの的確な措置をとったのか。マニュアルはあるのか。あるならば、そのとおり機能したのかとの質疑に対し、マニュアルは作成しており、それにより対応したとの答弁がありました。

次に請願第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める請願であります。

紹介議員から補足説明を受け、また執行部からも北杜市の状況などを伺うなど、慎重な審査を行いました。

前の制度では破綻する。そのための制度であるが、代替案はあるのか。若い人たちの負担が増える。北杜市民にどのような影響があるのか。政府が見直しをしている。様子を見たいなどの意見が出され、意見終結後、採決の結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

経済環境常任委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

○経済環境常任委員長（坂本治年君）

平成20年6月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 坂本治年

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月13日の本会議において付託されました事件の審査を、6月20日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

付託された事件

議案第72号 北杜市担い手農業者育成条例の一部を改正する条例について

議案第73号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第74号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について

議案第75号 北杜市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

議案第76号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

以上、5件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第72号 北杜市担い手農業者育成条例の一部を改正する条例についてであります。

研修受け入れ農家の受け入れ範囲はとの質疑に対し、担い手アクションサポート会議の構成員の14部会へ市が紹介しているとの答弁がありました。

研修生を受け入れた場合に研修の期間、期限はあるのかとの質疑に対し、おおむね6カ月から8カ月と規定しているとの答弁がありました。

新規就農者で受け入れた人が途中でやめた例はあるのかとの質疑に対し、16年から19年まで市内外から40人程度いるが、今のところやめた人はいない。なお、北杜市へ来たいという希望者が多く、受け入れ先がないため、セーブしている状態であるとの答弁がありました。

農業研修の受け入れ農家、団体の数はどのくらいかとの質疑に対し、12から13であると

の答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

13条の3は具体的にはどういうことかとの質疑に対し、おじ、おば等、三親等以内でない
と承継承認は受けられないということであるとの答弁がありました。

現在、入居している人には適用されるのかとの質疑に対し、7月1日から適用されるため、
それ以前の入居者には適用されないが、暴力団関係者は適用を受け排除できるとの答弁があり
ました。

18歳未満の子どもを扶養している場合に収入の制限はないかとの質疑に対し、収入から扶
養人数掛ける38万円を控除し、それを12で割ったものが20万円以内なら入居できるとの
答弁がありました。

法律第77号に規定する暴力団員はとの質疑に対し、警察に登録されている構成員である
との答弁がありました。

連帯保証人の要件はとの質疑に対し、市内に居住し、持ち家があり、入居者より収入が多く、
給与収入者であれば、236万円以上の収入がある者であるとの答弁がありました。

第6条の市長が定める近隣市町村とはとの質疑に対し、市の中心付近から約30キロメー
トル以内を考えているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について、議案第75号 北杜
市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案第76号 北杜市特定公共賃貸
住宅条例の一部を改正する条例についての3件については質疑・討論ともになく、全員異議な
く可決すべきものと決定しました。

なお、委員から警察に登録されている暴力団員のリストに載っていない人の扱いは、慎重に
お願いしたいとの要望がありました。

次に所管事務について質疑があり、公共事業の単品スライドについて北杜市の対応はとの質
疑に対し、単品スライド条項に対応するために、財政担当と検討中であるとの答弁があり
ました。

下水道工事について、本管が完成後、区域外の人がつなぎ込めるかとの質疑に対し、区域外
の条件をどのようにクリアするのか、検討中であるとの答弁がありました。

次に北杜市村山六ヶ村堰水力発電所について、担当から説明があり、質疑応答がありました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

住宅条例、この趣旨と少し離れますけれども、市長は企業立地を非常に勧めておりまして、
住宅をとという話も出てくるんですが、実際にはその市営住宅へ入れるというのは、所得制限が
あるわけでありまして、例えば企業がよそから移転してきたと。そのときに、そうした人た
ちが今の市営の住宅の条例の中で、入れるという人は、ごくわずかではないかと。今、市営住宅

は造る、大泉の中ですが、造るというんですけれども、そういった層の人たちが住宅へ入りた
いといったときに、今、その計画、そういう考え方はどのように考えられているのか。少し外
れて申し訳ありませんけども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

公営住宅と入居できる条件という問題に対しては、年間所得をはじめ、先ほど説明したとお
り、大変厳しい規制になっていまして、大変、頭の痛い話であります。今、茅野議員のご指摘
の件については、例えて言えば須玉町で造っている就業促進住宅だとか、そしてまた、国土交
通省のほうも民による公営住宅もだんだん可能、民の力を借りてという意味です、そんな
ことも一生懸命、市としては検討しているところであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了いたしました。

これから、討論・採決に入ります。

承認第3号、承認第4号および議案第79号の討論を一括して行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから承認第3号、承認第4号および議案第79号の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号、承認第4号および議案第79号は、総務常任委員長の報告のとおり承認・可決
することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって承認第3号、承認第4号および議案第79号は、総務常任委員長の報告のとおり承認・
可決することに決定いたしました。

次に承認第5号、議案第71号、議案第77号および議案第78号の討論を一括して行いま
す。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから承認第5号、議案第71号、議案第77号および議案第78号の4件を一括して採
決いたします。

お諮りいたします。

承認第5号、議案第71号、議案第77号および議案第78号は、文教厚生常任委員長の報
告のとおり承認・可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって承認第5号、議案第71号、議案第77号および議案第78号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり承認・可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号から議案第76号までの討論を一括して行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号から議案第76号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号から議案第76号までは、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第76号までは、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第1 請願第1号 請願の件 公契約法の制定など公共工事における建設労務者の適正な労働条件の確保に関する請願書について、討論に入ります。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第23 議案第80号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第80号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,711万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億9,595万円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけども、10款の地方交付税は1,845万8千円の追加であります。

20款諸収入1,865万3千円の追加であります。5項の雑入でありまして、日本宝くじ協会の助成金1,100万円。活性化センター補助金500万円。それからケーブルテレビ工事費負担金および加入負担金の265万3千円です。

合わせまして、補正総額は3,711万1千円となりまして、歳入総額を276億9,595万円とするものでございます。

歳出でありますけども、2款総務費、1項総務管理費2,436万5千円の追加であります。主なものであります。市民バス車両購入事業に2,067万4千円で、交通バリアフリー法適用、それから国土交通省認定のノンステップバスの車両購入費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費382万6千円の追加であります。これは市内の豊かな水量と地形を利用した水力エネルギーの可能箇所の調査費に100万円。それから太陽光発電実証研究地への誘導サイン設置に282万6千円です。

7款商工費、1項商工費167万5千円の追加であります。これはリトリートの杜の事業のコンソーシアム活性化の推進事業費です。

10款教育費、5項保健体育費の724万5千円の追加であります。これはバスケットボールの女子日本リーグの山梨クイーンビーズチームを、ホームタウンとして受け入れることから、バスケットゴールの購入費でございます。

合計しまして、歳出補正総額は3,711万1千円となりまして、歳出総額を276億9,595万円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長（小澤寛君）

都合により、ちょっと予定時間が経過して申し訳ございません。
ただいまから、再開をいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第24 議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

この計画は本市の須玉町、白州町、武川町の3地域が過疎地域として指定されておりまして、平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画となっております。その計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

変更後でございますが、観光、またはレクリエーション事業につきまして、増富温泉郷大型バス駐車場およびトイレ整備と、それから白州台ヶ原宿、公衆トイレの整備を追加いたしました。また市町村道路の津金12号線から、宮脇線までの6路線は事業内容の変更であります。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。

市町村道路整備に黒沢1号線、山高16号線、湯沢東漸寺線の追加をいたしました。

それから医療の確保としまして、白州診療所整備事業を追加いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更の議決を求める件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第25 議案第82号 工事請負変更契約の締結について（武川上団地建設工事 建築主体建設工事）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは議案第82号の、工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

平成19年10月3日に、平成19年第3回北杜市議会定例会において議決されました武川上団地建設工事（建築主体工事）請負契約につきまして、請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、公営住宅整備事業、武川上団地建設工事（建築主体工事）でございます。

契約金額でございますが、変更前が2億4,045万円。変更後が2億4,204万6千円でございます。

契約の相手方が山梨県韮崎市円野町上円井3139番地、株式会社内藤ハウス、代表取締役 内藤篤でございます。

提案理由でございますけども、土工事、建設工事の増工に伴う変更契約でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第82号 工事請負変更契約の締結について（武川上団地建設工事 建築主体建設工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第26 議案第83号 委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、議案第83号の委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）について、ご説明申し上げます。

次のとおり委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託でございます。

2の契約の方法でございますが、随意契約でございます。

3の契約金額でございますが、11億7,125万3千円でございます。

契約の相手方が東京都八王子市旭町1番8号、東日本旅客鉄道株式会社、八王子支社長 高野裕一でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

この委託契約の契約金について、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

これは3年間の継続事業と伺っておりますが、この契約金額の予算の措置と事業内容について、概略で結構ですから、ご説明をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

細田議員の質問にお答えします。

予算としましては、今年度当初予算で1億4,491万5千円。それと21年度、22年度分として、債務負担行為で10億2,633万8千円を計上してございます。合わせまして11億7,125万3千円を、3月の当初予算で議会の議決を受けております。それで今回、JRとその分について、契約をするという内容でございます。

あと工事の概要でございますけど、平成20年度の工事につきましては、次年度以降の工事の準備段階といたしまして、鉄道施設の障害物の移転。これにつきましては電車線、電灯線等の電気関係の移転でございます。それと信号通信関係の小移転等がございます。21年度の工事につきましては、2億7,220万9千円の予定でございまして、工事内容といたしまして

は、主に仮設道路を含む仮設の橋でございます。平成22年度の工事につきましては、7億5,412万9千円の予定でございます。工事内容といたしましては、鉄道施設の電気関係の工事、こ線道路橋の新設、また仮設の撤去という内容でございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第83号 委託契約の締結について（巨摩こ線道路橋架替工事東日本旅客鉄道株式会社委託）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第27 同意第1号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第1号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町小荒間901番地、清水長治、昭和21年6月5日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第27 同意第1号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第28 同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第2号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会を選任する必要があるため、北杜市財産区管理区条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸3735番地、浅川治、昭和16年1月15日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第28 同意第2号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第29 同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第3号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会を選任する必要があるため、北杜市財産区管理区条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸3735番地、浅川治、昭和16年

1月15日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第29 同意第3号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第2 同意第4号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第4号の提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第4号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草11276番地、相良勤、昭和10年6月3日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第2 同意第4号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第3 発議第3号 公共工事における賃金等確保法の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員長、篠原珍彦君から提案理由の説明を求めます。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

発議第3号

平成20年6月26日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

公契約法の制定など公共事業における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

地方自治法第109条第7項および北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により、提出する。

提案理由

建設業においては、他産業では常識とされている明確な賃金体制が確立されず、建設労働者の生活は不安定な状態に置かれている。

工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために公共工事における新たなルールづくりが必要であるため、この案を提出する。

公共工事における賃金等確保法の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）

建設業の就労者数は全国に630万人にのぼり、全産業の就業者数の10%を占めており、わが国の基幹産業として、経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請と下請という重層的な関係の中で、明確な賃金体系が現在も確保されておらず、加えて不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少の中で、現在の工事契約が総価方式のため、施工単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活は不安定なものになっている。

国においては、平成13年4月に公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、参議院で建設労働者の賃金・労働条件の確保が適正に行われるよう努めることという付帯決議が行われたところである。また諸外国においては、公共工事に関わる賃金等を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が当然のごとく進んでいる状況にある。

よって、国においては建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質を確保するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公共工事における賃金等の確保法、いわゆる公契約法を制定すること。
2. 公共工事入札および契約の適正化の促進に関する法律の、付帯決議に実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月26日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 福田康夫殿

総務大臣 増田寛也殿

厚生労働大臣 舛添要一殿

国土交通大臣 冬柴鐵三殿

以上であります。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第4 継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、継続審査の件は各委員長の申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

6月13日から開会されました平成20年第2回定例会も、議員各位のご協力をいただき、本日を最終日として、14日間の全日程を無事終了することができました。心から感謝を申し上げます。

市議会議員の任期も残すところ5カ月余りとなりましたが、われわれ41人の市議会議員は地方分権改革が推進される中で、議会の機能を十分に発揮することにより、市民の負託に応えるよう、今後も議員として誠心誠意、努力することを誓い合いながら、平成20年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時26分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司